

平成28年 第2回定例会

東 御 市 議 会 会 議 録

平成28年6月3日 開会

平成28年6月29日 閉会

東 御 市 議 会

平成28年東御市議会第2回定例会議事日程（第1号）

平成28年6月3日（金） 午前9時 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告 報告第2号 平成27年度繰越明細許について
- 第 4 市長招集あいさつ並びに所信表明演説
- 第 5 議案第49号 平成28年度東御市地域改善地区住宅改修資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて
- 第 6 議案第50号 平成28年度東御市一般会計補正予算（第2号）
- 第 7 議案第51号 東御市工場立地法準則条例
- 第 8 議案第52号 東御市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第53号 東御市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第10 請願・陳情の報告

出席議員（19名）

1番	窪田俊介	2番	佐藤千枝
3番	横山好範	5番	蓮見喜昭
6番	山崎康一	7番	若林幹雄
8番	阿部貴代枝	9番	平林千秋
10番	依田俊良	11番	長越修一
12番	井出進一	13番	青木周次
14番	三縄雅枝	15番	町田千秋
16番	依田政雄	17番	柳澤旨賢
18番	堀高明	19番	清水新一
20番	櫻井寿彦		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	花岡利夫	副市長	田丸基廣
教育長	牛山廣司	総務部長	掛川卓男
市民生活部長	土屋一夫	健康福祉部長	山口正彦
産業経済部長	北沢達	都市整備部長	寺島尊
病院事務長	武舎和博	教育次長	清水敏道
総務課長	横関政史	企画財政課長	岩下正浩
生活環境課長	塚田篤	子育て支援課長	坂口光枝
福祉課長	柳澤利幸	農林課長	金井泉
建設課長	土屋親功	教育課長	小林哲三

議会事務局出席者

議会事務局長	堀内和子	議会事務局次長	野村伸弥
書記	正村宣広		

◎開会の宣告

○議長（櫻井寿彦君） おはようございます。

開会に先立ちまして、市長及び副市長から発言を求められていますので、これを許可します。
市長。

○市長（花岡利夫君） おはようございます。

議会の出席要請に基づく執行機関側の説明のため出席する説明員につきまして、紹介をさせていただきます。

5月16日に開催いたしました先の臨時議会における選任案件に当たり、議会のご同意をいただき、5月19日に再任いたしました副市長の田丸基廣でございます。よろしくお願いいたします。

○副市長（田丸基廣君） よろしく願いいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 副市長。

○副市長（田丸基廣君） おはようございます。開会前の貴重な時間をちょうだいいたしまして、あいさつの機会を与えていただき、誠にありがとうございます。

前期4年間につきましては、ひとかたならぬお世話になり、微力ではございましたが、その任を務めることができましたこと、ひとえに議員各位のご指導のたまものと感謝申し上げる次第でございます。

ただいま花岡市長より紹介いただきましたように、去る5月19日付で副市長に再任されました。もとよりその器ではございませんが、職員としての時代からの経験を十分に生かさせていただき、花岡市政を支えてまいる覚悟でございます。

今、まさに地方創生、東御市の生き残りをかけた戦略が動き出したところでございます。人口減少の克服と活力ある地域社会の実現のためのひと・まち・しごと創生総合戦略計画も余すところ4年でございます。今期の業務を進める上で重要な基本施策と認識をいたしております。就任以来、持続可能な美しいふるさとづくりをまちづくりの原点と捉え、自身のまちづくりへの思いを具現化するために日々努力を惜しまない花岡市長を支え、東御市民のために粉骨砕身努めてまいる所存でございます。どうか議員各位におかれましては、格別なるご指導、ご鞭撻賜りますようお願い申し上げます。就任のあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（櫻井寿彦君） ただいまから平成28年東御市議会第2回定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

(午前 9時00分)

◎議事日程の報告

○議長（櫻井寿彦君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（櫻井寿彦君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、横山好範君及び蓮見喜昭君を指名します。

◎日程第 2 会期の決定

○議長（櫻井寿彦君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月29日までの27日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

会期は、本日から6月29日までの27日間に決定しました。

◎日程第 3 諸般の報告

○議長（櫻井寿彦君） 日程第3 諸般の報告をいたします。

監査委員から平成28年2月、3月、4月及び5月実施分の例月出納検査結果報告書が提出され、その写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、地方自治法第180条第1項の規定による議会の権限に属する軽易な事項で、その決議により特に指定された市長専決処分事項報告書が提出され、その写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、報告第2号 平成27年度繰越明許費について報告を求めます。

総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） おはようございます。

報告第2号 平成27年度繰越明許費につきまして、報告を申し上げます。議案書の1ページをお願いいたします。

報告第2号。平成27年度繰越明許費について。

平成27年度東御市一般会計予算について、別紙のとおり繰越明許したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告するものでございます。

この施行令の規定では、地方公共団体の長は繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調整し、次の議会に報告しなければならない旨の規定となっております。

2ページをお願いいたします。

平成27年度東御市繰越明許費繰越計算書でございます。一般会計補正予算（第10号）分でございますが、款2総務費項1総務管理費の地方公共団体情報セキュリティ対策事業につきましては、情報セキュリティ強化を図るためのシステム構築を行う事業でございまして、システム仕様の作成に

不測の日数を要したため1,790万円を繰り越したもので、事業完了は平成29年3月31日を予定しております。

項4 選挙費、選挙人名簿システム改修委託につきましては、選挙人名簿登録制度見直しに伴うシステム改修委託でございまして、改修に伴う他業務との調整に不測の日数を要したため10万8,000円を繰り越したもので、この事業は事業完了しております。

款3 民生費項1 社会福祉費の年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業につきましては、所得の少ない高齢者に対して1人3万円を支給する事業でございしますが、関係機関との協議に不測の日数を要したため1億972万円を繰り越したもので、事業完了は平成28年12月31日を予定しております。次に地域密着型サービス等整備事業補助金につきましては、小規模多機能型の居宅介護事業所を整備する補助金でございまして、関係機関との協議に不測の日数を要したため3,200万円を繰り越したもので、事業完了は8月19日を予定しております。

項2 児童福祉費、子ども・子育て支援システム改修委託につきましては、法改正に伴うシステム変更の仕様の作成に不測の日数を要したため委託料74万6,000円を繰り越したもので、事業完了は6月30日を予定しております。

款4 衛生費項2 清掃費、生ごみリサイクル施設建設工事につきましては、平成28年度交付予定の国の交付金が27年度に前倒し交付されたため工事請負費1億7,723万円を繰り越したもので、事業完了は平成29年3月31日を予定しております。

款5 農林水産業費項1 農業費の荒廃農地復旧対策事業補助金につきましては、立木等の撤去作業に不測の日数を要したため611万8,000円を繰り越したもので、事業完了は11月30日を予定しております。6次産業化推進事業につきましては、ワインのブランド化推進のための事業でございしますが、関係者との協議に不測の日数を要したため800万円を繰り越したもので、事業完了は平成29年3月31日を予定しております。次に祢津御堂地区関連事業につきましては、測量、用地取得などについて県営事業との調整に不測の日数を要したため826万6,000円を繰り越したもので、事業完了は10月21日を予定しております。

款6 商工費項1 商工費商工業振興助成事業につきましては、条例に基づく事業所建築に係る補助金でございしますが、関係者との協議に不測の日数を要したため459万円を繰り越したもので、事業完了は6月30日を予定しております。DMO構築による山岳高原観光推進事業につきましては、観光マーケティング調査、分析等に要する委託料について、仕様書作成に不測の日数を要したため1,010万円を繰り越したもので、事業完了は平成29年3月31日を予定しております。

款7 土木費項2 道路橋りょう費、市単独道路改良工事につきましては、県・東深井線測量概略設計委託料でございまして、関係者との協議に不測の日数を要したため410万4,000円を繰り越したもので、事業完了は6月30日を予定しております。

次に項5 住宅費日向が丘団地第2期建設工事につきましては、工事に当たり関係者との協議に不測の日数を要したため1億4,046万円を繰り越したもので、5月31日に事業完了をしております。

合計欄をご覧いただきたいと思いますが、翌年度への繰越額の合計額は5億1,934万2,000円でございます。財源内訳につきましては右の欄をご覧いただきたいと思います。

以上報告第2号につきまして、ご報告を申し上げます。

◎日程第 4 市長招集あいさつ並びに所信表明演説

○議長（櫻井寿彦君） 日程第4 市長招集あいさつ並びに所信表明演説を願います。

市長。

○市長（花岡利夫君） おはようございます。招集ごあいさつ申し上げます。

野山の緑が色濃く装い始め、水田を吹き抜ける風に夏の到来を感じさせる季節となってまいりました。

本日ここに、平成28年東御市議会第2回定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては何かとご多用の中、ご出席を賜り深く感謝申し上げます。

先般、5月16日に行われました第1回臨時会におきましては、今後の市政運営を進めるに当たって私を補佐する副市長をはじめ、任期満了に伴う各執行期間の委員の選任及び任命に当たり、議員の皆様方には全会一致でご同意をいただき、誠にありがとうございました。この場をおかりして改めて厚く御礼を申し上げます。

平成28年熊本地震におきましては、4月14日の地震発生時から震度1以上の地震が既に1,600回を超え、いまだに続いている状況であります。また政府の地震調査委員会では、今後も最低1カ月程度は熊本・阿蘇地方で最大震度6弱程度の余震が発生するおそれがあるとの発表がされております。今なお続く余震におびえながら、厳しい暮らしを余儀なくされている多くの避難者の皆様の日も早い生活再建を願うとともに、改めて被害に遭われた方々に心からお見舞いを申し上げます。

一方で、内閣府が発表した今年1月期から3月期の国内総生産GDP速報値は、2四半期ぶりのプラス成長となりましたが、個人消費が伸び悩んでいることから、経済情勢はなお不透明な状況にあります。市といたしましては、今後も国の動向を注視しながら、行財政運営を進めてまいりたいと考えております。

さて、4月10日の市長選挙に際しましては、市民の皆様をはじめ多くの方々から温かいご信任をいただき、三たび東御市のかじ取り役を担わせていただくことになり、大変光栄に存じます。加えて、その職責の重さを改めて感じるとともに、市民の皆様の大きな期待と信頼に応えられるよう皆様の声に真摯に耳を傾けながら、初心を忘れず、おごることなく、公約実現に向けて全力を注いでいく所存でございます。市民の皆様並びに議員各位におかれましては、引き続きご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

3期目の市政を担うに当たりまして、私の所信と施策の基本的な考え方を述べさせていただきます。

私はこれまでの8年間、市政運営の基本方針として、互いに支え合うまち、お産ができて子育て

しやすいまち、魅力あふれるまち、移住者をいざなうまち、“T・O・M・I”を掲げ、その実現に向けた様々な施策の展開を図るとともに、東御市の将来を見据えた施策の種をまき、育ててまいりました。今後4年間はこれらの施策を形にしていくと同時に、東御市の良さを生かし、持続可能な美しいふるさとづくりを進めてまいります。

その実現に向けた主要な施策について申し上げます。

まず、財政についてでございますが、国・地方の財政状況が厳しい状況にある中で、少子高齢化、人口減少、市民ニーズの多様化への対応は複雑化しており、限られた人材と予算とを有効に活用するためには、計画的で効率的な行財政運営が必要であります。市税の適正な課税と徴収、受益者負担の適正化を図るとともに、市民にわかりやすい財政状況の公表を積極的に進めるなど、税金を大切に使い、説明責任を果たし、市民益を第一義に、持続可能な財政運営を進めてまいります。

また、今後の財政運営において、過去に建設された公共施設の老朽化対策が課題となっています。人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していくことを踏まえ、公共施設の全体像を把握し、長期的な視点と協働のまちづくりの観点から、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化を図るべく、今年度末を目標に公共施設等総合管理計画の策定に取り組んでまいります。

特に市内5小学校については、施設の状況を調査した上で、改修や長寿命化を含めた老朽化対策、またトイレの改修等を計画的に進めることとし、その財政基盤づくりに着手いたします。

次に、子育て支援の一環として第3子以降の保育料無料化の拡充に取り組み、多子世帯の保育料を軽減して、「子育てしやすいまち」の環境整備を進めます。

小・中学校の給食に関しまして、現在、市内の小・中学校では自校給食を実施しているところがあります。自校給食の最大の利点は、子どもたちの反応や笑顔を見ながら家庭的な雰囲気の中で給食を提供できることでもあります。更にアレルギー食対応や食中毒対策としてきめ細やかで安心・安全な給食の提供ができ、また地産地消を取り入れた学校給食は、地元の農産物を知り、生産者の顔が見える機会となっております。今後においても、自校給食により心のこもった、また安心・安全な給食を提供するとともに、食育を進めてまいります。

そして給食施設の整備及び調理にかかる人件費は行政負担、また給食の原材料費は個人負担の原則をご理解いただけるよう努力してまいります。

次に、地域で暮らせることを第一にした「互いに支え合う仕組みづくり」の推進でございます。互いに支え合う地域福祉を推進するために、災害時に要援護者が無事に避難できるよう支援者を把握し、地図等を活用した避難支援情報を共有するための支え合い台帳・マップの作成を推進します。更にこの台帳等の作成過程を通じて、災害時に限らず地域住民相互の支え合いの仕組みづくりを醸成します。また高齢化社会に対応するため地域包括ケアシステムの構築を目指して事業を展開しているところであり、介護保険制度においても平成29年4月から地域の支え合い体制づくりを推進し、効果的で効率的な支援を目指す「新しい総合事業」への移行を予定しているところでございます。

「地域包括ケアシステム」においては、高齢者のこれまでの人生を尊重し、これからの人生にも寄り添うシステムの構築に向けた取り組みを進めてまいります。

次に、市民の健康増進につきましては、「第2次東御市健康づくり計画」に基づき、健康づくり県民運動「信州エースプロジェクト」とも連動しながら推進してまいります。その中でも食べることは運動とともに心と体の健康を保つ源であります。地元の食材を生かしたおいしい食事、地域の食文化を守り伝える食事、栄養バランスと適度な塩分、適量の野菜摂取を心がける健康な食事、そして家族や仲間とともに食べる楽しい食事、こうした食の大切さと体を動かす楽しさを市民の皆様と共有しつつ、生涯を通じた健康づくりを推進し、健康寿命の延伸を図って、「健康長寿・日本一」を目指します。

市民病院におきましては、新たに内科、外科、産婦人科を担当する3名の常勤医師が加わり、診療体制の更なる充実が図られたことから、これまで以上にきめ細やかな医療をスムーズに提供していくとともに、地域の医療関係機関と協力し、保健、福祉、介護との連携を更に深めながら、市民にとって身近な市民病院にしてまいります。

次に、生涯学習の拠点として講義室の新設等により機能の充実を図った中央公民館を最大限に活用し、地区公民館とも連携をとりながら、各種講座や学級の開催など、「地域づくりはひとづくり」をモットーとした学びの場の提供を図ってまいります。

また文書館につきましては、北御牧庁舎3階を活用した整備に向けて、今年度は建物改修の設計に着手してまいります。歴史資料や古文書を適切に保管・収集・整理し、資料を通じてこの地域の歴史を掘り下げることができる役割が果たせる機能を有した文書館として、平成30年度の開館を目指します。

次に、小学校区単位の地域づくりにあたっては、平成27年度において全5地区で地域ビジョンの策定に取り組んでいただき、策定時の意見交換には地域住民に加えて市職員も参加するなど、協働の大きな一歩が踏み出せたと考えております。今後の地域ビジョンの実現にあたっては、地域づくり組織が取り組む活動に対して必要な支援をしてまいります。

なお、地域づくり組織が未組織の田中・和地区においても、地域ビジョン推進体制の検討が始まっておりますので、その組織化に向けた支援を継続してまいります。

次に、市内の農業におけるTPP、環太平洋パートナーシップの影響への対応につきましては、これまで先人が培ってきた経験と技術を現在にふさわしい姿で生かしながら、優良農地の保全と荒廃地の再生利用対策など、従来からの施策を着実に実施するとともに、農地の利用集積や集団化によって農地利用の効率化と生産性の向上を図ることを基本に据えて、TPPに負けない足腰の強い産地づくりに取り組んでまいります。

また、持続可能な農業を目指し、ブドウ、クルミ、八重原米、白土ばれいしょといった市を代表する農産物を活用して、全国に向けて東御のおいしさを効果的にプロモーションすることにより、販売拡大と農業の経営強化の支援に努めてまいります。

こうした取り組みに加えて、新たなワインの産地としての振興を図るとともに、千曲川ワインバレー特区においては、構成市町村が連携を深める中でワインを核として、その他の地域資源も取り込んだ形の、違った側面からの連携も模索しつつ、特区としての特色を最大限活用し、千曲川ワインバレーの充実に努めてまいります。

今回の伊勢志摩サミットにおきまして、ヴィラデストワイナリーの2014年産白ワイン「ヴィニュロンズ リザーブ シャルドネ」が、また、上田市丸子産のブドウを使った赤ワイン「マリコヴィンヤード オムニス」が提供され、一躍有名にしてくれたことは喜ばしい限りでございます。

特産のシナノクルミに関しましては、重要病害虫に指定された「くるみ黒斑細菌病」の防除という新たな課題を着実に乗り越える中で、ピンチをチャンスにかえて日本一のクルミ産地の地位を守り、より強靱な産地形成が図られるよう「くるみの郷づくり」に取り組んでまいります。

なお、適地を維持継続していくため、苗木につきましては、国、県のご指導をいただきながら、早期に配付できるよう努めてまいります。

環境につきましては、「第2次東御市一般廃棄物処理基本計画」に沿った3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進により、ごみの減量化・資源化を図り、「自然との調和を目指す循環型都市とうみ」の実現を目指して、生ごみリサイクル施設の建設工事に着手します。

また、再生可能エネルギー自給率を高めるとともに、地球温暖化防止対策の観点から、「第2次環境基本計画」や「地球温暖化対策地域推進計画」に沿って、小水力発電、太陽光発電など再生可能エネルギーの利用を推進・支援し、「低炭素で持続可能なまちづくり」を進めてまいります。

観光振興につきましては、湯の丸高原、海野宿、芸術むら公園を代表とする市の三大観光地のレベルアップを目指して、個々が持つ特色に加え、地域の産業、歴史や文化、伝統、景観といった地域資源を観光資源として活用した個性あふれる魅力ある観光地づくりに取り組みながら、観光振興に努めてまいります。

特に湯の丸高原の観光振興にあたっては、湯の丸高原施設整備基本構想に基づき、自然環境とスポーツ環境の一体となった整備に取り組んでまいります。具体的には、トップアスリートのための高地トレーニング用プール施設の建設誘致のほか、各種競技のトレーニングや健康づくりに活用できる体育施設、体育館、ジョギングコースの施設整備を行い、アジアを代表する高地トレーニングエリアを形成してまいります。これにより湯の丸高原の知名度の向上はもとより、スポーツ合宿による観光産業の振興と、更には地域の活性化に資するものですので、東御市まち・ひと・しごと創生総合戦略の一環として、その実現に向け着実に取り組んでまいります。

なお本構想において、中心的な役割を担う高地トレーニング用プール施設につきましては、水泳競技の国際競技力の強化と次世代の選手育成のために国内に必要不可欠な施設であると考えております。つきましては、日本水泳連盟を主体とした施設整備推進委員会の一員として、長期展望にたって湯の丸高原への施設の建設を強く国に要望してまいります。

商工業の振興につきましては、市で応募していた厚生労働省の委託事業であります「実践型地域

雇用創造事業」の平成28年度第1次分に、全国12地域の1つとして採択されたことから、本事業を活用して農商工分野での一層の産業振興を図ることにより、地域の実情に合った形での創意工夫を生かした新たな産業の創出と、効果的な雇用の拡大につなげてまいります。

安心して暮らしやすいまちづくりを推進するため、各計画に基づく道路及び橋梁の点検・修繕、市営住宅団地の改築、個人住宅の耐震化を進めます。また、国道18号バイパスや主要県道等幹線道路の整備、河川改修の促進を関係機関とともに進めます。

空き家対策につきまして、空き家を所有されている方へ空き家バンク登録の意向調査を実施し、空き家の有効活用を推進してまいります。

次に、一人ひとりの人権が尊重される社会、また、核兵器廃絶と恒久平和、戦争のない社会は、人類共通の願いであります。平和を大切にする気持ちを醸成しながら、市民とともに「人権平和都市宣言」に向けた礎を築き上げる行動を進めてまいります。

人権が尊重されるまちづくりの推進に関しましては、昨年度見直しを行った「東御市人権施策基本方針・基本計画」に基づき、人権尊重のまちづくりに関する施策を積極的に推進するとともに、市行政のあらゆる分野において人権に配慮し、人権尊重の環境づくり並びに人権意識の醸成及び高揚に努めてまいります。

また、男女共同参画の推進に関しましては、労働現場において女性の力が十分に発揮できているとはいえない状況を鑑み、昨年制定された女性活躍推進法に基づき、女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現するため、市としての責務を全うしていきます。

次に、市民の憩いの場である東御中央公園における親水公園の整備改修とともに、市民プールにつきましては、漏水や設備の不具合により休止している流水プールの存続を望む多くの市民の声にお応えべく、整備を進めてまいりたいと考えております。

移住者をいざなうには、まずは市の認知度を高めるための魅力の発信と、住みやすさの情報発信が不可欠です。本市は、豊かな自然や歴史文化、魅力ある様々な地域資源に恵まれています。また日照時間の長さ、準高原的な気候、比較的災害が少ない地域であることも、住みやすい本市の魅力であります。

東御市に来て、見て、知っていただくため、これら本市のアピールポイントを情報発信するために、ICT、情報通信技術を活用して積極的なシティプロモーションに取り組みます。

更には移住希望者が定住につながるよう移住体験ツアーや、定住アドバイザー、また移住支援団体との協働による移住相談会を開催するなど、安心していただくためのサポート体制を整備してまいります。

次に、本定例会に提案いたします案件は、報告案件1件、専決処分の承認案件1件、補正予算案件1件、条例の制定及び一部改正案件3件の合わせて6件でございます。

報告第2号 平成27年度繰越明許費につきましては、一般会計において27年度に予算化されていた事業の28年度への繰り越しを地方自治法施行令の規定に基づき、議会に報告するものであります。

事業名及び金額等の概要につきましては、既に前段の諸般の報告において担当の部長から説明を申し上げたとおりでございます。

次に、議案第49号 平成28年度地域改善地区住宅改修資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、前年度歳入不足に係る繰上充用に係る専決処分をいたしましたので、このご承認をお願いするものでございます。

次に、議案第50号 平成28年度一般会計補正予算（第2号）でございますが、市長選を控えた当初予算編成においては義務的経費を中心とした骨格予算としたため、6月補正において、新規の施策のほか、市長選において私が公約に掲げたもののうち着手可能な事業を予算計上し、歳入歳出に2億150万3,000円を追加して、総額を148億4,467万7,000円といたすものでございます。

その主なものとして、観光地へのW i - F i 整備事業費、実践型地域雇用創造事業貸付金並びに補助金、市内小学校の施設整備計画策定業務委託料、市民プール改修に係る調査業務委託料、がん教育、がん哲学の推進に要する費用等の増額補正をお願いするもので、国庫支出金、基金繰入金などを財源として充当するものでございます。

続きまして、条例関係の議案につきましてご説明申し上げます。

議案第51号 東御市工場立地法準則条例につきましては、工場用地の有効活用を促進するため、工場立地法の規定に基づき、市独自に工場用地の緑地面積等の割合を定める条例を新設するものでございます。

次に、議案第52号 東御市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例につきましては、市長、副市長及び教育長の今任期に係る退職手当を2割減額するための一部改正を行うのであります。

次に、議案第53号 東御市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、国の規準改正に伴う一部改正であります。

詳細につきましては、それぞれ担当の部長から説明を申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

本定例会に提案いたします議案の概要は、以上のとおりでございます。いずれも重要な案件でございますので、よろしくご審議をいただき、ご承認及びご決定を賜りますようお願い申し上げます。

3期目の市政運営にあたり、私の所信の一端と、今定例会に提案いたします議案の概要を申し上げます。

日本創生会議による「地方消滅」論が世に広まり、地方創生に向けて自治体の生き残りをかけた取り組みが始まっております。私は、地方創生とは、地域における自慢の宝を再発見・再認識、それらを最大限に生かす取り組みであると考えております。本市は、ほとんどの地形が南向き斜面で、日照時間が長く、年間を通じて降水量が少ない。標高差1,500メートルの中に、湯の丸高原や海野宿、芸術むら公園など点在する観光資源がある。ブドウ、米、クルミなどの農産物特産品に加え、ワインの適地として注目度が高い。上信越自動車道東部湯の丸インターを有し、首都圏からの

アクセスが良いなど、他の自治体にはない良さがあります。

そのことが、昨年6月に東洋経済新報社から発表された「住みよさランキング2015」全国第52位、県内19市中の最高評価につながり、また今年1月に「日経ビジネス」で報じられた「若者の住みよさランキング」県内自治体第3位にあらわれていると感じております。

本市の地域資源・観光資源を再認識するとともに、その魅力を全国に発信していくことが大きな推進力となり、ひいては本市を観光で訪れていただく交流人口の拡大や、移住者に結びつくものと確信しております。

物事を成功に導くには、「鳥の目」、「虫の目」、「魚の目」の3つの目が必要だと言われております。「鳥の目」とは、鳥のように高いところから広い視野で全体像を捉えることであります。「虫の目」とは、現場で起きている課題を把握し、要因分析することです。「魚の目」とは、時代の流れを見極めることとさせていただきます。

この3つの視点を念頭に置き、魅力ある地域を実現することで、巣立っていく子どもたちに「世界一住みやすいふるさとに帰っておいで」と言える市となるよう、誠心誠意努力してまいります。

市民の皆様並びに議員各位には、今後とも格別なご支援とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。本定例会に当たっての招集あいさつ及び所信表明とさせていただきます。

◎日程第 5 議案第49号 平成28年度東御市地域改善地区住宅改修資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて

（上程、説明、質疑、討論、採決）

○議長（櫻井寿彦君） 日程第5 議案第49号 平成28年度東御市地域改善地区住宅改修資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。本案に対する提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長（土屋一夫君） おはようございます。ただいま上程となりました議案第49号につきましてご説明いたします。

平成28年度補正予算書をお開きください。補正予算書の1ページでございます。

議案第49号 平成28年度東御市地域改善地区住宅改修資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成28年5月23日別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるところでございます。

3ページをご覧ください。

専第6号 平成28年度東御市の地域改善地区住宅改修資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ587万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ711万5,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるというものでございます。

補正理由は、住宅新築資金等貸付金の元利収入に不足を生じたことにより、平成27年度の歳入歳出決算における不足分を平成28年度予算から流用したことに伴うものでございます。

4ページから7ページまでは説明を省略させていただきまして、8ページをお開きください。歳入です。

款3諸収入項1貸付金元利収入目1住宅新築資金等貸付金元利収入、補正額587万3,000円で、過年度貸付金等元利償還金でございます。

めくっていただき、10ページをご覧ください。歳出です。

款3諸支出金項1前年度繰上充用金目1前年度繰上充用金、補正額587万3,000円で、前年度決算において生じた歳入不足額のための繰上充用金の補正でございます。

以上、議案第49号につきまして提案理由をご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井寿彦君） これから議案第49号について質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第49号を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

議案第49号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程第 6 議案第50号 平成28年度東御市一般会計補正予算（第2号）

（上程、説明）

○議長（櫻井寿彦君） 日程第6 議案第50号 平成28年度東御市一般会計補正予算（第2号）を議題とします。本案に対する提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） ただいま上程となりました議案第50号につきまして、提案説明を申し

上げます。

お手元の平成28年度一般会計・特別会計補正予算書の13ページをお願いいたします。

議案第50号 平成28年度東御市一般会計補正予算（第2号）。

平成28年度東御市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億150万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を148億4,467万7,000円とするもので、第2項補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

第2条、地方債の変更につきましては、第2表地方債補正によるものでございます。

14、15ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算補正につきましては、ご覧のとおりでございます。

16ページをお願いいたします。第2表地方債補正につきましては、限度額の変更でございます。公共事業等債につきまして、補正後の限度額を2億5,210万円とするもので、2,440万円の増額でございます。道路舗装等修繕事業の増額などによるものでございます。

17ページから19ページにつきましては、説明を省略させていただきます。

飛びますが、22ページをお願いいたします。初めに歳出からご説明を申し上げます。

款2総務費項1総務管理費目2文書広報費14万6,000円の増額は、市のホームページ維持管理に要する委託料の増額でございまして、セキュリティ強化に係る費用でございます。目6企画費208万9,000円の増額は、（2）協働のまちづくり事務諸経費でございまして、地域づくり支援員1名増に伴う報酬等の増、及びコミュニティ活動の要する補助金の増でございます。目7諸費8,000円の増額は、自治推進委員報酬の増でございまして、自治推進委員の月途中での交代に伴い、交代月について新旧の自治推進委員への報酬の支払いが必要となることによるものでございます。目9情報化推進費1,234万円の増額は、市内LANに係る情報セキュリティの強化に要する費用でございまして、マイナンバー制度に伴い国からの要請により従前にも増し、更にセキュリティ強化をするものでございます。

24ページをお願いいたします。

款3民生費項1社会福祉費目6福祉の森費410万円の増額は、総合福祉センターの電話設備更新に要する工事請負費でございます。

項2児童福祉費目3児童館費16万5,000円の増額は、柵津児童館周辺の支障木伐採業務委託料でございます。目4子育て支援費168万6,000円の増額は、（5）の放課後児童クラブ事業費として登録児童数の増加に伴う高学年の放課後児童クラブ開設及び運営に要する費用の増額補正、及び（11）で若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるまちづくり事業費として、結婚支援活動組織の設立準備会に要する費用の補正でございます。

項3人権同和对策費目1人権同和对策総務費9万1,000円の増額は、人権平和都市を考える懇話会に要する費用でございまして、市民とともに都市宣言に向け取り組むものでございます。

次に、款4衛生費項1保健衛生費目2予防費3万5,000円の増額は、26ページをお願いいたします。(2)検診事業費で、胃内視鏡検診運営委員会準備会議に要する費用の補正でございまして、市内の医療機関と協議する会議を持つものでございます。目6健康づくり推進費72万4,000円の増額は、がん予防教育に要する費用の補正でございます。

款5農林水産業費項1農業費目3農業振興費492万3,000円の増額は、農産物の認証取得事業に要する費用の増額及び経営体育成支援事業による農業機械等の購入に係る補助金の補正でございます。28ページをお願いいたします。

款6商工費項1商工費目1商工総務費のうち、(5)市民夏祭り事業費77万6,000円の増額は、東御市民まつりが雷電まつりへ名称変更したことに伴う看板作成などに要する補助金の補正でございます。(10)実践型地域雇用創造事業費2,700万円の増額は、実践型地域雇用創造事業に要する補助金及び貸付金の補正でございます。

なお実践型地域雇用創造事業につきましては、東御市の魅力ある資源を活用し、新たな雇用を創出する取り組みを行うもので、市内の関係団体などにより設立いたしました東御市雇用創造協議会が国からの事業採択及び委託を受けて実施するものでございます。また、貸付金につきましては、この協議会の運転資金に充てられまして、国からの委託料の入金後に市へ返還されるものでございます。

目4観光費3,612万6,000円の増額は、市内の主要観光地等6カ所へのWi-Fiネットワーク、いわゆる公衆無線LANの整備に要する費用の補正で、これは国の補助金を活用して行うものでございます。目7温泉施設運営費289万5,000円の増額は、芸術むら公園管理運営費で明神館の浴室タイル修繕などの工事費の補正でございます。

款7土木費項1土木管理費目1土木総務費5万円の増額は、一般県道丸子北御牧東部線の改良促進期成同盟会への補助金でございます。

項2道路橋りょう費目3道路新設改良費6,470万円の増額のうち(2)の社会資本整備総合交付金事業は、県からの交付金内示に伴う補正でございまして、30ページをお願いいたします。(1)橋梁長寿命化修繕計画1,500万円は、橋梁の点検及び修繕設計に要する委託料の増額補正でございます。(3)道路舗装等修繕事業4,500万円は、市道の舗装及び付属物の修繕等に要する工事請負費の増額補正でございます。次の(3)市単独道路改良事業費470万円は、道路改良に要する測量設計業務委託料の補正でございます。

項5住宅費目2建築指導費85万6,000円の増額は、木造住宅の耐震診断委託料及び耐震補強補助金の増額補正でございます。目3住宅対策費89万1,000円の増額は、空き家バンク事業に要する委託料でございまして、空き家バンクのホームページのセキュリティ対策を行う費用でございます。

款9教育費項1教育総務費目2事務局費317万6,000円の増額は、32ページをお願いいたします。(4)学校教育事務諸経費で、小・中学校を対象としたがん教育に係る費用の補正及び体力向上等の特色ある学校づくりに要する補助金の増額補正でございます。(7)地域で子どもを育む事業費

は、本年度から市内全小・中学校で一斉に開始する信州型コミュニティスクールの推進に要する交付金の補正でございます。

項2小学校費目1学校管理費1,288万4,000円の増額のうち(3)小学校管理諸経費では、小学校の図書購入費の増額補正でございます。(4)小学校修繕事業費では、市内小学校の施設整備計画策定に要する費用の補正、及び施設修繕費の増額補正でございます。(6)滋野小学校諸経費は、金管楽器の老朽化に伴う備品購入費の増額補正でございます。

項3中学校費目1学校管理費30万円の増額につきましては、34ページをお願いいたします。

(3)中学校管理諸経費で中学校の図書購入費の増額補正でございます。

項4社会教育費目2公民館費4,000円の増額は、集会施設譲渡に伴う建物災害共済分担金の返戻金でございます。目3青少年教育事業費26万4,000円の増額のうち(1)青少年健全育成事務諸経費は、ネットリテラシー学習会講師謝礼の増額補正、及び青少年健全育成審議会に要する費用の補正でございます。(2)青少年健全育成事業費は、子ども夢基金からの助成金の交付決定に伴う財源補正でございます。目7文化財費227万4,000円の増額は、東御市文書館整備事業費として市が所有しています歴史的行政文書等の展示及び保管する施設の整備に向けての検討委員会賃金、施設設計委託料などの費用の補正でございます。

36ページをお願いいたします。項5保健体育費目3体育施設費2,300万円の増額は、市民プール施設改修に係る実施設計委託料の補正でございます。

以上が歳出でございます。

20ページに戻っていただきたいと思っております。歳入について申し上げます。

款14国庫支出金項2国庫補助金目3土木費国庫補助金3,342万8,000円の増額は、社会資本整備総合交付金事業の住宅建築物安全ストック形成事業、橋梁長寿命化修繕事業及び道路舗装等修繕事業に対する交付金の増でございます。目6農林水産業費国庫補助金51万7,000円の増額は、販路拡大等を目指したGAPの普及推進事業補助金でございます。農産物の認証取得事業に充当するものでございます。目7商工費国庫補助金1,670万2,000円の増額は、地域公共ネットワーク等強靱化事業費補助金でございます。W i - F i の整備事業に充当するものでございます。

款15県支出金項2県補助金目3衛生費県補助金172万4,000円の増額は、元気づくり支援金事業補助金で、健康マイレージ事業に充当するものでございます。目4農林水産業費県補助金427万3,000円の増額は、経営体育成支援事業補助金でございます。目5土木費県補助金21万4,000円の増額は、住宅・建築物耐震化促進事業補助金でございます。目6教育費県補助金150万1,000円の増額は、元気づくり支援金事業補助金で、がん教育を推進する事業に充当するものでございます。

款18繰入金項1基金繰入金9,266万円の増額は、財政調整基金及び滋野財産区運営基金からの繰入金で、このうち滋野財産区運営基金繰入金257万円は滋野小学校の金管楽器購入に充当するものでございます。

款20諸収入項2貸付金元利収入目3商工費貸付金元利収入2,500万円の増額は、実践型地域雇用

創造事業貸付金の回収金でございまして、実践型地域雇用創造協議会への貸付金を本年度返還いただくものでございます。

項3 雑入目2 雑入108万4,000円の増額のうち、総務費雑入80万円につきましては、一般コミュニティ助成金でございまして、教育費雑入28万4,000円につきましては、子ども夢基金助成金28万円と、島川原コミュニティセンターを4月1日に無償譲渡したことに伴う建物災害共済返戻金でございまして、

款21市債目4 土木債2,440万円の増額は、公共事業等債でございまして、社会資本整備総合交付金事業の橋梁長寿命化修繕事業及び道路舗装等修繕事業に対する起債でございまして、

歳入は以上でございまして、

続きまして、39ページをお願いいたします。給与費明細書について申し上げます。

特別職でございまして、最下段の比較の欄で申し上げます。職員数及び報酬の増につきまして、非常勤特別職の増によるものでございまして、具体的には、地域づくり支援員1名増、及び自治推進委員交代によるものでございまして、

次に、40、41ページをお願いいたします。地方債に関する調書でございまして、この表の最下段の合計欄をご覧ください。前年度末現在高については、27年度の決算見込額になりますが、211億7,174万4,000円に対しまして、年度中の増減見込み及び年度中の元金償還見込額、並びに表の欄外に記載がございまして、繰越明許費に係る地方債、これらを加算減算いたしまして、当該年度末現在高見込額については、この表の一番右下にございまして、206億7,989万5,000円となる見込みでございまして、

以上、議案第50号につきまして提案説明を申し上げます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第 7 議案第51号 東御市工場立地法準則条例

(上程、説明)

○議長(櫻井寿彦君) 日程第7 議案第51号 東御市工場立地法準則条例を議題とします。本案に対する提案理由の説明を求めます。

産業経済部長。

○産業経済部長(北沢 達君) ただいま上程となりました議案第51号につきまして、提案説明申し上げます。

議案書の3ページをお願いいたします。

議案第51号 東御市工場立地法準則条例でございまして、条例の概要につきましては、別冊の条例案に関する資料で説明いたしますので、資料の1ページをご覧ください。

本条例は新設条例で、名称は東御市工場立地法準則条例でございまして、

制定の理由は、市では現在、地方創生事業等により企業の事業拡大を支援しているところでござ

います。しかし工場を増設しようとした場合、既存敷地内では工場立地法の緑地面積等の割合の規定により、拡張できないことがあります。また隣接市よりも割合が高いことから、企業誘致にも不利な影響を及ぼすおそれもあります。

この緑地面積等の割合は、市の事情に合わせて条例で定めることが可能とされています。このため工場立地法第4条の2第2項の規定により、工場用地の緑地面積等について国が定める現行の基準に代えて市独自の基準を定め、新規立地及び既存工場等の用地の有効活用を促進させ、市内商工業の発展に資することを目的として条例を制定するものでございます。

制定の概要は、国が定める基準の範囲内において、環境、景観保全に配慮するとともに、隣接市とも整合を図り、緑地及び環境施設面積の割合を対象区域を限定し、都市計画法における用途地域等に応じて緩和するものであります。

制定前は市全域が緑地面積率20%以上、緑地を含む環境施設面積率が25%以上となっています。制定後は都市計画法の準工業地域では、緑地面積率10%以上、緑地を含む環境施設面積率15%以上とし、工業地域、工業専用地域及び用途地域外で工業振興を図るため市長が認める上川原工場団地等の地域では、緑地面積率5%以上、緑地を含む環境施設面積率10%以上といたします。

なお条例案の対象区域外では、工場立地法の現行の面積率が引き続き適用されます。また敷地面積9,000平米以上、または建築面積3,000平米以上の工場が対象でございます。

施行期日は、公布の日といたします。

以上、提案申し上げましたが、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◎日程第 8 議案第52号 東御市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

(上程、説明)

○議長(櫻井寿彦君) 日程第8 議案第52号 東御市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案に対する提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長(掛川卓男君) ただいま上程となりました議案第52号につきまして、提案説明を申し上げます。

議案書と条例案に関する資料をお願いいたします。最初に議案書の5ページをお願いいたします。

議案第52号 東御市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例でございます。

以下につきましては、改正条文でございます。

この説明につきましては別冊の条例案に関する資料で行います。こちらの資料の3ページをお開きください。

東御市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部改正の概要についてでございます。

条例の名称につきましては、東御市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

でございます。

2の改正の理由につきましては、市長、副市長及び教育長の退職手当を減額するため、所要の改正を行うものでございます。

3の改正の概要につきましては、市長、副市長及び教育長の現在の任期に対して支給する退職手当の額について、100分の20を減額するものでございます。

4の施行期日は、公布の日でございます。

4ページにつきましては、条例の新旧対照表でございますので、説明は省略させていただきます。

以上、議案第52号につきまして提案説明を申し上げます。よろしくご審議をいただきまして、決定賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第 9 議案第53号 東御市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

（上程、説明）

○議長（櫻井寿彦君） 日程第9 議案第53号 東御市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。本案に対する提案理由の説明を求めます。健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） おはようございます。ただいま上程となりました議案第53号につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案書と条例案に関する資料をお願いいたします。最初に議案書の7ページをお願いいたします。

議案第53号 東御市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。

改正の概要につきまして説明をさせていただきますので、別冊の条例案に関する資料の5ページをお願いいたします。

2の改正の理由でございますが、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い所要の改正を行うものでございます。

3の改正の概要でございますが、小規模保育事業及び事業所内保育事業に利用する建物のうち、保育室等を4階以上の階に設ける建物の避難用設備に関する基準について、所要の改正を行うものでございます。

4の施行期日は、公布の日でございます。

6ページから9ページにつきましては、条例の新旧対照表でございます。説明は省略させていただきます。

以上、議案第53号につきまして、提案理由をご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第10 請願・陳情の報告

○議長（櫻井寿彦君） 日程第10 請願・陳情の報告をいたします。

本定例会において、5月25日までに受理したのは陳情3件です。写しはお手元に配付したとおりです。

なお本陳情については、後日上程し、所管の委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

◎散会の宣告

○議長（櫻井寿彦君） 本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

(午前10時19分)

平成28年東御市議会第2回定例会議事日程（第2号）

平成28年6月20日（月） 午前9時 開議

第 1 一般質問

出席議員（19名）

1番	窪田俊介	2番	佐藤千枝
3番	横山好範	5番	蓮見喜昭
6番	山崎康一	7番	若林幹雄
8番	阿部貴代枝	9番	平林千秋
10番	依田俊良	11番	長越修一
12番	井出進一	13番	青木周次
14番	三縄雅枝	15番	町田千秋
16番	依田政雄	17番	柳澤旨賢
18番	堀高明	19番	清水新一
20番	櫻井寿彦		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	花岡利夫	副市長	田丸基廣
教育長	牛山廣司	総務部長	掛川卓男
市民生活部長	土屋一夫	健康福祉部長	山口正彦
産業経済部長	北沢達	都市整備部長	寺島尊
病院事務長	武舎和博	教育次長	清水敏道
総務課長	横関政史	企画財政課長	岩下正浩
生活環境課長	塚田篤	子育て支援課長	坂口光枝
福祉課長	柳澤利幸	農林課長	金井泉
建設課長	土屋親功	教育課長	小林哲三

議会事務局出席者

議会事務局長	堀内和子	議会事務局次長	野村伸弥
書記	正村宣広		

◎開会の宣告

○議長（櫻井寿彦君） おはようございます。

本定例会の一般質問については、会派による代表による質問と、個人による質問を3日間にわたり行います。代表質問は、質問時間、答弁時間合わせて90分以内、個人質問は同様に60分以内として、時間制限を設けて行うこととなっています。

なお代表質問については、1回目の答弁終了後に会派内の質問調整のため、必要に応じて10分間の休憩をとることといたしますので、お含みください。

これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（櫻井寿彦君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第 1 一般質問

○議長（櫻井寿彦君） 日程第1 一般質問を行います。これより会派の代表による質問について、順番に発言を許可します。

質問番号1 東御市まち・ひと・しごと創生総合戦略について、質問番号2 財政について、質問番号3 市民病院について、質問番号4 農政について。東翔の会代表、柳澤旨賢君。なお柳澤旨賢君から、質問番号1に関し、事前に資料配付の申し出がありました。これを許可し、お手元に配付しておきましたから、ご了承を願います。

柳澤旨賢君。

○17番（柳澤旨賢君） おはようございます。東翔の会を代表して質問をいたします柳澤旨賢です。よろしく願いをいたします。

ただいま議長からお話がありましたように、今日から3日間質問ということですが、トップバッターということでもありますけれども、よろしく願いをいたします。

質問に入る前に、東日本大震災から5年、復興もままならない中、熊本での地震であります。亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、災害に遭われた皆様にお見舞いを申し上げます。東御市議会もお見舞い金を送らせていただきましたが、一日も早い復興を願うところであります。自然災害に対しての備えをしておかなければと、改めて思いをはせたところであります。

そして花岡市長が3選を果たされまして初めて議会であります。まずはお祝いを申し上げます。おめでとうございます。今後ともども東御市発展のために頑張っていきたいと思いますが、よろしく願いをいたします。

それでは通告により質問いたします。東御市まち・ひと・しごと創生総合戦略であります。

5月5日のこどもの日の「信毎」のトップ記事に、「子どもの数35年連続減、総人口に占める割合は12.6%で、42年連続低下」とありました。総人口に占める割合は昭和25年が34.8%で、その後連続の減ということでもあります。今年4月、私は北御牧小学校の入学式に参加いたしましたが、入学児童27名ということでもあります。私どもの学年、昭和25年、26年生まれでありますけれども、1学年で約180名ということでもありますから、もう想像もできないような少人数ということでもあります。

東御市の小・中学校の児童・生徒数ですが、17年に2,926人です。今年度28年は2,503人と423人の減少と、1年に約40人ずつ減少していると。東御市も総人口に占める子どもたちの減少率が高くなっているという現実であります。

総人口においても、2015年国勢調査による外国人を含む日本の人口は1億2,711万47人と公表されました。2010年の前回調査から94万7,000人の減少で、1920年の調査以来、初めて人口減少が数字で示されました。現在、死亡数が出生数を上回る自然減は毎年20万人に達しています。参考に資料を配らせていただきますが、見ていただきたいと思いますが、明治の後半約5,000万人だった人口が、約100年で1億2,800万人まで増加いたしました。同じ100年で約5,000万人に戻っていくという極めて急激な人口減少であります。あわせて50年後には、国全体の高齢者が40%近くまで上がりますから、65歳以上の高齢者1人を20歳から64歳までの皆さん1.4人で支えるという状況になります。

人口減少で需要といいますか、消費といいますか、減少もいたしますし、あわせて生産も減少します。縮小再生産、マイナス成長という今までに経験したことのない状況に陥るかもしれません。今、国、地方挙げて人口減少に歯止めをとということで、総合戦略、地方創生で取り組んでいますが、自治体間の人口の奪い合いでなく、出生率をいかに上げるかということが基本であります。子育てしやすいまちをつくるのが大切だと思います。

質問いたします。切れ目のない施策で人口減少に歯止めであります。子育て・子育てしやすいまちをつくることですが、子どもたちが自然の中で自由に遊んだり、学んだりできる環境を整えることも大事ですし、就労の場もなくはなりません。子育て支援にもできる限り支援をすべきだと思いますし、総合的な取り組みが必要だろうと思いますが、どうでしょうか。

そしてまずは結婚適齢期の方に結婚していただくということでもあります。東御市結婚支援活動実行委員会も検討されているようですが、ぜひ成果を上げていただきたいと思いますが、説明を願いたいと思います。

次に、保育料のさらなる支援であります。現在18歳未満の児童が3人以上いる家庭で第3子の場合、保育料は2分の1に軽減されますし、2人が同時入園のときは2子は半額に軽減もされています。市長もこのたびの選挙公約で、3子以降は無料にと公約されましたが、今後さらなる保育料の支援の検討をと思いますが、どうでしょうか。

児童手当東御市版の検討であります。現在、3歳未満月額1万5,000円、3歳以上小学校までが

第1子、第2子月額1万円、第3子以降月額1万5,000円、中学生が月額1万円の給付がされています。各家庭において大きな支援になっていると思いますが、東御市の出生率向上を目指し、東御市版の上乗せを検討していただけたらと思いますが、どうでしょうか。

続いて、給付型の奨学金の検討であります。子育ての中で大きなネックが学費であります。高校まではやりくりの中でどうにかありますが、その後の専門学校、短大、大学等の学費を考えると、なかなかという話が多くあります。確かに高校以後の学費になりますと、授業料が約50万円から100万円、生活費が120万円ぐらいとしますと、4年間で700万円から1,000万円の費用ということになります。これだけの費用がかかる中で、3人、4人の子どもは難しいということもよくわかります。

国もこの給付型奨学金の検討をされているようですが、東御市においても検討をいただけたらと思いますが、どうでしょうか。

次に、雇用の場確保対策、あわせて企業誘致条例助成金であります。東御市に住んでいただくということは、雇用の場がなくてはなりません。実践型地域雇用創造事業で、厚生労働省から採択を受けたということで、今後3年間で新規就労者約120人を目指すということですが、ぜひとも成功させてほしいと思います。

現在、企業誘致条例は、市から取得した土地代金に対して、10%を3年間助成する、いわゆる土地代の3割を助成しますということですが、雇用の場確保で東御市に企業が進出していただくことも進めなければなりません。進出をいただくと固定資産税をはじめ市税が増額になりますし、もろもろの費用対効果を考えますと、15%を3年間に改正し、企業の進出を促すべきだと思いますが、どうでしょうか。あわせて女性の雇用の場があり、子育てしながら家庭での仕事があるとすれば、東御市への移住者の皆さんも増えると思いますが、検討してほしいと思います。

次に、財政について質問いたします。

今まで行われてきました舞台が丘公共施設整備も、今年度県・東深井線の新設道路工事で終了いたします。本庁舎をはじめ中央公民館、図書館、子育て支援センター等々、利用者増となり、市民や利用者に好評を得ていること、すばらしい整備が行われたと認識しております。そして保育園建設、海野宿観光施設の整備と取り組まれ、今、申し上げた事業の総事業費77億5,700万円であり、交付金、合併特例債等有効活用され、一般財源では15億5,000万円と実行タイミング的に時宜に適したものと判断しております。

25年度には、土地開発公社の所有の先行取得の土地買い取りに31億4,000万円の三セク債の活用も正しかったと認識しております。

28年度末の起債残高が207億5080万2,000円、基金残高が51億1,829万9,000円であります。26年度決算と比較しますと、基金残高で16億2,367万6,000円の減であります。起債残高も12億9,951万5,000円の減であります。26年度決算の実質公債費比率9.4%ですが、先に申し上げた三セク債を除くと8.6%ということになります。

財政が硬直化しているとか、将来に不安があるということではありませんが、地方交付税につい

てお聞きをいたします。

28年度予算で見ますと、歳入合計146億4,200万円であり、その一番の歳入は地方交付税42億3,000万円、歳入の28.9%、続いて市税38億3,338万8,000円と続いておりますが、25年度決算で地方交付税47億5,394万3,000円、26年度45億6,975万7,000円、27年度は決算は出ておりませんが、5月16日臨時議会での補正で45億527万1,000円、28年度は予算ですが、42億3,000万円と減額が続いておりますが、今後の見通しはどうでしょうか。

正職員の給与と臨時職員の賃金の合計と、今後の見通しについても、お伺いをいたします。そして今後歳入増が見込めるものと、歳出減が見込めるものは何かもお聞きをいたします。

市民病院について質問に入ります。

東御市民病院は、市民皆様の安全・安心の大きな役割を担っています。産み育てるための第一歩であります助産所の開設、人工透析の増床、病院を充実させるための医学生の奨学金制度の創設など、小規模多機能な病院として充実が図られてまいりました。

27年度であります、1日平均患者数、透析を除きますが245人、透析患者数、入院患者を除いて46人、入院患者数38.7人と、多くの皆様が市民病院で治療に当たられております。院長、事務長を中心に、経営努力されていることと、敬意を申し上げますとともに、このことも重々承知しておりますが、26年度、27年度が、24年度、25年度と比較しますと一般会計からの繰り入れが増加しています。企業債利子分、交付税措置される不採算地区病院分、減価償却分、経営健全化分等々含めた一般会計からの繰り入れであります、24年度が3億7,314万9,000円、25年度が3億7,734万8,000円、26年度は5億78万1,000円、27年度は4億6,749万6,000円、そして27年度は市民病院職員の退職手当基金負担金5,842万1,000円が第1回定例会で一般会計からの繰り入れになりましたから、これも一般会計から繰り入れられるということでありまして、いわゆる繰入額が多額になっているという事実であります。

経営健全化分の繰り入れも24年度、25年度は1億円、26年度2億3,000万円、27年度2億円の予定であります、今後の一般会計からの繰入額の見込みはどうでしょうか。

病床利用率向上のための施策であります、昨年4月、地域包括ケア病床8床を導入され、今年4月に14床に増床されました。その効果と今後の見通しをお願いいたします。

平成22年度助産所とうみを開所以来、26年度までに分娩件数729件と、分娩に対して大きな役割を担っております。27年度は分娩数が92件、月平均7.7人と落ち込んできました。26年5月で産婦人科の先生がやめられ、産婦人科医が不在だったことも大きな要因かと思いますが、今年4月より新たに産婦人科医の先生に来ていただきましたが、今後の見通しはどうでしょうか。そして地方公営企業法全部適用した事業管理者による権限移譲方式を検討したらどうでしょうか、お伺いをいたします。

最後に農政について質問をいたします。

市は、耕作放棄地の解消をし、御堂地区の今後の再整備をはじめ、八重原台地においても国と市

の補助金を活用して耕作放棄地が優良農地として活用されておりますが、大変喜ばしいことだと思います。

国は1975年、約13万ヘクタールだった耕作放棄地は、2015年には約42万ヘクタールと3倍以上に増えました。食糧自給率向上を目指し、担い手への農地集積を進めますが、一層の有効活用を促そうと、各市町村の農業委員会が耕作も貸し付けもされないと判断した農地の固定資産税が1.8倍に引き上げられることになりました。市での対応はいかがでしょうか。

農政の基本は土地基盤を整備をして、生産効率がよくなり、生産性が上がるように取り組むことが基本だというふうに思います。水田においても、基盤整備のできていないところがまだまだありますし、畑においても区画を大きくし、効率をよくすることが大事だと思います。

については小規模の土地改良事業の補助率を上げて、市でも農地の再整備を啓蒙し、実行していくことが農地が次代、次の代ですね、につながっていくことだと思いますが、どうでしょうか。

以上で第1回目の質問を終わります。

○議長（櫻井寿彦君） 市長。

○市長（花岡利夫君） おはようございます。東翔の会、柳澤旨賢議員の東御市まち・ひと・しごと創生総合戦略についてのご質問につきまして、お答えいたします。

1点目の「切れ目のない施策で人口減少に歯止めを」でございます。平成27年8月に策定しました「東御市まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、当市の人口が平成17年度の3万1,271人をピークとしまして、平成27年度は3万107人まで減少してしまった人口減少問題に歯止めをかけ、あわせて地域の活性化を図るための5カ年計画であります。

基本目標として、創業への支援等による安定した雇用を創出すること、交流型観光の創出等による新しい人の流れをつくることや、若者の出会いの機会の創出等による若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえること、また、小学校区単位の地域づくりの推進等による時代に合った地域をつくっていくことの4つを掲げ、それに向かった施策を戦略的に展開していくこととしております。

人口急減、少子高齢化という大きな課題に対して、雇用創出策や交流人口増加策、子育て支援等を切れ目なく展開して取り組み、人口減少克服に努力してまいります。

2点目の「結婚相談事業の充実」につきましては、総合戦略の基本目標の1つであります、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるために、結婚支援活動事業を予定しているところでございます。本議会へご提案いたしました補正予算におきまして、結婚支援活動組織設立準備会を立ち上げ、結婚支援に関する各方面の皆様にご参画いただき、各種事業の体系化を図り、効果的、継続的な事業を実施してまいりたいと考えております。

その中の重要な事業として、新たな出会いの場の創出を予定しております。これに加えて、継続的な結婚相談事業によって、成婚にまでつながる仕組みづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

続いて、3点目の「お産は無料に」についてお答えいたします。出産にかかる費用としては、ま

ず妊婦の一般健康診査がございますが、これにつきましては国が示す基準に沿って合計で14回分の健診費用を公費で負担しており、個人の負担はございません。また、分娩費用は基本的な分娩料や入院料のほか、医療機関ごとに食事や部屋料、室料差額等のサービス内容により異なりますが、加入する健康保険から42万円の出産育児一時金が給付されることとなっております。こちらにつきましては直接支払制度というものもございますが、出産育児一時金を保険者から分娩機関へ直接支払うことによって、被保険者が多額の分娩費を支払うことを避けられるものでございます。

また、一時金の額については、厚生労働省の社会保障審議会での基本的な分娩、入院にかかる費用の全国平均を勘案して定められており、室料差額等を除いた平均的な費用はこの一時金で賄われますので、おおむねお産の費用については実質無料であると考えております。

次に、4点目の「保育料のさらなる支援」についてでございます。昨年度までの保育料の多子世帯に対する支援策としましては、同一世帯で2人以上が同時入園の場合に2人目の保育料を半額に、3人目以降の保育料を全額免除しております。また市独自の支援策としまして、同時入園でない場合であっても、18歳未満の子どもが3人以上いる世帯の場合には第3子以降の保育料を半額としております。今年度からは、子ども・子育て支援法施行令の改正により、年収360万円未満相当の世帯の場合、子どもの同時入園要件が撤廃され、第2子は半額、第3子以降は無料となりました。市では、保育料を算定する電算システムの改修が整い次第、改正後の保育料を適用してまいります。

なお市の独自支援策として実施している軽減につきましては、来年度から所得制限を設けることなく、第3子以降の保育料を無料とし、子育て支援策を拡充したいと考えております。

次に、5点目の「児童手当東御市版の検討」のご質問であります。児童手当であります。家庭等における生活の安定と児童の健全育成を目的とした給付でありまして、国が定めた月額児童手当支給額につきましては、3歳未満は1万5,000円、3歳から中学3年までは1万円となっており、第3子については小学校修了前まで1万5,000円となっております。また所得制限額以上の場合は月額5,000円の特例給付となっております。

なお平成27年度の実績でございますが、総支給額は5億1,853万5,000円で、5月末現在の受給者数は2,170名、対象児童者数3,694名となっております。

ご提案の国の手当に、更に市単事業として上乗せ支給してはどうかということですが、県内の18市では実施している市がない状況であり、国の制度に市が上乗せするという点につきましては、慎重に検討しなければならないと考えております。

6点目の「教育資金に給付型奨学金制度の検討」についてであります。本年度から地方に残る学生を増やすことを目的として、日本学生支援機構の無利子奨学金事業において、新たな奨学金である地方創生枠奨学金が創設されました。卒業後に地元企業などに就職した場合は返還額のすべて、または一部が実質的に免除されるのが特徴であります。経済的支援と地元への若者定住促進という2つの意味を持った奨学金制度であります。

また、国では、奨学金について給付型の制度を検討していると聞き及んでおりますので、これら

奨学金制度の抜本的な改正動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、7点目の「雇用の場確保の対策、合わせて企業誘致条例助成金」でございますが、まず雇用の拡大を促進するため、市内企業の経営の安定化や事業規模の拡大及び新たな企業の誘致などへの支援策として、商工業振興条例などによる助成を行うとともに、求職者に対してはハローワーク、上田職業安定協会などと連携し、就職面接会、就職ガイダンス、就職相談会などを行っているところです。新たな取り組みとしては、平成27年10月に商工会が運営するコワーキングスペースの開設への支援を行い、既に利用者の中で3人が就職し、2人が起業されたとお聞きしています。28年度においては、子育て中の女性や若い世代のニーズに対応できるインターネットを活用した雇用の場の創出として、サテライトオフィスの誘致を推進してまいります。

更に6月1日に採択された県や商工会、農業団体、市等の地域関係者で組織する雇用創造協議会による「実践型地域雇用創造事業」により、新規創業、新分野の進出、魅力ある職場づくりなどを推進し、雇用の場の確保及び拡大に取り組んでまいります。

次に、企業誘致条例助成金の助成率の引き上げについてですが、現在、市では商工業振興条例による助成内容は他市町村と比較しても高い水準にあります。また、新規参入企業への支援を図るため、県外から本社や研修施設等を市内へ移転した場合は、税制上の優遇措置を受けられるよう検討しているところでありますので、ご質問の補助率引き上げにつきましては当面は現行の助成内容で支援したいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） おはようございます。質問番号2、東翔の会、柳澤旨賢議員の「財政について」のご質問につきまして、市長に代わりお答えをいたします。

1点目の「25年度と比較すると地方交付税が徐々に減額になっているが、今後の見通しは」についてでございます。

合併により発足した自治体への特例措置として、合併年度の翌年から10年間普通交付税の加算がされることになっており、この特例措置の終了後は5年間で段階的に削減され、加算がなくなることになっておりました。本市においては、平成26年度までの平均で年額4億9,000万円が加算されておりましたが、平成27年度から段階的に減額となり、平成32年度には加算がされなくなると見込まれておりました。しかし合併した自治体において、合併時点では想定されていなかった財政需要が発生するなどの問題が発生したことから、国では合併市町村の交付税算定の見直しを平成26年以降5年程度の期間で行うこととなりました。これにより当面は特例措置の7割相当、額にして3億円程度の加算が維持されるものと見込んでおります。この措置が今後どのように見直されるか、現時点では国から示されておりません。

2点目の「人件費と臨時職員賃金の合計と、今後の見通し」についてでございます。

平成26年度の普通会計決算における人件費のうち、正職員の給与が12億4,341万円、臨時職員賃金が5億5,482万円、合計で17億9,823万円でございます。平成25年度と比較いたしますと職員給

与は7.6%、臨時職員賃金は4.5%それぞれ増えている状況でございます。この増加の要因といたしましては、職員給与については東日本大震災に対処するための国家公務員の給与の減額措置に準じて、東御市でも実施いたしました給与の減額措置が終了したことや、人事院勧告等により給与水準が若干上がっていること、また臨時職員賃金につきましては、保育士等の専門職の臨時職員が少しずつ増加していることが挙げられます。

今後の社会経済情勢にもよりますが、これらの状況を踏まえると職員給与と臨時職員賃金ともに増加傾向に進むものと見込んでいるところでございます。

3点目の「今後歳入増が見込めるものと歳出減が見込めるものは何か」についてでございます。

歳入につきましては、一億総活躍社会の実現に向けた緊急対策が着実に実施されることで、投資の促進や賃金の引き上げ、名目GDP600兆円の達成など、雇用、所得環境の改善による税収の増に期待するところでございます。本市においては、東御市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた施策を確実に実施することで、雇用創出や企業の誘致、定住の促進等による税収の増加につなげてまいりたいと考えております。

また、ふるさと納税については、東御市の特色あるお礼の品に対する評価をいただく中で、順調な伸びを示しておりますので、今後も市の宣伝と収入の増を目指していきたいと考えております。

歳出の減少につきましては、短期的には社会資本整備総合交付金事業、県地区や日向が丘市営住宅の建替えなどの事業が終了すること、また中長期的には普通会計の起債償還額が平成33年度をピークに減少に転ずることが見込まれます。しかし今後、扶助費の増加や公共施設総合管理計画に基づく修繕等に相当額が見込まれることから、総額として歳出の減少が見込める状況にはございません。つきましては計画的で効率的な財政運営に努め、持続可能な東御市のまちづくりを進めてまいります。

○議長（櫻井寿彦君） 病院事務長。

○病院事務長（武舎和博君） 質問番号3、東翔の会代表、柳澤旨賢議員の市民病院についてのご質問につきまして、市長に代わりお答えします。

初めに、「一般会計からの繰入額の今後の見通しについて」のご質問でございますが、病院事業会計における収益的収支への繰り入れにつきましては、国からの交付税措置分と市単独の経営健全化分を合わせた形で、先ほどお話がありましたように、平成26年度には5億円余りの繰り入れを行いました。27年度では、この繰入額が3,300万円余り減少する見込みで、今後におきましても今年度策定をいたします新公立病院改革プランに沿った形で繰入額の縮減に努めてまいりたいと考えております。

次に、「病床利用率向上のための施策について」のご質問でございますが、国の医療政策におきましては地域包括ケアシステムの推進や診療報酬の改定内容に見られますように、入院より在宅重視の医療への転換を促す施策が転換されてきております。また地域完結型医療体制の推進によりまして、高度急性期から慢性期まで、病院機能の役割分担の明確化が急速に進んでおりまして、当院

のように療養的な長期の入院を扱わず、かつ軽症患者が極めて多い小規模病院におきましては、病床利用率を向上させることが大変厳しい環境に変わってきていることをご理解いただきたいと思います。

こうした状況のもと、在宅復帰に向け、ある程度長期入院も可能となる地域包括ケア病床導入に昨年度取り組みまして、現在14床に増やしてきたこの病床を今後もう少し拡大をしてみたいというふうに考えております。

次に、「助産所分娩件数の今後の見通しについて」のご質問でございますが、今年度の分娩件数は昨年度より20件ほど増加し、約110件程度を見込んでおります。また本年4月からの産婦人科医の常勤化に伴いまして、これから分娩予約を受け付けます来年度以降の出産におきましては、更に分娩件数が増加していくものと予測をしており、今後も助産所といたしまして可能な範囲で上小医療圏における周産期医療の一翼を担ってまいりたいと考えております。

次に、「病院事業の経営形態の変更の検討について」のご質問でございますが、議員ご提案の件につきましては、昨年度検討をした経過がございまして、現在、市の病院事業会計は地方公営企業法の一部適用により運営を行っておりますが、全部適用にかえた場合の大きな違いは、病院運営の責任者といたしまして市長の任命により4年の任期で事業管理者を設置できるという点でございます。このことによりまして人事、給与、契約などの業務面で一定の権限が付与され、運営の自由度は向上いたしますが、その分、経営等の運営責任も重くなるという形態でございます。

市の病院事業は、病院、診療所、助産所という3つの施設から成り立っておりまして、現在それぞれの施設に管理者を配置するとともに、病院の管理者であります院長が全体を統括する立場で運営を行っているところで、実質的な現場の運営面におきましては既に院長等に一定の権限がゆだねられていることから、当面現在の運営形態を継続してまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 質問番号4、東翔の会、柳澤旨賢議員の「農政について」のご質問につきまして、市長に代わりお答えいたします。

まず1点目の「国は17年度から遊休農地の固定資産税を1.8倍に上げる方針を出しているが、取り扱いは」につきましてお答えいたします。

平成28年度の与党税制改正大綱において、農地法の規定による勧告があった遊休農地に対して、29年度から農地評価における補正を行わない等の評価方法の変更がなされたところでございます。市農業委員会では、農地法の規定により毎年1回、その区域内にある農地の利用状況調査を行い、遊休農地が確認されたときは、農地中間管理機構の活用を含め農地の利用意向調査を実施しています。この結果、意向調査に沿った利用がなされていない場合や意思表示がない場合は、本年5月25日の農地法施行規則の改正により、農業委員会から市町村税務部局に対し、毎年1月1日時点の情報を提供することになりました。従いまして市では農業委員会から遊休農地の情報を受けた場合は、固定資産評価基準に基づき、農地評価における補正を行わず、税額を算出することになります。

次に、2点目の「小規模の土地改良事業の補助額のさらなる充実を」についてですが、小規模土地改良事業につきましては、土地基盤条件の整備及び農業経営の合理化による農業生産性の向上促進を目的として、農道整備や区画整理などの規模が小さくとも個人等で申請できる事業で、補助率は事業費の3割としております。補助率の変更は難しいと考えていますが、各地区で取り組んでいただいている多面的機能支払交付金での実施も可能であることから、まずは地域の皆さんに本制度が活用できないか検討していただき、その上で取り組みが難しいようであれば、市へ相談していただきたいと思っております。

○議長（櫻井寿彦君） 柳澤旨賢君。

○17番（柳澤旨賢君） ここで会派間の調整時間はとりませんから、申し添えますし、再質問については一問一答方式をお願いをしたいと思います。

東御市のまち・ひと・しごと創生総合戦略の結婚適齢期の方に結婚をしていただくということでの再質問をいたしますが、私は今、市の社会福祉協議会の監事を務めております。この社会福祉協議会の中に結婚相談事業がありまして、相談員が5名、婚活講座ですとか、登録者同士イベント、出会いのイベント、ふれあいパーティ・イン女神湖など、熱心な活動をいただいております。そしてこの結婚相談事業ですが、3市町村の結婚相談員が連絡を取り合いながら、情報交換を行っているということで、毎月開催されております。3市町村と申しますのは、東御、長和町、青木村の3市町村であります。上田市社協は別に取り組みされているということで、情報交換がされておられません。こうした事業が多く情報を交換し、事業を展開することが1組でも多くのカップルが誕生するというふうに思われますが、上田広域全体でこうした結婚相談事業、それぞれの社協で取り組んでいると思いますが、事業に取り組む形ができるように今後市でも働きかけたらどうかと思いますが、お尋ねをいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） おはようございます。柳澤旨賢議員の再質問にお答えいたします。

社協の婚活事業をもっと広域的にやるように、市としても働きかけたらどうかということでございます。市社協への補助金として本年度も結婚相談事業補助金8万円を予算化しているところでございますが、ただいま柳澤議員ご指摘のとおり、東御市、長和町、青木村の3市町村の社協と、上田市の社協とが別々に婚活事業に取り組んでいるところでございます。それぞれの社協のお考えもあり、上田広域で一緒にということには至っていないのが現状ではありますが、やはり広域的に婚活事業に取り組むことは、それだけ広範囲から多くの男女が集まり、出会うチャンスも膨らむと考えておりますので、市といたしましても市社協に対して、上田市社協と一体となった事業展開がされるよう働きかけていきたいと考えております。

なお昨年度、東御市商工会が主催するクリスマスイベントでは、市内在住者に限らず、広域的に参加者を募って開催しております。また今年度におきましては、9月の定例会で提案させていただく予定でございますが、商工会のクリスマスイベントを含め、出会いのイベントを複数回計画して、

内容の充実を図るとともに、チラシによる募集広告に加えてインターネットを利用して、より広域的で参加しやすいイベントを計画したいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 柳澤旨賢君。

○17番（柳澤旨賢君） まち・ひと・しごと創生総合戦略の再質問であります。市長は、第1回定例会施政方針の中で、「28年度はこれまで着実に積み重ねてきた歩みを確固たるものとし、東御市版まち・ひと・しごと総合戦略に果敢に挑戦するとともに、第2次総合計画を着実に軌道に乗せ、次なる高みを見据えて、真の東御市らしさあふれるまちづくりに着手する、そんな区切りとなる大切な段階の1年であると認識しております。消滅的危機にあると言われる地方にあって、我慢すべきは我慢をし、地域のよさを伸ばし、市民の笑顔あふれる、「人と自然が織りなす しあわせ交流都市とうみ」の実現に向け、努めてまいります」と述べられました。

先ほど申し上げましたように、若い世代の取り合いでなく、出生率をいかに上げるかが大事だと思います。幾つかの施策を申し上げましたが、財政との絡みもありますから、なかなか難しいと思いますが、手をこまねいているのではなく、今以上の子育て支援策に取り組んで、人口減少に歯止めをかけることが、地方創生、ひいては日本の将来を考えると、今後の最重要課題だと捉えています。

一方、出生率が向上しても、30年から50年は人口減少が確実に進みます。人口減少の中で、みんなが幸せになる持続可能な仕組みに変えていく必要もあります。そうした新たな取り組みを始める1年だと思いますが、市長のお考えをお聞きいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 柳澤旨賢議員の再質問にお答えします。

まち・ひと・しごと創生ということで、今、市は取り組んでいるわけでございます。議員、人口減少時代に対応する1つの施策として、まず人がしっかりと生まれ育っていける、その人育ちにしっかりと寄り添っていくということでもあります。

日本の国民は97%以上が両親がそろっている形で生まれているという出産形態をとっていると言われております。世界でも珍しい国民形態でありますので、まず結婚の壁を何とか乗り越えていく。結婚したとしても、第1子の壁、これに関してはいろんな医学的な問題も含めて、また、いろんなライフワークバランスの問題、働き方等も含めて、第1子、1人目をまず産んでいただくということ。それから3子目の壁という形で、結婚されて子どもをお持ちの方々は、できるならば3人ぐらいいはというふうに考えていらっしゃる、その希望がかなう、そういう社会を実現していかなければいけないというふうに考えておりますので、議員提案いただいております、まず婚活に対して行政としても、より広域的に、いろんな知恵が生きていく、そういう施策をしっかりと意見を聴取しながら、展開していきたいというふうに考えております。

そして、まち創生ということの中で、住みたくなるようなまち、18歳の崖という形の中で、都会に在学等に出ていった子どもたちが、いつ帰ってくるかということに関しては、極めて大きな要素

であります。

また、自治体間で、サービス合戦で奪い合うのではなくて、この地域の特徴をしっかりとつくり上げていって、住みたくなるようなまちにしていくということが何よりも肝要でありますし、帰って生活していこう、または都会の人たちが移り住もうという、そういう地域づくりを、まちづくりをしっかりとやっていくことが、極めて肝要であろうというふうに考えておりました、市では1,500メートルの標高差を生かしたまちづくり、そのことを訴えておるところであります。

そして帰ってくる、もしくは都会から移住してくる上で、大切なものこそ、やはり働く場所であり、また、この地域の特徴として言われている創業率が非常に悪いという、ある意味では安定した地域ということでもありますけれども、新たに仕事を始める方が非常に少ないということが全国的な特徴、全国の中でも東御市の特徴であると言われております。これを克服し、新たな仕事、地域に必要な、もしくは全国にここから情報発信できるような新たな仕事を創生していく、そういうための支援、もしくはそういう場づくりということに力を注いでいくということが、我々のまち・ひと・しごと創生であるだろうというふうに考えております。議員が示されたように、極めて厳しい人口減少の時代の中にもありながらも、しっかりとそれをやり抜いた地域が生き残っていくというふうに考えておりますので、そのことに関して重点的に配分をさせていただきながら、ある意味では我慢していただくこともまた出てきて、そこから捻出された費用を集中的に地方創生の支援を受けながら、投入していくということが肝要かというふうに考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 柳澤旨賢君。

○17番（柳澤旨賢君） ただいまのまち・ひと・しごとについての質問といたしますが、要望をお願いをしたいと思います。1つ提案なんです。子育てをしている皆さんが、2子、3子をもうけるにあたり、何がネックに感じているのかということアンケートをしていただいたらどうかなと思うんですね。そのアンケートの結果、行政として何を優先して支援に取り組むかということの参考にしていただいて、やはり切れ目のない支援をして、2子、3子をもうけていただくと、そんな取り組みもできたらというふうに思います。

また、給付型の奨学金であります。県内の幾つかの企業が創設をしております。東御市のミマキエンジニアリングも、年間60万円の奨学基金を創設しておりますけれども、こうした情報が市民の皆様、まだ知らない方が多分にはないかなというふうに思うんですが、こうした情報も、いわゆる先ほど申し上げた学費を検討されているような親御さんのところへ、わかるような形をとっていただいたらどうかなというふうに提案を申し上げます。

それでは今度は財政についての再質問に入ります。

国の長期債務が1,000兆円を超えるという報道があります。この長期債務は、恐らく私が考えるに今後増えることがあっても、減ることはないというふうに思っておりますが、そうしたことが将来地方へもこのことの影響が出てくるんだろうなと、そんな思いをしております。

そして昨年も10月の新聞報道であります。「実質公債費比率マイナス6.4%、下條村全国1

位」という記事が出たんですね。人件費削減を進め、昭和56年、59人だった村職員は現在39人、そして建設資材支給事業で1,612カ所の村道や農道、水路などの工事を実施したというふうにあります。先ほどの財政の答弁にもありましたけれども、歳出は増えても歳入はなかなか増えないという現実であります。東御市もアイデアを出し合い、削減できるものはしていくという取り組みが必要だろうと思ひまして、そのことによってさらなる市民益にかなう施策、あるいは人口減少に歯止めをかける施策へ回していくということが大切だろうというふうに思うわけですが、ここで市長のお考えをお聞きいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 柳澤旨賢議員の質問にお答えします。

下條村は全国を代表するすばらしい村政をひいておられるというふうに、伊藤喜平村長、よく存じておりますけれども、尊敬いたしておるところでございます。

私はまず学ぶべき点というのは、当事者意識の醸成ということが大きいのではないかなというふうに考えております。ある大臣が地方創生に絡んで、「やりっぱなしの行政、もらいっぱなしの住民」というふうに表現して、あえて物議を醸しているところでもありますけれども、しっかりとやった施策がどのように定着し、それを受けた住民がそれを生かして、何を獲得し、どういうふうに結実しているかということをしかりと当事者意識を持って、地域づくりにかかわっていくということ、なぜこの補助金が存在しているかということに関して、しっかりと認識することが、双方にとって大切なことであり、そのことによって地域がしっかりとつくられていくというふうに考えております。

村と町と、そして人口の8割以上が集積している市部の施策の違いというものがかなりございまして、基本的にはそういう財政的出動による特徴づけ的な施策ということに関しては、市部ではなかなか難しいものがあるかなというふうに考えておりますけれども、自分たちの持っている生活空間の中で、最もわかりやすい小学校の抱えている問題ということに、地域の方々が目を向けていただいて、議員おっしゃったように自分が入学したときと180人の同年生と27人の入学生では、おのずと違ってきているという、これは大変な状態だということが、やっぱり身にしみて地域の方が把握できて、何とかしようという思いが生まれてくるのこそ、小学校区単位の地域づくりの原点であろうというふうに考えております。

そしてアンケート調査もまた必要なことであろうというふうに思っておりますけれども、同時入園する第3子が無料という施策を東御市では展開してきたわけでありましてけれども、誰が考えても3人一遍に保育園に行く状況というのは一時期にすぎない。一時期に関しては、確かにしのげるということで、ないよりはましだけれども、ぜひこの同時入園でなくても第3子の無料化はしてもらいたいという要望を保護者会から5年にわたって強く要望されてきたわけでありまして。この要望に関しては、大変私も理解できるし、努力しなければいけないというふうに認識してきましたけれども、まず保育園の統廃合、新築を優先させてもらいたいということで、必ず実現するのでお待ちい

ただきたいという願いをして今日まで来ておるわけであります。したがいまして約束どおり、来年度からは第3子の無料化に入っていくということでございますけれども、保護者会では毎年アンケートをとって、他市町村との保育料の違いとか、また、いろんなところの要望を出していただいております、それこそがやはり保護者会を通じてしっかりとアンケート調査をとって、市にぶつけていく、そして市は毎年2回の保護者会との懇談会を通して、要望におこたえしたり、また、なぜおこたえできないかというようなやりとりを通して、より子育てしやすい地域になるように努めてきた現在進行中であるというふうに認識しておりますので、またいろんな形で保護者会との関係を密にさせていただきながら、なるべくご希望に沿いながら、子育てしやすい地域が、よりしやすくなるように努力してまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 柳澤旨賢君。

○17番（柳澤旨賢君） 続きまして、病院についての再質問に入ります。

まず最初に申し上げておきますけれども、市民皆様に不安を与えたり、あるいは市民病院で診ていただいている患者の皆さんに迷惑をかけたりすることはあってはならない。このことをきちんと守りながら、経営改善を試みると、そのことも必要だろうというふうに前置きをして、質問に入ります。

長野市民病院は、昨年11月、公益財団法人市保健医療公社が指定管理しておりましたが、地方独立行政法人化し、院長兼理事長に信州大学医学部教授、池田先生を任命し、今年4月より独立法人化されました。波田町の波田総合病院と岡谷の岡谷市民病院と岡谷塩嶺病院の経営統合して、数年前に地方公営企業法の全部適用を受け、指定管理を行いました。

このことにより、病院事業の管理者が人事や組織も決められるようになり、病院の意思決定が柔軟で早くなったという意見もあります。先に申し上げましたように、東御市民病院も地方独立行政法人、あるいは地方公営企業法全部適用の指定管理をしたかどうかというふうに思うんです。

そして小規模多機能という市民病院の立ち位置を考えると、一定の経営健全化分の繰り入れはやむを得ないというふうに私も思っておりますが、先ほど申し上げました26年、27年度の経営健全化分の繰り入れが2億を超えているという状況でありまして、1つの案ですが、地方公営企業法全部適用で指定管理をして、指定管理料を24年、25年度の経営健全化分の繰り入れの1億円というふうにすることで、目標数字が見えてくるというふうに思うんですね。こうした目標数字があるということも大事なんではないかなという思いがありまして、お聞きをしたいと思っております。

○議長（櫻井寿彦君） 病院事務長。

○病院事務長（武舎和博君） ただいまの質問、経営形態の多角的な検討というくくりで言えるかと思っております。先ほど昨年経営形態について検討したという答弁を申し上げましたが、その中で今、お話がありました地方独立行政法人、そして指定管理、この2点につきましても検討したところでございます。こういった経営形態になるにつれて独立性や柔軟性がより高くなっていくということでもあります。地方独立行政法人におきましては、市長から理事長が任命をされまして、多くの権限

を有することになります。しかしながら、当然ながら経営の責任も重くなるということでもあります。

具体的には、人事、給与面ばかりか、組織においても管理ができるということで、条例の縛り等がなくなりますので、市の関与は極めて薄くなっていくということでもあります。

それから予算ですけれども、予算においては議会の議決を必要としないということになります。そして決算につきましても、決算認定が不要となりまして、報告のみで済むということで、かなり独立性が高くなる仕組みでございます。

こういった中で、一方では資金調達という面も考えなければいけないんですが、これにおいては起債の借入れができなくなるということが大きな変更点でありまして、市からの繰り入れについては行えるんですけれども、そういった面で資金調達もかなり民間化されるというような内容であります。

そして職員の身分でございますが、この地方独立行政法人には公務員型と非公務員型の2点がございまして、したがって非公務員型というふうになった場合には、かなり民営に近い経営形態に変わるということがございます。

それからもう1点、指定管理でございますが、これはいろんな業種において使われている形態でございますが、民間事業者にすべてを任せていくということはお案内のとおりでございますが、1つは会計方式が公営企業会計から純粋な民間の企業会計に変わるという点で、決算報告も先ほどの地方独立行政法人の場合は報告義務がありましたが、議会への報告もなくなるということで、当然原則的には市からの財政措置も行わないというような運営形態になっていきます。

どちらの運営形態にいたしましても、非常に運営の自由度は高くなるということではありますが、一方で公共的な要素の強い病院ということでもあります。あまり経営にこだわりますと、こういったものの中には不採算部門を切り捨てていくということもなす可能性がありますので、そういった意味では病院の設立団体は東御市でありますので、あくまで公立病院としての立ち位置がどこまで継続されるのかという疑問が残るところであります。

また、職員の身分の話をお先ほど申し上げましたが、これまでは公務員として扱われてきた職員が、ほぼ民間人ということで変更になります。そういった身分保証の問題、そして退職手当金の取り扱いの問題ということで、非常に課題は多いかというふうに思っております。

東御市民病院の場合は、いわゆるへき地医療という位置づけの中で、国の交付税措置を受けながら運営をしているということでもありますので、こういった経営形態、検討すべき事項はあるかと思っておりますけれども、当面は現在の形で運営をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 柳澤旨賢君。

○17番（柳澤旨賢君） 市民病院の再質問であります。1つには病床利用率がなかなか上がらないというのが私が考える経営の一般からの繰り入れが多くなってきているというふうに思うんですね。入院患者1日単価が3万円から3万2,000円ぐらい、1人の入院患者が1年で約1,000万円ということになるんですね。5人入院患者が今より余計になると5,000万円増えるということであり

ますけれども、地域包括ケア病床が今年4月に14床に増床されました。今後も多少の拡大をしていくという答弁でありますけれども、どのくらいまで拡大をして、そしてこのいわゆるケア病床の利用率を今後どのくらいに見ておいでなのか、お聞きをいたします。

また、今、先ほどの答弁の中に、国の地域完結型医療体制の推進と軽症患者が極めて多い市民病院では病床利用率の向上が難しい。私もそう思います。確かに市民病院というのは1次医療と2次医療の中間というんですか、完全な2次医療でもないわけでありますから、私も事実そういうふう思うんですけれども、そういった病院は市民病院でなくてもまだあるのではないのかなというふうに思いますし、それと病床利用率が上がらない原因が、他地域の病院と競合していることが原因なのか、常勤医がまだ不足をしていることが原因なのか、そしてまだほかにも原因があるのか、そのことをお聞きいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 病院事務長。

○病院事務長（武舎和博君） 病床利用率に係る再質問でございますが、病院機能の分割化に伴いまして、非常に経営環境は厳しい、また近隣の病院との兼ね合いということで、先ほどもご答弁を申し上げているところでありますが、確かに病床利用率が減少している原因に1つとすれば、やはり新規の入院患者数が減ってきているということは事実でございます。そんな中、当院の場合は先ほどからお話がありますように、軽症患者が入院が多いということで、全国的に見ますと小規模病院はある程度入院日数が長いということで、病床利用率を維持していることがあります。ところが当院の場合は、10日ちょっとということで、約半分近い入院日数になっております。1人の患者さんが10日入院しても、2人の患者さんが5日入院しても、これは延べ人数では10日ということで変わらないわけでありまして、そういった中では入院日数が長ければ病床率は量的に上がっていくというような結果であります。

しかしながら入院日数が長いということは、これ病院単価との関係がございます。先ほど3万円から3万2,000円というお話がありましたけれども、やはりこの単価が低くなれば、仮に病床率が高くても、入院の収入はそんなに変わらないということになってしまいますので、そういった中ではやはり病院の日数、入院日数ということも兼ね合いながら、考えていかなければいけない課題であるというふうに思っております。

この春から3人の常勤医が加わりまして、常勤医という面では非常に充足された状況になってきております。

なかなかこの入院を議論する場合には、在宅へという考え方の中で、必要以上の入院を受け持つことはもちろん許されないことではあります。ただ、市民の皆様にとりまして、できれば近くの病院に入院をしたいというご要望がある中では、やはり速やかに、的確に入院の措置がとれるよう、対応をしていかなければいけないというふうに当然考えております。そういった意味では今後とも市民の方に信頼される病院、あってよかった病院にしていくことが、今後病床利用率の向上にもつながるというふうに考えているところであります。

○議長（櫻井寿彦君） 柳澤旨賢君。

○17番（柳澤旨賢君） それでは最後に農政について質問といたしますか、意見でありますので、回答は求めませんが、申し上げたいというふうに思います。

駒ヶ根市の天竜川沿いの水田というのは、もう、かなり前ですね、再整備がなされまして、1辺が100メートルの200メートル、1枚で2ヘクタールというような再整備がされて、いわゆる稲作が行われております。このように基盤の整備をして、生産効率を上げると、そういう耕地にするということが農政の基本であり、いわゆるその農地を次代、次の代につなげていくための施策の第一歩だろうというふうに思うんですね。先ほど申し上げましたように、その辺の東御市のいわゆる農地を再検討いただいて、そのことがどこまでできるのか、これからの検討課題にさせていただければというふうに思います。

そして先に申し上げた国の農地の固定資産税1.8倍にするという、国の方針も自給率の向上と農地の有効活用を目的としているんですね。いわゆる農業委員会が中間管理に機構に申し出した土地に対して、地主が何もしないものを1.8倍にする。なぜ、有効活用できる土地の中にありながら、地主は何もしないでいるという土地に対して課税をしますよということなんですね。それはそうですよね、いわゆる、もう荒廃地というのはいわゆる高齢になって、貸したくも借り手もない。あげたくももらい手もないという話が冗談まじりでありましたけれども、そんな状況のところまで全部1.8倍なんて、そんな不理屈な話ではないわけでありまして、いわゆる国として食糧生産をいかに上げるかということと、耕地の有効利用ということが目的で1.8倍なんですね。ですからその辺の見極めを農政もきちんとしながら、そしてそれに合わせて農政としていわゆるこれから何年も先になっても、その農地が株式会社でも大型農家でも誰でもいいんですね、誰でもいい、もう、そういうものだと思いますから、私も。いわゆる耕作をして、食糧の生産につなげていくということがまずは基本でありますので、その辺の見極めや取り組みを長期展望に立って行っていただければというふうに思います。

以上申し上げて、質問を終わります。

○議長（櫻井寿彦君） ここで15分間休憩します。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時39分

○議長（櫻井寿彦君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。一般質問を続けます。

質問番号5 所信表明について、今後4年間にわたる市政運営の基本方針。さわやかな風の会、依田俊良君。

依田俊良君。

○10番（依田俊良君） 改めましておはようございます。

さわやかな風の会代表、依田俊良です。今後4年間にわたる市政運営の基本方針について質問い

たします。

東御市も合併して13年目に入りました。一体感の醸成も大きく進んできたと思います。基礎づくりから様々な施策を展開し、さらなる飛躍に向け、歩み続けているところでもあります。これから市長は4年間、東御市のかじ取りをされていくわけですが、今日まで多くを有言実行されてこられました。また、将来に向け様々な種をまいてこられました。この4年間でしっかり収穫をしていただき、また実のなる木はせん定し、幹を太らせ、更に将来大きな実をつけるよう育てていただきたいと考えています。また、多くの可能性を持つ東御市に新しい種をまいていただきたいとも思います。あまりまきすぎなのもちょっと心配ではありますが、東御市というブランドを全国に発信して、地方自治体間の競争に勝ち抜いていく必要があります。右肩下がりの経済状況の中、少子高齢化、人口減少は確実に進み、深刻な問題となっております。

持続可能な財政、社会保障の構築を図ること、東御市全体が活性化し、税収を上げることは必要不可欠であります。消滅的危機にある地方都市にとって、いくらお金を使って、何を達成するかという費用対効果に対する考え方、人口が減少する中で、どうやったら破綻しないで持続的な社会をつくり出すかにあります。市民の理解を得ながら、持続可能な美しいふるさとづくりを更に進めていくべきとも私も考えております。地方自治における自己決定、自己責任はますます大きくなっています。市民力、職員力を十分発揮し、正確なマネジメントでまちづくりを進めていただきたいと思っております。

このたびの選挙は、これまでの実績の評価を踏まえ、今後進むべきまちづくりのかじ取りを花岡市長に再度託そうという市民の熱い思いがもたらした結果であると思っております。そこで4年間の市政運営について4点、お尋ねします。

今期4年間の市政運営の柱は何か。

2番目に、人口減少の克服と活力ある地域社会実現のために策定されたまち・ひと・しごと創生総合戦略計画をどのように取り組み、成果を上げていくか。

3、5小学校の改修には多額の予算を伴うが、どのように進めていくか。

4、東御市民病院は、市民が安心して暮らせる地域医療の拠点として大いに期待しているものであります。病院の在り方といたしましては、地域の方々に信頼され、誇れる病院になっていただきたいと思っております。経営の安定には医師の確保は大切であり、利用者増の取り組みも必要です。市民病院は常勤医師を迎えて医療体制も整ってきたと思われませんが、今後の病院運営の方向性をどのようにお考えか、お聞きします。

○議長（櫻井寿彦君） 市長。

○市長（花岡利夫君） さわやかな風の会、依田俊良議員の所信表明、今後4年間にわたる私の市政運営の基本方針についてのご質問につきまして、お答えいたします。

まずは4月の市長選挙におきまして、多くの市民の皆様をはじめ関係各方面からのご支援を賜り、引き続き市長の重責を担わせていただくことになりましたこと、ここに改めて感謝を申し上げます。

これまでの8年間を踏まえ、このたび掲げさせていただきました私の公約を実現させることこそが、多くの市民の皆様への負託におこたえすることであると肝に銘じ、全力で臨む所存でございます。引き続きご支援賜りますようよろしくお願い申し上げます。

ご質問いただきました1点目の今期4年間の市政運営の柱につきましては、平成30年度を目標年次としている総合計画の前期基本計画の実現が大きな柱の1つであります。総合計画の基本目標には、6項目を掲げてございまして、その1つ目であり「豊かな自然と人が共生するまち」につきましては、東御市の美しい自然環境を維持し、継承していけるように、景観に配慮した施策の展開とエネルギーの地産化や、循環型社会の形成を目指してまいります。

基本目標の2つ目、「安全・安心の社会基盤が支える暮らしやすいまち」につきましては、通学路の整備、保育園周辺、滋野駅周辺等の生活道路の改良や水害対策に取り組むとともに、自助、共助、公助による災害に強いまちづくりを推進してまいります。

3つ目の「子どもも大人も輝き、人と文化を育むまち」につきましては、子育てに関する希望をかなえるため、第3子以降の保育料無料化を目指します。また、東御市の自然環境を生かし、地域住民との連携による特色ある子育て支援策・教育行政を推進するとともに、地域のために学び、実践していただける人づくり、スポーツ文化と生涯学習の充実を推進してまいります。

基本目標4、「共に支えあい、みんなが元気に暮らせるまち」につきましては、地域で暮らせることを第一に、互いに支え合う仕組みづくり、地域包括支援体制づくりと健康寿命の延伸に取り組んでまいります。

基本目標5、「地域の魅力を活かし、活力とにぎわいを生むまち」につきましては、高地トレーニング構想を着実に実現させることをはじめ、東御市全体のブランド化推進や特色ある農畜産物、観光資源に磨きをかけるとともに、積極的な情報発信等によって雇用の創出と新しい人の流れをつくってまいります。

基本目標の6、「市民と共に歩む参画と協働のまち」につきましては、小学校区単位の地域づくりを推進し、それぞれ5地区の地域ビジョンの実現を支援してまいります。

2点目のご質問であります人口減少克服と活力ある地域社会実現のための総合戦略の取り組み等につきましては、地方創生、地域再生の正念場を迎える今日、まち・ひと・しごと創生総合戦略の実現も今期、市政運営の大きな柱の1つと考えております。東御市の魅力、強みである豊かな地勢が育む農畜産物や湯の丸高原等の観光拠点を活用した雇用創造策や、交流人口増加策、若い世代が希望を抱ける子育て支援策等の総合戦略関連施策を進めることが、総合計画における「人と自然が織りなす しあわせ交流都市東御」の実現につながるものと確信しております。

これら総合戦略の推進に当たっては、国の交付金等を活用しながら、6次産業化の推進や農業と商工業、更に観光業との連携等による雇用の創出から、体験交流型観光の創出等による交流人口増加策と子育て支援策のさらなる充実、時代に合った地域づくりに至るまで、今、すべきこと、今でなければできない施策の推進に全力で取り組んでまいります。

加えまして、この総合戦略の進捗管理につきましては、産業界、金融関係、労働関係、報道関係等の多方面からご参画いただき、まちづくり審議会からご意見を賜りながら実施し、より効果的、戦略的で成果の上がるものとなるよう推進してまいります。

3点目の5小学校の改修には多額の予算を伴うが、どのように進めていくかについてお答えします。

市内5小学校につきましては、建築後三十数年から40年が経過し、老朽化してきているところでございますが、各小学校とも構造体の耐震補強及び非構造部材の耐震改修工事を完了していること、また、児童・生徒数の動向予測を踏まえて、昨年11月の総合教育会議において、中期的には現小・中学校の通学区及び学校配置はおおむね現状どおりとすることを前提として、施設の維持及び長寿命化を図ることを決定しております。施設の長寿命化を図るため必要な改修工事、リフォームを行いながら、将来における建替えのペースを緩やかにして、費用負担の平準化を図ってまいりたいという考え方であります。

文部科学省は老朽化対策として、長寿命化改修を推進することとしており、自治体に対し学校施設長寿命化計画の早期策定を促しておりますので、東御市におきましても本年度中に長寿命化計画を作成し、速やかに国庫補助事業を導入できるよう、準備を進めてまいります。

続きまして、4点目の市民病院運営の今後の方向性についてのご質問でございますが、市民病院は4つの柱としまして、急病患者への対応、高齢者医療の充実、在宅医療の充実、予防医療の充実を掲げながら、地域に密着したプライマリーケア病院を目指してまいりましたが、今般、内科、外科、産婦人科を担当する3名の常勤医師が加わったことにより、このプライマリーケアを実現するための医療体制がほぼ整ったものと考えております。しかしながら今後も地域完結型の医療体制が推進され、それぞれの医療機関の役割がより明確になっていきますと、救命救急医療や中規模以上の手術など、病院経営に直結する収益性が高い急性期入院医療への対応が困難な当院にとりましては、ますます経営環境が厳しくなるものと予測をしております。

このような医療環境のもと、公立病院としての役割を十二分に認識しつつ、地域住民の皆様が安心して暮らせるよう、地域包括ケアシステム構築のための重要な担い手として、今後も市民にとってなくてはならない身近な病院にしていくとともに、経営基盤のさらなる強化にも努めてまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 依田俊良君。

○10番（依田俊良君） 続けて質問します。

総合計画と総合戦略の推進に今期4年間、全力で取り組むとの力強い答弁があり、私自身も心強く感じたところであります。

人口減少問題には、残念ながら特効薬はないものと考えていますが、花岡市長のリーダーシップで乗り切っていただくことを期待しています。東御市がキラリと光り続けられるよう、今期もまい進していただきたいと思っております。

何点か再質問します。

高地トレーニング用プールについてお尋ねします。

花岡市長は、選挙の公約の1つとして、高地トレーニング構想を確実に実現させ、高地トレーニングの聖地にすることを掲げられました。選挙の争点ともなった高地トレーニングプールであります。市民プールの施設整備とともに論じられ、市民プールのかわりに湯の丸にプールを建設する等と、混乱した市民もあるやに感じました。そうではなく高地トレーニング用プールはあくまでもアスリートの強化のための施設であり、国が整備するものであって、それを東御市に誘致するものであります。市民プールは文字どおり市民のものであって、東御市が責任を持って持続可能で子どもにも喜ばれる施設整備を行うもので、こちらについても花岡市長の選挙公約の1つでありました。選挙結果により、市民から一定の理解と信託を受けたものと理解していますが、高地トレーニング用プール誘致に対する市長のお考えをあえて再度確認します。

次に、人口減少問題対策について再度お尋ねします。

少子高齢化社会と言われて久しいものの、人口減少が表面化したのはついこのごろのように感じます。気がつけば空き家、空き地が目立ってきて、人も減り、にぎわいも薄れ、若者は地元東御で頑張っている人もたくさんおりますが、半数は都市部へ進学や就職で出て行って帰ってこないのか、こられないのか、とにかく若者が少なくなったと感じています。

それに立ち向かうのが地方創生総合戦略であると理解しています。仕事の創出、人の流れをつくる、若い世代の希望をかなえる等の施策展開によって、人口減少問題を克服していこうとするものであり、この人口減少問題は市の活性化や地域住民の経済活動、ひいては市の財政面にも多大な影響があるものと考えております。

そこで選挙公約にも掲げられた、子どもたちに世界一住みやすいふるさとに帰っておいでと言えるまちづくりとは、これから人口減少問題対策に関連するものと思いますが、これについて市長のお考えをお尋ねします。

3点目に総合戦略についてお尋ねします。

総合戦略の推進について、国の交付金等を活用して6次化産業の推進や体験型観光の創出、また子育て支援策の充実化等に取り組むとの答弁でありましたが、広報にもありましたが、それらに係り今年度重点的に行う事業と、その狙い、効果等、代表的なもので結構ですので、お示ししてください。

次に、小学校改修についてお聞きします。

老朽化した小学校施設の整備については、建替えではなく長寿命化を図るとのことです。短期間で全小学校の建替えをすることは財政負担が大きいことや、これまで主体構造や天井などの非構造部材に係る耐震補強工事を実施してきたことから考えると、長寿命化という選択は適切であると思います。

そこでお聞きします。長寿命化の計画を今年度中に作成するということですが、改修のコ

ンセプト、具体的な改修、また、どれくらいの期間の長寿命化を考えているか、お聞きしたいと思います。ちなみに各普通教室の経過年数を申し上げますと、田中小学校は築42年、滋野小学校は築39年、祢津小学校35年、和小学校37年、北御牧小学校37年となっています。

次に、市民病院についてお聞きします。

市民病院の今後の方向性として、常勤医師の充実に伴い、4つの柱を中心にプライマリーケアを充実していきたいが、地域完結型医療体制の推進に伴い、経営環境はますます厳しくなるとの答弁がありました。

そのような中、公立病院の果たす課題の1つである地域包括ケアシステムの構築に向けた重要な担い手であるという認識を示されました。具体的にどのような取り組みを行うのか、お聞きします。

○議長（櫻井寿彦君） 市長。

○市長（花岡利夫君） さわやかな風の会の依田俊良代表の再質問にお答えいたします。

まず最初に、高地トレーニング構想への私の考えを述べさせていただきます。議員ご案内のとおり、湯の丸高原への誘致活動を行っている高地トレーニング用プール施設は、アスリートの競技力向上のためのトレーニングの場であって、一自治体が整備する性格のものでなく、国に施設整備をお願いするものでございます。これに関しましては、長い間、小諸市、東御市、上田市、そして嬭恋村、また軽井沢町、御代田町の協力も得て、国にお願いすると同時に、東御市としてはプールに関しては国にお願いしておるところでございます。

そういう中で、この6月10日には高地トレーニング拠点プール施設整備推進委員会が設置されました。この高地トレーニング用プールからの最大の利益を享受する日本水連が主体となって、運営されていく推進委員会が立ち上がりましたことは、この誘致活動が新たなステージに進んだものと理解しております。この委員会の委員の任命者は日本水連代表の青木委員長であります。私どももこの水連が招集され、そして水連が湯の丸に建設するためにつくられたこの委員会に加わって、日本水泳連盟に協力し、ともに誘致活動を推進してまいり所存でございます。

湯の丸高原に高地トレーニング施設が整備されれば、多くのアスリートや関係者が湯の丸を訪れ、トレーニング施設を利用することによって競技力が高まり、更に結果に結びついていけば地元東御市としてもこれは大変喜ばしいことだと考えております。

また、国内唯一の高地トレーニング用プールがあるまちとして、東御市の知名度が飛躍的に高まっていくものと考えております。

現在、一部のトップアスリートに限られている海外での高地トレーニング、今回のリオデジャネイロに関しましては、世界3カ所に分かれて現在、日本チームが高地トレーニングをスペイン、アメリカ、メキシコでの高地トレーニングに既に入っておるところでございます。

このような海外での高地トレーニングから、裾野の広い国内での高地トレーニングに変わり、利用者の様々な負担が軽減されることによって、ジュニアからも、障がい者からも安全・安心な国内湯の丸での高地トレーニング利用が見込まれるところでございます。

これらのことは、東御市の観光産業振興をはじめ、まさに地方創生の実現に大いに資するものと考え、引き続き粘り強く誘致活動を行ってまいります。

次に、子どもたちに世界一住みやすいふるさとに帰っておいでと言えるまちにしますというこの公約に込めた思いはということでございます。

まず最初に、やはり人口減少に関して市、何とかしろ、市長、何とかしろという市民の多くの思いがあるわけでありますけれども、まず自分たちの子どもに帰ってもらいたいというふうに親が思える、思う、そういうことが必要であると思えますし、また、その子どもたちもふるさとに帰りたい、親の誘いにこたえていきたいと思うことが何よりも大切であるというふうに考えております。

この美しいふるさと東御の魅力を市民の皆様にもまず再認識していただき、次代を担う子どもたちに継承していってもらいたい。東御市は本当に住みやすいまちであると小さいけれどもキラリと光るものがあるのだと胸を張ってもらいたい。そういうふるさとになりたい、そういう思いが大事でございます。

東御市は、都会のような利便性やきらびやかさはありませんが、不便すぎることはない。ほどよさ、豊かで変化に富んだ自然があって、災害も少なく、日当たりもよい、上田や小諸、佐久が生活圏にあり、長野や軽井沢へも、都心へもアクセスがよい、ほどよく田舎であって、みんな元気でもに暮らすにはよいところであると自負しております。議員各位も、同様にお考えのことと思いますが、これらが昨年度の東洋経済新報社の「住みよさランキング」で市部中県内1位、日経B P社の働く世代が住みやすい都市で県内第3位という結果にあらわれているものと考えております。

そのような住みやすいこのふるさと東御に、いつかは帰っておいで、待っているからと皆様からもぜひ機会を捉えてお声かけいただきたい。

この暮らしやすい東御市の魅力に更に磨きをかけていくこと、外へも内へもこの住みよく、美しい東御を発信していくことが私に課せられた使命であると認識しております。仕事の創出等の総合戦略の確実な推進によって、子どもたちが帰ってこれる東御市、新たな人々を誘い、移住先として東御市を選んでいただけるようなまちづくりを推進していく、公約にはそのような思いを込めさせていただいたものでございます。

3点目の総合戦略に関する事業等へのご質問につきまして、お答えいたします。

本年度の重点事業としまして、特に総合戦略に関しますものは6次産業化、ブランド化の推進がでございます。これらに取り組むにあたり、産業経済部の中にこの4月から6次産業化推進室を設置いたしました。また内閣府の交付金、厚生労働省事業を活用した事業にも取り組み、農業と商工業、そして観光までを結びつけることによって、雇用の創出と地域振興を目指してまいります。

加えまして、I J U移住推進事業に関しまして、移住推進部門を地域づくり支援室に統合しまして、新たに地域づくり移住定住支援室といたしました。これによりまして従来地域づくり支援室で行っておりました大田区でのイベント等における当市のPR活動も、より効果的なものになりますし、移住者にも住みやすい地域づくりにもつながっていくものと考えております。

若い世代の出会いの場の創出に関しましても、新たな組織を立ち上げ、既存の事業を集約するなどし、一体性と継続性のあるものとして組み立ててまいりたいと考えております。

ほか、特色ある子育て環境づくり等の継続事業とともに、地方創生に取り組んでまいります。産業界、教育関係、金融関係、労働関係等、様々な方々から幅広く意見をいただき、総合戦略で設定いたしました数値目標の達成度合いによる検証と、見直しを繰り返し、成果を上げていきたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 再質問の4点目、小学校施設の長寿命化計画につきまして、私の方で市長に代わりお答えをいたします。

長寿命化計画策定に至ります前提は先ほど市長から申し上げたとおりでございます。長寿命化計画のコンセプト、考え方は大きく分けて2つあるかと思えます。1つは現在の学校施設の機能の維持でございます。昨今の児童数、今後の児童数の動向予測、また特別支援教育などの需要の増、あるいは空き教室をどのように利用するかといったような環境のことも踏まえまして、具体的にはトイレの改修ですとか、照明設備、それから床の改修、放送設備等の改修が必要であろうかと思えます。

2つ目は、機能の向上、あるいは拡充でございます。これも現在の社会環境の中でICT環境が現在、学校施設の中では不足しております。さらなる拡充が必要であろうかと思えます。

また、放課後児童対策としてのクラブの活用等につきましても、現在は図工室の兼用などしている部分もありますので、これもやはりできうれば空きスペースを活用しての拡充、具体的には部屋のスペースだけではなくてトイレですとか、出入り口がないとクラブとして利用できないものですから、そういった拡充も必要であろうかと思えますし、本年施行になりました障害者差別解消法に伴いまして、バリアフリー施設、これも東御市は各小学校とも段差が相当ございますので、こういった改修も必要であろうか。機能の回復・維持、また機能の拡充・向上という二面的な部分で考えてまいりたいと考えております。

具体的に長寿命化計画とあわせまして、改修すべき最優先の部分でございますが、先ほど議員からも築年数、三十数年から40年以上たっているというふうにご指摘をいただきましたけれども、これまでも一部の改修はしておりますが、現在、一番問題となっているのは特に田中小学校並びに滋野小学校のトイレ施設であろうかと思えます。本年の長寿命化計画とあわせまして、この2校のトイレ改修の事業化に向けて現在、準備を始めているところでございます。

3つ目、長寿命化の期間、どのくらい想定しているかということですが、これまでは小学校施設40年余りを耐用年数というふうにご指摘をいただきましたけれども、今回の長寿命化におきましてはプラス20年から30年を目指せといいますが、指摘されているところでありまして、この具体的な年数につきましては現在の長寿命化計画におきます耐力度、それぞれ学校において、あるいは校舎、施設によって耐力度が違いますので、それを精査した上で、二十数年なのか三十数年な

のか、それは定めてまいりたいと。目標、希望とすれば少なくとも20年以上は延命化しないと、その後の全面改築には相当財政上の困難もありますので、そのような年数を目安としております。

○議長（櫻井寿彦君） 病院事務長。

○病院事務長（武舎和博君） 依田俊良議員の再質問、病院に係る内容でございますが、地域包括ケアシステムの構築に向けた病院の具体的な役割ということでお答えをいたします。

この言葉は、もう数年前から言われておりまして、ご案内のとおりということでもありますけれども、内容的には5つのキーワードがございます。住まい、医療、介護、そして予防、生活支援ということでありまして、この5つの要件を推進していくことが、この仕組みの構築に必須であるということで、そういった中で市民病院は、医療の部分を担当する市民病院ということで、2つの事業を重点的に取り組んでまいりたいというふうに思っているところであります。

1つ目は、外来機能の中の1つであります訪問診療であります。これにつきましては通院が困難な患者さんに対しましては、これは月に1度とか2度ということで、定期的に訪問する日を決めて、医師と看護師が診察に伺うというようなことであります。これまでも取り組んできたわけですが、今度は常勤医師の充実に伴いまして、この4月には在宅療養支援病院という病院としての新たな取り組みの届出を行わせていただきまして、更に強化をしていきたいというふうに思っているところであります。

これにつきましては、緊急の場合の往診ですとか、お亡くなりになったときのみとりですとか、そういったことも含まれていることであります。要は24時間365日ずっと対応が必要となることでありますので、非常に多くのマンパワーを要するものであります。したがってこの在宅医療、訪問診療の充実を図っていくためには、市民病院ばかりではなくて、やはり訪問看護ステーションとして地域の開業医の皆さんそれぞれのお立場で地域の医療関係機関、みんなで支えていく、推進していくものであるというふうに思っております。

なお、みまき診療所でございますが、こちらにつきましては平成18年に在宅療養支援診療所という届出を既に行っておりまして、そのころから取り組みを開始しているというところであります。

それから2つ目の取り組みですが、こちらはいわゆる入院医療に係ることでございますが、先ほども答弁の中で出ましたけれども、地域包括ケア病床の導入であります。これは在宅復帰に向けたリハビリを重点的に行うことによって、従来より長期的な入院が可能となるものであります。退院先の調整作業、また患者さんが安心して退院していくというようなこと環境を整えていくために、在宅復帰率を高めていこうというような病床であります。

当院の取り組みとすれば、昨年4月に8床で開始をし、現在14床に拡大をしてまいりましたが、今後の取り組みの中で4床が1部屋という構成でありますので、18ないし22床に拡大をしていければというふうに考えております。

こういったことで市民病院といたしましては、いわゆる在宅と入院の両面からこの地域包括ケアシステムを支えていきたいというふうに考えておりますけれども、1つここで象徴的な言葉を紹介

したいと思いますが、「時々入院ほぼ在宅」というキャッチフレーズがあります。これは2年前の診療報酬の改定の際に出てきた言葉で、この「時々入院ほぼ在宅」という非常に響きのいい言葉ですが、あまり世に知られておらないというふうに思っています。これは医療の今後の方向性を端的に示した言葉だなというふうに思っておるところであります。こういったことも含めまして、今後公立病院としての役割、しっかりと見定めて、進んでまいりたいというふうに思います。

○議長（櫻井寿彦君） 依田俊良君。

○10番（依田俊良君） 答弁のとおり湯の丸のプールは国が整備するもので、東御市は観光振興や知名度の向上にもなるものとして誘致活動を進めるものだと改めて理解するところでもあります。なかなか高地トレーニング用プールの整備は難しいことであると考えますが、夢があり、希望が持てることであるので、どうか成功するよう頑張ってくださいと思いますし、私も市民とともに応援していきたいと思います。

人口減少問題についても、東御市は災害も少なく、日当たりもよいし、交通網も整備されて、おいしく安全な農畜産物がとれ、穏やかな人々が集い合う大変暮らしやすいところであると感じています。自動車がなければ不便な面も確かにありますが、総じてよいところであって、私もほどよく田舎で、それがよいのだなと実感しております。

若い人が元気に戻ってこられて、新しい人も移り住みたくなる、働く場所もあって、子育て環境にも恵まれて、地域でも暮らしやすい、そんなよいところをもっともっと伸ばしてもらいたい、その思いは私も一緒でございます。

市長の答弁にもありましたが、地方創生、地域再生には行政だけではなく、産業界や金融界や現に働いている方々など、多方面からの意見、アイデアを取り入れることが重要と考えます。市民とともに元気で明るい東御市づくりにご尽力いただきますよう期待を込めて申し上げます。

最後に、ここ数年、東御市においても間違った情報やデマがまかり通るようなところがあり、懸念しているところでございます。ちなみにデマとは、根拠のない、いかげんなうわさ話のことで、政治的効果を狙い、事実無根の情報を意図的に流すなどして、人々を扇動し、相手に不利な状況をつくる場合のことです。デマは扇動政治を意味するデマゴギーを略したドイツ語で、出任せの略語ではありません。議員として正しい情報を市民の皆さんに届けることが大切であると考えています。根拠、裏づけのない個人的意見を活字やブログ、SNSなどで大勢の人に発信することは問題があります。言った者勝ちの風潮は是正していくべきと考えております。市長はよく、大きな声は耳に届くので、市長の言われている声なき声に耳を傾けて、デマや誹謗中傷に負けないで、しっかり市政運営をしていただきたいと思います。

終わります。

○議長（櫻井寿彦君） 質問番号6 計画的で効率的な行財政運営をどう実現するのか、質問番号7 小学校単位の地域づくりの組織はどこまで進んでいるのか、質問番号8 生ごみリサイクル施設の建設と循環型都市の実現をどう進めるのか、質問番号9 東御市実践型地域雇用創造事業「と

うみマリアージュ・プロジェクト」とは何か。太陽と風の会代表、若林幹雄君。

若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） 皆さん、こんにちは。

代表質問3人目ということで、私は議員番号7番、太陽と風の会、若林幹雄でございます。

代表質問に先立ちまして、先ほど同僚議員もおっしゃっていましたが、熊本地震がありまして、もう2カ月になります。被害を受けた皆様に心よりお見舞い申し上げるものでございます。現地ではまだ余震が続いておりまして、復興はまだまだ緒についたばかりと聞いています。一日も早い復興を願っております。

さて、6月も下旬に入りまして、農作業はいよいよ忙しくなっております。ちょうどブドウ農家にとりましては、1年でこれから一番忙しい季節になります。しかし今年からは梅雨でございます。ため池の水も底が見え、これからの農業にとって大丈夫かなという、そんな不安な声を聞いてもおります。干ばつが心配されております。一昨年も水には苦労させられました。梅雨が戻ってくることを願っております。そして秋の豊かな実りを期待しております。

さて、先般3期目の花岡市政がスタートしまして、本議会開会日に市長より所信表明がございました。私はこの市長の所信表明の中の重点課題の4点に絞って、会派を代表いたしまして質問させていただきます。

まず第1には、計画的で効率的な財政運営についてでございます。第2に、小学校単位の地域づくり組織についてです。第3に、生ごみリサイクル施設の建設と循環型都市の実現についてです。そして最後に、実践型地域雇用創造事業「とうみマリアージュ・プロジェクト」についてでございます。

まず最初の質問でございます。計画的で効率的な行財政運営をどう実現するのかについてお尋ねいたします。

市長は、本定例会における所信表明で、限られた人材と予算を有効に使うために、計画的で効率的な行財政運営が必要と述べられています。財政問題はこれからの市政にとって極めて重要な課題でございます。そこで具体的に3点にわたって質問させていただきます。

まず第1点目、市税の適正な課税、徴収、受益者負担の適正化を図るとは、どのようなことなのでしょう。

第2点目、市民にわかりやすい財政状況の公表を積極的に進めるとは、どのようなことを指すのでしょうか。

3点目、市民益を第一義とした持続可能な財政運営を進めるとは、具体的に何を指すのでしょうか。

以上でございます。

2点目、小学校単位の地域づくり組織はどこまで進んでいるのかについてお尋ねします。

これまで市は協働のまちづくりを実現するために、小学校単位の地域づくり組織を進めてまいり

ました。しかし滋野、北御牧、柵津ではそれぞれの組織が結成されたのに対しまして、田中、和地区ではそれぞれの地区の事情もありまして、組織化が遅れていると聞いております。そこでお尋ねいたします。

第1点目、小学校単位の組織化が進んでいない状況をどのように捉えているのでしょうか。その課題は何でしょうか。

第2点目、市は小学校単位の新しい組織と従来の区組織とを行政の中でどのように位置づけているのでしょうか。

3点目、市は地域づくり組織が取り組む活動に対して、必要な支援を行うと述べていますが、具体的に何を行っていただけるのでしょうか、具体策をお尋ねします。

3点目、生ごみリサイクル施設の建設と循環型都市の実現をどう進めるのかについてお尋ねいたします。

東御市は、これまで3R、リデュース、リユース、リサイクルでございますが、3Rを進め、ごみの減量化、資源化に取り組んでまいりました。最後に残された大きな課題は、生ごみの再資源化でございます。既に3月議会で生ごみリサイクル施設の建設が予算化されています。そこで具体的に3点にわたってお尋ねいたします。

第1点目、生ごみリサイクル施設の概要と具体的な運用スケジュールはどうなっているのでしょうか。

2点目、生ごみリサイクルでは悪臭や虫の発生が問題になります。どのような対策を講じられているのでしょうか。

3点目、運用まであと1年足らずと聞いています。円滑な導入のため、地域住民への説明をどのように行うのでしょうか。

以上3点、ご質問いたします。

第4点目でございます。今回新規事業といたしまして、本議会に提案されております東御市実践型地域雇用創造事業「とうみマリアージュ・プロジェクト」についてお尋ねいたします。

市は実践型地域雇用創造事業として、ワインに合う料理の開発とワインを機軸とした地域ツーリズムにより、市内業者の事業拡大と新たに120名の雇用創出を目指すとしています。そこで以下についてお尋ねいたします。

実践型地域雇用創造事業「とうみマリアージュ・プロジェクト」の狙いと目標についてお尋ねいたします。

2点目、このプロジェクトにより、3年間で新規就労120人を目指すとしていますが、どのように取り組むのでしょうか。

3点目、この事業を進める主体である東御市雇用創造協議会とは、どのような団体なのか。

以上、最初の質問でございます。それぞれ簡潔な答弁を求めます。

○議長（櫻井寿彦君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 質問番号6、太陽と風の会、若林幹雄議員の計画的で効率的な行財政運営をどう実現するのかのご質問につきまして、市長に代わりお答えをいたします。

1点目の市税の適正な課税と徴収、受益者負担の適正化を図るとはどのようなことでしょうかでございます。

まず市税の適正な課税と徴収につきましては、地方税法、国税徴収法などの関係法令や市税条例、総務省等からの通知等に基づき、適正な課税と徴収を行ってまいります。

次に、受益者負担の適正化につきましては、市民負担の公平性を確保する観点から、施設の使用や証明書類の発行など、特定の方が利用するサービスに係る経費は受益者に負担していただくことが原則でございます。定期的に使用料、手数料の額を見直し、適正な受益者負担額を設定することと考えております。

2点目の市民にわかりやすい財政状況の公表を積極的に進めるとは、どのようなことを行うのでしょうかのご質問についてお答えいたします。

厳しい財政状況の中で、財政の透明性を高め、市民に対する説明責任をより適切に果たし、財政の効率化、適正化を図るため、従来からの単式簿記による予算決算制度に加えて、既存の決算統計データを活用した簡便な複式簿記による財務書類の作成が全国的に進み、本市においても平成20年度決算より公表してまいりました。しかし公表に当たり、自治体によって財務書類の作成方式が違うことから、統一的な基準による地方公会計マニュアルが平成27年1月に国から示されたところでございます。統一的な基準による公会計制度では、減価償却費などのコスト情報の把握や複式簿記を採用することで、単式簿記では見えにくかったものが見えるようになることが期待されることから、本市においても平成28年度決算からこの方式による財務書類を公表できるよう現在、準備を進めているところでございます。

3点目の市民益を第一義とした持続可能な財政運営を進めるとは、具体的にどのように実現するのでしょうかについてですが、既に地方財政健全化法により、実質公債費比率や将来負担比率などの財政判断指標があることはご承知のとおりでございます。東御市の財政が将来にわたり健全性を維持するためには、これら既存の財政指標を注視しつつ、限られた財源を有効に活用するために、計画行政と費用対効果を考慮した事業の重点化を進め、一層の歳出抑制を図ることが重要であると考えます。

また、予算の編成に当たっては、基金繰入額の制限や起債借入額の上限の設定など、一定のルール、すなわち財政運営の規律を設けることで、収支バランスの均衡を図ることが重要であると考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 太陽と風の会、若林幹雄議員の代表質問につきまして私の方から、小学校区単位の地域づくり組織はどこまで進んでいるのかのご質問につきましてお答えします。

1点目の小学校区単位の組織化が進んでいない状況をどのように捉えているのでしょうか、その課題は何でしょうかであります。小学校区単位の地域づくりとは、小学校区という人のつながりと、文化を共有する生活圏において、地域住民が主体となって地域づくりを考え、美しく元気なふるさとづくりを進める取り組みでございます。

この取り組みを進めるための組織づくりに当たっては、地域の自主性を重視し、市はその取り組みを支援しているものでございます。これまでに滋野、北御牧、柵津地区と順次発足しておりますし、未組織の田中、和地区においても組織化の検討が始まっていますので、組織化が進んでいないとは認識しておりません。

ここで組織化に向けた状況を申し上げますと、田中地区では平成27年6月に区長会と各種団体で構成する設立準備会が発足していましたが、この8月を目途に新組織が発足する見通しとなっております。また、和地区では区長会が中心となり、各種団体が参画する推進会議を近々に立ち上げ、組織化の検討が始まろうとしております。

これらの動きは平成27年度に取り組んだ地域ビジョンの策定によりまして、それぞれの地域が取り組むべき地域課題や目標とする将来像が明確になったことによるものであり、小学校区単位の地域づくりはすべての地区でこのように活発に、そして確実に前進していると考えております。

2点目の市は小学校区単位の新しい組織と、従来の区組織とを行政の中でどのように位置づけているのでしょうかであります。区とは区域における地縁で構成される住民の共通利益や親睦を目的とする自治組織です。しかし地区レベルにおいては各地区の区長会がありますが、情報交換、意見交換するための連絡会であり、地区の課題を解決するための協議組織ではありませんでした。一方、小学校区単位の地域づくり組織は、単一の区、団体だけで解決できない様々な地域課題に取り組むための協議会組織であります。区長会や各種団体が連携し、補完し合って地域づくりを支える組織であり、市と協働のまちづくりを進めていく上で重要なパートナーであると位置づけております。

3点目の市が地域づくり組織が取り組む活動に対して必要な支援を行うに当たっての具体策であります。各地区で策定されました地域ビジョンの将来像を実現するためには、住民一人ひとりが関心を持つとともに、各種団体がそれぞれの課題の解決に取り組み、連携し合うことが必要だと考えております。また、その取り組みに対して市もかかわっていくことで協働のまちづくりの進展につながるものと考えております。そのため市職員である地域づくりサポーターによる行政マンとしての経験や知識、情報等を生かした人的支援を行ってまいりたいと考えております。また、財政支援としましては現在、小学校区を単位とする各種の団体に交付している様々な補助金等がありますが、5地区で地域づくり組織が組織化されることを機に、地域づくり組織が使いやすく、使い道を決められる、更には地域の人材育成や自立につながる新たな財政的支援の仕組みを検討し、地域ビジョンの実現を後押ししたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 市民生活部長。

○市民生活部長（土屋一夫君） 質問番号8、太陽と風の会、若林幹雄議員の生ごみリサイクル施設の建設と循環型都市の実現をどう進めるのかのご質問につきまして、市長に代わりお答えいたします。

①生ごみリサイクル施設の概要と運用スケジュールについてですが、今回東御市初の公設民営のDBO方式による設計、建設並びに運営を一括発注したものでありまして、市の要求する水準に基づき、事業者からの提案について審査を行い、落札者を決定し、契約を締結した段階であり、本年度契約事業者による実施設計作成等、いよいよ建設に着手いたします。

具体的な生ごみ処理の概要ですが、施設は生ごみ堆肥化施設であり、処理能力は日量4.1トン、処理対象は家庭系並びに事業系生ごみです。堆肥化は1次、2次の2段階からなる発酵方式です。また今後のスケジュールとしては現在、設計協議を進めており、12月には建設工事に着手し、来年度平成29年12月の本格稼働を目指しております。

生ごみの分別収集については、混乱を最小限に抑え、円滑に進めるため、市内地区単位ごとの段階的な運用を検討しております。

②悪臭や虫の対策についてですが、1次発酵では密閉型の発酵設備を採用し、脱臭設備は薬液洗浄脱臭方式と生物脱臭方式を組み合わせた方式を採用し、更に施設全体を建屋で覆い、密封化を図り、出入り口の二重扉設置と、ふたつきのホッパーと呼ばれる貯蔵設備や前室を設置して、建物の外へ悪臭を出さないような対策をとっております。

③地域住民への説明についてですが、今月27日にまず市内の全区長にお集まりをいただき、区等の説明会の実施につきましてのご意見をお聞きします。また地区の説明については、先に述べましたとおり生ごみ分別収集の段階的運用に合わせ、この8月下旬から順次地区ごとの説明会を開催してまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 質問番号9、太陽と風の会、若林幹雄議員の東御市実践型地域雇用創造事業「とうみマリアージュ・プロジェクト」とは何かのご質問につきまして、市長に代わりお答えいたします。

昨年度に県や商工会、農業団体等の関係者で組織した東御市雇用創造協議会を設立した上で、厚生労働省からの委託事業である実践型地域雇用創造事業へ応募した結果、6月1日に採択されたところでございます。

初めに、事業の狙いと目標でございますが、この事業は雇用の機会が不足している地域における自発的な新規創業、新分野への進出、魅力ある職場づくりなどの雇用創造の取り組みを支援することを目的としたものでございます。

東御市は、これまで豊かな自然、地勢、環境を活用した様々な産業が根づき、発展してきました。農業では、変化に富んだ地形と豊かな土壌を生かして巨峰をはじめとしたブドウや白土ばれいしょ、八重原米等の特産品が生産され、また観光では湯の丸高原、海野宿、芸術むら公園の三大観光ス

ポットに多くの観光客が訪れています。そのため農業と観光の連携により、個々の地域資源の強みを結びつけた新たな特産品や観光ツアー商品等を開発し、農業の6次産業化を推進することで、誘客や新たな産業の創出を支援するとともに、あわせて市内企業等の新分野への進出支援及び求職者へのサポートの充実による雇用の創出を図り、持続的な地域産業の発展を目指すことを事業の狙いと目標としております。

次に、3年間での新規就労120人を目指す取り組みでございますが、本事業の具体的な主な内容としましては、1つ目としては事業主向けに地域資源を生かした商品開発セミナー等の雇用拡大メニュー、2つ目として求職者向けにビジネス力向上セミナー等の人材育成メニュー、3つ目としては雇用を創出する実践的なメニューとして、地域食材を使用した料理の開発や観光資源を生かしたツアー商品の開発等がございます。

これらのメニューが農業、商業、工業、観光業において相互に補完し合うことにより、効果的に120人の新規就業、創業を生み出したいと考えています。

次に、東御市雇用創造協議会についてですが、地域が一体となった取り組みが必要であることから、当協議会は商工会、観光協会、工業振興会、JA信州うえだ、JA佐久浅間、八十二銀行、振興公社、県及び市で構成しております。

更に実際の事業を進めるに当たりましては、事務局を設置し、事業全体の運営管理を行う事務局長を含めた事業推進員3名、特産品の開発等の農業関連とツアー商品の開発等の観光関連に直接携わる実践員が各2名の合計7名を新しく雇用して進めてまいります。

今後、本事業が円滑に実施され、雇用の確保や地域経済の発展につながる成果が出せるように、市としましても協議会と緊密に連携し、進めてまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時47分

再開 午後1時00分

○議長（櫻井寿彦君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。一般質問を続けます。

若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） それぞれご回答いただきました。これからの再質問は一問一答でお願いしたいと思っております。

まず財政について再質問を行います。

所信表明で市長もおっしゃっておりますように、国や地方の財政状況もこれから一層厳しくなることが予想されています。限られた人材と予算を有効に活用することは喫緊の課題であると思っております。この間、東御市においては舞台が丘整備事業や土地開発公社の資産処理に係る三セク債の借りかえなど、重要な事業が続きました。そのためここ数年で借入額が膨らみ、それが市財政を圧迫してきています。こうした状況の中で、財政の健全化を進めることは極めて重要な課題であると思

ます。

私もこの間の財政状況をちょっと見てみました。まず市の借入額でございますけれども、一般会計と特別会計に係る借入総額は平成20年から4年間は140億円台で推移してきました。ところが平成24年には167億円に伸び、平成25年には210億円台の大台を超え、平成26年には先ほどの三セク債の借りかえもありまして220億円に達しています。これは過去最大でありまして、平成20年に比ばまして1.5倍にもなります。

それから基金の取り崩しということでございますけれども、無論この間、基金は積み上がってきているわけですが、平成23年度の基金の取り崩し額は2億4,000万円でしたけれども、平成26年には10億6,000万円に膨らんでいます。これは予算総額の6.2%にもなります。わずか3年で取り崩しが4.4倍になったことになります。

こうした財政の問題について、今後取り組んでいくことが必要なかなと思っています。こうした点につきまして、先ほどのご回答の中で市は持続可能な財政運営を進めるために、財政運営に当たっては一定のルール、すなわち財政運営の規律を設けることで収支バランスの均衡を図るとおっしゃっていただきました。極めて前向きな答弁でありまして、評価したいと思います。そしてそのために第1に基金の繰入額の制限と、それから起債借入額の上限設定という課題を回答していただきました。

私はこうした中で、市が財政健全化のために財政運営に一定のルールを設けて収支バランスの均衡を図るということは、極めて妥当なことだろうと思います。まさに中国の故事にもありますけれども、「入るを量りて出ざるを制す」という言葉どおりだと思います。

そこで2点にわたってお尋ねしたいと思います。第1に、基金繰入額の制限と起債借入額の上限設定というルールをどのように設定されるのでしょうか。もし具体的なルールや金額など、現時点でわかっているものがありましたら、お示しいただければと思います。

第2に、こうした財政運営の規律を設けるための課題についてどのようにお考えになっておいででしょうか。財政運営に枠をはめるということは、とりもなおさず市の事業に枠をはめるということになります。たとえ必要な事務であっても予算がつかなければ執行できません。となれば事業一つ一つに優先順位をつける必要があります。しかし財政規律を徹底するために優先順位をつけるということは、なかなか難しいのではないかと思います。今後どのように行っていくのか、もし決まっていたらお答えいただければと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 再質問、2点いただきました。1点目のご質問ということで、財政運営の規律ということで、基金の制限ですとか、地方債残高の、あるいは償還の制限をどのように設けるのかというご質問でございますが、これにつきましては具体的にはすぐに決められるというものではないというふうに考えておりますが、基本的には起債残高の償還額以上に新規の借り入れを行わないということが1つ考えられます。また、基金残高につきましては、一定程度の下限を設定

することによりまして、安定的な基金残高確保ということで、税収減などの不測の事態に対応できるということになりますので、これにつきましては今後も行政需要を勘案した中で検討してまいりたいということになろうかと思えます。

2点目の課題ということで、財政規律を設けた場合の課題をどう考えるかということですが、ただいま申し上げましたとおり今後の状況をどう踏まえるかということ、それとそれを市民の皆様にも、あるいは議会の皆様にもご理解いただくということが必要になろうかと思えますので、こういった課題があろうかと思えます。

いずれにしても東御市の安定した財政運営を持続するためには、中長期的な視点で収支バランスのとれた財政構造へ導いていかなければならないと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） お答えいただきました。困難でありますけれども、ぜひ頑張って取り組んでいただければと思います。

さて、平成19年に夕張市が財政破綻しましてから、この6月で10年目に入りました。自治体の財政破綻というかつてない事態の中で、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が成立し、財政健全化判断比率といわれる新たな財政指標が導入されました。自治体の財政の健全性がこれまでになく注目されるようになっております。

以前にも同僚議員が質問したことがありますけれども、愛知県の大治見市においては、更に進んで財政健全化条例を制定して、全国に先駆けて市が独自に具体的な財政運営に関する基準を定めています。この条例で大治見市は4つの原則を打ち立てています。第1に財政運営の原則を明確にしていることです。第2に市独自の財政指標を制定し、財政の健全性をチェックしていることです。第3に財政運営についてのルールを設定していることです。そして第4に外部からの財政運営の監視既定を設けていることです。

東御市におきましても、これまで財務諸表を作成し、市民に公表してきています。今回基金繰入額の制限と起借借入額の上限定額という、そうしたルールを設ける方向で検討するというのであれば、それを更に一歩進めまして、大治見市のような財政健全化条例、あるいは財政健全化ガイドラインといった運用基準として公表されたらいかかと思えますけれども、お考えをお聞かせください。

○議長（櫻井寿彦君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 再質問、財政の健全化に関する条例、またはガイドラインというものを設定したらどうかと、そういうご質問でございますが、財政の状況につきましては従前も条例に基づく財務状況ですとか、あるいは新年度予算の概要などを市報、あるいはホームページで公表しております。こういった中で、見慣れない用語も多く、理解しにくいものというふうに感じているところでございますが、市の財政状況につきましてこれまでも家庭の収支に例えて市民の皆様にご理解いただけるだけわかりやすいような方法でやってきております。引き続きそんな形でお知らせする中で、

財政の状況について市民にお知らせしていきたいというふうに考えておりました、現時点では条例化というふうなことは考えておりません。

○議長（櫻井寿彦君） 若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） 今のところ考えていないというお話でございました。それでは次に市民にわかりやすい財政状況の公表について再質問をさせていただきます。これまでも市が積極的に財政状況を公表してきたことは十分理解しております。先ほど総務部長がおっしゃいましたように、「市報とうみ」などで毎年家計になぞらえて、わかりやすく財政について解説いただいております。それなりのご努力はわかるのですけれども、まだまだやることのあるのではないかなというふうに思っています。例えば少なからぬ自治体が財政についての小冊子「財政白書」を発行しています。そこには現在の財政状況や課題となっている事柄、将来的な財政予測まで掲載されています。一歩踏み込んだ情報発信が求められているのではないのでしょうか。

先ほど病院事務長が、キャッチフレーズで「時々入院ほぼ在宅」というお話がありました。こういったやはり病院の問題なんかについても、市民にわかりやすい形で市民理解を促すような形の情報発信というのが、これから更に必要になってくるのではないかと考えておりますけれども、市のお考えをお聞かせください。

○議長（櫻井寿彦君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 再質問、「財政白書」のような形で作成をして、市民にわかりやすい形で市の財政状況をお知らせしたらどうかというご質問かと思いますが、財政の内容を白書という形にしますと、更にわかりにくくなるかというふうに感じておりました、現状でも様々な形で財政状況を広報でお知らせしております。このお知らせの仕方を更に工夫する中で、市民の皆様にご理解をいただくような努力をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） そうですね、確かに財政はわかりにくいですね。いろいろな面で確かにわかりにくいという面でどうしても敬遠しがちなんですけれども、やはりそうはいつでもこういう財政の問題についても市の方々に、市民の方に理解していただくと、そういう中で市の行政についてもご理解いただくということでは、大変だと思いますけれども、今後ともご努力を続けていただければと思います。

次に、小学校区単位の地域づくりについて再質問いたします。

小学校区単位の地域づくりにつきましては、先ほどのご回答の中では確実に進んでいるというお話をいただきました。ぜひ期待しております。

この地域づくりが提唱されまして、滋野の区長会がモデル地区となって取り組みが始まってから、もう6年になるのでしょうか。25年には滋野地区でしげの里づくりの会が発足し、翌26年には北御牧地区と称津地区で組織が発足しております。今年度中に田中地区、和地区でもスタートという見込みというお話がございました。大いに期待したいと思います。

しげの里づくりの会の現状について、少しお話をさせていただきたいと思います。先週の12日から15日にかけて、第4回目となる通学合宿を滋野コミュニティセンターで実施しました。これにつきましては市からいろんなご支援をいただきましたことに対しまして、感謝申し上げます。

参加されました子どもたちは31名、これを支えた市民の皆さんは実行委員会によれば延べ300人にも及ぶと言われています。テレビやゲームから全く離れての3泊4日に及ぶ集団生活は、子どもたちの中に何かしらのものを残したのではないかと確信しております。そして今、しげの里づくりの会の支え合い部会では、農協の空き店舗を利用して、地域のお年寄りや子どもたちの居場所づくり、ふれあいカフェを取り組んでいこうとしています。お聞きすると地域の中で孤立しがちなひとり暮らしのお年寄りや地域の皆さんの交流の場として、今年の秋にもオープンの予定だと聞いています。

こうした小学校区単位の地域づくりですけれども、私自身、里づくりの会にかかわった中で感じたことは、これまでは自分の住んでいる区が主だったんですね、活動の中心でした。だからほかの区にまで出かけて行って、何か行事に参加するということはほとんどありませんでした。しかし里づくりの会ができてからは、区でなくてこの滋野小学校区単位のこの滋野地区全体が、地域全体で取り組むということが多くなりました。そうした中では滋野地区としてのきずなが深まったような気がしております。

さて、ここで1つ疑問があるわけなんですけれども、先ほどの回答の中で小学校区単位の地域づくりの会と、各区の位置づけについて回答をいただきました。区は自治組織であって、地域づくりの会は単一の区だけでは解決できない地域課題に取り組む協議会組織であるということをございました。私がこれまで行政視察で訪れたまちだとか、そういった中で、この小学校区単位のまちづくりというのが、自治体における地域内分権として位置づけられているというところが多く見受けられました。

例えば茨城県高浜市の例では、小学校区単位のまちづくりのまちづくり協議会がありまして、行政が実施していた防犯パトロール、総合防災訓練、公園管理などの事業を地域の自治組織が代行しているそうです。そのための財源として、地域内分権推進事業交付金と市民予算枠事業交付金の制度があります。

現在、当市で行われている小学校区単位の地域づくりの目指すものは、こうした高浜市のような行政事業の一端を担う組織として位置づけられているのでしょうか。それとも純然たる地域のまちづくり組織としての位置づけなんでしょうか。この位置づけによっては、組織の性格や体制にも影響を及ぼすことになるだろうと思いますので、お考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 東御市が今、進めています小学校区単位の地域づくりが、地域内分権、ある意味権限を持たせた形のものまで目指すのかというご質問かと思いますが、地域内分権という考え方、いろいろな考え方があるかと思いますが。例えば上田市でもそんな考え方で進めてお

るようでございます。要するに市の権限の一部を移譲しまして、例えば予算ですとか、事業計画、予算の執行まで、そういった権限を地域の裁量にゆだねるといふ、そういう方向の取り組みかと思えますけれども、それに当たっては相当な課題があるかと思えます。そういった予算執行する際にどういったチェックをするのか、誰が決めるのか、議会的な要素をそういった地区に設けるのか、監査は誰がするのかといったような様々な問題が出てくる状況かと思えます。

東御市が今、進めている段階におきましては、そこまでは考えていないという段階かと存じております。

以上でございます。

○議長（櫻井寿彦君） 若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） ご回答いただきました。現在の小学校区単位の組織が地域におけるまちづくりの組織としての位置づけであり、いわゆる地域内分権における地域協議会とはその性格を異にするというお話でございました。

私も実際にやっていく中で、やはりまちづくりという形でやっていった方が、かえって自由に市民のいろんな活動が喚起されるという意味でいいのかなというふうに感じています。そういう点で分権とは別な道だということで、確認させていただきました。

さて、小学校区単位の地域づくりの最後の質問になります。先ほどお話しさせていただきましたように、しげの里づくりの会では地域住民の居場所づくりを進めています。そこで現在、問題となっているのは運営資金をどうするかということでございます。これまで支出されていた補助金も期限が終了するというところで、打ち切られるとお聞きしています。しかし先ほどのご回答の中で、地域の人材育成や自立につながる新たな財政支援の仕組みを検討するとおっしゃっていただきました。期待しております。具体的にはどのような財政支援になるのか、もし概要が固まっていらいしやいましたらお聞かせいただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（櫻井寿彦君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 地域づくり組織への支援として、新たな財政的支援の仕組みをどのように検討されているのかと、そういうご質問かと思えます。

小学校区単位の地域づくり組織が発足しまして、地区内の様々な団体が連携する体制が整いつつあります。これまで地区単位の団体に交付していた地域づくりに関する補助金等精査いたしまして、可能な限り一本化し、用途を限定せず、地域づくり組織の裁量によって各事業への配分が決定できるようにするなど、財政的支援の仕組みを地域づくり組織の皆さんとともに検討していきたいというふうにご考えているところでございます。

○議長（櫻井寿彦君） 若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） これからその方向性を考えていかれるということでございました。できるだけ使いやすい、使い勝手のいい、そういった補助金があればすごくいいのかなと思っております。ぜひよろしく願いいたします。

さて、小学校区単位のまちづくりについては昨年それぞれの地区で将来ビジョンが市民参加の中で話し合われまして、パンフレットにまとめられました。どの地区の将来ビジョンも特徴が出ておりまして、興味深く拝見させていただきました。滋野地区においても昨年の秋、コミュニティセンターに集まりまして、各分野ごとにこれからの滋野地区の将来ビジョンを語り合いました。そんな中で、これからの方向性が見えてきたように思います。今年は将来ビジョンに基づいて、具体的に計画を立てて動き出したところでございます。今年度中には市内5地区で小学校区単位の組織が形成されるとのことでした。こうした取り組みの中で、協働のまちづくりが更に加速することを願っています。

さて、次に生ごみリサイクルの建設について再質問させていただきます。

生ごみリサイクルについては、以前から大きな課題でありまして、議会としても行政視察などで導入自治体を視察してまいりました。そんな意味において今回いよいよ生ごみリサイクルに取り組むことになりまして、とても期待しております。

さて、生ごみリサイクル施設を幾つか視察する中でいつも感じているのは、リサイクルする中で発生するにおいでございます。先ほどの説明では、リサイクル施設そのものは何重にもわたる十分な臭気対策を行っているということでございました。問題は生ごみを収集する過程で発生するにおいでございます。各区における生ごみステーションにおける臭気対策はどのように行っているのでしょうか。また臭気対策のために市民の皆様にご協力いただく点はどのようなことなのでしょうか。生ごみの収集方法を含めてわかっている範囲でご回答いただければと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 市民生活部長。

○市民生活部長（土屋一夫君） ご質問いただきました各区の生ごみ収集場所の臭気対策及び収集方法について等のご質問にお答えをいたします。

まず収集方法でございますけれども、基本設計及び市から発注しております要求水準書に現在、定めておりますところでは、各ご家庭から生分解性のプラスチックの生ごみ専用回収袋を予定しております。それによりごみステーションに備えつける予定でございます。ふたつきの大型ポリバケツ、または口元をつぼめられる大型の回収袋を採用するなど、二重の臭気拡散対策をごみステーションでも考えておるところでございます。

区等におかれましては、ごみステーションの管理についてバケツ、あるいは袋の洗浄等による適切な管理をお願いしたいというふうに考えておるところでございます。

また、各家庭でのご配慮についてでございますけれども、これまでもお願いしておりましたが、各家庭においては水切りの徹底に努めていただく必要がございます。専用の生ごみの水切りバケツ、あるいは水切りネット等の用具など、今後推奨していきたいというふうに考えております。水切りを徹底することが悪臭対策となりますので、説明会等で市民の皆様にご理解、ご協力をいただきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（櫻井寿彦君） 若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） 生ごみのリサイクルの成果、効果を上げるためには、どうしても市民の皆さんのご理解とご協力が欠かせません。以前「リサイクルタウン東御」でしたっけ、そういった取り組みをやったときも、各区ごとに説明会を開催したり、ボランティアの皆さんの協力も得たり、様々な手を打って効果を上げておられました。

今回の場合には、従来、生ごみは燃えるごみとして扱われてきました。これからは生ごみとして分別収集することになります。今、お話もありましたけれども、水切りや堆肥化するための異物混入などに対しても特別な注意が必要となるものと思われまます。戸惑われる方も出てくるのではないのでしょうか。先ほど市民説明会、8月の下旬から開催という話もありましたけれども、市民の理解と参加をどう勧誘していくのか、そのスケジュールだとか、取り組みなど決まっていることがありましたら、お示しいただければと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 市民生活部長。

○市民生活部長（土屋一夫君） ご質問にお答えいたします。

先ほども申し上げましたとおり、今月の27日開催予定の区長説明会及びこの8月下旬からの各区における説明会で、まず市民の皆様のご理解、ご協力をお願いしてまいりまして、必要に応じて各種団体向けなどの説明会を開催してまいりたいというふうに考えております。

また、生ごみを分別収集する際には、区の役員、環境推進員、ごみ当番などの皆様には特にご理解、ご協力をいただきたいというふうに考えておるところでございます。いずれにしましてもきめ細かな説明会、説明内容等に心がけてまいりたいというふうに考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） エフエムとうみだとか、「市報とうみ」だとか、そういった媒体を使って、ぜひ説明を徹底されるようお願いしたいと思います。市民の中でも、「来年から生ごみのリサイクルが始まるんだってね」というようなうわさも流れておりますので、ぜひその取り組みを行っていただければと思います。

生ごみリサイクル、まさにリサイクルでございますので、その最終段階で堆肥が生成されますね。生ごみの処理能力は日量4.1トンということですから、生成される堆肥はどのぐらいの量になるのでしょうか。ちょっとわかりませんが、こうした堆肥の活用について、どのようなお考えなのでしょう。既に堆肥化に取り組んでいる地域では、家庭菜園などに無料で提供したり、生ごみリサイクルの意識啓発に役立っているところがあると聞いております。また高品質の堆肥として販売している事例もあります。当市ではどのような取り扱いになるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 市民生活部長。

○市民生活部長（土屋一夫君） ご質問にお答えいたします。

堆肥化につきましては、市民の皆様へ還元していくことを基本とすることで、環境、循環型社会の形成が図れるものというふうに考えておりますので、既に生ごみの堆肥化に取り組んでおります長和町では無料で配布をしており、また木曾広域連合では当初は無料で配布をしておりまして、

途中から有料とするような事例がございます。これに先進事例の中ではいずれにいたしましても堆肥が大変好評であり、すぐに在庫がなくなってしまうというふうにお聞きをしておりますので、当市といたしましても量、それから皆様の反応等を勘案しながら、進めてまいりたいというふうと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） 来年から始まる生ごみリサイクルが円滑に導入されることを願っております。新しい分別といいますか、リサイクルタウンの第一歩ということで期待しているところでございます。

最後の質問でございます。東御市実践型地域雇用創造事業「とうみマリアージュ・プロジェクト」について再質問を行います。

先ほどのご説明では、とうみマリアージュ・プロジェクトというのはワインを機軸として、農業、商業、観光業の一体的振興を図り、事業拡大と雇用創出を目的としているということでした。この事業は厚生労働省の地域資源で雇用を創出する実践型地域雇用創造事業として、この6月1日に採択された12地域の1つとして認定され、3年間の事業で総事業費が1億4,500万円投入されるということでございました。ほやほやの事業でございますね。この事業に東御市として認定されたということは、非常に名誉なことでありまして、非常に期待しているところでございます。

現在、御堂地区においてワイン用ブドウ団地の造成計画が進められており、こうした計画と一体のものとして進められている中で、このプロジェクトは東御市のこれからの発展の基礎を形づくる大型プロジェクトであると思います。私はこれまでも6次産業化や地元特産のクルミを使ったB級グルメなどの開発を提案してまいりましたが、このプロジェクトはそうしたものの一体的推進を図るものだと思います。ぜひ大きな成果を上げられることを期待しています。

そこで課題が1つございます。1つ目の課題は、ワインに合う料理の開発ということでございます。このプロジェクトを成功させるためには、飲食店や宿泊施設など、飲食を提供する事業者の皆さんの積極的なご協力が欠かせません。少なからぬ事業者の皆さんは、これまでワインに合う料理などは無縁だったのではないのでしょうか。そんな中で新しい料理の開発はなかなかハードルが高いのではないのでしょうか。こうした皆さんへの支援を今後どのように行っていくのか、これについてお尋ねいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 今回の実践型雇用の1つのキャッチフレーズというのですか、そういう中でワインを機軸ということの中で、ワインに合った料理の開発ということを掲げてあります。いずれにしても今後ワインの持っている地域産業に及ぼす裾野の広さ等々を考えた場合に、基本的にはワインを中心にしていくのが妥当ではないかということで、そんなキャッチフレーズを挙げさせていただいたわけですが、料理の開発につきましてはワインに合うのか、料理に合うワインを選ぶのかというようなご議論もあるかと思いますが、一応キャッチフレーズとして定めておりま

す。したがっていづれにしても最終的な目標につきましては、地域食材を活用して、いい料理、いい郷土料理になるようつくりまして、それに伴って新たな飲食店なり観光と結びついた中で発展していくというのですか、活性化していくというようなことの中の取り組みというふうに考えておりますので、ただ単にワインに合う料理というだけにこだわっているわけではございませんので、そんな中で地域振興につながるような料理の開発に努めてまいりたいというふうに考えていますので、よろしくお願いたします。

○議長（櫻井寿彦君） 若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） やっぱり私、ワインが機軸だと思うんですね。この中で「標高差が育むワインと食」と書いてありますので、やはりワインだろうと思うんですね。ただ、実はちょっとここに担当の方からいただいた資料がございまして、ここに雇用創出実践メニューということの中で、今のお話の標高差を生かした食材を活用したワインに合う料理等も開発と書いてあります。その中身がこう書いてあるんですね。「地鶏、肉牛等を用いた独自性の高いメインディッシュ、クルミを用いたソースやスープ、標高差を生かした多種多様な地域資源を用いた前菜等のワインに合う料理、特産品の開発」と書いてあります。私、実際に東御市で見ている、そんなおしゃれな店がどこにあるのかなというのが、確かに幾つかありますけれど。というような形で、ではそれが一定の市民権を得て、多くの方々がそこに足を運ぶような形になるのかなということに対しては、ちょっと疑問なんですね。

そんな話を実は先ごろある方にしましたら、ワインに合う料理というのは別に地鶏や肉牛だとか、そういったおしゃれなものでなくていいんだと、野沢菜だったり、漬け物だったり、おやきだったり、そうした純和風のものでも構わないのではないかと。そうでないとこれはきっと根づかないのではないかという話がありました。私も確かにそうだなと思いついて、やはりワインに合う料理ということであえて我々の方で、こうでなければならぬということを押さえてしまうということが、このせつかくの雇用創造事業に押さえてしまう、あるいは雇用創造事業の足を引っ張ってしまうことになるのではないかなという気がしてまして、もっと幅広い形で考えられたらどうなのかなという感じがしています。それこそワインに合う料理のコンテストをやって、和食でも洋食でも中華でも、何でもいいんだと。その中でいろんな料理をみんなで研究していったらいいのではないかなというふうに感じています。

こういう押さえてしまうと、きっと私もこの料理に対して取り組もうという方々を、そういった芽を摘んでしまうことになるのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか、お考えをお聞かせください。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 今回の料理の開発につきまして、押さえてやっているのではないかなというお話かと思っておりますけれど、ちょっと私の説明が足りなかったのかあれですけど、先ほどの中でワインがあくまでも機軸ですが、それに押さえてということではなくて、地域食材

をうまく活用して、それでいい料理ができたらいいかなというふうに考えております。そんな説明をしたつもりだったんですが、どうも説明の仕方が悪かったみたいで申しわけないんですが、そんなことでやはり市内にはクルマをはじめ牛肉ですとか、そういう生産で頑張っている農家の皆さんもいらっしゃいます。いろんないい食材が市内にはたくさんあるというふうに認識していますので、その食材をうまく組み合わせた中で、できればおしゃれな料理になる方がいいわけですが、そんなことを目指しながら開発の方を協議会の方と一緒に頑張っていきたいというふうに考えていますので、よろしく願いいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） よりよいものを目指して、いろんな挑戦をやっていくことができればと思っています。よろしく願いいたします。

さて、このワインをその雇用促進事業で進めていく中の2つ目のメニューとしまして、ワインを機軸とした地域ツーリズムの開発というテーマがございます。例えば今、市内の一番の観光地といえは湯の丸池の平高原でございます。ちょうどレンゲツツジが花を咲かせているところでございます。ここには年間60万近い観光客が訪れます。今年から湯の丸の自然学習センターにインストラクターの方が配置されまして、トレッキングツアーが計画されています。高原や高山植物のガイドを受けられ、これまで以上におもてなし度がアップするものと思います。

こうした中で、自然を堪能した後はワインとおいしい食事を楽しんでいただく、そんなことができれば素晴らしいなと思います。

このプロジェクトには、やはりこういったワインと食の開発と同時に、事業者と職員の意識開発も同時に取り組んでいく必要があるのかなと思っています。ワインに合う料理だとか、おいしい食事、そういったもの、あるいはおもてなしというものが相乗的な効果を発揮するためには、何よりも人材開発が大事なのかなと思っています。まさにこのプロジェクトに係るすべての皆さんをその気にさせることが何よりも大事だと思っています。そうした具体的な取り組みのイメージなどありましたら、お話しいただければと思います。お願いいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 今回の実践型雇用の取り組みの中で、地域ツーリズムですとか、旅行ツーリズムを造成するに当たっての人材開発ですとか、具体的なというようなことでございますが、観光ツアーの造成に当たりましては、湯の丸、池の平の観光ガイドと連携していかなくてはいけないというふうに考えております。この事業の中でも雇用実践メニューとして、ワインを機軸として地域資源を結びつけ、標高差1,500メートルの魅力を最大限生かしたツアープランや体験プログラムを造成、商品化していくことを計画しているところであります。中でも湯の丸高原は重要な観光資源であり、本市観光のハブ拠点と位置づけておりますので、湯の丸地域観光ガイド、ネイチャーマスターの皆さんとは連携というよりは一体化して、相乗効果が得られるよう、地域ツーリズムの造成に取り組んでまいりたいというふうに考えています。

また、ほかの分野につきましても、今回協議会につきましては先ほどご説明申し上げましたように、商工会をはじめ各団体の皆さんに参加していただきまして、それぞれの団体とともに連携するというよりも一体的に、一歩踏み込んだ形の中で、それぞれの産業の皆さんと進めていくということが非常に大切かなというふうに考えております。そんな意味合いも込めて、協議会の組織については幅広い組織とさせていただいております。そんな中で、それぞれ連携した中でいい、新しい産業ですとか、新しい分野の取り組みができて、地域の産業にひとつ、つながれば、産業振興につながればというふうに考えていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（櫻井寿彦君） 若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） ぜひいい成果が残せますように、ご努力をお願ひしたいと思ひます。

とうみマリアージュ・プロジェクト、ネーミングはなかなかいいですね。マリアージュというのは結婚という意味でしょうか、一体化で推進していくということでしょうかけれども、これを進めていく中で、大きな障害はやはり地元におけるワインの認知度が低いということなのかなと思ひますね。お酒の席などで晩酌のお酒を聞いてみると、まずワインは出てまいりませんね。ビール、焼酎、日本酒などが定番ではないでしょうか。よほど通の方でないと、ワインという言葉は聞かれません。こうした地元の認知度を高めるためにも、やはり地元産のワインの振興ということがどうしても必要ではないかなというふうに考えています。

そこで実は昨年の3月議会において、私はこの地元にはワイン文化を根づかせるために、ワインで乾杯条例をつくったらどうかという提案を市長にいたしました。この条例の精神は、お酒にはそれぞれ好みがあるけれども、地元産のワイン振興のために乾杯のときの1杯だけは地元産のワインで行おうというものがございます。決してワインを押しつけるわけではございません。全国でこうした条例を制定している市町村は、昨年の時点で四十数件と聞いております。現在は更に増えているのではないかなと思ひます。このときの私の提案に対しまして市長は、1つの手段として検討はさせていただきますと述べていただきまして、今後の検討課題とすると前向きなご回答をいただいております。

今回、実践型地域雇用創造事業がスタートするに当たりまして、地域にワイン文化を根づかせる意味においても、ワインで乾杯条例を制定されることを改めてご提案するものです。ワインで乾杯条例について、一昨年の3月に制定された宮田村の宮田村宮田ワインで乾杯条例で、その概要をご紹介しますと思ひます。この条例は全文6条からなっています。まず第1条では、その目的をワインの普及の促進を図ると定めています。第2条では、村の役割としてワインによる乾杯と普及の促進に積極的に取り組むとしています。第3条においては、事業者の役割としてワインによる乾杯とその普及を促進するために、主体的に取り組むことを求めています。ここでの事業者とは、ワインの生産及び販売に関する事業を行う者のことです。第4条では、ワイン大使の役割を定めています。宮田村ではワイン振興のためにワイン大使を任命していらっしゃるようですね。そして第5条においては、村民の協力として、村及び事業者が行うワインによる乾杯とその促進に関する取り組みに

協力することが求められています。最後に第6条で、遵守すべき事項として、この条例を運用するに当たっては交通ルール及び飲酒マナーを遵守しなければならないときめ細かなところまで配慮した条例でございます。

ご紹介しましたように、この条例はあくまでもワイン振興のものでありまして、そのための努力規定を定めたものにすぎません。しかし地域の話題づくりにもなり、条例があるから乾杯をワインでやろうということになります。これまであまりワインに縁のなかった皆さんが、ワインを飲むきっかけになるのではないかと思います。この条例の役割として定められているのが、村と事業者でございます。村民はそれに協力するものとされています。事業者が率先して取り組むのは無論ですけれども、村の職員が積極的に取り組むことが求められているところには大きなものがあると感じています。こうしたことから、宮田村における公的な行事における乾杯はワインで行われ、村職員の中にもワインが定着してきたのではないかと思います。飲食店においても、この条例があるので、これまではビールや焼酎、日本酒しか置いてなかったところにも、地元産のワインを置くようになったり、ワインに合う料理もメニューに加える取り組みも行われたのではないのでしょうか。

東御市におきましても、このワインで乾杯条例が制定されれば、少なくとも市の職員の方は飲食が伴う行事において、ワインを日常的に口にするようになります、皆さん方が。無論私たち市議員も懇親会の席では、東御市産ワインで乾杯するようになります。そうすれば行政とのかかわりのある業者の皆さん、あるいは区長さんなど地域の役員の皆さんも自然とそれに倣うことになるのではないのでしょうか。こうした中でワインの消費が一段と拡大することになります。その結果、ワインで乾杯条例は単なる精神条例にとどまることなく、実質的なワイン振興条例になり、地元をワインを根づかせるきっかけになるのではないかと思います。ぜひご提案いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井寿彦君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 若林議員の再質問に私の方から少しお答えさせていただきたいというふうに思います。

ワインをこの地域に根づかせていくことが極めて重要な1つの課題になっている、そのためにはワインで乾杯条例等考えていったらどうかというお話でございます。まず、この地域がブドウの適地であるということ、そしてそれから発展させて高度の高い地域で今まで生食用のブドウが生産が困難だったけれども、極めて地形や日照条件等、ワイン用ブドウに適しているのではないかと、卓越した提案を玉村先生からいただいたわけでありまして、実際にそのような歩みが約20年間進んでまいりました。更には10年ぐらい前から、ブティックワイナリーとして、自分の農場でワインヴィンヤードでつくった、農場でつくったワイン用ブドウでワインを産するという、そこにぜひ進んでいくべきだということで、日本でも数少ない形で自らつくったブドウでワインをつくるという生産方式が採用されると同時に、東御市としても特区をいち早く導入することを通して、支援してまいりました。その結果、荒廃農地がみるみるすばらしい農地に変わってきたという形の中で、ま

た現在では蓮見ワイナリーをはじめとして、5つのブティックワイナリーが根づきつつあり、もう4、5年すると東御市だけで10を超える、そういう状態になりつつあるという形の中で、これは東御市だけの問題ではなくて、先駆的にマンズワインがあります小諸でありますとか、また丸子地域のメルシャンの20ヘクタール近いビィンヤードがあるという状態の中で、この地域全体で千曲川ワインバレーとして、ワインの産地を形成していこうではないかという長野県全体の大きな動きの中の千曲川ワインバレーという形で、それを特区に進めてきております。

更には今回の伊勢志摩サミットで、この地域で産しているワイン用ブドウで作られたワインが、日本の最高品質として選んでいただき、更にはワインを食している国の大統領やなんかにもお認めいただく形で、おかわりまでフランス大統領がしたというお話もあるわけでありましてけれども、この地域のワインが世界的にも評価を受ける、そういうところまでようやく来たということがまずベースとして語られていかなければいけないということだと思います。

そしてこの千曲川ワインバレーの最もこの帰趨を決するものが、おっしゃるように文化としてこの地域に根づいていく、日本に何度かあったワインブームの中で、これまでポリフェノールの問題でありますとか、健康志向のお酒とかという形で何度か評価を受けたことはあったわけでありましてけれども、今、肉文化が定着することを通して、酸味の強いお酒も日本人が口にするようになったという形の中で、ワイン文化がこの地域で食文化と結びつく形を通して、定着する可能性が極めて高くなっているという形の中で、今、市としてこれをぜひ新しい産業として、更に言うならば18歳の崖、その人たちが帰ってきたり、都会からこの地域を訪れていただけるような1つのチャームポイントとして創業という点では、極めてワイン関連の食文化がこの地域に定着していくことが極めて重要であろうというふうに考えておるところであります。

乾杯条例も重要であろうかと思いますが、ワインをともしにする、そういう食事形態、文化形態がこの地域に根差すためには、何が必要かということに関して、本当に多くの人々の知恵とプロの目、そしていろんなこれからの起こるべきこの地域の食文化の発展形態を目指して、しっかりとつくり上げていくという大切な3年間を今、我々は過ごそうとしているというふうに思っています。

そういう意味では、課題はまだまだいろいろ、値段の問題だとか、値段を下げるためには機械化をできるワインの農場、ワイン用ブドウの農場の問題でありますとか、いろんな課題を一つ一つ洗い出して、それを解決していかなければいけないというふうに思っています。その1つとして、食文化としてワインがこの地域に定着するために、議員ご質問の乾杯条例でありますとか、どのような料理と合わせるということが可能なかということに関して、この事業を通してしっかりと結論に向かって、みんなで歩いていけたらというふうに考えておりますので、よろしくご理解いただければと思います。

○7番（若林幹雄君） 終わります。

○議長（櫻井寿彦君） 質問番号10 市長選挙の結果と今後の市政運営について、質問番号11 介

護予防・日常生活支援総合事業への移行について、質問番号12 特定外来生物「オオハンゴンソウ」の駆除について。日本共産党代表、平林千秋君。なお平林千秋君から質問番号12に関し、事前に資料配付の申し出があります。これを許可し、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

平林千秋君。

○9番（平林千秋君） 日本共産党の平林千秋でございます。会派を代表して、3項目について質問いたします。

まず、市長選挙の結果と今後の市政運営について伺います。

今、定例会は、4月に行われた市長選挙後初の定例会であり、ここで示された民意に立って今後の市政運営についてお尋ねいたします。前回は無投票でしたが、今回、市民の選択肢を示すべきだという強い声がありました。幸い2人による選挙となり、花岡氏8,757票、吉田周平氏5,774票という結果で、花岡市長が3期目の市政を担うことになりました。市民の負託にこたえ、東御市の一層の発展と市民福祉の向上に努めていただきたいと思います。

さて、この選挙結果を踏まえて、幾つか重点的に伺います。

1、選挙において花岡氏は市政の継続的な発展を主張し、他方吉田氏は市民の声が通る市政、市政を変えると主張して、4割の得票を得ています。こうした市民の意思表示を踏まえ、どのように今後の市政運営に当たっていかれるか、伺います。

第2、選挙では湯の丸高地トレーニング用プール構想が大きな争点になりました。「信濃毎日新聞」は、選挙結果を踏まえ、花岡氏は白紙委任を受けたとは言いがたい。市民の声に耳を傾け、丁寧に合意形成を図る姿勢が欠かせないと論評しましたが、私の実感も同様でございます。今後どのように対応されるか伺います。

第3は、心配された市民プールの流水プールなどは補修し、継続する意向ですが、具体化をどのように進めますか。

第4は、花岡氏は保育料の低減について、第3子以降の保育料は無条件で無料化を公約に掲げられました。国の第2子半額を含め、多子世帯支援を予算化していますが、これらをどう具体化しますか。また市民の切実な要望になっている子育て世代への経済的支援、若い世帯の住宅取得支援など、移住定住促進策をどのように進めますか。

次に、第2の課題は介護予防・日常生活支援総合事業への移行についてであります。

介護保険制度の大改訂に伴って、要支援1、要支援2の方々が介護保険制度から切り離され、来年4月から市の責任による総合事業に移行することになっており、準備は待ったなしの時期に来ています。そこで3点伺います。

1、現在の準備状況はどうなっていますか。

2、これまで市はサービス水準は現行より低下しないようにすると繰り返し言明してきましたが、移行の具体化に当たってどのように対応しますか。

第3、多様なサービス、地域の支え合い体制はどこまで進めるのでしょうか。

第3の課題は、特定外来生物「オオハンゴンソウ」の駆除についてであります。

奈良原、横堰にまたがる市有林で、特定外来生物に指定されているオオハンゴンソウの群生が確認されました。お手元にお配りした資料の下の方の写真があります。旧湯の道の三十番観音付近の状況であります。東御市で初めての確認でございます。非常に繁殖力が強く、被害が広がらないうちに根絶する早急な対応が必要になっていきます。

そこで2点。1、オオハンゴンソウはどのようなものか、分布状況をどう確認していますか。

2、駆除対策はどのように進めますか。

以上、最初の質問といたします。

○議長（櫻井寿彦君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 日本共産党代表、平林千秋議員のご質問に対しまして、私の方からお答えします。市長選挙の結果と今後の市政運営についてのご質問であります。

1点目の市長選挙における市民の意思表示を踏まえ、どのように市政運営に当たっていくかでございますが、今回の市長選挙は私がこれまで市民のため、東御市の発展のために展開してきた施策の2期8年間の実績を評価していただくとともに、私の掲げた公約について市民の皆様からの力強いご支援をいただいた結果であると感じております。これからも市民の大きな期待と信頼にこたえられるよう努めるとともに、選挙で投票された方はもとより、投票されなかった方も含めた市民の皆様の声に耳を傾け、初心を忘れず、おごることなく、今後10年、20年先の東御市の将来を見据えながら、公約の実現に向けた施策を展開してまいりたいと考えております。

また、市政運営に当たりましては、「鳥の目、虫の目、魚の目」の3つの視点を念頭に置きながら、市民に寄り添い、何が本当の市民の幸せなのかを何より一番に考え、誠心誠意努力してまいり所存でございます。

2点目の湯の丸高原の高地トレーニング用プール構想について、どのように対応するかについてお答えする前に、施設建設誘致の目的と建設に向けた市のスタンスを整理させていただきます。

高地トレーニング用プールは、湯の丸高原施設整備基本構想におけるスポーツツーリズムの中心的役割を担う誘客施設として、交流人口の増加を目指すとともに、観光産業を振興するための施策として位置づけ、誘致の早期実現を目指しております。

この施設は、水泳競技の国際的な競技力を高めるための選手強化施設であり、現在は国内にはありません。国内に施設が整備されれば、これまで海外の施設へ遠征していたことを考えると、安全で安心な上、多額の旅費をかける必要がなくなることから、国が整備すべき施設として国に建設を要望しているものであります。

このため誘致が実現した場合の施設の運営費についても、国またはこの施設の運営主体が担うべきものであると考えております。

ここで去る6月10日に開催された第1回高地トレーニング拠点プール施設整備推進委員会の概要

を報告させていただきます。

この委員会は、公益財団法人日本水泳連盟が施設整備を推進するため、関係機関と調整することを目的に設置したもので、当日はこの委員会の委員として日本水泳連盟の副会長と専務理事、障害者水泳協会会長、長野県水泳連盟理事長、有識者2名、長野県の教育長、そして東御市長の私、計8名が日本水泳連盟の青木会長から委嘱されました。委員の互選により、委員長には日本水泳連盟の坂元専務理事が選出され、会議においては今年度の事業計画、予算などの議題を協議し、承認されたところでございます。

今後の具体的スケジュールにつきましては、リオのオリンピック・パラリンピックが間近であることから、今後の調整によることとなりましたので、その推移を踏まえる中で、機会を捉えて報告させていただきます。

ご質問の今後どのように対応されますかについてお答えいたします。日本水泳連盟の主体となった施設整備推進委員会がスタートしたことで、これまで東御市中心の目標であった湯の丸への高地トレーニング用プール施設建設が、日本水泳連盟の目標として建設実現を目指す取り組みへと一歩前進したことになります。本市としては施設整備推進委員の一員として、これまで以上に日本水泳連盟や関係する機関と連携しながら、施設の整備推進活動に積極的に取り組んでまいります。

なお建設誘致活動を進めるに当たっては、議員からご提言をいただいたとおり、多くの市民の皆様のご合意が得られますよう努めて説明の機会を持ってまいります。私も白紙委任を受けたとは言いがたく、市民の声に耳を傾け、合意形成に努力するべきことであると認識いたしておるところでございます。

3点目の市民プールの補修による継続の具体化についてのご質問にお答えいたします。東御市体育施設在り方検討会で検討を重ねて、提出いただいた結果報告書によりますと、ちびっこプール、幼児プールは老朽化度合いが比較的低いことから、当面は現状維持、50メートルプールは利用状況が低く検討を要する、流水プールとウォーター 슬라이ダーは多額の修繕費、維持費を要するものの、多くの市民が存続を望んでいる状況から、規模縮小を伴ったとしても維持することが望ましいとのことございました。

その結果報告を受け、市としまして市民プールは一部施設を廃止しつつ、市民の憩いの施設及び体育施設としての機能は改修、更新により維持する改修方針を5月の総合教育会議で決定いたしました。

その内容ですが、管理棟は耐震基準を満たしていないため平屋とし、グラウンド側に外便所を併設し更新する。ポンプ類など、循環ろ過設備等は機能維持のため必要な機器に補修する。流水プールは機能維持に必要な補修を行う。スライダープールは着水プールが基準不適合なため廃止する。その他の施設は現状を維持し、今後は必要に応じて補修を行ってまいります。

できるだけ早く必要な改修工事を行い、市民の皆さんのご要望にこたえるため、今議会に改修設計予算を計上したところであります。

4点目の保育料の低減についてでございます。昨年度までの保育園の多子世帯に対する支援対策としましては、同一世帯で2人以上が同時入園の場合に2人目の保育料を半額に、3人目以降の保育料を全額免除しております。また、市独自の支援策としまして、同時入園でない場合であっても18歳未満の子どもが3人以上いる世帯の場合には、第3子以降の保育料を半額としております。

今年度からは、子ども・子育て支援法施行令の改正により、年収360万円未満相当の世帯の場合、子どもの同時入園要件が撤廃され、第2子は半額、第3子以降は無料となりました。市では保育料を算定する電算システムの改修が整い次第、改正後の保育料を適用してまいります。

なお市の独自支援策として実施している軽減につきましては、来年度から所得制限を設けることなく、第3子以降の保育料を無料とし、さらなる支援の拡充を図りたいと考えております。

次に、若い世代の移住、定住策を進めるに当たっては、まずは市の魅力や住みやすさの情報発信を行うことで、東御市に関心を持ってもらうことが不可欠だと考えております。そのため本市の魅力ある地域資源を発信するため、移住定住ポータルサイトや子育て応援ポータルサイト。「すくすくぽけっと」により、本市の住みやすさ、子育てしやすさの優位性など、若い世代に向けた情報発信に力を入れております。

本市に関心を持たれた方に対しては、三大都市圏での移住相談会の開催や移住体験ツアーやお試し移住の機会を提供しており、更に移住を希望された方には、市の定住アドバイザーが移住に向けての不安を取り除くなどの相談も行っております。

移住定住策を進めるに当たっては、一時的な経済的支援で移住を促すことも研究いたしますが、移住希望者の側に立って丁寧にサポートすることが必要だと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 質問番号11、日本共産党、平林千秋議員の介護予防・日常生活支援総合事業への移行についてのご質問につきまして、市長に代わりお答えいたします。

最初に、現在の準備状況はどうなっているかのご質問でございます。現在、移行についての素案を作成しており、7月当初に地域包括支援センター運営協議会を開催し、移行内容等についてご協議いただく予定でございます。その後、事業の受け手となる介護保険事業所等への説明会を行い、事業所等の意見を聴取してまいります。年内には事業内容等について確定し、関係する条例や要綱について12月議会に提案させていただく予定で準備を進めております。

2点目のサービス水準を低下しないように移行の具体化に当たってどのように対応するかのご質問でございます。総合事業への移行に当たっては現在、サービスを利用されている要支援認定の皆様には、当面現行のサービス水準が継続できるよう、介護保険サービス事業所をお願いしていくこととなります。また、受けられるサービスの上限や報酬単価については、国で示されているガイドラインに従い設定することとなりますが、利用者や事業者の皆さんとの話し合いを重ねて、サービス水準の低下にならないよう努力してまいります。

3点目の多様なサービス、地域の支え合い体制はどこまで進めるかのご質問でございます。総合

事業への移行に当たって、多様なサービスの発掘と創設、地域の支え合い体制の構築は、重要な役割を担うものと考えております。多様なサービスの担い手としては、NPOや住民のボランティア、介護保険関係事業所、民間事業者等が想定されています。高齢化社会が一層進む中、より多様化するニーズに対応し、地域の支え合い体制を構築するためには関係する皆様のご理解とご協力、自主的な活動が必要となります。今後、調査・分析等により把握した地域の特徴やアドバイザー等による助言を地域の皆さんに伝えながら、行政の主導ではなく、小学校区単位の地域づくりが進められる中で、地域の実態に即した自主的な活動が展開できるよう支援していきたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 市民生活部長。

○市民生活部長（土屋一夫君） 質問番号12、日本共産党、平林千秋議員の特定外来生物オオハンゴンソウの駆除についてのご質問に、市長に代わりお答えいたします。

①オオハンゴンソウとはどのようなもので、その分布状況はどうかですが、環境省によりまずと北アメリカ原産の菊科の多年草で、明治時代に観賞用として導入されました。地下茎から茎を出し、再生し、更に種は土の中で何年も行き続ける土壌シードバンクで、一度発生すると駆除が難しい植物と言われております。このため生態系への被害が大きく、かつ分布の拡大の可能性があるととして、平成18年2月に特定外来生物として指定されました。

特定外来生物とは、海外から我が国に導入され、その場所の固有の生物の生息や生態系等に係る被害を及ぼし、または及ぼすおそれがあるものとして政令で定められ、その飼育、栽培、保管、運搬、輸入といった取り扱いを規制し、駆除等を行うものとしております。

特定外来生物の分布につきましては、市環境保全監視員の巡回や職員によるパトロール、市民からの通報などで確認しております。

今回の市有林においては、本年3月に市有林の保全協定を結んでいる公益財団法人から奈良原、横堰にまたがる市有林で、同植物が繁殖しているとの情報提供があり、確認しました。それ以外の最近の市内の分布については、確認しておりません。

②駆除対策についてですが、毎年まちをきれいにする月間に合わせ、説明会や広報への掲載、アレチウリを主体に外来種の駆除について地域や各自で駆除を行っていただくよう注意喚起をしております。また、環境保全監視員などの巡回報告や市民からの通報により、群生していることがわかれば土地所有者などの方に駆除の依頼通知をしております。

なお、ご質問にあります市有林のオオハンゴンソウの駆除につきましては、6月初旬に情報をいただいた法人とともに、職員により抜き取り作業を行いました。開花の始まる7月前までに、この市有林で体験学習をしている学校法人郁文館の生徒にも協力いただき、引き続き駆除を予定しております。その後も根絶を目指し、継続して関係者のご協力を得ながら、駆除を行ってまいります。

○議長（櫻井寿彦君） ここで15分間休憩します。

休憩 午後 2時19分

再開 午後 2時35分

○議長（櫻井寿彦君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。一般質問を続けます。

平林千秋君。

○9番（平林千秋君） それでは、ここから一問一答をお願いします。

まず市長選挙と市政運営にかかわってです。市長選挙の結果についての認識についてですが、今、市長は力強い支持をいただいた結果というふうに申されました。しかしながら現市政の継続、発展を訴えた市長に対して、その転換を訴えた対立候補が4割の支持を得たということは、市民の意思を示すものとして大変重いものがあると思います。市長は当選後の記者会見で、信任は得られたと思うが、批判は真摯に受けとめ、市民の声を聞く姿勢を大事にしたいと述べられたと報じられています。とても大事なことで、これをその場限りの一過性のものとせず、今後の市政運営に当たっていただきたいと思います。

私もこの間、多くの市民の方にお会いしましたが、市政への批判がことのほか広く、根強いことにちょっと驚きを感じました。その中で、舞台が丘整備計画15億円道路などに触れた意見も多くありました。それは花岡市政のまちづくりの姿勢、進め方についてのご意見だと私は感じました。今後市の進める事業は、その内容について十分情報を開示し、市民が判断し、その意見をくみ入れながら推進することが重要だということです。これを踏まえて今後の市政に当たっていくことを重ねてお願いしたいと思います。

それでは今後の市政運営について具体的に伺ってまいります。まず湯の丸高地トレーニング用プール構想についてでございますが、ご答弁がありました。初めに重ねて伺いたいんですが、市長選挙の論議を通じて、市の示す構想について、市民の理解が深まったというふうにお感じでしょうか。

○議長（櫻井寿彦君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 平林千秋議員のご質問にお答えします。

もちろん深まった部分もあるし、勘違いが深まった部分もあろうかなというふうに考えておるところでございます。ただ、公約に掲げさせていただいて、当選させていただきましたので、公約を実現するために最大限の努力をすることが私に課せられた責務であるというふうにご認識いたしておるところでございます。

○議長（櫻井寿彦君） 平林千秋君。

○9番（平林千秋君） 結果を踏まえて、どう対応するかって非常に大事だと思います。それでちょっとデータを示したいんですが、市長選挙の始まる前と始まった後の市民の認識がどう変化したのかというデータがありましたので、ご紹介します。「信濃毎日新聞」が選挙の公示前、4月4日、公示のときですね、4月4日付で報じた報道で、「プール施設争点に浮上」という記事がありました。その中で「信毎」の世論調査の結果がございます。誘致に反対40.6%、賛成が37.1%ということをお知らせしています。そして選挙の当日の出口調査について、4月12日付で報じております。こ

の出口調査では、プール誘致について反対、どちらかといえば反対の合計が44.3%、賛成、どちらかといえば賛成の合計が39.8%という結果です。この数字を見ますと、反対とすることご意見が選挙前と後では4ポイント上昇しております。賛成とする方も2ポイント上昇しているんですが、反対派の方が多かったという結果なんですね。

ですからこれを見ますと、選挙の論議を通じてなかなか理解は広がらなかったというふうにも言えると思います。しかも世論を二分状況ですね、ほぼ拮抗していますから。しかしそれでも賛成を上回る批判がある。これが現実だと思うんです。市長は今、当選したからうんぬんとおっしゃいましたけれども、こういう世論の理解がなかなか広がっていないという現実、その要因をどのようにお考えでしょうか。

○議長（櫻井寿彦君） 市長。

○市長（花岡利夫君） その要因は、まだ何も決まっていないということが一番の要因であり、私が考えていることを説明しているにすぎなくて、具体的にそれを国がつくってほしいという話をしているわけでありますので、まだ形が何も見えてこないということで、理解、それでも必要だと考えていただいている方がかなりいらっしゃるということは、大変ありがたいことだなというふうに考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 平林千秋君。

○9番（平林千秋君） 私は一番の要因は、市長の言ったことと重なるんですけれども、このプール構想について市民に情報が十分伝わっていないというところに原因がある。つまり市民が正確に判断する基礎を欠いているというのが現状だというふうに思います。市長はるる説明するときに、本日の同僚議員の前段の説明もそうですが、オリンピックで金メダルをたくさんとるためにどうしても必要な施設だとか、これができれば東御市が有名になって、お客さんがいっぱい来るとか、そういう説明を繰り返してやっておられました。しかしなぜそうなのか、そもそも高地トレーニングとは何なのか、その効用と限界、あるいは施設の規模や運営、その費用と負担、東御市に、あるいは市民にとってどういうメリット、デメリットがあるのかということが、市民が検討する必要不可欠な情報が示されないまま、推進するというだけで進んでいるというのが現状だと思うんです。

それで今、市民への情報提供といえば、今、ベースにしているのはこの平成26年11月の高地トレーニング用プール施設基本計画、これですよね。これも国に示す計画ですとあって、市民の皆さんに公表されていないんですよね。「市報とうみ」等では公表されていない。だから市が何か進めようといったときに、何をもって進めるのかということが、市民に知らせないまま進めているというのが実態だろうと思います。

そこで確認しますが、今、市がこれまで、ちょっと新しいステージになっていますけれど、これまで市がこのプール構想を進めますというふうに検討してきて、到達している水準、文書というのはこれだけしかないと思うんですが、ほかにありますか。

○議長（櫻井寿彦君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 平林議員のご質問にお答えします。

市は、高地トレーニングのメッカをつくっていく上で、いろんな事業を推進するということでありまして、国につくっていただきたいということでありまして、そのたたき台を国にお示しするということであって、市がそれをつくるものではないということでありまして、それを市民に、国にぶつけている段階で市民に事細かく説明するということに関しては、その段にはならなくて、おっしゃるようになぜ高地トレーニングが水泳団体が必要としているかというお話をまずさせていただくことが何よりも大切であるというふうに思っておりますので、今、平林議員がお示しされた文書に関しましても、市が推進するという性格のものではありません。

○議長（櫻井寿彦君） 平林千秋君。

○9番（平林千秋君） この計画そのものは国につくってもらっただけけれども、やるとすれば水連がこういう規模のものを求めていますので、こういう形になりますよというプランですよ。ですから市民の皆さんは今のところそれでしか判断できないんですよ。だって、それ以上示されない。だから少なくともこれに基づいたものが今、構想されているものの基本だろうというふうに考えるのは当然ですよ、それ以外情報がないんだもの。

それで市民の皆さんがよく知っているということがまず前提だろうと思うんですよ、それで是非の判断をする。それは限定的ですよ、最終的にどうなるかわからないから。だけれど今、市が進めているのはこういう方向ですよということをしっかりお示しすることが大事なんだということが私は申し上げたんです。

それでこれの情報が今の到達点だとすれば、市長選挙の中で市長が申されたことについて、私はちょっと疑問だと思うことがありましたので、ご指摘しておきたいと思います。

市長は個人演説会などで、この施設の運営と費用負担について、「アジア中から多くのスイマーが訪れる湯の丸プールは、収入が億を超える可能性がある」と専門家も言っている、あるいは「施設の運営について、私は一言も運営費を出すと言った覚えはない」などということ述べられたと思います。その言明というのはここで基本計画というのは617万円という巨費をかけて三菱総研に委託調査をして、その結果をまとめて、この基本計画に反映しているわけですが、この基本計画では年間運営費1億1,000万円に対して、利用者収入2,600万円を含む収入が3,440万円、残り7,560万円が不足額、つまり赤字だというふうにされておられまして、そしてこれを東御市など地元自治体を含むステークホルダーが応分の負担と共同で運営するというコンセプトを示しましたよね。ですから選挙期間中に市長のご発言というのは、公に記録され表明した見解とは異なるというものだと思います。議会の説明でも、私への答弁や同僚議員への答弁に、その運営費の負担について、運営に当たって地元自治体として応分の負担があるというふうに繰り返し言明されてきたんですよ。

ですから市民の皆さんからすれば、一方でこういうものがある、市長は市長選挙の中で億の収入だとか、地元が負担すると、自治体が負担するということは一言も言ったことがないというようなことを聞くと、ああ、一体どんなことだというふうに思うのもむべなるかなというふうに思います。

ですから私が今、ご指摘したことは市長が東御市のまちづくりの主要な柱と今後位置づけているこの湯の丸高地トレーニング構想、これからも進めるというのなら、しっかりした情報を根拠に述べて、正確かつ住民に示して、市民が正確に判断できるようにするということが必要だということを経後の基本問題として指摘しておきたいと思ひます。

そこで今日のご答弁に関連して伺いたいことがあります。最初の答弁で、ちょっとこれまでとニュアンスの違つたことを申されました。この施設の建設、運営に関連してです。建設は国にやってもらひ、これは一貫して変わりません。運営費についてです。ご答弁では施設の運営費についても、国または施設の運営主体が担うべきもの、国または施設の運営主体が担うべきものというふう述べられました。まず国が担うべきという1つのカテゴリーがあります。もう一つは運営の費用を担うもう一つの主体として施設の運営主体ということがあげられている。今回この誘致推進の主体が東御市というよりも日本水泳連盟の組織が第1回会議で発効されたというふうになっていますから、市長が今日ご答弁された施設の運営主体というのは、日本水泳連盟を指しているというふう解されますが、それでよろしいですか。

○議長（櫻井寿彦君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 運営主体はまだ決まっておひません。したがって平林議員がおっしゃった団体を指すことはあり得ないと思ひています。

○議長（櫻井寿彦君） 平林千秋君。

○9番（平林千秋君） この基本計画では、運営主体について協営という新しい概念を持ち出されました。そこで協営というのが、地元自治体、それから利害関係団体、あるいは応援団体、例示の図表では4つのカテゴリーが示されていますが、今回水泳連盟が主体となって運営するといったときに、その協営という概念は変えないでいくということですか。

○議長（櫻井寿彦君） 市長。

○市長（花岡利夫君） まず、文科省との6年間にわたる長い交渉のプロセスがござひまして、そういう中で6年間の話をする気はありませんけれども、そのプロセスの中で当時の文部副大臣が検討はしまししょうというふうひ約束をいただいたと。ただ、我々も検討はするけれども、長野オリンピックで山の中につくつた施設で億を超える経費がかかっっており、それに関してどうしていくかということが大きな課題であつて、そういうことに関して提案をいただけないかというお話をいただいたわけでありまひす。

この問題に関しては、はっきり言えることは長野オリンピックの施設をつくつたのは補助を得てではありませんけれども長野市でありまひす。そして経費がたくさんかかっっており、競技人口が1,000人もいらっしやらないという競技があつて、それに対して国はいろんな高所の判断の中で、2分の1近くを補助されているという状態がありまひして、それに関して何らかの対処が必要であるというお話がされた上で、その上で今回の運営費に関して、提案がいただけないとなかなか国の方でつくつてもその後の経営がどうなるかということに関して、どうなるかわからないという中では、な

なかなか建設に踏み込めないのではないかというようにお話をいただきましたので、文部科学省がご検討いただく上で、1つの提案を三菱総研に提案をいただいて、その提案を検討委員会で文科省に提案をさせていただいたということでもありますけれども、それ以後を東京オリンピック・パラリンピックがいろんな経緯の中で、国立競技場の建設費問題でありますとか、いろんな施設の収容人員の問題で大変大きな費用がかかったり、決定以降知事が2人も辞任されるとか、いろんな要素、エンブレム問題とか、いろんな要素があって、現在、ペンディングな状態の中で、水面下での交渉が続いておるといってございまして、基本的に文科省の副大臣の要望に応じて、そういう考え方も検討いただきたい、検討できるのではないかという提案をさせていただいたこととございまして、これでいくという話ではございませんので、よろしくお願いします。

○議長（櫻井寿彦君） 平林千秋君。

○9番（平林千秋君） 今日のご答弁で運営の費用負担について、国も中に入れて、施設の運営主体というふうに申されたので、その中身を確かめたわけでありまして。今のご答弁では、これから中身が詰まっていくということにすぎないということですよ。これは施設の是非を考える場合、費用負担がどうなるかということは非常に大事なファクターになってまいりますので、引き続き注目しておきたいし、私がかねてから申しましたように建設も運営についても国と日本水泳連盟、ここが中心になって担うべきであるという考えでいますので、引き続き注視したいと思います。

それから、ではちょっと施設建設の見通しについて少し伺ってまいります。新しく日本水連が中心になって運営主体になるという新しいステージに入ったということで、一歩前進と言えなくもないというふうに思うんです。ただ、これは水泳連盟が施設を進めたいということで中心になったという、そのステージであって、国がではそれでやりましょうかというものとは全く別次元の問題だろうと思うんです。そこで今のところ市長、3月議会の私の質疑で、その現状については大体はつきりしたんですが、今、なかなかそういうふうにはいかないと、少なくとも2月18日の推進委員会の委員会総括で、東京オリンピックまではかなり難しいと、困難であると、長期展望に立って進めていきたいと思いますという認識だったと思いますが、その後の取り組みの中で、2月、委員会総括して以後、何か具体的に国において進展があるという情報がありますか。あるいはトップアスリートにおける強化、研究活動拠点の在り方についての有識者会議、これが第5回会合を開いて、私の情報では秋口までに報告が出るかなという趣旨のことを言っていましたけれど、それについても何か具体的に、国がやるということの進展というのには何か情報はありますか。

○議長（櫻井寿彦君） 市長。

○市長（花岡利夫君） ただいまの状況というのは、国が高地トレーニングに関して検討いただいているものというふうに認識いたしております。海外の事例等、また効果等、更には誰が施設整備をして、そして施設整備したものをどこの競技団体が使うことが可能かということにおいて、協議をされておられるというふうに認識いたしておりますけれども、5月に開かれた第5回の段階ではまだその結論に至っていないというふうに認識いたしております。

ただ、もう、リオオリンピック目前でございまして、それに向かって各団体もいろんなところで、いろんな練習をしているわけでありましてけれども、先ほど言いましたように日本水連は3チームに分かれてスペイン、アメリカ、メキシコという形の中で、いずれも高地トレーニングをやっているということでございますので、その結果に関しましても海外にあることのマイナス面だとか、また高地トレーニングをやった結果がどのような結果として成果に結びついていくかとかということも考慮されて、結論が出てくる可能性が極めて高いと期待しておるところでございます。

○議長（櫻井寿彦君） 平林千秋君。

○9番（平林千秋君） 国が実際やっていただけるというふうになると、事業採択に向けて具体的な行動がなければなかなかめどが見えてこないというのが現状だと思うんです。

1つは有識者会議で、一定の方向が出ると1つのステップになるとは思いますけれど、ただ、私が今、得ている感触では、なかなか難しいですね、うん。個別競技、競泳という個別競技で拠点施設をつくっていくというふうにはなかなかかなりにくいというふうには私は感じております。だからまだ一山も二山もあると思うんですよ。そうなってくると市長の認識や、あるいは委員会総括でも言っていますけれど、東京オリンピックまで具体的というのはなかなか困難な状況というのは依然として変わらないと思うんですよ。そういう段階ですので、私は引き続き追求するといっても、そういう方向を追求するということと、それから現実の行政課題に移していくということと、ちょっと段階があるような気がします。

そういう状況で、私は花岡市政が高地トレーニングプール構想を長期課題として追求するという事は当然あり得ることであるとは思っています。しかし今、指摘しましたように現在、実現すべき行政課題ということで関連施策を推進するというのは、やっぱり距離があるというふうに思います。前議会でもご指摘しましたけれども、プール施設ができることを前提にして湯の丸高原荘を維持管理しているわけですが、これは今までの維持管理も含めて、平成25年以来、この場で誘致関連予算というのは28年度予算を含めて3,400万円に上ります。そのうち湯の丸高原荘の管理費が、施設の維持管理に850万円と、それから地代がありますよね、約100万円、およそ1,000万円ぐらいがその維持管理というのを現実の行政課題として対応しなければならないということがあるんですよ。プールができる前提にして維持管理していくというふうになっているんですが、そのプール施設そのものがかなり長期になるかもしれない。少なくとも4年、5年、あるいはその先になるかもしれないといったときに、理想とする課題、追求すべき課題と、現実に行政執行する課題と差が出てくるんだよね。今、抱えてしまったんですよ、この矛盾。これはきちんと仕分けしておかないと、市民の皆さんがなぜ維持管理にボイラーを回すだけにそんなに巨費を投じるのよと、もっと市民生活に使うべきではないかというご意見が出てくるのは当然だろうと思うんです。その辺がやっぱり市長がよく考えて、仕分けして、どう具体的に対応するかということを考えなければいけないというふうに思いますが、その辺はどうお考えですか。

○議長（櫻井寿彦君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 平林議員のご質問にお答えいたします。

まず堀之内学園から寄贈を受けた湯の丸荘でありますけれども、堀之内学園の事情の中でご相談を受けたということでありまして、市としては高地トレーニングも含めて、いろんな使い道が考えられる可能性がある施設だということで、寄贈を受けたわけであります。

ただ、寄贈を受けて2年目に入っているわけでありますけれども、一番いい使い方としては、優先順位としては、これをやっぱり高地トレーニング用の長水路プールの宿泊棟として活用していただくならば、非常に国の改修によってまたできるという形の中で、選択肢として一番いい選択肢ではないかということで、今、管理をしておるところであります。

いずれにいたしましても国の方で高トレに関して、難しいというふうに議員は判断されておるわけでありまして、私は秋には何とかいい返事が聞けるように、これからも努力していきたいというふうに思っているところでございます。いよいよ難しいということになると、当然、より次善の使い方ということに関して、提案をさせていただく必要が出てくるというふうに認識いたしております。

ただ、卵が先かニワトリが先かという話でありますと、堀之内学園がどうしても解体するか、市に引き取っていただくかという形の中で解体するにはもったいないのではないかと判断をさせていただいたということでございますので、また次善の使い方に関して、ご意見をいただければありがたいというふうに前回の答弁でもお願いしたところでございます。

○議長（櫻井寿彦君） 平林千秋君。

○9番（平林千秋君） 現在の状況を総合的に勘案すると、もったいないという判断が結構大きなお荷物になってしまったなというふうに私は感じています。ですから本体建設が皆目見当がつかないという状況でいつまで続けるのかと、そしてこの支出を続けるのかということが問われてくると思うんです。1年たてば具体的に展望があるよというのなら、そういうことかなという感じはするんですけど、ちょっとそのめどが市長のご答弁でもよくわからない。希望は申されますけれど、具体的な展望はわからないというのが現状でありますので、私は一定の時期にきちんとけじめをつけた方がいいというふうに思っておりますので、引き続き注視したいと思います。

それでは市民プールについてお伺いします。

報告のように、流水プールが存続の方向になったというのは、市民の声が届いたものであり、とてもよかったと思っております。昨年体育施設在り方検討委員会の発足時には、白紙からの検討ということで、廃止も含むと見られ、市民の皆さんの存続を求める声がわき起こっておりました。それで3月末の在り方検討委員会、施設の検討委員会の結論では、多くの市民が望んでいるから流水プールとウォータースライダーを維持することが望ましいという文面になっていまして、存続は市民の声によるものであることを強調しております。

そこで確認したいんですけれども、検討委員会の結論というのは今、引用したように市民の声にこたえて規模を縮小してでも流水プールとウォータースライダーの存続、つまり双方を存続すると

というのが検討委員会の結論ではなかったんですか。確認します。

○議長（櫻井寿彦君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 3月の在り方検討会の報告書におきます表現の中で、流水プール、ウォーターライダーについては、子どもの夏場の楽しみや親子が触れ合う格好の場所でありうんぬんのごさいます、しかし多くの市民が流水プールとウォーターライダーの存続を望んでいる状況からは、規模縮小を伴ったとしても維持することが望ましいと。端的にいいますとその部分だけでございませけれども、検討の中ではちびっこプールですとか50メートルプールとか、それぞれの施設について言及はしております。全体として申し上げられるのは、検討委員会、3回開かれたわけですけれども、最初は委員の皆さんそれぞれ今ある施設を全部維持できるのであれば、それはそれにこしたことはない、ただし、これを遅かれ早かれ更新するのであれば、相当の経費がかかる。そんな中では現在の私ども、あるいは今の子どもたちが使うということだけではなくて、相当の経費をかけますとその負債責務は子どもたち、次世代にかかってくるということを考えなければいけないという意見がございまして、そのような中で「規模縮小を伴っても」という表現が出てきたというふう感じておまして、両方をそのまま維持するという結論ではなかったというふう感じております。

ただ、規模縮小の考え方ですが、どちらかをやめる、あるいは5つほどあります施設のどれかをやめるということまではっきり委員会の中ではどれをやめろとか、これをつづけるということまでは権限がないので表現できないということとございましたので、「規模縮小」という表現につきましては、一部の廃止も含むものと私どもは理解をしております。

○議長（櫻井寿彦君） 平林千秋君。

○9番（平林千秋君） 次長のお答えは私の感触というふうに申されましたけれど、文章は両方の存続という文章になっております。

総合教育会議では、流水プールは存続、ウォーターライダー廃止ということになりましたよね。市民の皆さんからウォーターライダーもぜひ残してもらえないかという声が寄せられております。教育委員会にも多分寄せられると思います。私はウォーターライダー廃止という結論を出した総合教育会議を傍聴いたしました。事務方からウォーターライダーを廃止、流水プールは存続という結論が提示されたんですが、会議ではさしたる議論もなく了承したというふうになっています。

そこで在り方検討委員会の結論と、総合教育会議でそれを受けた結論というのは異なるわけですね。だからそのときには総合教育会議としても、検討委員会の結論はこうだったけれども、総合教育会議としてはこういう結論を出しましたというご議論があって、市民の皆さんに対してもしかるべき説明があった方がよかった、あるべきでないかというふうに私は思います。

この問題は昨年来、市民的な議論になって、本市議会でも多くの議論が行われた経緯があります。ですからそれを踏まえて、今回の市の結論についても、パブリックコメントを求めるなど、市民の意向を直接聞いて、市民の判断も十分示して、その上で最終的に結論を述べるという手続きをとる

必要があるのではないかと思います、市長、どうでしょうか。

○議長（櫻井寿彦君） 市長。

○市長（花岡利夫君） まず、いろんな存続する上で必要な手続きをやっていかなければいけないというふうに思っています。当然費用対効果ということでもありますので、どういうふうにしていくかということをもまず検討するわけであります。

そういう中で、数億円かかる事業でありますので、国の支援を得るために必要な手続きをとって行く。どのような事業に手を挙げていくかというようなことの見通しがまず必要となります。そうしますと1つは長寿命化計画、修繕であります。もう一つは統廃合を含む、現在、これから予測されている人口減と、できたときからの利用者減に見合った規模縮小に対して、国が予算づけをしている事業等があるわけでありますので、もう単独で市がこれを改修して、現在の規模を維持するという点に関しては、ほとんど不可能な数字に入っています。したがって国が利用者数の減少等踏まえて、また現時点ではグラウンドの利用者のトイレの設定の問題とか、いろいろあるわけありますので、それらを総合的に判断させていただいて、専門家の意見を聞いて、一定程度の方針を出して、教育会議に担当がお諮りしたということでもありますので、その方向で動いていくべきというふうに考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 平林千秋君。

○9番（平林千秋君） 市側の事情説明というのはあるんですよね。だから最終的に結論を出すときに、そういうことも含めて市民にちゃんとご説明するというプロセスが必要なのではないかと申し上げているんです。市側の説明に納得いけば、そうかいと、我慢するしかしょうがないというふうにもなるんだね。それを説明しないまま、市が決めましたから、これでやりますというのは、いささかまずいということを申し上げているんです。

それで一昨年のおうふる t a n a k a のときもそうだったんです。まちづくり審議会で議を経て、廃止しますというふうに決めたとすよね。ただ、それに対して利用者の皆さんが、いや、それは困ると、おれは健康に利用しているんだから何とかしてくれという強い声があって、せっかく市長もそれを受け入れて住民説明会を開いて、それで市側も説明しました。だけれど市長は、市民説明会を経て、これはそれだけ要望が強いんだしたら、当面存続してみようかという結論を下したんですよね。そのプロセスが大事だというふうに思うんです。私が市長選挙の結果を踏まえて、こういう行政が必要だよと言ったのは、そのことを言っているんです。1つ物事を決めるときに、きちんと説明責任を果たす。市民要求がありますけれど、全部要求どおりにやられてないというのはありますよね。そのときに行政がどういうふうに対応するのかということが問われているというふうに思うんです。ですから今度の市民プールについても、非常にたくさんの議論があったんです。だからこういう結論を出しましたということに対しても、私、パブリックコメントと申し上げましたけれど、そういうプロセスをとれば市民合意による市政というのが一層進むのではないかと申すように思うんです。その点で改めて、もう一呼吸置くべきだということをご検討していただき

いと思います。

それでは子育て支援について伺ってまいります。

先ほどご答弁がありました。一定の前進があつて、市民の強い要望であり、私ども日本共産党としましてはかねてから要求したことが実現の方向になったことは喜ばしいことだと思います。

今回の市長選挙では、対立候補が子育て世代の経済支援の中で、条件なしで第2子半額、第3子以降無料化を掲げ、市長は昨年12月議会では第3子以降の無料化についてはやらないというご答弁をされてまいりました。しかし選挙の前になって、市長も第3子以降の無条件無料化を打ち出しました。これは市民の要求の切実さを反映したものであると思います。

そこでちょっと事務的に伺いますが、国の制度改正による第2子、第3子の軽減策は、いつから実施になる、条件が整い次第というふうになっていましたけれども、いつから実施になり、対象者がどのぐらいになりますか。また、市独自の第3子以降の無料化については、対象者は何人になり、負担軽減はどのぐらいになるでしょうか。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 平林千秋議員の再質問にお答えいたします。

国の制度改正による第2子、第3子の軽減策でございますが、現在、保育料を算定する電算システムの改修に取り組んでおり、6月末には完了する予定でございまして、4月にさかのぼって適用し、7月以降の保育料に反映していきたいと考えております。また軽減される対象者数と軽減される保育料でございますが、平成28年4月時点で第2子については44人、軽減額は年額約300万円、第3子以降については38人、軽減額で約160万円が対象になると見込んでおります。

次に、市独自の第3子以降の保育料無料化についてでございますが、所得制限を設けない第3子以降の対象者数は28年4月時点で試算すると、今年度からの対象者に加えて新たに140人が対象となり、年額で約2,300万円の保育料の負担軽減が拡充されると見込んでおります。

○議長（櫻井寿彦君） 平林千秋君。

○9番（平林千秋君） では、市長に伺います。市独自の施策の第3子以降の保育料無料化の実施についてですが、来年度からということでありました。私は市長選挙の動向から見て、この6月議会で補正予算で対応するのではないかなというふうに思っておりました。ちなみに隣の小諸市でも同じ時期に市長選挙があつて、当選された候補者は子ども医療費無料化対象を中学3年から高校3年生まで延伸するということを掲げられて当選されて、この6月議会に10月実施ということで、補正予算に計上されたということが報道されています。

この多子世帯の支援拡充という非常に強い要求で、市長選挙で市長が打ち出されてよかったなど、両候補が公約したのですぐにも実現するのではないかなという期待が非常に広がっていたんですね。ですからそれにこたえて速やかに実施するようにしたらどうかなと、来年度と言わずにというふうに思いますが、どうでしょうか。

○議長（櫻井寿彦君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 福祉医療費の18歳までの引き上げに関しましては、日本共産党の皆さんを中心に要望があることは認識しておるわけでありまして、少なくとも私が8年前の市長選挙でお約束したのは、義務教育までの医療費に関して、何とか市で対応できるようにしたいと、小学校6年生までは即時に無料化し、段階を追って1年ごとに中1、中2、中3ということで、4年かけて財政的にやりくりをしながら、実現していきたいというふうに申し上げたところであります。これは基本的に義務教育期間ということで、お約束いたしたところであります。現時点で高校生まで広げるかどうかということに関しては、比較的大病は別にして、高校生になるとそういう医療費はかかりづらいということでありまして、大きなけがや大きな病気に関しては、別の施策が存していますので、今のところ中学校までの医療費ということでやっていきたいというふうに考えておるところでございます。

それから去年の答弁で、やらないというふうに私が答えたという記憶は今のところ思い出せないわけでありまして、市長が言ったということでありまして、それは違うとしたら、私としては訂正をお願いしたいというふうに思いますけれども、基本的に数年にわたって先ほど申し上げましたけれども、保護者会から同時入園でなくても、同時入園というのは3人一緒に入園している例というのは非常に珍しい例なんだと、だけれども小学校にお兄ちゃん、お姉ちゃんが行っても、3子目というのは結構大変なので、何とか無料化してほしいということに関して、よくわかると、だけれども今は保育園の統廃合を一生懸命やらせていただいているので、それが目鼻がついたら近在の保育料と比べて、東御市が高い部分に関しては是正していくし、第3子以降の無料化に関しても何とか頑張りたいというふうにお話をしてきましたので、議会で私はやらないと言ってしまったのかなというふうに大分自分自身の記憶力がおかしくなっているかなというふうに思って心配したところであります。

ただ、そういう形の中で、選挙戦を通して選挙公約として、第3子以降の保育料の無料化に踏み込むということをお約束しましたので、しっかりと財源を確保させていただいて、来年度の予算に計上させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 平林千秋君。

○9番（平林千秋君） 私は質問したのは、速やかに実施に移したらどうですかということをお願いしたんです。予算的にいえば年間で先ほどご答弁いただいた二千数百万円ですか、だから市役所の知恵でやりくりをして、財源手当てをして、できるだけ早く実施するということが市民の皆さんの期待にこたえる道だろうと思います。

それから昨年12月でやらないと言ったのは、私、言った覚えがない、そうです、議事録によりますと済みません、部長さんの答弁でございます。市長にかわってご答弁だというふうに受けとめて市長と申し上げましたけれど、議事録ではそうなっていますので。

ただ、いずれにしてもやっぱり市民の要望を受けて、市長が打ち出されたのはよかったと思いますし、やっぱり市長選挙の1つの効用だというふうに思っております。

それでは一定程度子育て支援策が前進したところで、今後の検討課題として提案したいことがございます。子育て世帯に対する経済的負担の軽減を拡充するというのが今、求められていると思います。それは人口減少を食い止め、理想とする数の子どもを持ちたくても持てない現実に向き合い、安心して産み育てることができる東御市にし、若い世代がこれに魅力を感じて移住も増える、そうした戦略的な目標を持った課題だと思うからです。

そこで長野県子育て支援戦略に示された県民アンケートが非常に注目されます。理想の数の子どもを持てない理由では、断トツで1位、71%が子育てや教育にお金がかかりすぎると答えています。これを受けて今後充実を希望する子育て支援サービスを尋ねていますが、1位は保育料の軽減64%、2位は医療費の支援・軽減56%、3位が教育費の支援・軽減25%です。県の子育て支援戦略では、この分析に立って第1の課題として、子育てに伴う経済的負担の軽減を打ち出し、多子世帯支援、医療費支援の拡充に踏み出しています。

東御市においても、この視点が非常に大事だろうと思います。東御市が実施したアンケートでも、子育て支援で力を入れてほしいことの要望に、経済的支援と医療費支援、いずれも6割を超えています。しかし具体的な施策となると、東御市版地方創生戦略でも27年度からの子ども・子育て支援事業計画でも、欠けているのはこの切実に求められている経済的支援の拡充でございます。私はこの場でもたびたび強調しているんですけども、関係者のご努力で東御市の保育施設は近隣よりも非常に優れているというふうに思っています。その上に花岡市長も第1期目で、お産のできるまちは目指して助産所を設立し、子ども医療費無料化、先ほど触れられましたけれども、中学3年生まで順次拡充するという施策をとりました。

そこで子育てするなら東御市へというふうに言い得るステージがあったと思うんです。ただ、子育て支援拡充はどの自治体でも共通課題で、どんどん施策が進んでいます。現状ではなかなか東御市が優位にあるというふうにも言えない局面になりつつあるのではないかなというふうに私は思うんです。経済的支援という側面から見ると。そこで自治体間の競い合いということではなくて、何よりも東御市民のご要望、保護者、子育て世代の切実な要望になっている経済的支援策の一層の拡充に踏み出すべきだというふうに思います。

そこで3点の具体的提案をいたします。第1は、多子世帯の保育料支援の拡充です。国の制度で同時入園でなくとも第3子半額、第3子以降無料化に踏み出しました。ただし年収360万円という所得制限があります。東御市は今回独自の施策をとったんですが、第2子についても所得制限を撤廃、ないしは大幅に緩和して、支援策を広げること。

第2は、子ども医療費無料化、先ほど市長がちょっと先行的に触れられてしまったんですけど、現在の中3までから、高校卒業まで拡充してはどうかということ。

第3は、教育費負担の軽減です。同僚窪田議員が3月議会で詳細に取り上げましたが、東御市の学校徴収金は県下で小学校の場合5位、中学校では2位になっています。そのうち給食費負担が小学校では68%、中学では49%を占めている、かなり占めているんですね。例えばこの給食費負担を

さしあたり小学校では半額にするなどを検討してはどうでしょうか。また、就学援助でも給食費の算入割合を現行の5割から近隣市町村並みに8割ないし10割に引き上げるということも検討したらどうでしょうか。

この3つは、子育てしやすい東御、今まで東御市のブランドとなったものを一層拡充して、推進していく、それで支援策を強化して、移住定住促進につなげていくという課題として、今後検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井寿彦君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 平林議員のご質問にお答えいたします。

私はやっぱり子育て世代の給与水準が、高齢になられている子育て世代が終わっている給料水準と比べて低いという日本の給与体系の構造的欠陥の中で、子育て世代の財政的窮地が存在しているというふうに思っております。当然これは子育てを終わった世代が我慢して、子育て世代の給料を上げていくという大変な構造改革をやっていかないと実現していかない課題であると思っておりますけれども、これは国政的レベルでやるべき課題が大きくあろうというふうに考えています。

そういう中で、現在、国、県を挙げて、子育て世代に対する財政的支援を検討しているわけでありまして。そして今、地方創生に絡めて我々がどのような財政支援をすることが現実的に成果を得ることができるかということは、大きな課題であります。そして18の崖という形の中で、東御市的には首都圏に多くの子どもたちが学業を学びに出ていくという状態の中で、その子どもたちが帰ってくるのがやっぱり40ぐらいまでたたないと、全国平均に到達しないというような、そういう問題もあったり、また、高校生の医療費の問題も含めて、どういう施策を打つことが現実的に子育て世代に対して、実態として子育て世代の人口が東御市で増えていくということが読み取れるかということが極めて大きな課題になっているということでありまして、ばらまけばいいというふうには考えられない状況がございます。

更には学校における負担増という問題の大きな課題として取り上げられております給食費の問題でありますけれども、私は給食費というものに関しては、その経費というのは給食をつくっていただいている職員の先生方の、給食の先生方の人件費だったり、また小学校、中学校に基本的には置いている給食設備のその費用だったりということに関して、合算して計算していかないと、実際にそれにかけている市の費用というものに関しては、把握できないのではないかとというふうに申し上げておるところであります。現在、東御市では材料費を自己負担いただいているということでありまして。その自己負担は1日に、1食に直すと恐らく10円に満たない金額であるというふうにお聞きしております。それが高いか安いかわという問題はあるかもしれませんが、それを上回るものとして給食センター方式よりも自校方式を採用しているということに関して、PTAの皆様方のご理解をいただきながら、それにかかっている地元の農産物を使いながら、おいしい給食を学校で提供しているということに関して、ご理解をいただくように努力してまいることが重要だというふうに思っておりますので、現時点において材料費に関するご負担に関する補助金というものに関して

は、考えていないというふうに思います。

○議長（櫻井寿彦君） 平林千秋君。

○9番（平林千秋君） 個々の課題についていろいろ議論があると思うんです。総じていえば、子育て世代に対する経済的支援というのが、今の全体の賃金構造に触れられましたけれど、まさに国の政策の中で起きていることです。だけれど市としてできること、やろうではないかと、それが東御市の子育て支援策や人口増につながっていく、そういう課題でもあるという位置づけで考えるべきではないかということですので、ぜひ検討していただきたいと思います。

それでは続きまして、総合事業について話題をかえていきます。

私はこの問題を取り上げるときに、各介護の事業所の皆さんに独自にアンケートをし、ヒアリングをしてみました。昨年度の介護報酬改定で2.3%マイナス改定で、各事業所は非常に大変なんです。大規模、ある事業所では1,400万円、平年のベースで減収になったという実態も聞いています。小規模事業所では、初めて赤字になってしまったということで、頭を抱えている事業所もあるんですね。この総合事業は、そういう事業所に市の事業として要支援1、2の方も含めて、何百人かを委託するということになってきます。その場合、やっぱり各事業所の事情をよく把握して、事業所の皆さんの要望も聞いて、一体となって事業を推進して、要支援1、2の方々、第2次介護予防事業の対象者の方々が、本当に体が悪くならず、引き続き健康で長生きできる、そういう基盤をつくっていくという事業として非常に大事だろうと思うんです。

そこで具体的にお尋ねしていきます。この事業を進める上で、事業所とのコミュニケーション、これを日常的によくとっていくということが非常に大事だと思うんです。民間事業所は民間事業所の連絡協議会というのをつくっておきまして、行政とコンタクトをとりたいといってもなかなか密にっていないという悩みも言うておりました。ぜひともこの事業を推進するに当たって事業所のご要望をよく聞いたり、実情を把握して、一体となって推進するような手立てをひとつとっていただきたいというのが1つです。

まとめてお願いします。もう一つは、移行に当たってのサービス水準の問題です。私はサービス低下を招かないようにということをかねて求めてまいりました。これは質と量の両方面があります。それは国基準でやるといった場合、サービス単価、そしてサービス量、サービスの限度額、そのいずれも国水準で維持していくというふうにする必要があると思うんですが、その点をどう考えるかということをお聞きします。

それからちょっと専門的になりますけれども、国は介護報酬単価を引き下げてまいります。それでも介護事業所は高齢者の方々の健康維持、より悪化させないために、この前同様のサービスを提供しているんですよ。そうするとサービス単価が下がったけれども、同じサービスを提供していくと、実態的には事業所の持ち出しという問題が起きてきます。私は市独自で報酬に上乗せするかということもあり得るかなと思ったんですが、制度上なかなか難しいですね。難しいけれども、委託する事業所の皆さんにそういうお世話をお願いしているわけで、市独自に別な形でも支援策を

検討できないか、事業所のご要望も聞きながら対応していただきたいというふうに思います。

それから事業対象者の選定についてです。これは要支援1、2の方とともに、第2次予防対象者から市が必要なものと認定した方を総合事業の事業対象者というふうにする仕組みになっています。この方々の選定というのは非常に大事なんですね。国はチェックリストといって25項目、自主申告で、それで丸が幾つあれば、はい、対象、はい、非対象というふうな仕組みにしてもいいよと言っているんですが、東御市では専門の介護職がちゃんと選定して、必要な方はすべて介護認定に移行していく。そして明らかにチェックリストで間に合う方はチェックリストにしますと。いずれにしても利用者第一に対応していただきたいというふうに思いますが、どうでしょうか。

以上、まとめてお願いします。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 最初にサービスの水準に関するご質問にお答えいたします。

要支援認定者のサービスにつきましては、引き続き介護保険事業所をお願いしてまいりますので、同じサービスが受けられるものであります。サービス単価、サービス量はそのまま維持され、限度額も維持されるということでもあります。

また、要支援の認定によらない事業対象者につきましても、介護認定の要支援者と同じ事業対象者となり、介護予防ケアマネジメントによって要支援認定者と同じ総合事業のサービスを受けられるということがございます。

次に、国の介護報酬単価の引き下げにより、事業所のいわゆる持ち出しが増え、あわせて介護職の人材確保が課題になっているということはお聞きしております。今すぐに市として何かを支援するという事は難しいと考えますが、事業所との懇談会等を開催する中で、要望等をお聞きし、市としてできる支援について、事業所と一緒に検討していきたいと考えております。

3点目の事業対象者の選定に当たっては、利用者第一にということでもあります。介護予防、生活支援サービス事業対象者につきましては、チェックリストにより市が認定することになりますが、地域包括支援センターへご相談いただければ、窓口で専門職が対応し、専門職の判断で介護認定が必要と思われる方にはそうした対応を行い、またチェックリストで判断できる場合であっても、すべての相談者に専門職がかかわる中で、利用者に合ったサービスが受けられるよう取り組んでまいります。

○議長（櫻井寿彦君） 平林千秋君。

○9番（平林千秋君） ぜひそういうことで対応していただきたいと思います。総合事業は新しい事業です。市の責任で行う事業になりますので、サービス低下を招かず、市民需要にこたえていくということで、積極的に対応していただきたいと思います。

それでは最後に、オオハンゴンソウについて伺います。

ご答弁にありましたように、オオハンゴンソウははびこり出しすと非常に厄介です。今、各地で問題になっていて、特に日光国立公園では戦場ヶ原から湯ノ湖にかけて、かなりこの群落が発生し

て、夏口になると黄色で覆われるというような状況になっています。これは寒冷で湿地を好むという性格があるんですよ。私は旧三十番のところで見つかったんですけども、下手をすると、もしかして湯の丸、池の平に飛び火したら大変だというふうに思って、早期に駆除すると。今のところ市のデータでも局部的ということでもありますから、ぜひ限定的に対応して、大事に至らないようにすることが肝要だろうと思います。

そのためにぜひ市民の協力を求める必要があると思うんですよ。情報を速やかに知らせ、情報提供、そして見つけたらとにかく抜去して、焼却する、そのことが大事だねということを徹底する広報をしていただきたいというふうに思います。

それからもう1点は、所沢川の川筋にまで広がっているんですよ。実を結んで種が流れ出すと、所沢川一帯に広がる可能性があります。これは本当に早く防止しなければならないと思います。

そこで今、市有林で発見されているところを早く対処して、広がらないようにする、市の責任となりますよね。それが1つと。

それから関係流域の皆さん、特に湯の丸、奈良原、新張、それから大石、祢津が所沢川の流域になりますけれど、その自治会、区の皆さんにも特別に情報提供をして、対応していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（櫻井寿彦君） 市民生活部長。

○市民生活部長（土屋一夫君） ただいまオオハンゴンソウの周知の問題、それから早期駆除のご指摘をいただいたというふうに思っております。

まず特定外来種につきましては、大群生になる前の駆除というのが必要でございますし、国でも外来種の被害予防三原則ということで、入れない、捨てない、広げないということを言っておりますので、市全体でまずご指摘いただいた市有林の駆除を徹底的に行っていきたいというふうに思っています。

あわせて、環境保全監視員の皆様をはじめ市の皆さんにわかりやすい広報に努め、多くの皆さんに注意喚起をしてまいりたいというふうに思っております。

それと市の責任ということでございます。まずもってご指摘の市有林につきましては、継続的に駆除を行い、根絶を図ってまいりたいということを表明しておきたいというふうに思っています。

それから流域のお話でございます。河川等に群生している場合は、上流から流れてきたのか、あるいは下流への広がりはないのかなどの状況を捉え、判断をすることが重要だというふうに思っております。今回のことにつきましても、流域の各区、あるいは関係する団体などに相談をいたしまして、確認作業や駆除につきましてもお願いをしてまいりたいというふうに考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 平林千秋君。

○9番（平林千秋君） 私の地元のことでありますし、私も美しい横堰の里をつくる会というこ

とで活動しているんですが、自然保護については住民の皆さんの協力なしにできませんので、ぜひ広報、周知して、協力を求めながら進めるようにしていただきたいと思います。

あと1分を残していますけれど終わります。ありがとうございました。

○議長（櫻井寿彦君） 本日の代表質問はここまでとし、通告に基づく残りの代表質問は明日21日の午前9時から、個人質問に先立ち行います。

以上で本日の日程はすべて終了しました。

◎散会の宣告

○議長（櫻井寿彦君） 本日はこれをもって、散会します。

ご苦労さまでした。

（午後 3時48分）

平成28年東御市議会第2回定例会議事日程（第3号）

平成28年6月21日（火） 午前9時 開議

第 1 諸般の報告

第 2 一般質問

出席議員（19名）

1番	窪田俊介	2番	佐藤千枝
3番	横山好範	5番	蓮見喜昭
6番	山崎康一	7番	若林幹雄
8番	阿部貴代枝	9番	平林千秋
10番	依田俊良	11番	長越修一
12番	井出進一	13番	青木周次
14番	三縄雅枝	15番	町田千秋
16番	依田政雄	17番	柳澤旨賢
18番	堀高明	19番	清水新一
20番	櫻井寿彦		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	花岡利夫	副市長	田丸基廣
教育長	牛山廣司	総務部長	掛川卓男
市民生活部長	土屋一夫	健康福祉部長	山口正彦
産業経済部長	北沢達	都市整備部長	寺島尊
病院事務長	武舎和博	教育次長	清水敏道
総務課長	横関政史	企画財政課長	岩下正浩
生活環境課長	塚田篤	子育て支援課長	坂口光枝
福祉課長	柳澤利幸	農林課長	金井泉
建設課長	土屋親功	教育課長	小林哲三
選挙管理委員長	柳沢廣幸		

議会事務局出席者

議会事務局長	堀内和子	議会事務局次長	野村伸弥
書記	正村宣広		

◎開会の宣告

○議長（櫻井寿彦君） おはようございます。

開会に先立ち、お知らせをします。本日地方自治法第121条の規定により、選挙管理委員会の柳沢廣幸委員長が出席しております。

これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（櫻井寿彦君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第 1 諸般の報告

○議長（櫻井寿彦君） 日程第1 諸般の報告をいたします。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会の権限に属する軽易な事項でその議決により特に指定された事項について、市長専決処分事項報告書が提出され、その写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承を願います。

◎日程第 2 一般質問

○議長（櫻井寿彦君） 日程第2、昨日に引き続き、会派の代表による代表質問を行います。順番に発言を許可します。

質問番号13 市政運営について、質問番号14 若者の政策形成過程への参画について、質問番号15 食品ロス削減に向けての取り組みについて、質問番号16 子ども医療費の無料拡大について。公明党代表、依田政雄君。

依田政雄君。

○16番（依田政雄君） それでは皆さん、おはようございます。16番、依田政雄でございます。公明党会派を代表して質問をさせていただきます。

まず冒頭、この4月14日に起きました熊本大地震につきましては、被災された皆様にお見舞いを申し上げます。また、亡くなられた皆様にお悔やみを申し上げます。一日も早い復興を願うものでございます。

それでは4項目について質問をさせていただきます。

まず1項目でございます。市政運営についてお伺いをいたします。

市長は、本定例会の招集あいさつ、所信表明において、3期目の市政を担うに当たり、東御市の将来を見据え、今後4年間へ9つの施策を掲げました。その施策の取り組み内容についてお伺いをいたします。

まず1点目でございます。財政での財政負担の軽減、平準化を図るべく、公共施設等総合管理計画の進捗状況について。

2点目、子育て・教育での第3子以降の保育料無料化の拡充に取り組み、多子世帯への保育料を軽減して、保育しやすいまちの環境整備の内容について。

3点目、生涯学習、地域づくりの北御牧庁舎に設ける文書館の内容について。

4点目、安全・安心・平和での河川改修の促進、これについてはどこの河川なのか、このことについてお聞きをしたいと思います。

5点目でございますが、空き家対策について、空き家バンクの登録の意向調査を実施し、有効活用を推進するとあるが、具体的な内容についてお伺いをいたします。

次に、2項目めでございます。若者の政策形成過程への参画についてお伺いをいたします。

直近の国政選挙では、60代、20代で投票率に半分以上も開きがあり、若者の政治意識の低下が顕著になっております。昨年話題となった、いわゆる大阪都構想の住民投票でも同様な開きが見られます。18歳選挙権が実現するこの夏の参議院選を前に、若者の政治的関心を高める動きに注目が集まっております。少子高齢化が急速に進む日本で、若者の政治離れが進行すれば、若者の政治的影響力は低下し、社会の沈滞化につながります。若者の政策形成過程への参画を促進するなど、若者が社会における影響力を実感できるような取り組みを積極的に進めることが重要であると考えますが、市の取り組みについてお考えをお伺いいたします。

次に、3項目めでございます。食品ロス削減に向けての取り組みについてお伺いをいたします。

食べられる状態なのに捨てられる、この食品ロスは、家庭やスーパー、ホテル、レストランなど、あらゆるところで見受けられます。農林水産省によると日本では年間2,797万トンの食品廃棄物が発生しており、このうち約4割近い632万トンが食品ロスと推計されております。

既に先進的な自治体では、様々な食品ロス対策が行われております。松本市では、宴会の食べ残しを減らすため、乾杯後の30分と終了前の10分は自席で食事を楽しむ30・10運動が進められております。またNPOの活動としては、消費期限が迫った食品を引き取り、生活困窮者へ無償提供する、いわゆるフードバンクが有名であります。また、国連でも2030年までに世界全体の1人当たり食品廃棄物を半減させる目標も採択をしております。

当市の現状と、この食品ロス削減に向けての取り組みをお伺いいたします。

続いて最後の4項目めでございます。子ども医療費の無料拡大について、お伺いをいたします。この点については、2点をお伺いいたします。

1点目でございます。子ども医療費の窓口無料化の取り組みについて、当市は福祉医療制度の中で、子どもの医療費無料化が中学3年生まで行われております。国の制度がない中、長野県内の各市町村は子育て支援や福祉向上のために県より一定の基準で一部の補助がありますが、市町村が独自に医療費の助成を行っています。したがって助成対象年齢や受給者負担金、高齢者を助成対象としない所得制限の有無など、給付内容や給付方法が異なっております。

東御市の給付方法は、医療機関でいったん医療費の自己負担を支払っていただくものの、その後、請求しなくても助成金が支払われる自動償還となっております。医療機関で医療費の自己負担分を全く支払わなくてもいいという窓口無料化ではありません。全国では、窓口無料化を独自で行っている都道府県や市町村が今、増えてきております。窓口無料化をする国保の国庫負担金などが減らされる調整措置、いわゆるペナルティが科せられ、市町村の財政負担が増えることとなります。東御市が窓口無料化を実施した場合、ペナルティを試算するとどのくらいになるか、この点についてお伺いをいたします。

また、このペナルティにつきましては、公明党においても私たち地方議員と国会議員の連携の中で、国保減税措置のペナルティの徹底に取り組んでもまいりました。そこで昨年通常国会冒頭、2月28日に行われた参議院本会議代表質問において、公明党山口代表は、今後人口減少問題への意欲的、自発的取り組みを促し、国保の財政措置が都道府県に移行する方向であることに鑑み、こうしたペナルティは見直すべきであるとも指摘をいたしました。

その後、3月17日、参議院の予算委員会で西田まこと参議院議員は、国保の減税措置は30年前に創設された古い制度であり、この間、少子化など社会制度は変化しており、地方の単独事業も多くの自治体で実施されるなど、時代に即した制度見直しを行う時期に来ていると考える。減税措置の見直しについて、塩崎厚生労働大臣に質問をいたしましたわけでございます。大臣は、子どもの在り方については少子高齢化が進行する中、子育て支援、地方創生、地域包括ケア等の幅広い観点から考えていくことが重要である。以上を踏まえて、ご指摘の点も含め、今後少子社会における子どもの医療の在り方等を検討する場を設け、関係者を交え議論し、しっかり考えていきたいと、このように答弁をいただいております。その後、昨年9月に、少子医療制度の在り方等の検討会が設置され、調整措置の見直しなど検討されております。

窓口無料化を実施するに当たって、このペナルティが一番の課題となっていると考えます。ほかにどのような課題があるでしょうか。お伺いをいたします。

次に、2点目でございますが、18歳までの医療費無料化についてお伺いをいたします。

会派の皆さんの代表質問の中にもありましたけれども、18歳までの医療費の無料化については、県内においても多くの自治体が行っております。当市においても子育て支援策として公費助成を18歳まで拡充する医療費の無料化の推進をすべきと思いますが、取り組みをお伺いいたします。

以上、4項目の質問といたします。よろしく答弁を求め、第1回の質問といたします。

○議長（櫻井寿彦君） 市長。

○市長（花岡利夫君） おはようございます。

公明党代表、依田政雄議員の市政運営についてのご質問につきまして、お答えさせていただきます。

1点目の公共施設等総合管理計画の進捗状況と、課題等についてでございますが、当市では平成28年度中の公共施設等総合管理計画の策定、公表に向け、平成26年度から順次作業を進めてきてい

るところでございます。昨年度は、市役所全体での取り組み体制により、統一的な基準による公会計制度への移行にも対応するため、インフラ資産を含むすべての資産を対象に、施設分類、個別資産の洗い出し、資産評価の算定等により固定資産台帳の整備が完了いたしました。今年度においては現在、ワーキンググループを中心に、施設ごとに施設状況調査表、施設カルテの作成に着手しており、公共施設等の老朽化の現状や利用状況、稼働率、耐震対応を含めた施設等の維持管理、修繕、更新等に係る中長期的な経費見込みと、経費への充当可能財源の見込み等を把握するための業務を行っている段階でございます。

現状把握と将来推計ができた時点で、ホームページ及び市報により公表し、無作為抽出による市民アンケートを実施し、多くの市民に当市における公共施設等の現状を知っていただいた上で、ご意見をその後の管理に関する基本的な方針に生かしていきたいと考えております。

いずれにいたしましても、まず的確な現状把握に努め、調査分析の上で、公共施設の全体を把握し、長期的視点に立って総合的かつ計画的な管理を行うための計画づくりを進めてまいります。

課題といたしましては、施設等の維持管理、修繕、更新等に係る中長期的な経費への充当可能財源の確保が課題になろうと考えております。

次に、2点目の第3子以降の保育料無料化の拡充についてでございます。昨年度までの保育園の多子世帯に対する支援対策としましては、同一世帯で2人以上が同時入園の場合に、2人目の保育料を半額に、3人目以降の保育料を全額免除しております。また市独自の支援策としまして同時入園でない場合であっても、18歳未満の子どもが3人以上いる世帯の場合には、第3子以降の保育料を半額としております。今年度からは、子ども・子育て支援法施行令の改正により、年収360万円未満相当の世帯の場合、子どもの同時入園要件が撤廃され、第2子は半額、第3子以降は無料となりました。

市では、保育料を算定する電算システムの改修が整い次第、改正後の保育料を適用してまいります。

なお市の独自支援策として実施している軽減につきましては、来年度から所得制限を設けることなく第3子以降の保育料を無料とし、多子世帯への支援の拡充を図り、子育てしやすいまちの環境整備に努めてまいります。

次に、3点目の北御牧庁舎における文書館の内容につきまして、お答えいたします。

平成22年の市議会第3回定例会におきまして、上田、東御、小県地域地域史連絡協議会から提出された東御市立文書館設置を求める請願書が趣旨採択されており、これを受けて旧町村時代を含む行政文書類と市教委に寄贈、委託された古文書等の保管、公開につきまして検討を重ねてまいりました。その結果、北御牧庁舎3階の旧議場を公文書類の保管場所とし、旧委員会室などの空き室をその公開活用やアケボノゾウなど歴史資料、文化財資料並びに美術品などの保管スペースとする方針といたしました。

今後、関係者、関係団体等の意見もお聞きしながら、詳細設計を行い、平成30年度の開館目指し、

準備を進めていく予定でございます。

次に、4点目の河川改修は具体的にどこの河川か、空き家対策の具体的な内容は何かについてお答えいたします。

現在、市内で河川改修が実施されているのは金原川でございます。金原川は平成8年の集中豪雨の被災を契機に、同年浅間サンラインから千曲川まで約1,800メートルの改修促進を図るため、地域の皆さんにより金原川改修促進委員会が設立されました。市ではこの委員会とともに、国、県への要望を行っていますが、現段階でこの区間のうち約260メートルが改修済みで、進捗率は約14%となっております。

合併後、県管理の河川では、金原川、求女川の改修が進められています。市管理河川では西川、中村川、舟木沢川で改修を実施いたしました。改修以外では、河床の土砂除去等の修繕につきまして、毎年、県、市ともに行っております。また、河川ではありませんが、農業用施設の八重原用水、下之城用水等の改修も実施しております。

今後も地域の皆様と協力して、河川等の改修、修繕を実施し、東御市の安全・安心を高めたいと考えています。

続きまして空き家の有効活用についての具体的な推進内容についてですが、空き家所有者等へ意向に関するアンケート調査を8月をめぐりに行い、市の空き家バンクへの登録を促し、登録数を増やすことにより移住定住希望者の住宅確保を支援してまいります。

私のところは以上です。

○議長（櫻井寿彦君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） おはようございます。質問番号14、公明党代表、依田政雄議員の若者の政策形成過程への参画のご質問につきまして、市長に代わりお答えをいたします。

若者の政策形成過程への参画は、東御市ばかりでなく全国的な課題でございます。従来、政策決定は主に住民の中でも社会的な経験を積まれた方や識見を有する方の声を審議会や各委員会でもとめていただき、政策に反映させてまいりました。このため政治は若者にとって自分たちの意見が届きにくいものと感じ、政治への興味が低下していると考えられます。こうした現状から、社会において若者が影響力を行使して、かかわりを実感できるような取り組みが重要でございまして、若者の政策形成過程に参画する必要性はますます高くなっているといえます。東御市でも、こうした取り組みが必要であると認識をしているところでございます。

具体例といたしまして、東御市教育委員会と公民館では、有権者となる前の若者を主な対象といたしまして、東御市のまちづくり、自然、政治等を題材とした「未来を語ろう講座」を公開子供講座の一環として実施をしております。この講座の開催によりまして、若者が民主主義について学習できる機会を持ち、また社会への関心を高められるだけでなく、関係した行政側の職員も若者の意見に学ぶといった効果も期待されます。

こうした取り組みを地道に続けていくことが、単に若者の要望を聞く場の設定にとどまらず、若

者自身が社会の一員として行動することにつながる一助になるものと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 市民生活部長。

○市民生活部長（土屋一夫君） おはようございます。質問番号15、公明党、依田政雄議員の食品ロス削減に向けての取り組みのご質問につきまして、市長に代わりお答えいたします。

平成26年度長野県の県民1人1日当たりのごみ排出量が838グラムとなり、前年度1位の沖縄県を抜いて少なさランキングで初めて日本一となりました。東御市は638グラムとこれを大きく下回っており、市民皆様の意識の高さと日々のごみ分別等の取り組みのたまものと敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

さて、当市の食品ロスの現状についてでございますが、ごみ質調査の結果から、可燃ごみに占める生ごみの割合は3割から4割、およそ1,500トンと推計しております。この中に占める食品ロスに係る具体的な数値につきましては、市では把握しておりません。

次に、食品ロス対策としては、昨年度策定した第2次一般廃棄物処理基本計画に生ごみ原料のための取り組みの1つとして、食品ロスが出ないように計画的な買い物や料理を心がけることを掲げており、今後予定しております市民説明会の中で市民の皆様へ協力をお願いしてまいりたいと考えております。

また、東御食育市民ネットワークの皆様のご活動として、「食育戦隊ベジレンジャー」の寸劇や、食育紙芝居を通して広く市民に食の大切さを伝え、幼少期からの食べ物に対する感謝の気持ちを深めていただいております。これらは食品ロス対策の一助となっているものと考えております。

更に長野県が平成22年度から食品ロスの削減を目指して実施している「食べ残しを減らそう県民運動」の宴会食べきりキャンペーンとも十分連携を図り、市民皆様のみならず、事業者の皆様も含めた実効性のある啓発活動を進めてまいりたいと考えております。

なお先の一般廃棄物処理基本計画において、大きな柱の1つとして、ごみの排出抑制と3Rの推進による循環システムの構築を掲げており、その施策の核となるのが生ごみリサイクルシステムの構築であります。当システムは市民皆様に生ごみ分別にご協力いただき、堆肥化するものであり、可燃ごみ量の縮減とともに生ごみの発生抑制への効果も大いに期待しております。今後もこれらの取り組みを進めるとともに、先進事例を参考にするなどし、更に実効性のある対策に取り組んでまいります。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） おはようございます。質問番号16、公明党、依田政雄議員の子ども医療費の無料拡大についてのご質問につきまして、市長に代わりお答えいたします。

最初に子供医療費の窓口無料化の取り組みについてのご質問でございます。福祉医療費は現在、医療機関窓口でいったん支払いをしていただき、後日自己負担分が返金となる自動給付方式を採用しております。この方式は、県及び市町村で検討し、整えられた方式であり、県下で足並みをそろえて実施しているところであります。

子どもの医療費の窓口無料化については、以前から議会の一般質問や保育園、保護者会等からご提案、ご要望がありますが、窓口無料化を実施した場合、国民健康保険国庫負担金の減額調整や健康保険組合において発生する賦課給付額、受益者負担金を新たに負担することになり、平成27年度実績で試算した場合、国民健康保険国庫負担金の減額調整額は225万円となり、合計では2,676万円が新たに市の負担となります。

また、福祉医療の対象者には障がい者、母子父子区分等もあることから、子供医療費分のみの窓口無料化は事務経費、事務量の増加も考えられることから現実的ではなく、全区分での福祉医療費の窓口無料化を検討する必要があると考えますが、その場合の新たな負担額は5,870万円と試算しております。

そのほか医療に対するコスト意識の低下による医療費増大の懸念や事務経費の増加等の問題もあり、当市だけで無料化を実施することは適当ではなく、現在の方式を協調している県内市町村全体で足並みをそろえた取り組みが必要と考えております。

次に、18歳まで医療費無料化についてのご質問でございます。

現在、県の福祉医療費の乳幼児、児童の対象年齢は通院が就学前まで、入院については中学3年生までが福祉医療費の対象となっております。市においては児童に関する給付の拡大施策として、市単独で対象年齢の拡大を実施し、平成19年度から段階的に対象年齢を引き上げ、24年度に現在の通院、入院ともに中学3年生まで拡大されております。

28年4月の調査では、県内19市中1市が福祉医療費の対象年齢を18歳まで拡大しております。当市においては、当時対象年齢の拡大を検討する際に、義務教育期間にある子どもたちへの公的な医療費支援が適当であるということで、中学3年生までとなった経過がありますが、ご提案の18歳までの拡大については、今後様々な議論をいただく中で検討したいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 依田政雄君。

○16番（依田政雄君） それぞれ答弁をいただきました。これより一問一答を続けてもらいたいと思います。時間の効率化ということを考えまして、1項目めごとの再質問とさせていただきますので、よろしく答弁をお願いしたいと思います。

まず市政運営であります。市政運営については、今回4点をまとめて再質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず1点目でございますが、公共施設等総合管理計画の進捗状況についてであります。これは当初も言われておりますように28年度末に向けての策定、公表に向けての進捗状況については、私も今、答弁をいただいた中では、順調に進んでいる、そういう印象を持ちました。課題としては、施設等の維持管理、修繕、更新等による中長期的な経費への充当可能財源の確保が課題であるとの都弁でございました。それがやはり私は一番大事なところだと思うわけでございます。

そこで質問いたすわけでございますが、更新費用、財源を試算した結果、私もこのことについては総合管理計画策定については2回ほど質問させていただいておる経過の中で考えますと、何てい

うんですか、管理計画を立てたときにほとんどの施設の廃止だとか、統合だとか、しなければならぬ場合が出てくるかと思うわけですが、その上に立って非常に、いかに市民の皆さんにそのことについて納得いただけるかどうか、このことが重要であるかと思いますが、そのように市民に対し公表し、どのように説明を行っていくか、お伺いしたいと思います。

それから2点目ですが、子育て・教育の第3子以降の保育料無料化の拡充の取り組みについて、多子世帯の保育料を軽減して、子育てしやすいまちの整備内容についてですが、来年度から所得制限を設けることなく、第3子以降の保育料を無料化し、多子世帯への支援の拡充を図り、子育てしやすいまちの環境整備に努めてまいりますと、こういう答弁ですが、私はこれは1つには前向きな答弁であるというふうに私は印象を持っておるわけですが、そこで2点について、これからのことについて質問をいたします。

説明でもございましたけれども、国の制度改正により年収360万円未満相当の世帯の場合は、保育料が第2子は半額、第3子以降は無料の軽減策がとられ、市では保育料を算定する電算システムの改修が整い次第、改正後の保育料を適用することとなりますけれども、いずれにしてもそのことができたときに、今年度に入って、までに納入した保育料の軽減の方向について、どのようにされているのか、このことについてお聞きをしたいと思います。

それから2点目ですが、3月議会の一般質問で、私であります、3月議会の一般質問で今回のこの国の制度改正による保育料軽減措置と市の独自施策の低減額について、私は質問いたしました。市の独自施策として同時入園でない第3子以降についての保育料を半減とした市の軽減額は、平成27年12月時点の試算で約180万円との回答をいただいております。今年度、今年この4月時点での国の制度改正による年収360万円未満相当の世帯に係る第3子以降の保育料無料について、軽減額はどのくらいなのか、改めてまたお聞きをしたいと思います。

なお今回の制度改正により、国から交付税措置される分の活用については、子育て支援に係る事業に充当していくものとの、3月議会の中でも答弁があったわけですが、そのことについても変わらないのか、そのことについて質問をいたしたいと思います。

それから3点目ですが、生涯学習、地域づくりでの北御牧庁舎に設ける文書館の内容についてお伺いをいたしました。平成30年度の開館を目指し、準備を進めていくとの答弁ですが、その状況等については理解をいたしたところでございます。これは市民の皆さんもこのことについて非常に注目をし、期待をいたしているところでございますので、その辺のところについては十分速やかにできるよう要望をいたしたいと思います。

そこでお聞きをしたいこととありますが、いわゆる北御牧庁舎の3階というのは、当初アケボノゾウなどの資料館としての検討もされている経緯があったわけですが、その関係とこの文書館と一緒に同じ施設に入るわけですが、その辺のところの住み分けというのですか、その辺のところできているのか、その内容について質問したいと思います。

それから4点目ですが、安全・安心・平和での河川改修と空き家対策について答弁をい

いただきました。河川改修については、東御市は多くの河川があり、河川の改修については理解をいたしたところでございます。そのことについて取り組んでいることについては、敬意をいたすところでございます。今後もこの市民の安心・安全の改修、修繕を高めていくことを私は強く要望したいと思っております。よろしくお願ひいたします。

東御市は、多くの川を抱えておりまして、ゲリラ豪雨等に進みますと、速やかに多く水害等の発生がしやすい状況でありますので、河川改修については十分市民の安全・安心の手立てというものをさせていただきたいというふうに思うわけでございます。それは要望として申し上げております。

ところで空き家の有効活用についての具体的な推進内容についてであります。答弁で移住定住希望者の住宅確保を支援してまいりますとの答弁でございます。それに期待をいたしているところでございますが、市民の皆さんから私のところへ要望というのですか、そういうことがあったことを踏まえて申し上げますけれども、空き家の有効活用として、東御市は新幹線を利用すれば首都圏の通勤圏域になっております。また勤務形態も是非、職場に出勤する必要のない業種も今、出てきているわけでございます。新幹線で通勤ということですが、働き先が首都圏で自宅は東御市だと、子どもさんたちもこちらで置いて生活をし、ここから通っていくという生活も可能になってきているわけでございます。については移住促進の観点から、勤務地をそのままに移住定住先をこの東御市に誘うための空き家の有効活用というのが非常に大事ではないかなというふうに思うわけでございます。これは市民の方からの、冒頭申し上げましたが、意見でもあるわけでございます。このことについてどのように取り組んで、空き家対策について、推進のために取り組んでいくか、このことについて質問をさせていただきました。

以上、市政運営についての4点の再質問とします。答弁をお願いいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 1点目の再質問につきまして、お答えいたします。

公共施設等総合管理計画により、更新費用や財源見込みを試算した結果、施設を廃止しなければならなくなった場合、どのようにするのか、また市民への説明をどう考えているかというご質問でございます。公共施設等総合管理計画における将来の更新費用や充当可能財源の見込みにつきましては、あくまでもこの計画上の試算でございます。国が示す策定要領では、計画上で必ずしも収支が均衡している必要はないとされておるところでございます。ある施設について、収支上廃止する方向での結果が出た場合につきましては、その施設が将来にわたって市民にとって必要であれば、適切に維持管理、更新していくことができるように廃止以外の対応策を検討することが考えられます。その際は市民の皆様は客観的、かつ具体的な現状をお示ししながら、市民と行政が施設に関する情報と問題意識を共有し、課題解決に向けてともに取り組むことができるよう丁寧な説明に努めてまいります。

公共施設等総合管理計画は、施設の廃止による更新費用の削減だけで解決を図るものではないと思っております。光熱水費等をはじめとする施設の維持管理費の縮減、また規模の縮小、施設の統合などの

対応策によりまして、公共施設等の更新費用に充てる財源を確保する場合の想定いたしまして、今後計画の策定に進んでまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 依田政雄議員の2点目と3点目の再質問にお答えいたします。

現在、取り組んでおります保育料の電算システムの改修は、6月末には完了する予定でございます。既に納入いただいた保育料につきましては、改修後の7月以降、4月にさかのぼって軽減を適用し、還付または減額充当の手続きをいたします。

次に、国の制度改正による第3子意向について、軽減される保育料でございますが、本年3月議会で昨年12月の試算では約180万円とお答えいたしました。今年4月時点で第3子以降については38人分、軽減額で約160万円となると試算しております。ただいま議員からご指摘いただきましたが、国から交付税措置される分の活用につきましては、子育て支援に係る事業に充当していくべきものと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 3点目の文書館の再質問につきまして、お答えをいたします。

合併時以来、北御牧庁舎3階の利活用につきましては、大きな課題でございました。当時はアケボノゾウの公開につきましても、大きな課題ということで、当初はそういった活用が考えられるということで、議論もなされたわけでございますけれども、その後、アケボノゾウにつきましては八重原にございます郷土資料館で公開展示は一応行っているという状況でございます。

その後、先ほど説明にございましたように、地域史研究会の皆様方から、文書館等の要請もございまして、近隣では上田がもう準備を進めているということで、そういった公文書の管理の動きがある中で、一昨年になりますが、平成26年度庁内におきましてワーキンググループが設けられまして、関係課によりまして北御牧庁舎3階、それから旧有線本部、それから文化財のコンテナ、あるいはBOOK童夢等、北御牧庁舎周辺の利活用についての再検討がなされまして、平成27年2月に一定の方向性が決定されたものでございます。

内容を申し上げますと、北御牧庁舎3階につきましては旧議場のスペースを文書館、つまり公文書、それから古文書を含めた文書施設とする。それから南側の旧議会事務局のスペース等については事務室、次の議員控え室につきましては古文書の整理スペース、それから第1、第2委員会室につきましては、閲覧室であったり、アケボノゾウの整理部屋、奥の旧全員協議会室につきましてはアケボノゾウの文化財の保存スペース、一番奥の旧農業委員会控え室につきましては美術品の収蔵庫というような大きな方向性が固まったわけございまして、この基本に従いまして今、準備を進めているという状況でございます。

ちなみにアケボノゾウにつきましては、その後も整理が進みまして、現在、県の教育委員会におきまして東御市にいらして、現物の調査、確認が行われておりますので、場合によれば近年中に県の天然記念物指定の可能性も私どもは期待をしているところでございます。もし県の天然記念物に

なりますれば、今の状態は好ましくありませんので、早急に整備を進めて公開、あるいは子どもたちの教材としても大変貴重なものでございますので、整備を進めることを急ぐ必要があるという認識でおります。

○議長（櫻井寿彦君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 私の方から、空き家対策の問題に関しまして答弁させていただきます。

空き家問題は近年、1つは観光地における空き家が非常に観光資源としての価値を低減させているというような問題でありますとか、廃屋があつて、管理者、所有者が不明の中で非常にいろんな危険性が高まっているということ、それから住居用地における固定資産税の居住施設に対する軽減措置ということもあつて、使用されていない空き家が壊されないで存続している問題等々ございまして、近年この空き家に対する地方自治体の管理権限、もしくは固定資産税の軽減措置の取り消し等を含む検討が国を中心になされてきたものでございます。

なかなかこれらの施策に対して条例を制定して対応できるようになったわけでありましてけれども、一長一短ということの中で、税金を使ってこれらを整理整頓することの困難さということに関しては、一定の議論が今後まだ必要になってきているというふうに認識いたしております。

議員ご指摘の移住定住、もしくはセカンドハウスとしての空き家の利用というものに関しては、今回調査をやらせていただいて、おおむね四百幾つかの空き家の把握ができましたので、8月に所有者に対してアンケート調査をさせていただいて、その利用等に関してご希望をお聞きしたいと。移住定住に関して希望者と供給が非常に少ないという状態がございまして、市としてはそれらにご提供いただくためには、どういう施策が必要かということに関して、その調査に基づきながら検討してまいりたいというふうに考えておりますので、現時点ではあやふやな希望ですけれど、5倍ぐらいの希望者があると。十数件に対して六十何件の借りたいという要求があるという状態でありまして、それにこたえられるようにどのように対応できるかということを検討してまいりたいということになります。

○議長（櫻井寿彦君） 依田政雄君。

○16番（依田政雄君） それぞれ市政運営についての4点について、ご丁寧な答弁をいただきました。とにかく空き家対策については、東御市の人口増ということなどを図るために、やはりそういった形を利用することによって1人でも、家族がこの東御市に住んで、人口増につながっていくという、その形態の中でそういう取り組みも1つの大事な取り組みではないかということで、ご提案をさせていただいたものでありますので、検討していくということでありまして、よろしくお願いをしたいと思います。

この市政運営については、向こう4年間の市民のための実効性のある、ただいま答弁をいただきましたことに関しては、格段の努力を要望いたしまして、次の質問に入りたいと思います。

2項目めの若者の政策形成過程への参画についてでございます。若者の政策形成過程への参画について、私も他市町村の取り組みの事例というものを調査して、調べました。県外でありますけれ

ども、愛知県の新城市では、平成27年4月から新城市若者会議条例に基づき、新城市若者議会を開催して、若者の政治参画を促進しております。市内に在住、在学及び在勤している16歳から29歳から選考された若者20名が、13回にわたって、及び議会審議を経て、市長に若者予算事業に関する答申書を提出して、若者の声を入れた答申書を提出して、16年度の予算では本年3月に市議会で可決され、16年度から実行に移された。これはあくまで若者の声を聞いてやっさと、こういう事例もやっております。

それから若年層に対する意見聴取ということで、京都府の京都市では、青少年が市政やまちづくりに参加する機会を増やし、社会への参加意識を高めるとともに、青少年の視点と意見を市政に反映させることによる施策の充実を図っております。

具体的には、京都市に住む、在住する、通学または通勤している13歳から30歳までの者から青少年モニターを公募し、4回程度アンケート方式による意見聴取を行っております。そのような取り組みをしている自治体もあるわけがございます。

それから自治体によって若者会議というものに取り組んでいるところもございます。山口県の宇部市でございますが、学生などの若者がグループワークを通じてまちづくりに対する提言をまとめ、市へプレゼンをする。同市では若者の視点や意見をまちづくりに生かそうと若者会議を14年度から実施していると、こういうところもございます。

また、鳥取県の鳥取市でございますが、自治体の規模は違うというのはありますけれども、鳥取市は若者の意見や提言を市政に十分反映させ、若々しい感性と力強いエネルギーを取り入れながら、若者との協働によるまちづくりを進めていくため、鳥取市若者会議を設置しております。

このように若者の政治参加や政策形成過程への参画への取り組みを行っております。1つの事例示させたわけでございますが、東御市もこのような取り組みを行っていくかどうか、また、そのことについてお伺いをいたしたいと思いますが、また答弁で東御市が行っている「未来を語ろう」講座の内容、これちょっとありましたけれども、私、これが若者の意見とか、そういうものを取り入れていく方向の東御市版というふうになら、答弁を聞いて考えたわけでありすけれども、東御市が行っている「未来を語ろう」の講座の内容、また参加人数等についてお聞きをいたします。

以上、再質問といたします。よろしく答弁をお願いいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 再質問にお答えをいたします。

若者の声を市政に反映するといった、いわゆる広聴業務につきましては、担当部からの答えがあらうかと思いますが、私の方からは先ほど申し上げました公開子供講座におけます「未来を語ろう」という講座の内容につきまして、ご説明を申し上げます。

この講座は、26年、27年と2年前から始めたものでございまして、夏休み期間中に小・中学生、あるいは高校・大学生まで対象にしておりますが、昨年度は小学生21名、中学生6名、合計27名、関係の大人8名を加えまして35人の講座でございました。夏休み期間中の8月3日に開催をいたし

まして、全体を5つの班に分けて、15年後の未来、自分の夢であったり、あるいは地域がこうなってほしいといったものをワークショップの中で議論をしまして、それをみんなで発表し合ったり、意見交換をしたという講座でございました。

参加した子どもたちはもちろん、自分のことも含めて地域につきましても、ほかの人の意見を聞いたりするということで自主性、あるいは積極性が培われたようでございますし、子どもたちが中学、高校、大学と青年期に至るに、こういった経験をもとに、また身につけて、社会にかかわりを持つ、関心を持つ大人になってほしいという意味合いで、公民館の講座として開催したものでございます。

○議長（櫻井寿彦君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 若者の政策への参加、どういうふうにと、広聴についての考え方ということでございますが、総合計画市民会議というものがございます。総合計画の進捗を市民の皆様にも見ていただくという会議を設けておりますが、こちらにつきましても若者の皆さんにも声をかけているところですが、なかなか若者の方のご応募がないという状況がございます。

また、地域ビジョン、各地区で地域ビジョンをつくっていただいているところであります。あるいは策定済みのところもございませうけれど、そのつくる際に若者の皆さんに実際に声をかけて、参加いただいたという事例がございます。そういう中で、若者の声も市の方にも届くような仕組みが若干あるかなというふうを考えております。

今後につきましても、若者の声を聞く場というのをも検討していかなければいけないかなというふうには考えています。

以上でございます。

○議長（櫻井寿彦君） 依田政雄君。

○16番（依田政雄君） 若者の政策形成過程への参加について答弁をいただきました。

これは今、非常に若者の政治離れとか、いろんな社会に対する関心の薄さというのが非常にいろいろされてきているわけですが、でもやはり東御市の将来を担っていく若者というのは、まさに今の若者であり、子どもたちでございますので、この辺のところについてももしっかり進めていただいて、少しでも若者の政策過程の中へ参加できるような、その取り組みというのは非常に私は大事ではないかというふうに思いますので、積極的に進めていただきたいということをまず要望したいと思います。そして次の質問に移りたいと思います。

3番目でございますが、3項目の食品ロス削減に向けての取り組みについてでございます。今後取り組みを進めるとともに、先進事例を参考に、更に実行性のある対策に取り組んでいきますという、そういう答弁でございますが、東御市のこの食品ロス削減に向けての取り組みというのは、あると私、今、理解をいたしたところでございます。前向きな答弁であったというふうに私も理解をいたしております。

更に、この非常に大事なことでありますし、これから無駄を廃していくという、そのことに関し

でも大事なことでありますので、私は更に東御市の施策、食品ロスに向けての市民挙げての取り組みが私は必要ではないか、そのように思うわけでございます。

そこで3点について、私の方から質問させていただきます。

まず、未来のある子どもたちということでございますが、学校や保育園、幼稚園、保育所など、教育施設における学校給食や食育、環境教育など通じて、食品ロス削減のための啓発、このこともすべきである、私は進めていくべきではないかというふうに思うわけでございますが、この点についてはどういうふうに考えているかをお聞きしたいと思います。

それから2点目の質問でございますが、また、それと同時に、家庭に起きる食品の在庫の適切な管理、食材の有効活用の取り組みをはじめ、飲食店等における食品、飲食店で残さず食べる運動や、持ち帰り運動などの展開、市民、事業者が一体となった食品ロス削減に向けての取り組み、このことについても同時に進めるべきではないかというふうに思うのでございますが、また、このことについて非常に重要なことでございます。このことについてもどう考えているか、お聞きをいたしたいと思えます。

それから3点目でございますが、本市の災害備蓄食品があるわけでございますが、例えばそこには消費期限が6カ月前など、フードバンク等への、もしそのことがあれば、検討してはどうか、そのことについてお聞きをしたいと思えます。

以上、3点についての質問といたします。答弁を求めます。

○議長（櫻井寿彦君） 市民生活部長。

○市民生活部長（土屋一夫君） いただきました再質問につきまして、3点お答えをしていきたいというふうに思っています。

第1点目の教育施設における食品ロス削減のための啓発についてでございます。

先ほど来、申し上げておりますように、市の第2次一般廃棄物処理基本計画において、3Rを重要な施策として位置づけております。その最上位がリデュース、ごみの発生抑制をすることであり、食品ロス対策の取り組みは、ごみの発生量を減らす大切な取り組みであり、学校現場などで啓発していくことは大切なことであるというふうに考えております。現在、学校現場ではポスターの作成や栄養士が給食の時間にクラス訪問して、残さずに食べることの大切さを伝える教育活動のほか、学校ぐるみで楽しく、おいしく食べてもらえるような味つけや献立、調理に工夫をし、残食を少なくするような自校方式を最大限生かした取り組みを行っているところでございます。

2番目の質問でございます市民、事業者が一体となった食品ロス削減の取り組みについてでございますけれども、まず家庭における食品在庫の適切な管理につきましては、これも第2次一般廃棄物処理基本計画の生ごみの減量化施策に沿って啓発に努めてまいり、また食品の有効活用の取り組みの一環といたしまして、昨年度開催いたしましたごみ減量アドバイザー養成講座におきましてのエコクッキングに関するテーマの講座は、受講者から大変好評をいただいておりますので、今年度以降も継続した取り組みを予定しているところでございます。

次に、量的にはかなり多いというふうに考えております飲食店で残さず食べる運動や、持ち帰り運動の展開などにつきましては、長野県が今年度も7月から9月までの期間実施する食べ残しを減らそう県民運動、e-プロジェクトとの連携を深める中で、昨年度に引き続き市報に掲載するなど、啓発に取り組み、市民、事業者に協力を働きかけていきたいというふうに考えております。

また、第2次食育推進計画におきましても、環境に配慮した食生活についての啓発を図り、買いすぎ、作りすぎなどをなくすなど、食品廃棄物の発生抑制に努めることなどを掲げておりますことから、一体として取り組んでまいりたいというふうに思っております。

3点目の災害備蓄食品等のフードバンクへの寄附についてのご質問でございます。

本市における災害対策用備蓄食料品につきましては、毎年必要量を購入しながら、賞味期限が迫った食料品を市の防災訓練等で各区へ配付し、市民の皆さんに備蓄品の紹介や試食をしていただいております。今までも賞味期限を過ぎて廃棄したことはございませんが、今後も定期的に備蓄をしている非常食品を賞味期限内に消費し、買い足し、補充をすることにより、食品ロスとならないような十分な配慮を引き続きしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 依田政雄君。

○16番（依田政雄君） 食品ロスの削減に向けての3点についての再質問の答弁をいただきました。この食品ロスについては、様々な観点から総合的に取り組んでいくことということが非常に大事かというふうに思います。具体的に3点について再質問させていただきました。そのとおりでございますので、更に食品ロスの削減に向けて取り組んでいかれることを切に要望し、次の質問に移りたいと思います。

最後に、4項目めでございますが、答弁いただきましたけれども、子どもの医療費の無料の拡大についてです。それぞれ答弁をいただきました。子供医療費の窓口無料化については、医療に対するコスト意識の低下による医療費増大の懸念や事務経費の増加等の問題、確かにございます。本市だけで無料化を実施することというのは非常に難しいかもしれません。これはやっぱり県が、ほかの医療費の無料化に取り組んでいるところの実態を見ますと、やはり県がそのことを進めていて、それによって各市町村もそれができてくるという事例があるわけでございます。長野県については、そのことはなされていないわけであるわけでございますけれども、そういうことで答弁の中で現在の方式を協調している県と、県内市町村全体での足並みをそろえた取り組みが必要であるとなっております。そういう答弁になったかと思うわけでございます。これは確かに私もそう思います。だからこれからそういう方向に動いていくことである、ときにはやはりそれをいつていただきたいと思ひまして、この質問をしたわけでございます。更にこのペナルティについても、医療費の増大を防ぐということの中でのペナルティでありますので、これはやっぱり非常に大事な部分はあるかもしれません。ただ、やはり大事な子どもたちを守っていくことということになれば、やはりそれは東御市の市としての責任でもありますので、その辺のことについては十分考慮をしていただきたいと思いますと考えておるところでございます。

また、18歳までの医療費の無料化については、当市においては対象年齢の拡大を、答弁にございましたけれども、拡大を検討する際に義務教育である子どもたちへの公的医療費支援が適当であるということで、中学3年生までとなった経過がありましたと、提案の18歳までの拡大については今後様々な議論をしていく中で、検討したいというふうに答弁をいただいたわけでございます。私、この18歳というふうに言ったことは、当初この質問の中で高校3年生までと言った、高校3年というのは、高校は義務教育ではないわけでありますから、高校3年生だといっても、二十歳で高校3年生になっている方もおりますし、三十何歳で高校へ行って3年生になる。だから高校3年生までという項目を私は述べたわけではございませんし、あくまでも18歳、この子どもたちの18歳までの医療費の無料化ということでありましたので、この辺についてもぜひご答弁をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

私なりに様々な形で、この医療費、福祉医療については18歳までの医療費無料化に取り組んでいる自治体もあるわけでございますが、そういうことができない県との状況の中で、できないという自治体もあるわけなんです。そのことについて調べてみたんですが、例えばそれでも子どもたちの医療費の何とか手助けをしないかという、そういう自治体が、お隣というか、坂城町は自動償還、坂城町も東御市と同じように自動償還方式をとって、県内すべて同じだと思うんですが、とっているわけでございますが、その窓口無料化においては国の国庫負担金減額措置があるために、窓口無料というのは実施に至っていないわけでございます。しかし医療費の家計負担を何とか軽減を図りたいと、今年度から福祉医療費の事前貸付制度、坂城福祉医療サポート資金貸付制度を始めたわけでございます。どういうことかといいますと、希望者の口座に無利子無担保で9,000円を振り込み、医療費の窓口負担に充てる制度となっているわけでございますが、このような制度で医療費の家計負担の軽減を行っていくことも私は必要であると思うんですが、市の考えについて質問をいたします、考えを聞きたいと思っております。よろしく答弁を求めます。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 福祉医療費資金貸付制度のご質問でございますが、当市におきしても医療費の支払いが困難な方に対し、生活の安定と自立を促すため医療費の支払いに充てる資金を貸し付ける東御市福祉医療費資金貸付制度がございます。この制度は、福祉医療費の受給者であれば利用することができ、医療機関受診時に窓口での支払いはせず、市から貸付金を医療機関等に直接支払うものでございます。26年度、27年度において利用実績はありませんが、受給者の利用をしやすいするため、申請手続きの際、福祉課への訪問回数を減らすなど、手続きの簡素化に向けて検討しております。

○議長（櫻井寿彦君） 依田政雄君。

○16番（依田政雄君） 再質問に答弁いただきました。非常に今の段階では難しいというだから答弁であるかと思うんですが、先ほども申し上げましたけれども、18歳までの医療費無料化というのは、これからぜひやっぱり必要なものですから、その辺のところについて、窓口無料化ですね、

そのことについて検討をしていただきたいと思いますというわけですが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

これ以上、私の方で質問しても答えが出ないと思ひますが、今の現段階ではね。でも国とか県がそういう動きになってきたらやっぱり速やかにそれに乗っていかれるような態勢というのはとっていただきたいというふうに私は強く思ひますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それからこれは要望、先ほど申し上げましたけれども、要望というふうになるかも、答えがあったらまたしていただきたいと思ひますが、一応要望として申し上げますが、18歳無料化については県内でも、調べてみてもかなり県内でも多くの自治体、答弁の中には市においては1市という答弁がございましたけれども、ほかの市町村を見ても数多くの町村が長野県でも18歳までの無料化というのが出てきているわけですので。昨日の代表質問の答弁の中でも、小諸市もそのような方向で動いてきているというお話がありましたけれども、18歳までの医療費無料化というのは長野県の中でも町村についてはかなりもう進んできているわけですので。東御市は1つのかかわりの中で、県内では1市という中の捉え方でありますけれども、だからといってそういうことでなくて、18歳まで無料化についてはやっぱり積極的に、子育ての中で進めていくということがやっぱり大事ではないかと思ひますので、その辺のところについてはよく手立てを考えて、できる方法をしていてもらいたいと思ひますが、これは要望ですけれど、何かまたその点について再度あったらいただきたいと思ひます。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 18歳の医療費無料化の拡大につきましては、先ほど答弁で申し上げたところでございますが、今、議員の要望として承りまして、今後また検討していきたいと思っております。

○議長（櫻井寿彦君） 依田政雄君。

○16番（依田政雄君） 皆さん神妙になってするわけではありませんけれども、子どもたちのためにぜひやっていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひをしたいと思ひます。

最後に、市長に私、4項目の質問についてやってまいりました。市長の思いということもあるかと思ひますが、私、4項目の質問について最後に市長について、思いを言っていただきたいと思ひますが、よろしく答弁を求めます。

○議長（櫻井寿彦君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 依田政雄議員の市政運営についてのご質問、そして食育、また保育から青年の政治への、社会への参画、そして医療費の問題に関しまして、多岐にわたって要望やら、またご意見をいただいたところでございます。東御市にとりまして、地方創生真ただ中ということの中で、極めて重要なご指摘をいただいたというふうに認識いたしております。

就任以来、まず子どもたちの幸せということに関して、自分なりに市政としてかかわらせていただきまして、保育園の子どもたちの運動量が少ない、都会の子どもたちの方が運動量が多いという

現実に対して、やはり子どもたちがこの地で生まれ、育ったことを幸せに感じるためには、子どもたちが大きくなったときに、丈夫な足腰、運動することが大好きな、そういう自分に育っていること、そして自然と触れ合いながら、大きな心を持って子どもたちが成長してくれることが、何よりも大切だというふうに考えています。

そして「いただきます」という気持ちを大切にさせていただきたいという思いの中で、食育という形で食べ残しという意味合いもありますけれども、命をいただくことの大切さ、そして農作物が農家の皆様方の自らの命の時間を費やして作物がつくられているという二重の意味において、自分たちが食べている食糧が命そのものであるということをやっぱり認識して、大切に食べてくれること、また必要以上に盛って、自らの食べ残しを起こさないために、残さず食べようという考え方も大切でありますけれども、適量を盛ってもらえるという、そういう自己管理という問題、そして宴会におけるロスをやっぱりなくしていったり、しっかりと持ち帰って利用していくというような考え方が大人の中にも必要であるだろうというふうに思っています。そのためにも自校給食をしっかりと守って行って、食育とあわせて、そして自分が食べているものが地域の農作物であり、わずか、確かに材料費が高くていただいている面はありますけれども、それは極めて大切なことだということをPTAの皆様方、子どもたちに理解していただく、そういうことが大切なんだというふうに思っています。

そしてこの地域が、そのような子どもたちが育つ地域であると同時に、自然に触れ合いながら東御市で子育てすることがすばらしい子どもたちが育っていく、そういう環境にあるんだということこそ大切にしていける。それをベースにしてこそ、初めていろんな補助でありますとか、支援でありますとかということが生きてくるんだということをしっかりとみんなで宣伝していこうということでもあります。これに関して、ある意味では金銭的施策とか、補助が最も大切なことではなくて、東御市の自然環境に抱かれて子どもたちが育つことこそが大切なんだという思いをぜひ議会の議員の皆様方と共有できたらというふうに考えております。

議員ご指摘のように、極めて厳しい財政状況の中で、多くの公共施設を抱えております。それをより将来にわたって持続可能な状態にしながらか、そしてみんなで活用していく。そのためにはある意味では必要な借入れも必要であるというふうに考えておりますけれども、それは長い年月にわたって多くの人々が活用でき、そして時間を経て返済を可能にするものであるということで、建設国債に近い形の借入金であるというふうに認識いたしております。これらのことをしっかりと東御市づくりにおける、そういうハード事業における大切さということ、そして持続可能な施設に変わっていくこと、そしてソフトを活用したハード、これを整備していくことこそが、やっぱりこの地域がいい地域として持続可能な地域になり得るものであるというふうに考えております。そういう意味ではいろんな形で、借入金を起こして補助金を多くするということは、例えば1億円の補助金を多くしてしまえば、10年間にわたれば10億になります。その10億円は消えてなくなってしまうお金であります。例えば10億円の借金をして、1億ずつ返していったとしても、その建物なり利用

がいい形に変えられたものは、地域に恩恵をずっともたらしていくというものでございますので、同次元でお金の使い道を議論することはやっぱり難しいということで、日本の国のありようとして、福祉も含めて赤字で、赤字国債の発行によって運営しているという現実から脱却するためにも、ぜひ我慢すべきは我慢しながら、将来のためにやらなければいけない施設整備等に関して、議論を深めていくことが大切であるというふうに認識いたしておるところでございます。

持続可能な美しいふるさとづくりのために、誠心誠意努めてまいることをお約束しまして、答弁にかえさせていただきます。

○16番（依田政雄君） どうもありがとうございました。終わります。

○議長（櫻井寿彦君） ここで15分間休憩します。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時38分

○議長（櫻井寿彦君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

質問番号17 市政について、質問番号18 自然災害を想定した防災対策について、質問番号19 道路行政について。高志会代表、堀高明君。なお堀高明君から質問番号19に関して、事前に資料配付の申し出がありました。これを許可し、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

堀高明君。

○18番（堀 高明君） 代表質問も最後になりました。私は高志会の堀でございます。会派を代表して質問いたします。

久しぶりの質問でございますので、いささか緊張しておりますが、よろしくお願いをしたいと思います。

まず花岡市長の3選に心から祝意を申し上げたいと思います。花岡市長は2期8年、様々な施策を実践してまいりました。その一端を申し上げますと、助産所の建設、保育園の統合建設、防災の拠点ともなる庁舎周辺の整備、小学校単位の活性化対策等々、先を見据えた施策を展開し、進めてまいりました。近年、国でも少子化、人口減少対策、地方創生、防災対策など、主要な施策として進めていますが、花岡市政はそれに先んじて実行しており、その先見性に敬意を表したいと思います。

しかし先の市長選挙の結果を見ますと、持続可能な美しいふるさとづくりが必ずしも理解を得られていなかったと思うのであります。一方、対立候補は、高地トレーニング構想や市民プールの改修等、部分を捉えた目先の問題を争点として、市政を変えると主張して支持を得たと思います。

市長、市政は変えなくて結構です。今後とも市民とともに、このまちに住んでよかったと思えるまちづくりに手腕を発揮されるよう期待したいと思います。

それでは通告しました3項目について質問します。

質問番号17 市政について質問をします。

市長は、就任当初から公言した赤字3兄弟、つまり土地開発公社、振興公社、病院に関して、この間の取り組みと成果、そして今後の課題は何かについて、お聞きをしたいと思います。

次に、市有財産老朽化の対応と、土地開発公社から移管された土地の処分は進んでいるかについて質問します。市有財産は庁舎、学校、公民館などの公共建物と、道路、橋梁、上下水道など社会資本に分類されるが、老朽化の現状と現状を把握し、対応を検討しているどうかについてお聞きします。

次に、医学生奨学金制度の実情についてお伺いします。この奨学制度は市民病院の医師確保が目的ですが、この間の利用者数、財政措置の金額を伺いたい。

次に、人材の育成と活用についてでございます。有能である前に市民に親しまれる市役所職員であってほしい思うものであります。小学校の入学式でも、必ずあいさつをしようと教えられます。あいさつは基本だと思うが、市の職員の実態はどうか。また、勤務時間内の職員の行動など、職員教育はどのように行われているか、お伺いをいたします。もう1点、職員の市外居住者の割合についてもお聞かせ願いたいと思います。

次、東御になぞられた「とうみ」、十の美と味でございますが、諸施策は進められているか。これは高志会の町田議員が先に提案したものによるものですが、東御市景観を考える会では市内を代表する十の風景を選んで冊子にまとめたと報道されました。景観を考える会の皆様には敬意を表したいと思います。もう1点、味についての研究はされているか、お伺いをいたします。

次に、質問番号18 自然災害を想定した防災対策について、4点質問します。

東御市土砂災害洪水ハザードマップを見直し、28年度に全戸配付すると先に答弁された経過があります。計画どおりに進められているか、お聞きをいたします。

地すべり、洪水、崖崩れ等土砂災害への特別警戒区域が多数あります。その対策は講じられているか、また市内に大小合わせて168カ所のため池があります。集落の上部にある貯水量の大きいため池の耐震強度は大丈夫でしょうか。和池、大富士池、金原ダムの耐震強度は大丈夫か。

また災害時における避難については、集落の実態に応じて見直す考えはあるのか。

以上、4点について質問いたします。

私は先年の一般質問で、防災対策について質問した経緯がありますが、東北地方を襲った大地震、津波、現在では熊本県を中心とした4兆6,000億円を越す大被害をもたらしている連続する地震災害、また海外においてもエクアドルでマグニチュード7.6の地震により、死者660人、あるいはアメリカ、ロシアの洪水など、地球規模で自然災害が発生しています。

先ごろテレビの対談の中で、400年前の1611年、東北地方に大地震が発生、3年後には九州地方に連続地震が発生して、大きな被害を受けた。まさに歴史は繰り返されると話しておりました。

ここ東御市では活断層もなく、大きな地震災害を受けた記録がないことから、安心感があるのではないかと懸念するものでございます。そんな思いで再度質問をした次第であります。

次に、質問番号19 道路行政について、6項目質問をいたします。

国道18号バイパスや主要県道等、幹線道路整備、河川改修の促進を関係機関と進めるとありますが、具体的に説明をお願いしたいと思います。また笠石川のしなの鉄道横断部の改良については、かつて上田バイパス対策協議会として上田建設事務所へ要望を提出した経過があるわけですが、現在まで回答を得てないわけですが、その後の県のお考えはどのようなものか、市で把握しているか、お聞きをしたいと思います。

次に、平成12年12月に、調査区間に指定された上信自動車道計画で、長野県側はその後検討を進めているのか、承知していたらお聞かせ願いたいと思います。

次に、上田市の下吉田から中吉田を經由して東御市に至る県道、県道バイパス計画については、昨年地形測量の実施について、地元へ土地の立ち入りを求められた経緯がありますが、その後、この計画はどうなっているのか、お聞きをしたいと思います。

次、上田バイパスに係る取り付け道路、側道計画、水路改修について、検討をされているか、お聞きいたします。

次、県・東深井線の道路改良に係る日向が丘地籍の計画については、どの程度進んでいるか、市の計画はどうなっているのか、お聞きをしたいと思います。

次に、危険度の高い曾根地籍の通称7つ角を危険回避のため、環状交差点、ラウンドアバウトというのだそうですが、設置を積極的に進めたらどうかというふうに考えるわけですが、これは後ほどまた詳しく申し上げますが、以上、この3項目について質問をしたいと思います。

再質問もあるわけですが、要約してわかりやすい答弁をお願いいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 質問番号17番、高志会代表の堀高明議員の市政についてのご質問につきましてお答えいたします。

まず1点目の当初の就任のときに公言しておった赤字3兄弟、振興公社、市民病院、土地開発公社に関してでございます。この間の取り組みの成果と今後の課題についてのご質問ということでございます。

初めに、信州東御市振興公社についてであります。就任当時に4つの温泉施設はそれぞれの特色を明確にする中で存続の方針を決めさせていただきました。これまで御牧乃湯のコミュニティ銭湯としての建替え、明神館の経営改善を見据えた改修・増築工事をはじめ公社の経営基盤の強化を図るために、浅間山麓総合開発株式会社、いわゆるATDとの合併などに取り組んでまいりました。運営面においては、利用者の拡大とコスト削減による収益性の向上を経営改善目標として、利用時間の弾力的な運用による利用者本位の施設運営や、利用料金の適正化など、それぞれの施設特性に応じて様々な取り組みを進めてまいりました。

これら取り組みの成果として、利用者数の大幅な減少を抑えつつ、改修等を行った施設においては維持管理コストの圧縮を図ることができました。今後は湯楽里館、ゆうふる t a n a k a の老朽化対策、施設運営の在り方等を見据え、さらなる利用者満足度の向上、経営改善に取り組んでまい

りたいと考えております。

続いて、市民病院についてでございますが、市の病院事業会計におきましては、平成6年4月の開院以来、私が市長に就任するまでの14年間で7億900万円余りの累積欠損が生じておりましたが、医業収益の改善を図る経営努力と経営の健全化及び基盤強化に資する繰り入れを行った結果、その後の8年間では欠損額を2億1,000万円余りの増加に抑えるとともに、6億6,000万円近い自己資本の増強に努めた結果、4億5,000万円ほどの財務体質の改善が図られました。

また、今後の課題でございますが、地域完結型医療体制の推進により、小規模病院の収益率がますます低下し、経営環境が更に厳しくなっていくものと予測をしており、公立病院の果たす役割をしっかりと見極めた上で、これまで以上にコストバランスを意識した経営が求められているものと考えております。

また、土地開発公社についてでございますが、平成25年度におきまして経営健全化を図るため、業務内容の見直しを行い、2号業務につきまして廃止をした上で、第三セクター等改革推進債を活用し、約31億9,100万円の債務を整理し、公社が所有していた2号業務用地につきましては、市へ代物弁済をするなどの手続きを行った結果、借入金や所有土地については整理が完了しております。現在は公共用地の先行取得業務のみを行い、公共事業の円滑な推進を図ってまいります。

次に、2点目のご質問のうち、まず市有財産老朽化の対応についてでございますが、現在、公共施設等総合管理計画を策定するため、公共施設等の現状を分析、把握する作業を進めております。その上で長期的な視点に立って更新や長寿命化、統廃合等を本計画に沿って行うことで、財務負担を軽減、平準化するとともに、施設等の最適な配置により、市有財産の老朽化に対応してまいります。

また、土地開発公社から移管された土地の処分についてでございますが、住宅団地の販売状況については電話等による問い合わせや現地案内はあるものの、立地条件や価格面で契約に結びつかず、販売実績は平成26年度及び平成27年度にそれぞれ1区画でございました。現在はホームページの空き家バンクを利用して、住宅団地の情報への誘導を図っております。

工業団地につきましては、平成27年度において羽毛山工業団地の2番区画、1万5,965.45平米を販売することができました。また上川原工業団地におきましては、今月16日に仮契約の調印を行い、購入いただける見込みとなっている区画が1件でございます。残りの未分譲地3区画のうち、2区画につきましては購入を検討している企業と協議中でございます。

次に、3点目の医学生奨学金制度の実情についてでございます。制度を開始した平成21年度から現在まで8名が奨学金を借り受け、うち平成27年度末までに5名が大学を卒業して、医師免許を取得、3名が大学に在学中であります。免許取得者5名のうち、2名が県外の病院で臨床研修中、2名が臨床研修修了後の返還猶予期間にあり、県内病院で専門医研修を受けながら勤務しております。残りの1名については、残念ながら本人から返還猶予事態の申し出があり、返還していただいております。

昨年6名の奨学生との懇談を実施したところ、全員が市民病院での勤務について前向きに考えており、地域医療を支える人材を確保する上で、心強く感じたところでございます。

同時に、自身の専攻診療科目の必要度や医師としてのスキルアップについて、気にしておられるとも感じました。平成29年度末で返還猶予期間が満了となる方が出てくることから、本人の専攻と市民病院等の地域の医療提供体制とのマッチングを図りながら、受け入れ方法について検討してまいります。

なお平成26年度、27年度は新規の申請がなく、今年度も1名から問い合わせはありましたが、申請には至っておりません。

続いて4点目の人材の育成と活用についてのご質問でございます。効果的かつ効率的な行財政運営を担い、幅広い視野を持って諸課題に取り組んでいくためには、組織にとって最大の資産である職員、人材の育成を進め、職員のより一層の資質向上を図り、その能力を最大限に引き出すことが必要であります。

その取り組みとして、毎年度職員研修実施計画を策定し、実務的な研修はもちろん、直面する課題に対応するため接遇やハラスメントなどの職員研修を行うとともに、昨年度は業務時間外の自主研修として各部の業務内容を情報共有するための研修を行うなど、職員の能力開発と資質の向上に努めているところでございます。

また、人事管理においては、自己申告制度による適材適所の人員配置や特に若い世代の職員が幅広く知識と経験を得られるよう、計画的に配置がえを行っているほか、公的年金制度の改正をきっかけに、定年職員の再雇用制度を設けて、これまで培われてきた経験を活用するなど、人材の育成と活用に努めているところでございます。

なお市外在職員の割合におきましては、正職員で市外に在住する職員の割合は全体としては全体の34%、病院を除いた職員で見ますと市外在職員の割合は全体の28%となっております。

次に、5点目、東御になぞらえた十の美しさ、十の味、町田議員から提案のあった諸施策は進められているかについてのご質問でございます。

初めに、「十の美しさ、とうみ」についてでございますが、堀議員もご指摘いただいたように6月2日に東御市景観を考える会から、「東御十景」のご提言をいただきました。この「東御十景」は、中国の瀟湘八景や日本の近江八景などを参考に、景観を考える会では平成24年度から東御八景の選定活動をしておりましたが、本年度東御の名前にちなみ十の美、十景を選出したとのことでございます。市内の美しい風景と、そこでの事象や事物を組み合わせた「東御十景」のご提言をいただきましたので、早速観光部門と連携し、フォトコンテストを企画したところでございます。

今後につきましては、景観を考える会の皆様とともに、和歌、絵画等にかかわる各団体と連携を図りながら、東御市の魅力を更に発信してまいりたいと考えています。

続きまして、「十の味、とうみ」についてでございますが、地方創生のための総合戦略を達成するためには、本市の地域資源である農業や観光を最大限に活用し、農、商、工の連携による6次産

業化の推進が必要であり、その中でも食に関しては特に重要な要素と認識しております。

本年度におきましては、厚生労働省の委託事業であります実践型地域雇用創造事業の中の1つのメニューとして、市内農畜産物を使ったワインに合う料理の開発に、3年間取り組んでまいります。提案をいただきました「十の味、とうみ」については、これらの事業を推進する中で、市民の皆さんとともに研究してまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 都市整備部長。

○都市整備部長（寺島 尊君） 質問番号18、高志会代表、堀高明議員の自然災害を想定した防災対策についてのご質問につきまして、市長に代わりお答えいたします。

初めに、ハザードマップの見直しについてですが、市の土砂災害ハザードマップは平成19年度に長野県が指定した土石流区域、崖崩れ区域を掲載し、作成をいたしました。平成27年度新たに地すべり区域が指定され、土砂災害防止法に基づく3種類の区域指摘が完了いたしました。このため市では、本年度ハザードマップの見直し作業を進めているところで、平成28年度末配付予定の市民カレンダーに掲載をいたしまして、全戸配付を予定しております。今後も市民の皆様の早期避難に役立てていただければと考えております。

2点目の地すべり、洪水、崖崩れ等、土砂災害の特別警戒区域の対策についてですが、市内で3種類の区域指定が完了したことによりまして、警戒区域が207カ所、うち特別警戒区域は163カ所となりました。特別警戒区域は土砂災害が発生した場合に建築物に損傷が生じ、住民の生命等に危険が生ずるおそれがあると認められる区域で、条件はございますけれども、この区域における住宅の建設、開発等が規制されるため、件と連携して防災対策を図っております。

土砂災害防止法では、警戒区域を住民に周知することを目的としているため、周知の方法といたしましてはハザードマップの配付、市報や市ホームページへ掲載するとともに、防災訓練等の機会を捉え、市民への周知を引き続き図ってまいります。また、市民の皆さんもハザードマップをご確認いただきまして、市との情報共有を図ることで、防災対策につながるものと考えます。

3点目のため池の耐震強度は大丈夫かについてでございますが、市内168カ所のため池のうち、廃止された8カ所を除く残りの160カ所について、昨年度までに一斉点検を実施いたしました。新たに緊急修繕等を必要とする箇所はございませんでした。また耐震状況についてですが、これまでに7カ所の耐震性調査を実施いたしまして、耐震性が不足していることが判明した四ツ京大池については、今年度から県営事業によりまして、耐震工事に着手することとし、和池を含む6カ所及び築造年及び改修履歴等から6カ所の計12カ所の主要なため池については、安全性が確認できております。

これら以外の大富士池を含む147カ所のため池につきましては、人家に近いなど緊急性の高い箇所から順次耐震性調査を進めることとしております。

金原ダムの耐震設計は、国の基準に定められております震度法という手法を用いて行っております。この基準は、金原ダム近隣で起きた過去の地震のデータ、ダム建設地の地盤、近傍地ダムの実

績等を分析し、行っておりまして、耐震性はあるものと考えます。

4点目の災害時における避難については、集落の実態に応じて見直す考えはあるかについてでございますが、市では地震、洪水、土砂災害の災害種別ごとに指定基準を満たしている避難場所、避難所について市内137カ所を指定し、市民カレンダー等で周知を図っているところでございます。

風水害等の災害が発生するおそれがある場合は、市から避難準備情報、避難勧告、避難指示等を段階に応じて発令し、市民等の皆様に避難していただくこととなりますが、災害種別により適さない避難場所、避難所もございますので、適切な情報発信し、安全な避難誘導を図ってまいります。

また、地域においても、災害種別ごとの避難経路、避難場所について防災訓練等の機会を通じて、確認、情報共有を図っていただくよう啓発に努めてまいります。

続きまして、質問番号19 道路行政についてのご質問につきまして、市長に代わりお答えをいたします。

初めに、国道上田バイパスや主要県道等幹線道路整備、河川改修の促進を関係機関と進めるとあるが具体的に説明を、及び笠石川のしなの鉄道横断部の改良は県に働きかけているか、についてのご質問でございますが、国道18号上田バイパスにつきましては、地元対策組織であります上田バイパス建設促進委員会、及び東御市上田バイパス対策協議会が、主要地方道東御嬭恋線につきましては、東御嬭恋線改良促進期成同盟会が、河川改修を進めております金原川につきましては、金原川改修促進委員会がございまして、それぞれ市と連携し、関係団体との調整を密に図りながら、国土交通省や地元選出の国会議員、事業実施機関であります長野国道事務所、上田建設事務所等への要望活動を行い、事業促進を図っているところでございます。

また、笠石川しなの鉄道横断部につきましては、市といたしましても重要な箇所と認識しております。県には機会があるごとに要望をしておりますが、引き続き早期改修について要望してまいります。

なお今年度は、県議会危機管理建設委員会の上小地域現地調査がこの7月15日に予定されておりますので、その際にも陳情したいと考えております。

2点目の上信自動車道計画で、長野県側は検討を進めているかについてでございますが、現在の活動内容といたしましては、上信自動車同建設促進期成同盟会において毎年国や長野県、群馬県、及び両県議会に対しまして、建設促進の要望を行っているところでございます。

現在のところ、国土交通省と両県で県境部の整備に関する検討を行っている聞いております。本市といたしましては、当計画路線の終点が東御市となっておりますことから、物流や人の交流の活発化を促す、地域高規格道路としてのメリットが最大限に活用できますよう、関係機関に働きかけていきたいと考えております。

3点目の下吉田から中吉田を經由して東御市に至る県道バイパス計画は進められているか、についてでございますが、昨今の状況といたしましては、平成26年度に上田建設事務所による、浅間サンライン湯楽里館入り口交差点から上田市豊里郵便局交差点までの間の地形測量を実施しておりま

して、現在、県でルート協議を行っているところでございます。

今後ルート案を関係区の皆さんにお示しし、ご了解をいただいて、より詳細な測量を実施していきたいとのことでございます。

当市といたしましては、今後、地元及び関係機関との協議の上、事業を進めてまいります。

4点目の上田バイパスに係る取りつけ道路、側道計画、水路改修について検討されているかについてでございますが、国道18号上田バイパスにつきましては、平成21年4月に上田市国分地籍から東御市本海野地籍までの区間について事業化をされました。それ以降、関係5地区で地元対策委員会を立ち上げていただき、設計協議を行っているところでございます。

初めに、主な取りつけ道路でございますけれども、県道大屋停車場田沢線から、新設されるバイパスにはT字交差による接続、現道国道18号への接続につきましては、暫定形での供用時は中曽根親王塚古墳北側付近において、平面での交差を予定しております。

また、市道との取りつけにつきましては、バイパス建設に伴う影響範囲につきまして、長野国道事務所に対応することになっております。

次に、側道計画につきましては、新設されるバイパスを挟んでの南北の横断、上田、小諸両方面への出入りについて、利便性、安全性を考慮しながら、地元対策委員会とも設計協議を進めてきております。

また、水路改修につきましては、地元からご要望もいただいておりますけれども、1級河川を流末とするよう排水処理を検討しております。

今後も地元対策委員会と連絡調整を密にしながら、設計協議等の早期完了を目指し、さらなる事業推進を図ってまいります。

5点目の県・東深井線の道路改良に係る日向が丘地籍の計画についてでございますが、今年の3月28日、日向が丘公民館にて沿線関係者説明会を実施いたしまして、参加者の方から日向が丘地籍の地形測量の実施についてご理解をいただいたことから、平成27年度からの繰越事業で県・東深井線の縦横断面測量を6月末までの工期で実施しているところでございます。

今後測量成果をまとめ、5地区からなる道路推進協議委員会や日向が丘区道路拡幅委員会との協議の上、沿線関係者に対しまして測量結果を反映させた概略計画案をお示しいたしまして、ご了解をいただいた上で、詳細設計に移らせていただくとともに、引き続き用地に係る測量及び交渉のお願いをしていきたいと考えております。

6点目の曾根地籍における環状交差点の設置についてでございますが、曾根の交差点につきましては7差路で、交差点を通過する際は安全確認に特に気を配る交差点であることにつきまして、市も認識をしております。環状交差点の候補力所はほかにもございますけれども、設置には現状の把握等の調査をいたしまして、その調査結果をもとに環状交差点の設置が可能であるか、県及び公安委員会等と協議していく必要があると考えます。

○議長（櫻井寿彦君） 堀高明君。

○18番（堀 高明君） 質問事項については、答弁をいただきましたけれど、続いて再質問をしたいと思います。一問一答と申し上げてありますが、項目も多いので要約して、できるだけ再質問でとどめたいと思いますので、答弁も要点を簡略に、わかりやすい答弁をお願いしたいと思います。

まず質問番号17 市政について再質問をいたします。

東御市振興公社の関係でございますけれど、施設特性に応じて様々な取り組みと答弁されました。具体的に説明をお願いしたいと思います。

もう1点、ゆうふる t a n a k a のプール利用について、それぞれ話題も多いこの問題でございましたけれど、その後の実態はどうか、この2点について、まず質問をいたします。よろしく願います。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） ただいま2点ご質問をいただいたわけですが、最初にそれぞれの温泉施設の施設特性についてでございますが、市営温泉施設は4つございますので、それぞれが同じ経営方針で行うことは、単にお客の奪い合いになるだけでなく、効果的な誘客に結びつきませんので、それぞれの特性を持って運営する必要があります。

まず湯楽里館に関しましては、多目的な施設機能に加え、物産センターやレストランが一体的に集積されていることから、エンターテインメント型の日帰り温泉としての施設特性がございます。

ゆうふる t a n a k a に関しましては、日帰り温泉と市民の健康づくりと介護予防の複合施設としての特性がございます。

明神館に関しましては、日帰り温泉だけでなく宿泊機能の強みを生かして、農山村環境をゆったり楽しむスローツーリズム滞在型施設としての特性があります。

御牧乃湯に関しましては、温泉を楽しむだけに特化した、主に市民のコミュニティ温泉としての特性があるものと考えております。

次に、ゆうふる t a n a k a の利用状況ということでございますが、利用料金改定後のゆうふる t a n a k a の利用につきましては、昨年の料金改定に際して、緩和措置を講ずる中で運用を図っていますが、細部にわたっての検証はこれからであり、概略としましては年間、半年、月単位の合計は料金改定前が1,100人前後で推移していたものが、改訂後は920人前後まで減少し、その後は横ばい状態で推移している傾向であります。

利用料金の月ごとの売上状況につきましては、総じて料金改定前とほぼ横ばいで推移しております。

いずれにいたしましても料金改定してのこの6月末で丸1年が経過することから、これまでの結果を細部にわたって検証し、緩和措置との見直しなどについて今後再検討してまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 堀高明君。

○18番（堀 高明君） この温泉施設については、私も質問しているわけでございますが、その

経営の厳しい内容、また特性についてもある程度理解をしております。特にゆうふる t a n a k a については、施設の特性上、なかなか黒字の決算ができない内容もわかるわけでございますけれど、このプール利用について、当初4月提案した問題ですね、状況を見ながら、更に検討をこれから加えるのかどうか、まずそれが1点。

それと振興公社につきましては、市が多額な財政負担をしているわけですね。そういう中で市外からのお客も相当多いわけです。この市外からのお客についても市が負担している財政の言うなれば補助をしているわけですね。そういう中で、当日券はともかくとして、特に半年券とかそういう長期にわたる券については、市内と市外で今、差別という言葉が適当かどうかわかりませんが、することができるかどうか、合わせてこの2点についてお願いをしたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） まず1点目のゆうふる t a n a k a の今後の検討についてでございますが、先ほども申し上げましたとおり、この6月末で丸1年ということでありまして。そうした中で、今後どんなふうな取り扱いにしていくかというのは、今現在は暫定的に条例上の月会員券につきましては7,500円にしている中で6,500円にしているわけでございます。その点、あとまた当初提案させていただいたように廃止というようなことも念頭に置きながら、この1年間の経過を踏まえて、まず考えていきたい、その後、また更にどうするのかということについても引き続き検討しながら、ゆうふる t a n a k a の経営の改善ですとか、あわせて市民の健康増進、そのようなものにつきましてもあらゆる角度から検討しながら、今後進めていきたいというふうに考えておりますので、現在の段階でどういうふうにするという方針は決まっていなくて、ご理解のほどをお願いしたいと思います。

次に、利用券、利用料金等の関係で、市民と市外の利用者の皆さんと差別化が図れないかということでございますが、利用される市内外の皆さんにはそれぞれの施設に魅力を感じて利用していただき、売上につなげたいという考えで今まで特に差別化は行っておりません。これは利用者から選ばれる施設、市民から愛される施設の在り方を議論していく中で、まずは今以上に個性的で魅力的な施設づくりを進めていくことが必要であると考えているところでございます。しかしながら温泉施設が開業して以来、基本的には入館料の改正は行っておりませんでした。近年の温泉ブームの陰りによる入り込み客が減り、総体的には増額が期待できない状況でございます。また、必要経費については、修繕費や燃料費等の高騰による施設管理費の増加、消費税などによる支出が増加している中で、今後の入館料等を検討する際は、いただいたご意見も踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 堀高明君。

○18番（堀 高明君） 次に市民病院について再質問をしたいと思います。

病院職員は医師をはじめ技術者で、それぞれポリシーもあると思うんです。しかしその前に経営も考えていかなければならないと思うんですが、いかがでしょうか。経営形態を変える、あるいは

指定管理等検討した経緯はあるかどうか。この件につきましては、昨日柳澤議員が質問したと思うんですが、よろしくお願いをしたいと思います。

特に病院は、お医者さん、看護師さん、それからそれぞれの技術者、事務部門があるんですが、この意見調整、一体感はあるのかどうか。特に先ほど申し上げましたように、それぞれ形の違うプロでございますから、この一体感の醸成というのはなかなか難しいと思うんですね。しかし経営については非常にそれが大事だと思うんですけど、そういうものが事務長から見て満たされているかどうか、お聞きしたいと思うんです。

それと時間がだいぶおしそうですから続けてもう1点申し上げますが、小規模病院の経営は非常に厳しいと思うんですね。その改善策が求められているわけですが、あまり赤字赤字と言うと、優秀な先生が来ないのではないかと心配するんです。そういう面ではどのように考えておられるか、あわせて質問したいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 病院事務長。

○病院事務長（武舎和博君） 堀議員の質問にお答えいたします。

3点であります。最初に経営形態でございますが、ずっと直営でやってきたという経過がある中で、地方独立行政法人、また指定管理、それから公営企業の全部適用といったいろんな選択肢があります。昨年の秋にいろいろな面で検討をいたしました。昨日も答弁いたしましたけれども、やはり公立病院の立場からしますと、不採算部門についても継続的に市民のために運営を行っていくということもございまして、民営に近いような形での運営というのはいましばらく容赦願いたいというふうに私は思っているところであります。

こういった経営形態、いわゆる看板のかけかえ的な状況によって解決できる部分、そしてこの地域医療体制が今、大きく変わろうとしているこの状況の中で、やはり地域に根差した1次医療に限りなく近い病院を運営するという面では、公立病院としての役割を果たすためにも現状の経営形態を続けていく方が現時点ではいいだろうというふうには思っているところであります。

それから2点目にいただきましたいわゆるいろんな職種の職員がおるという中で、一体感の醸成ということですが、私も昨年の4月から事務長を拝命いたしまして、やはり思ったことは、行政職の組織とはやはり明らかに違うなというふう感じたところであります。そうはいっても院長を中心に、ある程度ピラミッド的な組織ができ上がっており、病院の場合は行政職の課に相当するものが部という呼び方をしておりますが、各部の所管をする部長職の者がおります。そしてその下には今度各課を所管する係長級の職員がそれぞれおるということでありますので、やはり院長からの指示に基づいたその指揮命令がそれぞれの役割を果たす職員のところにしっかりと行き渡るような形で、幹部会議、そしてまた月末には各職場、いわゆる係長以上が集まる職場代表者会議等を通じて、その指示伝達をしているところであります。そういった意味では横の連携が非常に重要ではありますが、何とか一体感を持つ形で100名ちょっとの職員でありますので、醸成を図っていきつつ、患者の皆さんに優しい医療を提供できればというふうに思っております。

それから3点目の医師のことでありますが、幸いにもこの4月、5月から3名加わりまして現在、常勤医師11名という60床の小規模病院の割には常勤でご勤務いただく医師が、非常に充足している状況ではあるというふうには思っております。ただ、確かにそういった中では小さい病院でありますので、研修医ですとかなかなか30代、40代前半等の若い医師の皆さんが集まってこないというようなことがございます。そういう中では平均年齢が本当に50を超えているような中での病院運営ですので、活気という面ではいまひとつということがもしかしたらあるかもしれません。ただ、ベテランの医師が集まっておりますので、医療面でのスキル充実ということについては自負しているところでもあります。

そういったことの中で、経営体質が赤字だからということで医師が集まらないということについては、今のところ感じておるところはありません。先ほど申しましたような要因で、なかなか若い医師は集まってこないということが現状であります。

○議長（櫻井寿彦君） 堀高明君。

○18番（堀 高明君） もう1点病院についてお聞きをしたいと思うんですが、先ほど医師も3人増えて充足しているとお話がありました。誠に結構なことであるわけでございますが、正直なところ医師の数が多ければ多いほど人件費はかかるわけですが、当然のことでございます。そういう中で、それぞれの診療科目があるんですね。そのことがすべてではないんですが、診療科目ごとの分析というものをされているのかどうか。先ほどベテランではあるけれど、比較的年齢の高い、自分も年齢が高いからあまり人のことを言えないんですけど、高いお医者さんがいると。そういう中で、やはり本当に自分の技術を発揮されているのかどうか。いわゆるそういう面では経営分析というのも必要だと思うんですね。病院の中でそういうことは非常に難しいとは思いますが、そういうことはいかがか、お聞きをしたいと思います。また、それを公表しろということではございませんけれど、そういう結果を踏まえて、院長がその指導を含めてリーダーシップを発揮できるのかどうか、しているのかどうか、あわせてわかたらお願いをしたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 病院事務長。

○病院事務長（武舎和博君） ただいまのご質問2点でございますが、先ほどの11名という常勤医師につきましては、内科が5名、外科が3名、あと整形、小児科、産婦人科がそれぞれ1名ずつというので11名であります。この数字からもおわかりのようにやはり市民病院は内科が重視の病院でございます。収入的にもその多くを占めているという現状であります。経営を考えた場合には、昨日少し答弁いたしました、やはり中規模以上の手術を行うことによって収入増につながれるということがあるんですけども、そういった面ではやはり小規模の手術を行う形で今、運営をしておるということでもあります。

また、患者層につきましても、やはり後期高齢以上の皆さんがほとんど8割ぐらいを占めているというようなこともありますので、そういった面ではやはり内科的な治療を要する患者さんが非常に多く、収入的にも非常に多いということでもあります。

昨日からのお話の中で、入院ということも取りざたされておりますけれども、やはり外来での患者さんが非常に多いというところ、そして短期的な入院というような形の中では、非常に経営的にはなかなか単価が上がってこないというところがございます。

それから院長のリーダーシップということでございますが、これにつきましてはやはり先ほどの11名の医師がそれぞれ診療科目が違うということもございまして、そういった面では経営的なところでそれぞれの医師にどこまで浸透しているのかということところは1つございます。そういった中では副院長を置き、そしてこの4月からは診療部長ということで医局をまとめていただく立場の先生にもお願いをしたということもございまして、そういった中で院長が目指す病院の姿、そしてまた経営、両面について医師の皆さんの協力を得られるような形で取り組んでまいりたいということでございます。

○議長（櫻井寿彦君） 堀高明君。

○18番（堀 高明君） 非常に病院経営については難しいことも私も長らくこの席にいてわかるわけですが、これからも頑張っていたいただければと思うんです。

次に、土地開発公社から移管された普通財産が相当あると認識しているわけでございます。その後の処分状況について、説明をお願いしたい。

また、市へ移管した普通財産についても、有効活用もしくは処分できる土地は処分すべきと考えるわけでございますが、何件あって、面積がどの程度あり、その取り扱いについて今後の方針、見解について伺いたいと思います。

時間もだいぶ迫っておりますから、合わせて質問いたします。住宅団地は144区画あるということでございますが、その中の22区画は深井団地でございます。深井団地は整備されていないわけでございますが、この土地はご承知のように平成9年に完成した農水省の住環境整備事業で、国の主導によって土地を供出してつくられた団地です。年に2回草刈りはされているわけでございますが、景観も悪く環境もよくないわけです。今後の方策を聞きたいと思います。

つけ加えますけれど、この深井の団地はもう1カ所、2カ所あったわけでございますけれど、市の特別な施策によりまして、既に宅地化され13戸の住宅があるわけでございます。おかげさまで当東深井区の人口も増えて、子どもも増えて活性化が図られていると、この点については感謝を申し上げたいと思うわけでございますが、あわせて隣接されるこの団地についても今後の方針についてお伺いをしたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 土地開発公社から移管された土地の処分の状況でございますが、住宅団地、工業団地につきましては最初の答弁で申し上げたとおりでございますので、そのうち市に移管された普通財産の土地の状況について申し上げたいと思います。

普通財産の土地につきましては、平成25年度に土地開発公社から移管されたものということでございますけれど、173筆で4万2,603平米ございます。その多くが住宅団地内ののり面ですとか、道

路敷地の残地といったものが主なものでございまして、ほとんどの土地がその形状、あるいは立地等の面で処分が困難な状況ということでございます。

また、深井住宅団地の北側の未利用土地をはじめとしまして、利用可能な土地につきましては民間企業等への販売、あるいは公共用地の代替地などの活用の方策を引き続き検討してまいります。

○議長（櫻井寿彦君） 堀高明君。

○18番（堀 高明君） 今、普通財産といいましても、私の本当に言いたいのは深井団地の方なんです。今、総務部長の答弁、何かこう、これからも検討しますということでございますけれど、もちろん検討していただくわけでございますが、ひとつ積極的に検討していただきたいと、よろしくお聞きをしたいと思っております。

次に、市有財産の老朽化の対応についてでございますが、公共施設等総合管理計画を策定することでございますけれど、多額な財政負担が伴うものであり、非常に難しいと思うんですが、いつごろ計画を策定されるのか、お聞きをしたいと思っております。

○議長（櫻井寿彦君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 公共施設の総合管理計画につきましては、今年度の策定を進めているところでございます。

○議長（櫻井寿彦君） 堀高明君。

○18番（堀 高明君） 次に医学生の奨学制度について再質問したいと思います。

今までの奨学金の予算措置はどうなっているのか、1つお聞きしたいと思いますし、もう1点、奨学生と懇談したとのことでございますが、懇談会の参加された参加者、それと内容についてお聞きをできればと思います。よろしくお祈りします。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 堀高明議員の再質問にお答えいたします。

医学生の予算の関係でございますけれども、奨学金の額は1人当たり月額20万円の12カ月分、年間240万円でございますが、本年度につきましては現在、医学部在学中の3名分に、新規1名分を加えた960万円を予算化しております。なお、この制度が始まりました平成21年度から8年が経過しております。21年から27年度までの合計では、年度により4名から6名と貸し付けを行っている医学生の数に差はございますけれども、総額では8,160万円の貸し付けがこれまで行われてきております。

次に、市長と奨学生との懇談の質問でございます。昨年6月から8月にかけて、奨学生の帰省時に個別に行ったものでございますが、市長のほか市民病院からは院長のスケジュールが合わず、事務長が出席し、健康福祉部長、健康保健課長、保健係長が同席いたしました。

奨学生から学業や研修、勤務の様子などをお聞きし、市民病院はじめ周辺の地域医療の状況等も話題としながら、専門医を目指す診療科目や当面の予定等について懇談いたしました。

学生4名はまだ専攻したい科目を選んでいる段階で、小児科、外科に興味を持っているとのこと

でありました。6年生の方も今は産婦人科を目指しているが、臨床研修中に決めたいと話しておりました。また臨床研修医1名も内科医を考えているが、研修中に専門科目を決めるとのことでありました。お1人既に勤務されている方は、麻酔科の認定医を取得し、更に専門医の資格取得を目指すとのことでありました。

それぞれお話をお聞きしましたが、皆さんが将来は市民病院で働くことを想定していただいております。

○議長（櫻井寿彦君） 堀高明君。

○18番（堀 高明君） 正直なところ、市民病院への就職については、若干不安を感じておったわけでございますけれど、今の答弁を聞きまして期待を持ったわけでございます。この事業に対しての成果であると思います。今後とも接点を持ちながら、心変わりがないように、ぜひお願いをしたいと思うわけでございます。

次に、人材の育成についてでございますが、私の質問では有能な職員であると同時に、基本であるあいさつぐらいはできなければいけない、そういう面ではどうなのか。また職員もいろんな職種がありますから、しゃくし定規でものを考えるつもりは更にはありませんけれど、勤務時間内の行動、これ若干市民からもいろいろ指摘をされている部分もあるわけでございますが、詳しくは申し上げません。そういうものをどう捉えているか、また、どのような指導をしているか。先ほど答弁の中では、非常にそれぞれの職員教育に腐心していることは十分わかるわけでございますが、その初歩的なことを……。特にそのことについては幹部職員が模範を示すべきだと思うんですが、そういう面ではどうなのか。できればこの件については、感想で結構ですから市長にお願いをしたいと思っております。

それからもう1点、私、先ほど市外の居住者を質問したわけでございますけれど、私は難関を突破して就職された職員に、市内市外について差別する気は毛頭ないわけでございますが、例えば後ほど申し上げます災害時のときの有事の際ですね、当然職員に招集がかかるわけでございますが、そういう面では支障がないのかどうか。また当然のことながら、市民税にも影響するわけでございますけれど、今後採用するときに地元枠を設けるといような考え方があかないか。この件について一括でお願いします。

時間があと26分しかございませんので、簡単に市長、お願いします。よろしくお願いします。

○議長（櫻井寿彦君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 堀議員の再質問にお答えします。

私が8年前に就任させていただいたときに、あいさつをしよう、それから名札がぶら下がって見えにくいということで、基本は左胸につけていただいて、相手に見えるようにつけてもらいたいと、それから廊下は走らないで、右側を歩くようにという3点をお願いしました。8年たってどうかと言われると、忸怩たるところもあるわけでありましてけれども、研修等を通してあいさつの大切さを今後も言い続けると同時に、自分からあいさつをし続けることを通して、少しはよくなったと

言われる市役所でありたいというふうに考えております。

それから市内在住をお願いして、面接時に市外の方に関しては採用になった場合は市内に住んでいただけるかどうかというような問いかけもさせていただいて、かなり頑張っておアパート等で住んで、そのうち結婚してという、市民になった市外の職員もおりますので、災害時の対応等を考えると、また、いろんな中で地域に明るかったり、地域の人々にかわいがっていただけて大きくなってきたという経験も大切な要素であるという認識はありますので、一定程度のそういうことに関しての読み取りということに関しては、面接時においてははしていくべきことでもあるという認識は持っておりますけれども、優秀な人材に来ていただいて、活躍いただくということが一番の採用時におけるスタンスでありますので、当面は枠ということに関しては、フリーハンドで採用をしていきたいというふうに考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 堀高明君。

○18番（堀 高明君） 次に、東御の美と味について質問したいと思うんですが、まず美についてでございますが、先ごろ上田駅へ参りました。上田駅には上田広域の各市町村の代表的な景観写真に、「このすてきな景色を見にきませんか」と書いてありましたね。それから坂城のびんぐしの湯では、坂城町の主たる景観の写真が大広間のところへずっと飾ってあって、非常にいいなというふうに見ましたし、私も行ってみたいというふうに感じた場所もございました。そういう意味で、先ほど申しあげましたように景観を考える会の皆さんのやったのを否定するわけではございませんが、あわせてそのように市の年間を通じて見られるこのすばらしい景色、いっぱいあると思うんですね。そういうものを更にまとめて、特に市外からたくさん来てくださるような施設へ掲示して、市の魅力を発信したらどうかというふうに考えるんですが、いかがでしょうか。

また、十の味についても、皆さんを交えて研究していきたいという答弁をいただきました。ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思うんですが、それぞれの地区でいろいろな駒ヶ根のソースラーメンだとか、伊那のローメンだとか、あるいは新しいところでは佐久の安養寺ラーメンとか、味噌カツどんとか、いろいろあるわけですが、やはり東御市にぱっと答えられるご当地グルメがないわけですが、そこでぜひ提案したいのは、東御市に来たときにお勧めできる自慢の料理を考えていただいたらどうかというふうに考えます。

この2点についてお願いします。

○議長（櫻井寿彦君） 都市整備部長。

○都市整備部長（寺島 尊君） 堀高明議員の1年を通して市の魅力を発信できる新たな東御の十景をとという考えはということでございますけれども、東御十景につきましては東御市景観を考える会からの提言でございまして、1年のある限定された事象、また気象条件にあらわれる美しい風景が感性を刺激いたしまして、一層心に残るものとして、また通年を通して見ることができる景観と合わせてご提言をいただきました。

あまり知られていない景色を市民の皆様知ってもらえたり、また楽しんでいただけるものと考

えておりまして、今後景観を考える会からご提言をいただいた東御十景をとりあえずは市民の皆様
に広めて定着を図っていくことを考えておりますけれども、これ以外に議員のおっしゃられるとお
り、美しい景観がまだまだございます。観光部門におきまして、フォトコンテストでは東御十景の
ほか、「どこでも十景」と称して、東御市内であれば景色、イベント、人、ものなどのジャンルを
問わない写真の募集もしております。この応募された写真素材を活用して、観光プロモーションに
つなげていくことも考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○18番（堀 高明君） 要約して簡単をお願いします。

○産業経済部長（北沢 達君） ご質問の東御市のお勧めの味、自慢料理を考えてはご提案につ
きまして、先ほどもご説明しましたとおり実践型地域雇用創造事業で、新しい料理の開発を行うこ
ととしており、今後料理の専門家、農産物の生産者、飲食店の皆さんと一体で進めたいと考えてお
ります。

検討に当たりましては、農家がこだわりをもって生産した農産物を生かし、しっかりとした商品
化計画や販売戦略に基づいた、一般の消費者に広く受け入れられる自慢料理を創作しなければなら
ないと考えています。

また、民間事業者から独自に提案がある事案も考えられますので、この場合は6次産業化の観点
からも支援してまいります。

創作した自慢料理は、東御市の気候、風土、伝統、景観などと相まって、市に来て味わうことで、
より一層おいしさが感じてもらえるような一品に仕上げたいと考えています。

○議長（櫻井寿彦君） 昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

○議長（櫻井寿彦君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。一般質問を続けます。

堀高明君。

○18番（堀 高明君） 質問番号18 防災対策について、午前中に続きまして質問をいたします。

後段私の聞きたい部分が重要な部分がありますので、要約して質問しますので、答弁も簡便に短
くお願いをしたいと思います。

まず答弁の中で、耐震性の安全確認と言われましたけれど、ため池ですね、ため池の安全確認、
震度はどのくらいの震度を想定しているのか、教えていただきたいと思えます。

また、熊本県を襲った地震は、震度4以上の地震が群発しているわけでございます。なかなか難
しいと思うんですが、そういう場合を想定したデータ等あるのかどうか、あわせてお願いをいたし
ます。

それから質問事項をいっぱい言ってしまうんですが、よろしくをお願いします。

特別警戒区域、あるいはハザードマップの作成など、自然災害に対する理解を深めるための苦心は十分理解できるわけですが、しかし市民がハザードマップを見て理解するでしょうか。出前講座は申し込まなければ来てもらえないわけですが、この説明の中で職員がもう少し積極的にかかわる方法はあるのかなのか、お尋ねをしたいと思います。特に特別警戒区域が137カ所と聞いて私もびっくりしているわけですが、そうすると非常に危険箇所が各所にあると思うんですね。そういったぜひお願いをしたいと思います。

それから災害種別による適さない避難場所、避難所があると答弁されました。先ほど申し上げているように、ため池は集落の上部にあります。ほとんどの集落はその真下が避難場所であるわけですが、例えば本海野区に至ってはかつて水害の危機にさらされた千曲川の河岸にある、ふれあいセンターが避難場所であり、安全と思われる国道上の住民が国道を渡ってその場所へ避難しなければならないわけです。訓練の場合とはかきといたしまして、災害種別による避難方法について検討するとあるが、どういう考えか、あわせてお聞かせを願いたいと思います。よろしくお願います。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） ため池の耐震についてですが、設計指針において堤体の設計に当たっては、ため池のすべり安定検査において、地震力を考慮することが規定されており、地域に応じた設計震度で計算することとなっています。この設計震度は、施設の供用期間内に1、2度発生する確率を持つ大きさの地震度ということで、県にも確認しましたが、震度が幾つまで大丈夫である、どのぐらいまで耐えられるかという基準にはなっておりませんので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

○議長（櫻井寿彦君） 都市整備部長。

○都市整備部長（寺島 尊君） ハザードマップについてでございますけれども、周知の方法ということでございます。周知の方法でございますけれども、各区から要請があった場合には、関係課と各区の方へご説明をさせていただきたいと思っております。

また、市の出前講座等についても、メニューがございますので、その中でもお話ができればよろしいかと思っております。

○議長（櫻井寿彦君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 3点目の再質問の災害種別に応じた避難情報の提供という件でございますが、風水害の災害が発生するおそれがある場合につきましては、市から避難準備情報、あるいは避難勧告、避難指示等を状況に応じて発令して、市民の皆様へ避難していただくということになります。災害種別に応じて適切な情報を発信していきたいというところでございますが、避難準備情報におきましてはお近くの安全な場所へ自主避難していただき、避難勧告発令の際はどこの避難所を開設するかなど、早めに情報発信をいたしまして、安全な避難誘導を図ってまいりたいと考えております。

また、地域におきましても、災害種別ごとの避難経路、避難場所について防災訓練等の機会を通じて、確認、情報共有を図っていただくようお願いしたいと、そういった啓発に努めてまいりたいと思っております。

○議長（櫻井寿彦君） 堀高明君。

○18番（堀 高明君） ごく簡単に答弁いただいたわけですが、震度の安全確認のための震度はどのくらいかということで、それが明快に答えられないであれですかね、安全だという根拠はどこにあるのか、ちょっと疑問を感じるわけですが、これはなかなか公表することは難しい部分もあると思いますので、その辺は市としても十分理解しながら、対応をしていただきたいと思えます。

それからハザードマップ、市民がなかなか理解できないというふうに言いましたが、確かにカレンダーを見てもらえばよくわかるんですけど、あれをみんなが細かく見て、自分の地域がどういうことなのか、なかなか私は理解できにくいと思うんですね。折に触れて理解がされるよう配慮をお願いしたいと思います。

次に移ります。質問番号19 道路行政についてでございますけれど、上田バイパスの関係につきましては、先ほど申し上げましたように、これから側道の問題、あるいは排水路の問題、取りつけ道路の問題、それぞれあると思うんですね。また、先の海野地区の説明会では、既に代替地はどうするのかというような話まで出ました。したがって市としてもその対応を先を見越して、いろんな場面を想定しながら検討していただきたい。これは答弁は要りません、要望です。

さて、次に下吉田から東御市に至る県道バイパスは、浅間サンライン湯楽里館の入り口の交差点へ接続と答弁されました。現道は国道18号へ通ずる幹線道路で、交通量も多いですね。加えてこれまた交通量の多い旧津街道が合流したら一体どうなるのか。また、この道路は傾斜地であります。ご承知でしょうか、ちょうど新潟運輸が下に会社があるわけですが、あそこへかけては相当傾斜が強いんですね。今でも冬期間雪など降ると、あそこでスリップして、渋滞する場合があります。その場所へ道路を取りつけるとなると、更に渋滞があります。場合にはよってはパニックになると思うんですね。そういう場合を想定しながら、県としてもこれからの計画でありますので、市としてもそういう場合を想定しながら、十分調査をお願いしておきたいというふうに考えます。これも時間はありませんが、要望で結構です。

次に、県・東深井線の道路計画について質問をしたいと思えます。地元への説明会、縦横断道路の測量など、計画が着々と進められているようです。その延長距離はどのくらいあるのでしょうか。また、この計画をなかなか正確には言えないと思うんですが、何年ぐらいかかるのか、お伺いしたいと思えます。

あわせてその後、更に延長する計画があると思うんですが、あるが、現道の整備であれば東側から押していくのが当たり前と思うんですけど、これは国道やなんかではないんですね。したがって反対側の方から、いわゆる西側からも工事をやるというような計画ができるのかどうか。私はこ

の20年間市役所へ通ってくる時、常にその道路を利用して、その狭い道路は熟知しているわけですね。そういう中で、もう少し早急に手をつけてもらいたいという場所があるわけですが、そういう場合のことをどう考えるか。

それからあわせて、県・東深井線の終点はどこの場所か、お聞きしたいと思います。

以上。

○議長（櫻井寿彦君） 都市整備部長。

○都市整備部長（寺島 尊君） 県・東深井線の道路でございますけれども、海善寺から睦区間の延長でございますが、230メートルでございます。また、この事業の完了目途とする年度でございますけれども、33年度（後刻訂正あり）ということで見込んでおります。

それと県・東深井線の終点とはというご質問でございますけれども、東御消防署の前から終点におきましては東深井の笠石川までが県・東深井線ということでございます。ちなみに延長でございますけれども、3,325.8メートルということでございます。

済みませんでした。市では、日向が丘区、関係5区の推進協議委員会の決定によりまして、日向が丘区、日向が丘地籍の道路整備事業の実施に向けた測量を行っているところでございます。7差路から曾根区間、深井までの間でも狭い道路がございますけれども、沿線の皆さんや関係区、及び道路推進協議委員会のご意見をいただきながら、今後着手できるか検討してまいりたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 堀高明君。

○18番（堀 高明君） 今、関係区と言われましたけれど、終点を聞きますと東深井の笠石川までだそうです。そうなりますと相当東深井地籍もあるわけですね。その東深井区は関係区に入らない。したがって7差路までというような話が出ましたけれど、これがすべてだとするならば、名称を県・曾根線等でも改称したらどうです。いかがでしょうか。今の一番利用といいますか、遠くから利用していくのは、東深井でも相当利用すると思うんですね。その関係区が入らないで、関係5区で協議して決めたいということになれば、やはり地元としてこれは異論を唱えざるを得ないというふうに考えますが、いかがでしょう。

それと最後に、あと7分しかありませんので申し上げますが、最後に曾根地籍における環状交差点の設置について質問したいと思います。

曾根地籍の7差路、通称私ども7つ角とっておりますが、昔から交差点の改良を検討してまいったわけでございますけれども、いまだに結論が出ない、難しい危険な交差点でございます。近年、交通量も増加して、常日ごろこの道路を利用している私も交差点に差しかかると緊張するというような場面が多いわけでございます。そこで危険回避のために、環状交差点の設置を提案したいと思います。県・東深井線の改良計画がある中で、あわせて県へ強力に働きかけてほしいと思うんですが、市の考えをお聞きしたいと思います。

なお自席配付しました環状交差点の模式図は、高志会の町田議員が苦心して作成したものであり

ます。したがってこの資料を無駄にしないようにぜひお願いしたいと思いますが、あわせて質問をいたします。よろしく申し上げます。

○議長（櫻井寿彦君） 都市整備部長。

○都市整備部長（寺島 尊君） 済みません、先ほど私、県・東深井線の日向が丘地区の完成年度を33年度目途ということで申し上げましたけれど、32年度目途ということで修正をお願いしたいと思います。大変済みませんでした。

それと一番当初ですけれども、和地区の区長会の方からでございますけれども、海善寺から7差路の間の道路整備の要望がいただきまして、これに基づきまして7差路までということで市の方で測量から入っております。

また、今の狭あい道路、まだございますけれども、こちらにつきましても先ほども申し上げましたが、地元の関係者の皆様の状況と各区の皆さん、東深井区も含めた皆さんと協議をしながら進めさせていただきたいと思います。

また、環状道路、環状交差点の件でございますけれども、ご質問いただきまして上田建設事務所の方に私の方から直接この道路についてのご要望は差し上げてございます。危険な交差点の解消ということで、幹線道路が県道でございますので、県の方に協議を一旦はさせていただいております。

○議長（櫻井寿彦君） 堀高明君。

○18番（堀 高明君） 先ほど和区長会と言われましたけれど、市へ要望を上げる内容を検討する会議には、私ども議員も参加しているわけですね。和区長会として7差路から県に至るまでのということは、私は聞いたことがないんですね。したがって5地区で対策委員会をつくったという内容についても、当初は理解できなかったわけでございますけれども、先ほど申し上げましたように、やはり県・東深井線という名称がある限り、最終的には7差路から東深井に至る道路は狭いわけです。そこも含めて検討するというのも考えていただきたいと思いますし、それには当然のことながら東深井区もその対策委員会の方に加わらなければいけないというふうに考えますが、市の方でも十分検討をしてお願いをしたいと思います。

それから環状道路でございますけど、部長の方から私も県へというのはありましたが、できれば市長から強力にお願いしてもらいたいと思うんです。これは単なる要望でなくて、非常に難しいし、経費もかかるんですね。そういう中では、先ほど申し上げましたように県・東深井線の改良と合わせて計画しているんだということを強く要望していただきたいと思います。

私の議員任期も4カ月余りを残すということになりました。この質問も恐らく最後になるかもしれませんが、任期中に県との協議をぜひ内容を伝えてほしい。9月の定例会もあるわけでございますが、それまでに少なくとも県の考え方をお伝え願えればというふうに考えております。

最後、今回私の質問が多岐にわたって申し上げ、市長からも答弁をいただいたわけでございますが、最後に市長の感想で結構でございますので、お話を聞いて、質問を終わりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（櫻井寿彦君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 堀議員の高志会の代表質問をいただきました。私の市政運営全般にわたることと、また道路改良事業等関連する事業に対するご要望等をいただきました。私もお聞きして、まず5区だけでなく、東深井区にも入っていただいて、笠石川からの改良事業に関して、検討を再度していくことが必要かなというふうに思っております。

なおラウンドアバウトに関しましては、市としても幾つかの工法、交差点を持っておりまして、県と交渉中のところもあるわけでありましてけれども、傾斜地であるということと、かなり広い面積を必要とするということ、また今回が7差路ということで、数を減らして処理していくということが検討課題として出てくるというふうに聞いておりますので、最大の努力をして、ぜひ堀議員の要望にこたえるために、私も努力してまいりたいというふうに思います。ありがとうございました。

○18番（堀 高明君） 終わります。ありがとうございました。なお説明しなかったんですが、これをよくご覧になってもらえばわかりますが、よろしく願いいたします。

○議長（櫻井寿彦君） これで各会派による代表質問はすべて終了しました。

ここで代表質問から、個人質問への移行に伴い、表示時間のタイマーの組みかえを行いますので、しばらくお待ちください。

これから個人質問を行います。順番に発言を許可します。

受付番号1 安全で安心して暮らすために、受付番号2 公職選挙法等の改正に伴う市の対応は。三縄雅枝さん。

三縄雅枝さん。

○14番（三縄雅枝さん） 三縄雅枝でございます。お昼過ぎの大変皆様お疲れが出る時間帯かというふうに思いますけれども、ともどもに気を入れて頑張りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは通告に従いまして質問をさせていただきます。安全で安心して暮らすためにということで、2項目、また公職選挙法の改正に伴う市の対応はということで、3項目について質問をさせていただきます。

まず認知症対策についてということでございます。私はこのことについて、何度となく一般質問をしてまいりました。高齢化が今後ますます進み、今までに類を見ない少子化、そして各自治体においては財政が厳しい中で地域住民が安全で安心して、地域の中で暮らし続けるためにはというふうに考えたとき、高齢者問題、特に認知症対策は大きな課題であるというふうに思っております。

世界的な規模で認知症患者が急増し、各国が国家戦略を策定し、取り組みをしておるところでございます。日本においても、認知症施策推進総合戦略、新オレンジプランを策定したことは、このことの重要性をあらわすものと理解をしております。

市においては、担当課の熱意ある取り組みによって、多くの事業が行われているところであります。この認知症対策としての事業は、当事者本人だけでなく、広範で多岐にわたるものというふう

に思っています。市において現在までのところ、具体的に取り組みとしてどのようなものがあるか、お聞きをいたします。

次に、子育て支援策として空き家の活用をということであります。この空き家対策については、午前中の同僚議員が質問をしておりますけれども、別の角度からということで質問をさせていただきます。重複する部分があるかと思っておりますけれども、ご了承いただければと思いますので、よろしくお聞きをいたします。

昨今、全国の多くの自治体が老朽化した空き家の対策に悩まされております。管理が不十分な空き家は景観の悪化だけでなく、ごみの不法投棄や不審者の侵入、放火や地震による倒壊など、地域に及ぼす影響が大変に大きいからであります。

空き家が増加する理由として高齢化が挙げられます。独居の高齢者が施設などで亡くなり、自宅がそのままになっている、その要因の1つに核家族化があるというふうに思っています。総務省の調査によれば、全国の空き家は毎年増え続け、総住宅の13.5%に当たる820万戸、2013年調べでありますけれども、820万戸に上っているということでもあります。このような状況の中で、昨年5月、空き家対策特措法が施行され、法整備によって各自治体は対策に乗り出しやすくなったというふうに言われております。

私は以前より空き家子育て支援の1つとして、多子世帯に提供してはというふうに考えておりました。そこでまず市における空き家の現状ということで、お聞かせいただきたいと思っております。そしてそのうち空き家バンクへの登録と、賃貸、売買の割合、また空き家を活用するに当たっての課題は何かということをお尋ねいたします。

次に、公職選挙法改正に伴う市の対応はということであります。

近年、公職選挙法が改正されております。多くは去る6月19日に施行になったものがあります。その中で最も注目されているのが選挙権年齢の引き下げかというふうに思っています。20歳以上の男女になって以来、70年ぶりとなる歴史的な法改正であると言われております。

この18歳選挙権については、昨年9月議会において投票率の向上、啓発活動、主権者教育等々について質問をした経過がございます。答弁していただいたことについては、努力していただいているものとたく信じております。

今回は公職選挙法が改正され、今までとは変わるもの、変えてよいものが幾つかあります。その中から多くの有権者にかかわるものについて、お聞きをいたします。

まず1点目、18歳から参加できる選挙運動、または禁止されていること等の周知についてということです。このことについては、18歳に限らず、選挙期間中、有権者ができる選挙運動、してはいけない運動があります。最近では、新聞報道で「18歳選挙権元年」というような、選挙に関連した記事が多く掲載をされております。市としても、選挙法が改正のこの時期に、そして7月10日、また11月選挙を控えているこの時期に、選挙に関する是非について、有権者が理解できるような方法で周知をしてはというふうに考えますが、お聞きをいたします。

2点目は、共通投票所の設置についてです。これは指定された投票所とは別に、投票日当日、駅やショッピングセンターの人の多く行き来をする場所に共通投票所を設置することができるというものであります。有権者の利便性、投票率の向上が目的であります。市として共通投票所の設置についてのお考えをお聞きいたします。

3点目は、期日前投票の投票時間の設定についてです。現在、午前8時半から午後8時までの投票時間になっておりますけれども、改正後は午前6時半から午後10時までの前後2時間の拡大が可能になりました。このことに対する市の考えをお聞きいたしまして、最初の質問といたします。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 受付番号1、三縄雅枝議員の安全で安心して暮らすためにのご質問につきまして、市長に代わりお答えいたします。

最初に、認知症対策についてのご質問でございます。市においては、合併当初より脳いきいき教室を開催し、認知症の早期発見、予防に取り組んでおります。現在は認知症予防を目的に、脳活性化のゲームや回想法などを取り入れて行っており、個人の状況を把握するために2段階方式、これは仮名拾い、MMS、生活歴の聞き取りにより、脳機能レベルを客観的に把握し、その結果に基づき脳活性化のためのアドバイスを行うものでございますが、この2段階方式を取り入れ、早期発見や予防ができるよう推進しております。

また、ご本人やご家族への支援として、認知症サポーターの養成を平成22年から開始し、現在1,508人となっております。27年度には地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を1名配置し、ご家族からの相談や支援に対応するための体制を強化しており、この5月にはご家族からの声で家族会が発足いたしました。今年度は認知症初期集中支援チームを設置するために、医師や専門職の研修会への参加を予定しており、相談支援体制のさらなる強化を図ってまいります。

認知症対策については、早期発見、早期予防が大切となることから、毎週行っている脳いきいき相談の周知や、認知症高齢者への対応スキル向上のために医療、介護の従事者等の研修会も計画しており、住み慣れた地域で安心して暮らしていける社会の実現を目指して努力してまいります。

次、2点目の子育て支援策として空き家の活用をのご質問でございます。最初に空き家の現状でございますが、世代交代や居住者の移転などで空き家が増えております。このため平成27年度に空き家実態調査を実施したところ、市内全体の空き家は446件でありました。この調査は地元区と連携しながら、外観の状態や近隣の聞き取りにより、1年以上出入りしていない住宅等を対象としたものであります。

次に、空き家バンクへの登録のうち、売買、貸借の割合でございますが、制度が始まりました23年度から27年度の5年間において、契約成立となりました件数は45件で、このうち賃貸が17件で38%、売買が28件で62%の割合となっております。

次に、活用するに当たっての課題でございますが、27年度における利用希望登録数が63件であるのに対し、空き家登録数が19件と登録物件の不足が課題として挙げられます。空き家バンク登録数

を増やすためにも、今後空き家所有者等へのアンケート調査を実施する予定であります。実態を把握する中で、子育て支援策として活用できるのか、検討してまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 選挙管理委員長。

○選挙管理委員長（柳沢廣幸君） 皆さん、こんにちは。私は本年5月、東御市選挙管理委員会の委員長に就任しました称津東町の柳沢廣幸でございます。今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは受付番号2番、三縄雅枝議員からの公職選挙法等の改正に伴う市の対応の質問につきまして、お答えいたします。

まず1点目の18歳から参加できる選挙運動、または禁止されていることの周知についてでございますが、「市報とうみ」6月号におきまして、18歳選挙権がスタートする特集記事を掲載したところでございます。その中で、選挙運動に関しましても、基本的な部分、例えば選挙運動は立候補者が立候補の届け出をした時点から、選挙期日の前日までの間しかできないこと、同じ高校3年生でも18歳未満の人は選挙運動ができないこと、それから18歳以上の未成年が選挙違反をしてしまった場合の処罰の関係、それから若者に身近なインターネットを利用した選挙運動の注意点などについて、周知をしたところでございます。

市の選挙管理委員会としましては、引き続き選挙運動はもちろん、新有権者がスムーズに投票できますよう、また選挙を通じて主体的に政治参加ができるよう、啓発に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、2点目の共通投票所の設置についてでございます。公職選挙法の改正によりまして、選挙の当日に市内のいずれかの投票区に属する有権者であれば、誰でも投票できる共通の投票所の設置ができるようになりました。しかし二重投票を防ぐため、それから共通投票所とその他の全投票所とのオンライン回線で接続するなどの対策が求められており、これには多額の費用を要することや、回線の断線など、不測の事態の対応なども考慮しまして、導入を見送ったところでございます。

3点目の期日前投票の投票時間の設定についてでございますが、こちらも公職選挙法の改正によりまして、期日前投票の投票時間について開始時刻の2時間以内の繰り上げ、終了時刻の2時間以内の繰り下げが可能となり、最大で午前6時30分から午後10時までの開設が可能となったところでございます。

4月の法改正から間もないため、明日公示される参議院議員通常選挙における期日前投票所については、これまでどおりの投票時間で開設いたしますが、今後期日前投票所で投票する有権者の動向や期日前投票所の施設管理上の問題等を踏まえた上で、弾力的な時間設定をするかどうか判断してまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 三縄雅枝さん。

○14番（三縄雅枝さん） それぞれに答弁をいただきました。これからは一問一答でお願いをしたいと思ひます。

まず認知症対策についてであります。様々な取り組みについて答弁をいただきました。早期発見、予防に対する取り組み、認知症高齢者への対応のための従事者研修等々、大事なことの取り組みを行っていただいていることについては、大変ありがたいというふうに思っているところでもあります。

そういうことと同じように、もっと大事なこと、同じように大事なこととして、このことを多くの市民に啓発する、そのことが大事だというふうに思っております。前回の質問のときもそのようなことを申し上げたかというふうに思っております。

その啓発活動については答弁の中で、サポーター養成講座の開催がありました。これは一般の大人というふうな皆さんに対する啓発活動というふうに理解をいたします。裾野を広げる、多くの人に知っていただく、そういう意味において、子育て世代の皆さん、あわせてその子どもたち、私としては中学生ぐらいかなというふうなことを想定しておりますけれども、そういう皆さんに何らかの機会を捉えて、講演会等における啓発活動をしてはいかがかなというふうに考えております。

また、機会を増やすということで、各地区へ出向いて、例えば総会等での啓発活動をしてはどうかというふうに考えます。地区の多くの皆さんが集まる場所、地域福祉の目的は誰もが安心して暮らすことのできる社会、地域をつくることということでありますので、この啓発活動によっていろんな方々の状態を理解することで、お互いに支え合い、助け合う意識の醸成になるのではないかなというふうに思っています。幅広い啓発活動をと考えますが、どのように考えるか、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 三縄雅枝議員の再質問にお答えいたします。

認知症サポーター養成につきましては、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を見守り、安心して暮らせるまちづくりを目指すものでございますが、裾野を広げるべく今年度は金融機関や交番等で拡大をできるように働きかけております。

また、認知症についての啓発活動につきましては、小学校区単位の地域づくり協議会などの機会を捉えて、積極的に啓発を行ってまいりたいと考えております。

また、議員のおっしゃるとおり、子育て世代や子どもたちにも理解してもらうことが大事であると認識しておりますので、今後どのような形ですることができるか、検討してまいります。

○議長（櫻井寿彦君） 三縄雅枝さん。

○14番（三縄雅枝さん） ぜひその啓発活動については多くの皆さんが周知できる、認知症について周知する、知ることができるというようなことができるように、ご尽力、ご努力いただきたいということをお願いしておきます。

この認知症について、最近言われていることでもありますし、オレンジプランの中にも盛り込まれておりますけれども、「認知症カフェ」という言葉で言われておりますけれども、いわゆる居場所ということでもあります。患者や家族が安心して暮らせる環境をどう構築するかということも大きな課題だというふうに思っています。高齢者の孤立が増えると気づきが遅れて認知症が進み、外に出

なくなると運動機能が低下し、介護を受ける状態が増加する可能性があります。孤立を防ぐ、そのために地域での居場所をつくる、いわゆるカフェと言われるものであります。この居場所へ行くということは、運動機能の低下を防ぐことにもなりますし、また、そこで人と話をすることで元気が出る、何らかの刺激を受けることができる、このことが認知症になることをおくらせる、誰もが認知症になると言われていますので、少しでもおくらせたいというふうに思っております。

それと同時に、その場所でお手伝いをしてくださる方、そこへ来る高齢者、軽度の認知症なのか、その場所でのお手伝いをさせていただく皆さんも当然必要なわけで、いわゆるボランティア活動的なことをしていただける高齢者の方、その方の生きがいにもつながりますし、それもまた認知症予防になるというふうに思っています。ひいては健康寿命を延ばすことにもなり、地域のコミュニティの場にもなり、一石何鳥にもなるのかな、その居場所をつくることが一石何鳥にもなるのかなというふうに考えています。

認知症カフェについては、委員会の行政視察においても何カ所か視察をさせていただきました。そこに集った皆さんと一緒に歌ったり踊ったり楽しんでもきました。また昨今、近隣でも認知症カフェを設置するところもあり、過日のテレビで小林脳外科での設置の様子が放送されましたので、お話を聞いてまいりました。また5月13日の「信毎」の記事に、「市民病院にもの忘れ外来」という割と大きな記事が出ておりまして、その中でセンター長のコメントとして、柳沢センター長のコメントとして、認知症の本人だけでなく、家族の負担を緩和する支援も充実させる必要があるというふうに言っておりました。この言葉はまさに認知症カフェの設置を示唆するものと私は受けとめました。認知症カフェ、いわゆる地域の居場所づくりの設置について、どのように考えるか、お聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 現在、市では認知症の方を抱える家族への支援として、認知症を抱える家族の皆さんを対象として、家族会を5月より開催しており、様々な情報交換が行われる場の提供を行っております。この活動が認知症カフェとして当事者や多くの関係者の集える場として発展していくことを期待しております。

なお認知症の方々だけではなく、いわゆるカフェ、広く地域の市民の皆さんが集える居場所づくりについても必要と考えております。これから地域の皆様や事業所等の皆様との話し合いを重ね、地域の実情に合わせた実現に向けて努力してまいります。

○議長（櫻井寿彦君） 三縄雅枝さん。

○14番（三縄雅枝さん） いわゆるカフェ、居場所ということについて、前向きな答弁をいただいたというふうに思います。

認知症カフェは、決められた形はありません。地域の実情に合わせ、設置、開催されるものです。認知症の当事者、家族、介護者と誰でも集える場所です。そして話ができ、相談ができる、そんな場所であります。将来的にはこの高齢化の中で、歩いて出かけられるということを見視野に、区ごと

にと考えておりますが、このことについてどのように考えるか、お聞かせをいただきたいと思えます。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 地域の住民の皆さんが歩いていかれる、集う場所が各区に設置されるのが理想でございます。そうしたことが実現できるよう、段階的にはありますが、今後取り組んでいきたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 三縄雅枝さん。

○14番（三縄雅枝さん） ぜひ実現できるよう、段階的なお取り組みをお願いしたいと思います。

こういう話をしますと本当に簡単に話ができるんですけども、このことは本当に一朝一夕にできるものではないということは十分に承知はしております。でも、このことはとても大事なこれからの地域づくりに大事なことだというふうに思っておりますので、ぜひ努力をお願いしたいというふうに思います。

改めてカフェというものを設置するという考え方ではなくて、先ほどの答弁にもありましたけれども、いろんな各地区で、区でサロンとか、いきいき教室とか何とか教室とかってやられているわけですよね。だからその機能を少し拡大して、認知症の方のためのそういう居場所というふうに、区で集まってきたところを多機能にしてやっていけば、それほど難しくないのかなというふうに思っています。改めて認知症カフェだ居場所だということになると、本当に手間がかかって大変なことです。今あるそういうものを活用するという中で、ぜひ区の中に居場所をつくっていただけたらというふうに思っております。ぜひ本当に大変なことだということを承知しておりますので、努力をしていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

これは答弁は求めませんが、市長施政方針の中に、災害時要援護者のための支え合い台帳マップの作成を推進するというふうにあります。東日本大震災において要援護者の情報を把握し、誰が誰を助けるかを事前に決めていた自治体と、そうでないところとでは大きな差が出た、当然かと思えますけれども、大きな差が出たというふうに言われています。地域で情報を共有し、誰が誰を助けるかということとあわせて、誰が誰を見守るか、要援護者、認知症ということを立て分けるのではなくて、高齢化の中で高齢者対策として取り組むべきことではないかなというふうに思います。地域のマンパワー、地域のあらゆる思いを集めて、地域が機能を取り戻す、このことが安心・安全の地域づくりというふうに感じております。まさにこのことが地域包括ケアシステムの構築に資するというふうにも考えております。

市においては、地域包括ケアシステムの構築に向け、尽力をいただいている中で、少しずつ形づくられてきているということは、お話の中で感じることができます。これからの社会にあって、地域住民が安全で安心して暮らすためには、地域包括ケアシステムの構築が最重要であるというふうに感じております。この地域包括ケアシステムは、担当課だけではなく、庁内横断的な連携の中で早期に構築していただけることを切に願って、この件に関しての質問はおわりたい

と思います。

次に、空き家を子育て支援にということでお願いをいたします。現状ということで答弁をいただきました。もう少し詳しくお聞きをしたいというふうに思います。

実態調査をした結果、空き家の件数が446件との答弁がありました。多いなというふうに感じたんですけども、この446件の内訳、登録いただければ利用できるものとか、倒壊寸前だとか、いろんな区分に分けられるのかなというふうに思いますので、細かくはお聞きをしませんけれども、利用できるもの、利用できないもの、何か3種類ぐらいのそういう、その内訳、それをお聞かせいただけたらなというふうに思っています。特に446件のうちの本当に倒壊寸前のそんなものが幾つぐらいあるのかなというふうにも思っています。

最初の答弁で利用登録数が27年度においては63件なのに対し、空き家の登録が、バンクへの登録が19件というのでした。現在の時点で利用規模登録数はどれくらいあるのか、その内訳はどうなっているのかということもお聞きをしたいと思います。

空き家がある割には登録が少ないという現状がわかりますけれども、空き家のままにしてある現状として、先ほど答弁の中で市長もおっしゃられましたが、固定資産税が何倍、6倍とかというふうになるやにということも聞いております。何か相当な、数倍になるということを知ったことがあります。この空き家活用に対しての市の周知ということも少ないのかなというふうに思いますけれども、登録数が少ないということに対して、市としては何が原因かなというふうに考えるのか、その3点についてお聞きをしたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 都市整備部長。

○都市整備部長（寺島 尊君） 三縄議員の再質問でございますが、空き家実態調査をした結果の利用できるもの、利用できないものの件数ということでございますけれども、現地での外観目視による調査では、老朽化等により空き家として利用できないと思われる件数につきましては、446件中96件となっております。割合としては約2割というものでございます。

また、利用登録者の数でございますけれども、平成27年度末現在におきます利用登録者の数につきましては104件になってございます。

3点目の空き家登録数が少ない原因についてということでございますけれども、空き家登録の際に家財道具の整理が生ずること等の労力的な負担が、登録数の増えない要因の1つとして考えられます。今後、8月を目途に実施を予定しております空き家所有者等への意向に関するアンケート調査の中で、空き家登録を希望しない理由について伺ってまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 三縄雅枝さん。

○14番（三縄雅枝さん） 現状は現状として受け入れなければなりませんけれども、8月に調査をするということでありますので、やはり1回の調査でいろんなことがわかる、そんな調査をして、本当に空き家を活用するんだという思いでの調査をぜひしていただきたいなということは申し上げておきます。

今回の質問は、この空き家を子育て支援策として多子世帯へ提供できないかということでありま
す。多子世帯への子育て支援策については、昨日の代表質問の中でも、財政支援については様々議
論がされておりました。そういう中で市長は、ばらまけばいいということではないというふうにお
っしゃいました。私も同感でありまして、財政的支援だけではなく、心身ともに健全な子どもを
育てるという観点において、子育て世代に何が必要かということは考えていかなければいけないこ
とだというふうに思っております。

そういう意味において、子育て世代にとって住環境は大変に大事なことだというふうに思ってい
ます。市営住宅の老朽化に伴い、建替えを行っているところではありますけれども、バンクに登録
された空き家を借り上げるなり、購入するなりして、市営住宅として提供することはできないかと
いうふうに考えています。

他の自治体において、空き家ということではありませんけれども、民間住宅を借り上げ、市営住
宅として提供しているところはあります。この空き家を子育て世代に、多子世帯にということにお
いて、市の考えをお聞きいたしたいと思えます。

○議長（櫻井寿彦君） 都市整備部長。

○都市整備部長（寺島 尊君） 空き家を子育て支援策として多子世帯へ提供してはというご質問
にお答えいたします。

多子世帯の皆様には入居要件がございますけれども、現在においても市営住宅に入居いただい
ているところでございます。

議員のご質問の空き家バンクに登録された空き家を市営住宅として提供するに当たりましては、
子育て中の多子世帯の空き家に対するニーズ等が明確でないこともございまして、先行取得による
市営住宅としての提供は難しいものと考えますけれども、アンケート調査による実態を把握する中
で、子育て支援策として検討してまいりたいと思えます。

なお相談があった場合には、子育て部門と連携いたしまして、情報共有する中で、空き家バンク
のホームページを紹介し、相談をさせていただき対応をとってまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 三縄雅枝さん。

○14番（三縄雅枝さん） 前向きのような、受け身のような答弁をいただきました。ニーズがあ
れば対応するという答弁でありました。行政は市民サービスをする機関であります。サービスとい
うことを引いてみますと、サービスとは相手のために気を配って尽くすことというふうにありまし
た。この少子化の中で、2人、3人と子育てをしている世帯の方が、ゆとりを持って子育てをと考
えたら、どういうことができるのかなということを考えること、それがサービスにつながるという
ふうに思いますが、いかがでしょうか。

空き家を多子世帯にという、その気がもしあっていたら、そういう制度ありますよ
ということを何らかの形で広報していただければ、相談もあるんじゃないかというふうに思ってい
ます。今の現状ではないかなというふうに思っていますので、そういうこともできるんだよというこ

をぜひ何らかの形で明らかにしていただければというふうに思っています。

行政サービスにあっては、それぞれの立場を持つての先取りサービスということを申し上げておきます。

この件について最後になりますけれども、市長に答弁をいただけたらというふうに思います。

答弁にもありましたが、空き家の登録者のうち46%、約半数が県外ということでした。人口増を考え、移住者を増やそうという市にとって、空き家の活用が鍵になるというふうに考えます。

ある大学教授が言うておりましたけれども、「若者中心として都市部の生活に閉塞感を感じる人が増えている。働き方が多様化し、都市部でなくとも仕事はできる。都会で失われた豊かな自然や近所づきあい、伝統、歴史を求めている。地元住民も移住者を歓迎し、受け入れ態勢を強めている。人口減少が叫ばれて久しいが、人口とは無味乾燥な数字ではなく、人生の数のはずだ。出生率を上げようと思ったら、家族で幸せに暮らせる環境をつくらなければならない。そしてそれを実現する可能性は規模の経済によって非効率だと切り捨てられてきた田舎にこそあるのではないか」というふうに言うておりました。

私はこれを読んだとき、まさに東御市だというふうに思いました。また、先の質問の市長の答弁の中に、「自然の環境に抱かれて育つことが大切ということをお皆で共有していただきたい」との旨の発言もありました。

美しいふるさと、ほどよい田舎、また住みたいランキング日本一が東御市です。今こそチャンスだと思います。移住者を誘う目玉の1つに、豊かな自然環境の中で子育てを、子育て世代に戸建ての市営住宅を提供しますというふうに施策に加え、東御市のアピールの仕方で、多くの移住者を誘うことは可能だというふうに考えております。

かかわる職員の皆様の力量にかかっているというふうにも思っています。今後の中で、子育て支援策として空き家の活用をということについて、市長はどのようにお考えか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○議長（櫻井寿彦君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 三縄議員のご質問にお答えします。

お答えとしては残念ながら私有物で、私のものであります物件を、市が借り上げて、それを活用するということはシステムとして非常に困難を伴うというふうに考えておりますので、現時点では非常に難しからうというふうに思ひます。

多子世帯の方が生活する空間、住居を必要としている例がありますれば、今のところほかの施策を紹介したり、また本人が借り上げるに当たって、何らかの支援ができるかどうかということを検討することが、現在の行政システムとしてはかなっているのではないかなというふうに感じています。

いずれにしても東御市の住みよさを上げていく、そして市民の満足度を高めると同時に、そのことをより多くの市民と共有させていただいて、多くの子どもたちに帰っておいでというふうにして市民

が言っていただくということが、まず大切であるというふうに人口動向が教えているというふうに認識いたしております。

もちろんIターン、Jターンをいかに受け入れていくかということに関しても、大切なことでありますけれども、まず世界に羽ばたいた子どもたちがふるさとを忘れないで、そしていつかふるさとに帰ってきたいと思えるような育ちに寄り添うことが大切かなというふうに思っていますので、具体的な事例がありましたら、また検討させていただくとして、現時点ではなかなかそのサービスを議論する段階には難しいということで、返事にならないかもしれませんが、現時点では非常に難しいというふうに考えます。

○議長（櫻井寿彦君） 三縄雅枝さん。

○14番（三縄雅枝さん） 私も現時点では難しいことだというふうに思っておりますけれども、先ほど申し上げたこと、多子世帯の子育て世代に対して何かできないかというふうに考えたとき、こんなことはどうなのかなというふうに思いました。

やはり難しいからできないということではなくて、どうしたらできるかなという視点で、してあげたいというふうに思ったらどうしたらできるか、難しいんだけど、どうしたらできるかなということをぜひ考えていただきたい。それが市長がいつもおっしゃるブレイクスルーではないかなというふうに思っています。

本当に多子世帯の、人口増を考えたときに多子世帯の皆さんが喜んで幸せを感じながら生活ができる環境、ぜひつくっていただきたいなというふうに思います。ということを申し上げまして、このことについては終わります。

次に、公職選挙法に伴う市の対応についてということであります。それぞれに答弁をいただきました。

1点目の有権者が選挙運動としてできること、できないことということであります。このことについて一番懸念されるのが、ネットを利用した選挙運動であります。インターネットを利用した選挙運動が導入されて3年になります。昨今の社会状況から見て、これからの選挙はネット選挙と言われるように、インターネットを使つての選挙活動が盛んになることは明らかであります。特に今回、選挙年齢が引き下げられ、18歳ということになりました。20代、30代、40代、50代ぐらいまではネット世代ではないのかなというふうに思っています。

このことについて情報を得る中で、電子メールはだめでLINEはオーケーということらしいです。私などは何で、どこが違うのみたいに思いますけれども、知らないで違反をしてしまう、このようなことは避けなければならないことだというふうに思っています。未成年者でも選挙違反をしたら処罰をされます。

答弁の中で、6月の市報というふうになりました。市報でお知らせをいたしましたという答弁でした。私も見ました。特にインターネット等を利用することについては、少し不十分な気がします。総務省のホームページや新聞報道などで図解をしたものがあります。文章よりもわかりやすい気が

いたしました。目前に参議院選もあります。その後に市議選もあります。その後に衆議院選も年内にあるのではというふうなことがささやかれてもおります。多くの選挙がある中で、機会を捉えて改めて周知をしていただきたいというふうに思いますけれども、このことについてお考えをお聞きいたします。

次に、共通投票所については見送るということでした。その要因の1つに、多額の費用ということがありました。費用対効果、当然考慮されるべきことでありますけれども、費用対効果ということですべてを割り切れるものではないというふうにも思っています。

費用については、国からの補助もあるやに聞いております。共通投票所の件については今後の中において、市民の側に立って、設置の方向で検討をしていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

共通投票所とともに検討いただきたいことがあります。期日前移動投票所であります。聞き慣れないと思いますけれども、いわゆる移動図書館的なものです。ワゴン車を改造して活用し、そこを投票所にします。事前に各地域、お知らせをしておいて、何月何日のこの時間に行きますよとお知らせをしておいて、そこで1、2時間停留をして、そこで投票をしてもらうということです。これはちょっと3、4人の女性で集まった、おばちゃんたちが集まったときに、投票所が減ってしまったね、遠くなってしまうね、足がないよねという中で、移動してきてもらえたらいいよねというお話をいただきました。

ちょっと調べたところによりますと、1カ所ぐらいあったんですね。ぜひこの移動期日前投票所について、市のお考えをお聞きしたいと思えます。

時間帯でありますけれども、この時間帯については6時半から10時、前後2時間ということについては、個人的には今のままでいいのではないかなというふうに思っております。何点かについて答弁をお願いいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 選挙管理委員長。

○選挙管理委員長（柳沢廣幸君） ただいまの三縄議員からの質問でございます。

1番目の再質問でございますが、市報で周知したが、機会を捉えて改めて周知してはどうかというご質問でございます。

市報6月号では、18歳選挙権のスタートする参議院議員選挙の前にとということで、特集記事を掲載しましたが、紙面の限りのある中で基本的な部分のみをお伝えしたという状況でございます。

18歳選挙権がスタートしまして、新有権者の皆様に選挙に対する理解を深めていただいたり、投票に対する不安を取り除いたりするためには、啓発活動もまだまだ検討の余地があると考えております。

三縄議員のおっしゃるとおり、選挙や投票に関し、わかりやすく詳しく、そしてより多くの有権者の皆様にお伝えするため、市報に限らず、手段手法等を更に検討し、工夫した啓発活動に努めてまいりたいと思えます。

続いて、2番目の質問でございますが、共通投票所について、市民の側に立って検討したらどうかという質問でございますが、現在、期日前投票所5カ所につきましては、二重投票を防止するためオンライン回線で接続して、事務を行っているところです。共通投票所を設置するには、投票日当日に、これと同様の環境を整備する必要があります。投票所受付で使用するパソコンをはじめ受付用の周辺機器の購入、デジタル回線の接続料等の経費が必要となります。現在、市内には選挙当日の投票所が27カ所ありますが、1日限りの共通投票所の設置に当たり、その他27カ所すべての投票所にも同様の設置等を設ける必要がありますので、導入に当たりましては、慎重にならざるを得ないという状況でございます。

しかし共通投票所につきましては、有権者の利便性を考慮しまして、駅や大型スーパーなど、有権者が多く集まる施設に設置することを想定しまして創設された制度であります。国の補助制度は共通投票所経費について、選挙執行経費の中で9分の5が措置されると示されているところですが、経費面はもちろん、有権者が多く集まる施設の選定等、導入に当たりまして課題について引き続き研究を進めてまいりたいと思います。

3番目のご質問でございますが、期日前移動投票所に対しての市の考え方ということでございます。

私も今回の参議院議員選挙に当たり、島根県の浜田市で初めて導入されるということを新聞等で拝見しました。浜田市では、投票所の統廃合に当たり、ワゴン車が移動投票所として山間部の投票所廃止対象地域などを回るということで、有権者は車外で投票用紙を受け取り、1人ずつ乗車して投票を行うということでございます。市選管といたしまして、今のところ導入の検討はしてありませんが、この件を含めまして、他市町村で選挙や投票に対して様々な工夫をされている状況を把握、研究する中で、投票率や有権者の利便性の向上等に向けて取り組みをつなげてまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（櫻井寿彦君） 三縄雅枝さん。

○14番（三縄雅枝さん） それぞれに答弁をいただきました。それぞれに前向きな答弁をいただいたというふうに思います。

先ほど来、申し上げてまいりましたけれども、これからも選挙が幾つか控えております。選管としてやるべきことはしっかりとやっていただき、多くの有権者の声が政治に届くようご努力をお願いし、質問を終わります。

○議長（櫻井寿彦君） 受付番号3 集客増と地域の活性化に向けた観光施策の取り組みについて、受付番号4 特別支援教育の推進について。佐藤千枝さん。

佐藤千枝さん。

○2番（佐藤千枝さん） 皆様、こんにちは。東翔の会、佐藤千枝でございます。

5月から花いっぱい運動により、市内のあちらこちらのお花畑に苗が植えられています。また、毎回この庁舎の正面玄関を通ってきますけれども、5月からいろんな種類のお花のプランターが庁

舎に来られる市民の皆様は、いらっしやいませ、こんにちは、おはようございますと言うかのように、心とむくコンシェルジュの役割を果たしてくれています。お聞きすればこのプランターは、お花の大好きな事業者さんからのご厚意だということだそうですが、大変ありがたいなというふうに感じています。今回もさわやかに質問をしてみたいと思います。

今回は、集客増と地域の活性化に向けた観光施策の取り組みについて、特別支援教育の充実についての2項目についてです。

集客増と地域の活性化に向けた観光施策の取り組みについてお聞きをいたします。

日本全体が人口減少、少子高齢化時代を迎え、今後東京のみならず地方の持続的な成長や発展に向けて、観光の果たす役割や重要性はこれまでにないほど高まっているというふうに言われています。そして最近では、インバウンド、訪日外国人という言葉が新聞記事やテレビ番組などでよく取り扱われるようになったと感じています。

日本政府の観光局によりますと、2015年の訪日外国客数は過去最高の1,973万7,000人に達し、1970年以来、45年ぶりに訪日外国客数が出国日本人数を上回ったそうです。その主な要因として、クルーズ船の寄港増加、航空路線の拡大、特別付加運賃の値下がりによる航空運賃の低下、これまでの継続的な訪日旅行プロモーションによる訪日旅行需要の拡大が挙げられています。

また、訪日外国人の旅行者1人当たりの旅行支出額、この中には宿泊代、買い物代、飲食代を含む、いわゆる消費金額ですが、日本人の国内旅行者の約3倍にもなると言われており、日本人の人口減少傾向にある中で、もはや訪日外国人旅行者の存在は経済活性化の側面からも無視できない重要な存在というふうに言われています。

インバウンドによる消費行為は、時に爆買と称されるほど活発であり、多くのメディアで取り上げられています。そして世界が注目する4年後の2020年、東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、更に国内外から多くの旅行者を迎え入れて、東京だけではなくて地方の多様な魅力にも触れてもらうことが観光地東御としての関心や理解を深めるだけでなく、国際的なおもてなしとともに、日本各地との共存共栄にもつながるものだというふうにも考えます。

長野県に訪れた旅行者数は、平成26年で8,400万人、外国人旅行者は46万5,000人、25年対比では28.9%増加ということで、平成11年の調査以来、過去最多というふうな報告もありました。

東御市はどうでしょうか。商工観光課の調査では、平成26年度は合計で131万人でした。27年度の調査では、湯の丸高原が54万1,800人、海野宿が24万6,000人、芸術むら公園が7万2,500人、そして道の駅雷電くるみの里では49万3,000人、合計で135万3,500人です。26年からは約4万3,500人の増加ということをお聞きしました。外国人の旅行者数は未調査ということでした。

言うまでもなく東御市は自然環境、農産物、歴史、文化、芸術など、豊かな地方資源に恵まれています。東御市を訪れる観光者にとっても、じっくりと腰を落ちつけて、観光を楽しめる多彩な魅力にあふれています。こうした魅力を効果的に生かしながら、国内外に向けて十分アピールできれば、東御市に長期滞在する旅行者やリピーターの獲得にもつながるというふうにも考えます。

先日、開催された伊勢志摩サミットでは、先進7カ国の首脳の皆様の食事に出された長野県産のワインなどのお酒類やプレゼントされた工芸品がインターネットで公表された途端に、注文や問い合わせが殺到し、うれしい悲鳴を上げているそうです。とりわけ当市のワイナリーが提供したことが公表され、やはり注文やお酒の販売店からの問い合わせも相次いだことなど、国内外からの旅行者の誘致につながるというふうに期待をするところです。

情報を発信し、海外からの旅行者をも誘致し、お客様の満足度を高めることが、住んでいる私たちの地域の活性化や発展にもつながるものというふうに加え、市のお考えをお聞きます。

まず最初に、リニューアル後のアートヴィレッジ明神館の利用者の状況と評価についてお聞きます。

次に、今後インバウンド需要の取り込みも含め、誘致のための効果的にプロモーションをどのように考えているのか、お聞きます。

次に、宿泊施設の少ない中、観光客が増えた場合の受け入れとしての民泊に取り組むことも必要と考えますが、どのようにお考えでしょうか。

次に、特別支援教育の推進についてお聞きます。

平成19年に改正学校教育法が施行されました。それまでは特殊教育という名のもとに、障がい特性から教育を受ける場所を養護学校でと固定してきましたが、特別支援教育と名称も変わり、その子の状態に応じて通常の学校や学級でもその子の教育的ニーズに合わせた支援をするということに制度化されました。今年4月に施行された障害者差別解消法は、障がいのあるなしにかかわらず、お互いにその人らしさを認め合いながら、ともに生きる社会を目指しています。その背景には、2014年に141番目の締結国として日本が障害者人権条約を締結したことにあります。そのことにより福祉、教育、医療、住居、サービス、企業、情報コミュニケーション、政治参加等、あらゆる場面において配慮が求められることになりました。

教育に関しては、公立学校では子ども一人ひとりの状況に応じ、無理のない範囲で支援を行う合理的配慮が法律上義務化になり、支援の必要な子どもたちを取り巻く学校環境が大きく変えられるのではないかと、そのほか多く子どもたちにとっても変化をもたらすのではないかと期待が寄せられています。

保育の分野においても、保育の理念や考え方、更には具体的な保育の実践や普及等について、新たな視点で保育の在り方を検討する時が来たのではないかとこのように思います。

今回の法律施行により、共生社会の実現に向けて、みんな違ってみんないいという考え方のインクルーシブ教育、インクルーシブ保育のシステムを日本の教育や保育の中にしっかり位置づけることが最重要課題であるというふうに加え、

このような状況の中において、東御市ではどのような取り組みが始まっているのでしょうか。また、どのように進められているのかを次の項目についてお聞きをします。

最初に、3年前の一般質問で私の方からの質問ですが、地域校における副次的学籍の導入について

提案をさせていただき、早速東御市教育委員会は養護学校などに通う市内の子どもたちを地元の小学校などに通う同年齢の子どもたちとともに学ぶ環境を疎遠させないための副次的学籍を、その年の4月から進めると発表され、これまで実践されてきました。3年前から始まった東信地区初の副次的学籍の現状と成果についてお聞きをします。

次に、乳幼児期から行う発達障害のある子どもたちへの支援体制と周囲への理解啓発に関する取り組みについて、現状をお聞きいたします。

次に、発達障害等、育てにくさのある子どもを持つ親支援についての状況をお聞きいたします。

そして最後に、特別支援教育における学習教材の情報提供について、お聞きします。

以上、4点についてお聞きをします。最初の質問といたします。よろしく願いをいたします。

○議長（櫻井寿彦君） ここで15分間休憩いたします。

休憩 午後 2時28分

再開 午後 2時43分

○議長（櫻井寿彦君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。一般質問を続けます。

産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 受付番号3、佐藤千枝議員の集客増と地域の活性化に向けた観光施策の取り組みについてのご質問につきまして、市長に代わりお答えいたします。

初めに、リニューアル後のアートヴィレッジ明神館の利用者の状況と評価であります。本年4月29日から営業を開始しましたアートヴィレッジ明神館の5月における利用者総数は6,332人で、対前年同月比2.3%の減少となり、内訳を見ますと日帰り入浴利用者は当日券利用が4,017人で、対前年比23.3%の増加、会員券利用が2,315人で対前年比28.2%の減少、宿泊利用者数は326人で、対前年比8.9%の減少となっております。一方、利用料金収入に関しましては、494万6,000円、対前年比32.8%の増という状況でありました。

これらの結果から、明神館ホームページの開設がリニューアルオープンまでに整わず、効果的な宣伝ができなかったという反省点はございますが、新規に利用された方が増加していることや、料金改定が収益性の向上につながってきている状況がございます。

なおリニューアル効果につきましては、いましばらく状況を見ていく必要があるものと考えているところであります。

次に、インバウンド需要の取り込みも含め、誘客のための効果的なプロモーションをどのように考えるかですが、観光資源の認知度を高め、本市の魅力を内外に発信していく効果的な観光プロモーションに関しましては、ICTの高度化に対応した情報発信ツールの構築が極めて重要な取り組みであると考えています。

とりわけスマートフォンの急速な普及に伴い、このスマートフォン利用者の75%がスマホから観光情報を収集している実態があることから、観光情報の発信に当たってはスマートフォン画面に最

適化したウェブサイトの構築が必須条件になりつつあります。

また、インバウンド需要を取り込んでいく上には、外国人旅行者が快適に観光地を楽しめるよう外国語表記の観光案内サインや無線LANを利用したインターネットへの接続を無料で提供するサービスである、いわゆるWi-Fi環境の整備に取り組んでいくことが必要となっています。このため市観光協会では、本年度ホームページのリニューアルに取り組み、スマホ用サイトを設けたほか、現在は観光情報の英訳作業を進めているところでございます。

一方、主要観光地におけるWi-Fi環境の整備に関しましても、本定例会において補正予算案を提案させていただいたところであります。

次に、観光客の受け入れとして民泊への取り組みをどう考えるかであります。宿泊施設の少ない本市では、多様化する宿泊ニーズに対応するための手段として、民泊サービスの活用は有効な方法であると考えています。先の規制改革会議における第4次答申では、民泊サービスについては実態が先行し、必要な旅館業の許可を得ていない事例が多く見られるとの指摘があり、政府として早急なルールを策定し、推進していくことが必要であるとの答申がなされています。このため今後の法整備の方向性を注視しながら、新たな制度の枠組みにのっとり民泊への取り組みについて研究してまいりたいと考えています。

○議長（櫻井寿彦君） 教育長。

○教育長（牛山廣司君） 受付番号4、佐藤千枝議員の特別支援教育の推進について、お答えいたします。

第1点目の3年前から始まった東信地区初の副次的学籍の現況と成果についてであります。この副次的学籍は、特別支援学校に籍を置く児童・生徒に対して、居住地の通学区の学校にも学籍を置くというもので、開始初年度の平成26年度は小学校で7名、中学校で5名、計12名、平成27年度は小学校で10名、中学校で3名、計13名、平成28年度も同様に小学校10名、中学校3名、合計13名となっています。

副次的学籍のある学校での音楽会、または運動会などの行事へ参加する中で、受け入れる側の児童・生徒は参加してくれることを楽しみにしたり、同じクラスの仲間という意識が芽生えてきています。養護学校の教職員からも副次的学籍があることで、交流等の際に学校側から好意的に対応してもらっているとの声をお聞きしています。

次に、2点目の発達障害のある子どもたちへの支援体制と周囲の理解啓発に関する取り組みについてであります。まず児童・生徒への支援体制等は教育委員会に臨床心理士1名を配置し、特別支援教育支援員や介助員を各学校へ配置し、それぞれの児童・生徒に合った方法で授業や学校生活に参加できるよう、寄り添いながら支援を行っているところであります。

また平成27年度からは、市として東部中学校にも通級指導教室を設置し、市費で専任の講師を1名配置し、学習に困難のある生徒への対応を始めたところであります。

周囲への理解の啓発でございますが、子どもたちにおいては支援学級と原級とが交流する中で、

子ども同士のかかわりを深め、互いを知り、互いを尊重する教育を行っているところであります。

保護者等に対しては来入児保護者会やPTA総会などの機会に特別支援教育や障がいを包括的に受け入れる教育、いわゆるインクルーシブ教育について説明をして、すべての人が差別されず共生していける社会形成の理念を啓発しています。

次に、3点目の発達障害等育てにくさのある子どもを持つ親支援についてであります。親への支援としては、ペアレントトレーニングや通級指導教室を通して、子どもの特性の理解や子どもとの接し方を学習していただいています。また乳幼児期から継続した支援が必要であることから、子育て支援課、福祉課、健康保健課と連携した発達障害支援システムに基づいて、保育園の年中児を対象とする5歳児発達相談会から、その後をフォローし、個別の事案に対応しているところであります。

最後に4点目の特別支援教育における学習教材の情報提供についてであります。特別支援教育に役立つ教材として、デージー教材が挙げられます。デージー教材とは、学習の中で読み方が課題であると思われる児童・生徒に対して有効であるとされるもので、タブレットやパソコンで再生して、文字への網かけ、ハイライトですね、や強調した音声化を通し、文章を読みやすくするための補助教材であります。通級指導教室では、実際にデージー教科書を使っての学習を行い、その効果も確認できております。

学習教材の情報提供であります。デージー教材を含め担当する先生が、その児童・生徒に合ったものを選択し、提供しているので、情報提供は個別に行っているところであります。

○議長（櫻井寿彦君） 佐藤千枝さん。

○2番（佐藤千枝さん） それぞれに答弁をいただきました。これからは一問一答で質問を続けさせていただきます。

4月にリニューアルオープンしました明神館についての状況をお聞きいたしました。まだ4月からふた月ということですので、たっていないので、もう少し状況を、結果をもう少し先になると思いますけれども、恐らくたくさんの方に利用させていただけるのではないかなというふうに期待をしたいというふうに思います。

先日、来客がありまして、早速明神館を使わせていただきました。客室から見える棚田の風景、田植えの済んだ田んぼに映る月、稜線のくっきりした浅間山連峰の雄大さ、芸術むら公園や梅野絵画記念館ラウンジからのロケーションなど、大変感動をしていただきました。その方は、各地の日本庭園や美術館を歩いておられる方ですけれども、芸術むら公園をご覧になって、「ここはとてもすばらしい公園です」と、むしろ言っているのかわかりませんが、「有名な足立美術館の庭園よりもすてきなすばらしいところです。大事にしてください」、そうふうふうに言われました。ぜひ市長にもそのときに行っていただきたいなというふうに思ったんですけれども、そういうふうに観光者の皆様の感想をお聞きして、地元に住んでいる以上に、東御市って本当に過ごしてみたいところなんだということをとくさん気づかせていただいています。

そういういいなというふうにして、料理長じきじきのお品書きもいただきました。手書きですね、これ。手書きのお品書き、当日のお食事ですけれども、ハラさんという料理長のいただきまして、としても感激していました。

そして実はその後なんです。リニューアルオープンした明神館の関係で、これは市民の中からのちょっとお声を聞いているんですけれども、お風呂場の浴槽内のタイルがはがれた状態のままであるということが声としてあるということです。明神館へも直接そのことについては問い合わせをしていらっしゃるということなんですけれども、今回の補正予算の中に芸術むら公園の管理運営費、施工等の修繕工事費として289万円が計上されております。説明では明神館の浴槽内タイルの張りかえということなんですけれども、半年間の修理期間中の中にチェックはできなかったのでしょうかということ、どういうことなのかなということ、また、この修理によって休業になるということだと思いますので、その辺も含めて説明をしていただければというふうに思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） ご質問の浴槽のタイルのはがれについては、当初設計段階の調査では浴槽自体は非常にしっかりしていたため、特に問題がないという判断で、改修の対象とはいたしませんでした。その後、工事が完了し、リニューアルオープンの前の清掃後、本格的に浴槽内にお湯を張ったところ、タイルの一部がはがれるという事態となりました。また、その後においても幾つかはがれるということが続いている状況であります。

原因につきましては、はっきりしたことはわかりませんが、今回の改修に伴い休館中の7カ月間はお湯を張っていなかったことにより、浴槽自体が乾燥、または凍結し、タイルの接着力が弱まったのではないかと推測しているところでございます。改めまして改修工事の難しさを痛感しました。

今後は十分な調査と休館等の施設の管理についても留意しながら、施工するようにはまいりたいと考えております。

なお現在の対応策につきましては、タイルのはがれた箇所が発見された際は、利用者に周知するとともに、必要に応じ夜間等に応急処置を施しているところでございます。

また、できるだけ早期に改修する必要があることから、今6月定例会において、議員からもお話のありましたように、施設等修繕工事として補正予算をお願いしているところであります。

なお額につきましては、予算に計上されている289万5,000円のうち240万円がその改修費に充てものでございます。

なお工事期間は1週間ほど必要でありますので、閑散期である9月のシルバーウィーク後にいったん休館し、施工してまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 佐藤千枝さん。

○2番（佐藤千枝さん） 説明をいただきました。そういうこともあるんですね。ちょっと驚いているんですけれども、ただ、私もあそこのお風呂が好きで、たまには行くんですけれども、ちょっ

と男性の方はわからないんですけども、やはりタイルがはがれたところの陥没を平らにするための補修はしてありましたね。一緒にやっぱり入っている中で常連の方も、そのことについては言っておりましたけれども、そういう対応をしてくださるということですけども、本当にせっかく新たなコンセプトで始まった温泉施設ということですので、お風呂も当然ですので、気持ちよく過ごしていただくための対応を今後十分やっていただきたいと思います。

お風呂はほかにもあるわけですので、もしそういう工事になる場合の教訓として、そういうことがないように気をつけていただきたいと思いますというふうに思います。よろしくをお願いします。

次に行きます。このたび「別冊KURA信州東御」の発刊で、今までにない効果的な情報発信に取り組まれています。この「別冊KURA」出版以来、この間の購読者数はどのくらいになったんでしょうか、また反響はどうでしょうか、お聞きいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 「別冊KURA」の東御市版の購読者数につきましては、販売元の株式会社まちなみカントリプレス社に問い合わせたところ、把握はできないということでございます。しかし出荷部数は発行部数3万部に対して発刊から3カ月間で2万9,100部であり、現在の在庫数は900冊であるという報告を受けております。中でも、ほかの「別冊版KURA」と比較して、東京方面のお客様からの問い合わせや注文、また東信地域からは追加注文が多くあったということでありました。あくまでも出荷状況でありますから、一概に効果を判断することは難しいわけですが、書店からも追加注文が寄せられているなどの状況を踏まえ、お客様の反響は大きく、多くの方が購入されたものと推測されるところでございます。

○議長（櫻井寿彦君） 佐藤千枝さん。

○2番（佐藤千枝さん） 出庫数は今、お聞きしましたけれども、コンビニにも行くたびにちょっとあるのかな、どうなのかなと、こう、興味を示しながら見ておりますけれども、多くの方たちに手にとっていただきたいというふうに思います。

この「信州東御」の冊子は、東御市の観光協会に加入している事業者を限定して掲載されているというふうにお聞きしています。未加入者の新規農業者を含む事業者で、頑張ってやっつけらっしゃる方への対応として、協会へのお誘い、あるいは何らかの紹介をしていただきたいというふうに思いました。4月24日には、市民団体の主催で第1回の「東御deあいたいマルシェ」が東御市役所の市民交流広場を会場に、盛会に開催されました。二十数団体が出展をして、食、手工芸品、農産物やその加工品等出展され、出展者と消費者である市民とのつながりがとてもいい感じで盛会に開催されていました。こんなにもエネルギーな方々が会を盛り上げ、そして自ら楽しんでいたことはまさに東御の元気の源になるというふうに感じています。

最近では、健康増進系のウォーキングマップとか、福祉系のバリアフリーマップ等もつくられています。ぜひグルメ、あるいは事業者を紹介するようなマップづくりなどに取り組むことについては、どんなふうにお考えなのか、お聞きをいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） まず1点目の観光協会未加入者への加入促進ということでございますが、東御市観光協会では現在、DMOへの移行に向け、地域資源を活用した商品サービスの提供者と旅行会社、旅行者をつなぐワンストップ窓口機能を確立するため、地域の多様な主体が結集したプラットフォーム型の組織づくりの取り組みを進めております。この取り組みを進めるに当たって、幅広い分野の関係者の参画が必要でありますので、これまでも機を捉え勧誘を行ってまいりましたが、引き続きDMOに参加する有益性などを説明し、会員の拡大に努めてまいりたいと考えています。

次に、グルメや事業者紹介マップづくりということでございますが、食や食文化は観光行動の大きな要素であり、その動機、目的にもなっている実態があります。そのため東御の食、物産を内外に広くPRしていくことは重要であり、このたび観光協会では東御市グルメマップ、「東御グルメ帳」の作成に取り組んでいるところでございます。

○議長（櫻井寿彦君） 佐藤千枝さん。

○2番（佐藤千枝さん） ありがとうございます。グルメマップに取り組んでいるということですので、でき次第大勢の皆様にご紹介をいただき、宣伝もしていただきたいというふうに思います。

東御市への新しい流れを創造するための観光施策として、東京で走る、はとバスのように、バス観光会社と提携をし、東御市のビュースポットやワイン、グルメ、あるいはブドウ、リンゴ、クルミ、モモ、ブルーベリー等の果樹収穫体験等、芸術むら公園を核とした観光ツアーに取り組んではいかがでしょうか。

また、インバウンド施策として、外国人旅行者数は中国や韓国、台湾などに加えて東南アジア地域からも増加していると聞いています。特に最近では新潟空港や富山空港、小松空港などに一旦到着をし、そこからバスに乗りかえて各地を観光しながら東京に向かうバスツアーがあるというふうにもお聞きしました。東御市は高速のインターもあるわけですので、住みよさランキング長野県1位の大きな旗を振りかざして、東御市への観光も積極的に宣伝をしていただきたいというふうに考えますが、いかがお考えでしょうか、お聞きいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 2つのご質問をいただいたわけですが、まず観光ツアーに取り組んではどうかというご質問でございますが、この取り組みに関しましては先ごろ厚生労働省から採択を受けた実践型地域雇用創造事業の取り組みを進める中で、ツアー造成をしていくことを計画しております。

具体的には、ワインを機軸とした地域ツーリズムを旅行商品として開発し、観光と食に焦点を当てた体験・滞在・交流型のまずはモニターツアーを企画し、この結果を踏まえ本市の優れた地域資源を観光素材として織りまぜ、地域内をめぐるツアーの商品化につなげてまいりたいと考えております。

次に、インバウンド誘客に関しましては、2020年の東京オリンピック・パラリンピックが訪日観光需要を一層拡大させていく可能性を有していることから、本市においても誘客の推進を図るとともに、来訪された際の受け入れ態勢整備もあわせて行う必要がございます。そのため先ほど答弁申上げましたWi-Fi環境の整備やホームページなどの外国語案内など、情報発信ツールを活用したPRを進めてまいります。あわせて現在、観光庁が東京オリンピック・パラリンピックに向け、各地方の観光名所をパッケージとして訪日客に売り込んでいく、広域観光周遊ルート形成計画へ参加してまいりたいと考えているところでございます。この広域観光周遊ルートには、関東の外郭をめぐる東京回廊、仮称でございますが、があり、その構成市町村として本市の事業計画案を観光庁へ申請し、先ごろ6月14日に認定されたところでございます。

○議長（櫻井寿彦君） 佐藤千枝さん。

○2番（佐藤千枝さん） 今、答弁いただきました。長野県はこの4月から産業労働部に、ものづくり振興課日本酒ワイン振興室を新設されています。東御市内には、もう本気でワインづくりに精を出しているワイナリーが増えてきています。ワインを中心とした新しい文化の創造とともに、新しい人の流れに期待をしたいというふうに思います。

ただいま答弁いただきました広域観光周遊ルール形成による海外プロモーションですが、いろいろな情報発信ツールを上手に活用をして、外国人旅行者の誘致を図るために、海外への発信を積極的に取り組んでいただきたいというふうに期待をしたいというふうに思います。

バスツアーの件ですけれども、トラベル情報によりますと先ほどのほとんどのバスのプランが幾つかあるんですね。今は信州上田、「真田丸」の大河ドラマ館と上田城を日帰りのできるツアー、幸村人気も高いそうです。これはツアーではありませんけれども、身近では私の住んでいる大石の雷電生家を訪ねて、中型のバスがとまっているということもしばしばありますし、赤岩にあります幕末に活躍した日本刀の名工、源清麿の生家、鍛冶場を訪れる旅行者もあります。我がまちの魅力をこちらから売り込むことも積極的に行っていただいて、シニア世代、もちろん女性限定、それから若者や家族向けのメニューも考えていただきながら、いろいろなツアーのプランを立てていただければありがたいというふうに思いますので、こちらは要望とさせていただきます。

それから旅行者が東御市に滞在する際の食事や宿泊、買い物等にかかわる観光消費は、関連する産業分野の視野が広く、大きな経済波及効果を生み出すと言われております。観光振興を経済の活性化につなげていくためには、より多くの旅行者を誘致することが重要だというふうに思います。遠い昔ですけれども、以前、同年のアメリカの女性をホームステイをした経験がありますけれども、来訪する旅行者はそれぞれ持つ多様な言語や習慣などに対応しつつ、旅行者が市内の観光を楽しむ滞在環境をしっかりと整備するべきだというふうに思います。受け入れの環境整備として、外国語が話せる地域観光ボランティアの育成や通訳業務や、外国人向けのツアーガイドの経験などを持つ方も含めて、東御市在住の外国人の方々を外国人アドバイザーとして位置づけ、外国人の視点や感性、イメージを探る、あるいは研究の足がかりとすることなどについて、提案をさせていただ

きますが、どのようにお考えでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 外国語が話せる地域観光ボランティアの育成ということでございますが、観光庁が取りまとめた外国人旅行者に対するアンケート調査結果2011年によりますと、訪日外国人が大都市圏以外の地方観光において不満を持っていることの上位3つは、無料公衆無線LAN、いわゆるWi-Fiの環境、両替クレジットカード利用、3つ目としてコミュニケーションという結果が明らかになっています。したがってましてコミュニケーションに関しても誘客促進の大切なキーワードであると認識しているところでございます。

外国人に付き添い、外国語を用いて旅行に関する案内をする制度としては、通訳案内士の仕組みがございしますが、この有資格者は全国で1万9,000人ほどしかいないのが現状でございます。増え続ける需要をカバーできる状況にないということでございます。このため本市におけるインバウンド観光推進のための具体的な施策、事業を立案していく中で、議員からご提案のありました外国語が話せる中学生、高校生、大人の地域観光ボランティアの育成や外国人アドバイザーなどにつきましても、十分に検討してまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 佐藤千枝さん。

○2番（佐藤千枝さん） 観光ボランティアについて、中学生や高校生からの育成にも取り組み、これまで以上に幅広い世代による活動につなげ、外国人旅行者をきめ細かく支えていただけるような視点を持って取り組んでいただきたいというふうに考えます。

それで先ほど民泊について答弁いただきましたけれども、全国的に空き家活用策としての民泊、ゲストハウス、あるいは観光客の休息所等が整備されつつあります。民泊とは文字どおり民家に泊まるということです。普段は普通の住居として使っている部屋を旅行者のために一時的に貸し出し、宿泊料をいただくということです。外国ではバケーションレンタルという名前で既に普及されているようです。市内での宿泊施設が不足している中での対策として、またインバウンドの受け入れに関しても空き家のようにマイナスと思えるものを地域の資産として光を当てていく発想も今後は重要だというふうに考えます。観光推進の上でも東御市にふさわしい民泊の在り方について、十分に研究を進めていただくようお願いをして、この質問を終わります。

次に、特別支援教育についての質問をいたします。

東御市では、副次的な学籍を副学籍と呼称しています。この副学籍について少し説明をさせていただきます。副学籍とは、養護学校または特別支援学校に籍を置きながら、居住地にある地元の学校にも籍を置き、入学式をはじめ授業や行事交流を通じて障がいのあるなしにかかわらず、ともに学ぶ機会の拡大を図るということであり、共生社会を実現するために極めて重要であるというふうに考えられています。

県下では、平成18年度開始の駒ヶ根市を皮切りに、須坂市、岡谷市、伊那市、飯田市、東御市は平成25年からですが、そこにそれを含めて合計6市7町5村で現在、副次的学籍が進められ

ています。東信地区においては、軽井沢が26年度から始まっておりますので、東御市と軽井沢で実施をされているわけです。

なぜ副学籍がメリットなのかということなんですが、それは単に養護学校の子どもが地域の学校に来る、来ているというだけではなく、養護学校の子どもであっても、その学校の、その地域の学校に副次的な学籍があるということにより、学校に来たときはその子の教育を計画的な指導、支援のもとでしっかり行い、評価も行うことで初めて成果が得られる、そういう目的の副学籍です。地域の小・中学校で学ぶ同世代の仲間と触れ合う機会を持つことは、共生社会に向けた地域づくりや基盤づくりにつながるものと考えます。小・中学校や養護学校に配置された特別支援コーディネーターの役割も重要になってきます。

長野県の特別支援教育連携協議会の会議録を見せていただきました。昨年からは副次的学籍を議題にこれまで数回会議が開催されています。副次的学籍を進めていくためには、自治体によって行う行わないという不公平があってはいけないというふうに思います。県教育委員会として副次的学籍をすべての市町村で行えるようにすべきではないでしょうか。牛山教育長からも県教委に声を届けていただきたいというふうに思います。答弁は求めません。よろしく願いいたします。

次に、発達障害のある子どもたちへの支援体制と周囲への理解啓発に関する取り組みです。子育てをめぐる状況が厳しさを増す昨今ですけれど、健やかな自己肯定感を持った子どもを育てるためには、育てにくさのある子どもを持つ親や家族に対する心のケアを含めた支援、保護者の意識を変化させ、家庭環境を良好な形に導き、地域の子ども支援にもつながる、いわば保護者の子育てに対する自己、自信回復に向けた教育ともいえますペアレントトレーニングの取り組みが、全国各地で進められています。東御市におけるこのペアレントトレーニングの取り組み状況と、今後の見通しについてをお聞きいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 教育長。

○教育長（牛山廣司君） ご質問の東御市におけるペアレントトレーニングの取り組み状況と、今後の見通しであります。最初に現状であります。教育委員会に配置している臨床心理士が実施するものとして、3つの機会を設けて実施しております。1つは、幼児の親を対象とした昼間の部、これは6月から12月ぐらいを考えていますが、月1回実施してまいりたいと。場所は子育て支援センターで実施したいというふうに考えております。

2つ目に、和小学校のくるみ教室ですね、LD等の通級指導教室の先生で実施したいと。5月から12月を予定し、月1回ということで実施してまいりたいと考えております。

3つ目は、子育て支援センターですが、12月から2月、先に申し上げた後半とっていいでしょうか、月2回ということで、小学校の親を対象として実施している、きたということであります。今後もそんなふうにしていきたい。

これからのペアレントトレーニングでありますけれども、子どもへの対処の仕方ですね、これを親に身につけていただくと、知っていただくためのトレーニングでありますので、1コース6回か

ら8回を目安に実施しております。じっくりと時間をかけて確実に子どもへの対処の仕方を身につけていただきたいということで、参加者には毎回出席をお願いしているところであります。

今のところ臨床心理士1名で実施と、人的に限界がございますので、関係する部署において指導者を養成し、ペアレントトレーニングの実施体制の充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 佐藤千枝さん。

○2番（佐藤千枝さん） ペアレントトレーニング、ペアトレの今、説明をいただきました。これはアメリカで生まれた発達障がい児を持つ親のための子育てのためのトレーニングということなんですけれども、親の適切な接し方は障がいによる症状の改善、あるいは子どもが感じている困難の軽減につながるというふうに言われています。また、発達障害を持つ子どもの親は、深刻な悩みや不安を抱える場合が多いですけれども、ペアレントトレーニングは悩みや不安の解消にもつながるというふうに言われています。子どもの成長のためにもなりますが、親が子育てをつらいと感じなくなったり、子育てに少しでも余裕ができたり、親にとってのメリットもとても大きいというふうに思います。

このペアトレを私、ちょっと2回ほど参加させていただきましたけれども、子育て中の保護者、あるいは孫育ての祖父母にとっても、有効なトレーニングであるかなというふうに再認識しました。これはどの子育てにとっても有効であるというふうに思っております。

それで続いて乳幼児からの継続的な支援として、子育て支援、福祉課、健康保健課と連携して対応しているということですが、合理的な配慮を保育の中で行うための保育士の質的な向上や環境の整備、あるいは子どもたちのニーズへの対応等、きめ細やかな支援が求められております。その点、どのように取り組まれているのでしょうか。また子育てに悩む保護者に対して有効とされているこのペアトレを乳幼児期から進めてはどうかというふうに考えますが、いかがでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 佐藤千枝議員の再質問にお答えいたします。

2点ご質問をいただきましたが、最初に公立保育園における合理的配慮に係る取り組みについてのご質問でございます。市立保育園では、2人の発達支援担当保育士を配置し、保護者からの児童の発達に係る相談に当たっております。更に各保育園の加配保育士を中心とした発達支援部会を組織し、定期的な学習会を実施し、子どもにとってわかりやすい園生活が過ごせるための保育の実践について、保育士の研修や保育専門相談員による園への訪問指導事業等を活用し、保育の質の向上に努めております。

また、医療につながっているお子さんについては、受診に同行し、医師からの助言をもとに日常の保育に生かし、個別支援会議等で保護者と共有する等の対応をしております。

次に、ペアレントトレーニングについてでございますが、保護者の相談等の様子を見ると、2歳

前後のただこねやきょうだいが生まれたことによる退行現象、赤ちゃん返りでございますが、こうしたことに伴う子育ての悩みが多く聞かれます。子供成長過程をネガティブに受けとめ、うまく対応できないことを悩まれている保護者がおられます。子育て支援センターでは、ペアトレ要素を盛り込んだ小グループの学習会等の開催について検討していきたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 佐藤千枝さん。

○2番（佐藤千枝さん） コミュニケーションのとりにくい、あるいは他の子と少し違う、発達障害かもしれない、そんな育てにくさを感じていても、乳幼児期には明確な判断がつきにくいものです。これまで東御市では子育て支援係が中心となって、完璧な親なんていないという、保護者向けのN o b o d y ' s P e r f e c tプログラムを取り入れて行ってきていただいております。保護者の今抱えている悩みに寄り添いながら、育てている保護者の自己肯定感を高め、ポジティブに子育てが楽しめるよう、ペアトレも盛り込んだ学習を進めていただきたいというふうに期待しております。

近い将来、ペアトレを通じて、育てにくさを感じている保護者が同じような状況にある親の信頼のおける相談相手となり得る心のサポート役となるペアレントメンターというのも一翼を担う、そういう東御市になってほしいなというふうに思っておりますので、今後またその件に関しても研究をして、多くのメンターをつくっていただければありがたいなというふうに思っています。

次に、和小学校には個別指導、あるいは集団指導によるLD等通級指導教室、くるみ教室が26年4月から始まり、また他校からの通級によるグループS S T、ソーシャル・スキル・トレーニングも行われているとお聞きしています。具体的にはそれぞれどのような支援なのでしょう。また学習内容について、また修了としての目安についてもお考えをお聞きいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 教育長。

○教育長（牛山廣司君） 和小学校の得るLD等通級指導教室、くるみ教室についてお答えします。

くるみ教室の対象となるのは、通常学級の授業におおむね参加できるが、その子の学び方、認知特性ですね、学び方や行動面での困難さ、行動特性により一部特別な教育的支援を必要とする児童です。学び方の困難さとは、学習障害と呼ばれる状態像であり、読み書きの習得に著しい困難を抱えていたり、計算する、推論するということに困難さを抱える児童もいます。行動面での困難さとは、落ちつきがない、黙ってられない、衝動的に友達に乱暴なことをしてしまう、友達とうまく付き合えない、友達の気持ちが理解できない、自分が困っているときに困っていることを表現できない等々多岐にわたります。

学び方の困難さに対しては、教科学習の前段階として、その困難さがどこから生じているのかを明らかにし、形を捉える力が弱いために文字の形を覚えられないのであれば、形を捉える力の底上げを行いつつ、その子の持つ得意な力を使って文字を覚えられるように支援します。文字の読み方が困難な子に対して、デイジー教材を使用し、読むことが困難であっても内容理解を促すというやり方も行っています。

その子の学び方を子ども自身、親、担任がよく理解し、家庭や通常学級の中でも対応してもらえ
るようにすることも、くるみ教室が提供している支援であります。

行動面での困難さに対しては、個別及び小集団でソーシャル・スキル・トレーニング、以下S S
Tと表現しますが、ソーシャル・スキル・トレーニングを行うこともあります。S S Tは認知行動
療法の1つで、社会生活技能訓練と呼ばれ、その子の困難さの状態から、どのような行動を身につ
けることができれば集団生活の中でトラブルが減るのか、起こりにくくなるのかというような観点
で、ターゲットとなる行動を決めて、その行動を学習させます。友達とものの貸し借りができず、
欲しいものがあると誰かが使っていても無言で黙って奪ってしまうような場合には、まず「貸し
て」と言う練習から始めます。授業中に自分の苦手な課題が出されるとパニックになったり、固
まってしまうような場合には、黙って固まっているかわりに、あらかじめ子どもと相談をして、ヘル
プカードを準備しておきます。そのカードを机の上に置くことで、先生に自分の意思を伝えられ
るようになるというようなやり方もあります。

集団S S Tでは、同じような課題を持つ児童が数名集まり、ゲームなどを通してコミュニケー
ションスキルやルールを学習します。その子の日常生活において抱える困難な状況について、具体
的に想定して練習したり、対処方法を相談することでコミュニケーション技術の向上を図ります。

修了しての目安としては、通級を開始する前の状態が解消されること、代替の方法を獲得し、通
常学級のみ学びが成立することを目指します。

○議長（櫻井寿彦君） 佐藤千枝さん。

○2番（佐藤千枝さん） 詳細なご説明をありがとうございました。児童・生徒の状況を把握し、
一人ひとりに合った個別支援計画に基づく学習を進め、不得意なところ、得意とするところを見極
めながら、自己肯定感や達成感を育てることを狙いとしての取り組みを今後も継続して、その子に
とっての成果を積み上げていただきたいというふうに思います。

時間がなくなってきましたけれども、制度が改正されまして、東御市においてもインク
ルーシブ教育、いわゆる包括、包摂という教育をしていこうと、ありのままを認め、その存在を認
めながらともに共生していこうということなんですけれども、具体的にどのように進めていくのか
をお聞きしたいというふうに思います。

済みません、最後に続けて市長にお聞きしたいんですけど、今、金澤翔子展をやっておりまし
て、昨日の段階で1,000人を超したというお話で、かなり多くの方が来てくださっています。県も
今日傍聴に来ていますが、手話言語法が今年3月に施行され、そういう中で法律がだんだんい
ろいろ変わってきていますし、政府の示している一億総活躍創生国民会議の委員である菊池桃子さ
んも、一億活躍国民会議でしたっけ、はとでもわかりづらいので、ソーシャル・インクルージョン
という言葉で表現したらどうかという、社会的な包摂という、包括ということなんですけれども、
そういうふうに変っていく中において、市としてどのようなふうな考えでこれから行っていこう
というふうにお考えなのかということを教育長と市長と続けてお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 教育長。

○教育長（牛山廣司君） インクルーシブ教育へ向けた取り組みについてであります。障がいの有無にかかわらず、誰もが地域の学校で学べる教育環境を整えるために、行政としてはこれまでも基礎的環境整備を行ってきていますが、これからも随時行っていく方針です。

例を挙げますと、エレベーターの設置やトイレの手すり、支援員の配置などですが、そのほかについても過度な負担にならない限り、合理的配慮の範囲の中で、範ちゅうの中で、必要な整備を行ってまいります。

また、学校現場では、掲示物への配慮をすること、授業の見通しをはっきりさせること、肯定的な評価に努めること、わかりやすい話し方をすること等、授業のユニバーサルデザイン化が目指せるよう、特別支援教育の視点に立った授業の在り方についての講演会や研修などを行ってまいりたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 私としては、認知症予備群として存在しているわけであります。そうしたときに、やっぱりそういうインクルーシブな教育を受けた、そういう障がいを持っている子どもたちと小さいときから接して大人になった方に、介護されたいか、それともそういう障がいを持つことの大変さとか、障がいを持っている人たちが努力している姿に触れることを通して人としての尊厳を獲得しないで、自分のことを一生懸命やってきて大人になった人に介護されたいかという命題があるという中で、これからすべての人たちがそういう優しさを持った人たちによって介護される、そういう社会を実現するために、小さいときからそういうことを経験していくことによって、より高質な社会が実現されていくというふうに認識しておりまして、社会全体がそういうすべてを認めあえ得る高質な社会に向かって歩んでいかなければいけないというふうに考えています。

金澤翔子展もその一助になればと、お母様、骨折されて、それをおして来られましたけれども、残念ながら帰らざるを得ない手術をされまして、再び東御市に来るとおっしゃっていますので、みんな話聞ければというふうに思っています。

○2番（佐藤千枝さん） 終わりました。ありがとうございました。

○議長（櫻井寿彦君） 受付番号5 選挙投票率向上対策について、受付番号6 6次産業化の取り組みについて。横山好範君。

横山好範君。

○3番（横山好範君） 東翔の会の横山好範でございます。今日の最後というようなことで、大変お疲れだと思います。しばらくお付き合いをいただきたいと思います。

それでは通告に従いまして、質問をさせていただきます。

まず選挙投票率向上対策についてということでございます。

選挙関係については、前回の定例会から何人かの方が一般質問しておりますが、若干視点を変えてお願いをしたいと思います。7月10日、参議院選が明日告示となります。そういったこともあり

まして、質問してまいります。

近年、各種選挙における投票率が次第に低下をしてきている現象があるわけでありまして、先ほどもお話が出ていましたけれど、「市報とうみ」の6月号に、東御市における直近の選挙の状況等が掲載をされておりました。市長選は全体で59.95%の投票率で、60%を切っているという状態です。また若者20代の投票率は32.04%で、全体より28ポイントほど低いという、こういう状況でございます。

そして長野県の投票率はどうかと見ますと、27年4月に実施された統一地方選挙について、これは市町村長選挙と議員選挙とあるんですが、市町村長の選挙では63.16%、議員選挙では56.85%と、こういう状況でありました。これは全国的にも同様の傾向でありまして、一昨年26年12月の衆院選は52.66%と過去最低を記録したと、こういうことでございます。年代別にも20代の投票率は32.58%と最も低く、20ポイント以上平均よりも低いという、こういう状況であったようでございます。政治に対して関心のなさというのがあらわれているんでしょうか、ちょっと懸念をされるところでございます。

国においては、こうした状況を受けて、選挙権を18歳以上引き下げと同時に、投票率向上対策を盛り込んだ公職選挙法が6月19日、先日施行されました。以下、5点についてお聞きをいたします。

東御市の投票率の推移はどうなっているのでしょうか。

2つ目は、投票率低下の原因をどのように捉えているのでしょうか。

3つ目、投票の啓発はどのように行われてきていますか。

4点目ですが、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられるが、どのような対策を考えているのか。

5つ目、義務教育における主権者教育はどのように行われているのでしょうか。

次の項目でございます。6次産業化の取り組みについてであります。

平成22年12月、いわゆる6次産業化法が制定、公布をされました。23年3月に施行されました。6次産業化を目指す事業者が、農産物の生産、加工または販売を一体的に行う事業活動の計画、総合化事業計画というらしいんですが、これを作成し、農水大臣の認可を受けることによりまして、制度資金等制度的な支援を受けながら、計画に沿った事業を実施することにより、利益の増加と地域活力の活性化を目指したものでございます。

東御市においても、何件かの事業者が認定を受け、事業に取り組んでいます。また市では農産物の生産から加工、販売に取り組み、6次産業化の取り組みについて施策の立案、企画、調整等を行い、市全体のブランド力を高めることを目的に、今年度新たに6次産業化推進室を設置いたしました。4点についてお聞きをいたします。

1つですが、市内で6次産業化に取り組んでいる事業者の実態はどうなっているのでしょうか。

2点目ですが、市町村、1次、2次、3次産業各分野の関係者が協力して進める体制づくりが必要と考えるが、どうでしょうか。

3つ目、具体的な6次産業化に向けた取り組み方針はどうなっているのでしょうか。

4つ目、推進の成果目標というのをどう考えているでしょうか。

以上、1回目の質問といたします。よろしく申し上げます。

○議長（櫻井寿彦君） 選挙管理委員長。

○選挙管理委員長（柳沢廣幸君） 受付番号5番、①から④まで、横山好範議員からの選挙投票率向上対策についての質問につきまして、お答えいたします。

まず1点目の東御市の投票率の推移についてでございます。町村合併後に行った平成16年の市長選挙、市議会議員選挙において、それぞれ約77%でありました。その投票率をご指摘のとおりその後低下傾向にあります。投票率の推移として、各選挙の直近の投票率を申し上げますと、平成24年11月の市議会議員選挙が68.00%、平成25年7月の参議院議員通常選挙が59.08%、平成26年8月の長野県知事選挙が44.47%、同年12月の衆議院議員総選挙が59.18%、それから本年4月の市長選挙は59.95%となっております。それぞれの前回選挙と比較しますと、4.9%から9.7%投票率が低下している状況でございます。

次に、2点目の投票率低下の原因についてでございますが、公益財団法人明るい選挙推進協会が行いました平成26年12月の衆議院議員総選挙に係る意識調査によりますと、投票を棄権した人の理由として、選挙にあまり関心がなかったからということ、それから仕事があったから、それから適当な候補者も政党もなかったからというものが上位となっております。有権者の選挙や政治に対する消極的な姿勢が投票率の低下の原因になっていると推測されますが、東御市におきましても同様ではないかと考えているところでございます。

続いて、3点目の投票の啓発はどのように行われてきたかについてでございますが、市報、ホームページ、エフエムとうみ等の媒体を用いた啓発に加え、選挙期間中に行う候補者による市内の巡回や各区、各施設へ啓発ポスターの掲示等を依頼し、投票所に足を運んでいただくよう呼びかけてまいりました。また各種団体の代表者で構成する東御市明るい選挙推進協議会によります市内スーパーの駐車場において啓発チラシ等の配付を行い、直接有権者に投票を呼びかけてきたところでございます。また来る7月1日にも、この協議会による啓発チラシの予定をしております。午後3時から予定をしております。

次に、4点目の選挙権年齢引き下げに伴う対策についてでございます。明日公示の参議院議員通常選挙から選挙権年齢が18歳以上に引き下げられますが、「市報とうみ」6月号において、選挙権年齢引き下げに伴う特集記事を掲載したほか、新有権者一人ひとりに対し、選挙管理委員会からはがきでメッセージを送付し、投票による政治参加を呼びかけたところでございます。

このような若い世代の投票率を向上させる取り組みは、その生涯を通じた投票率の向上に寄与するものと考えますので、この新有権者に対するメッセージのほかにも、工夫した取り組みを検討してまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（櫻井寿彦君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 選挙の投票率向上対策の5点目、義務教育における主権者教育はどの

ように行われているかのご質問につきまして、教育長に代わりお答えをいたします。

昨年6月に改正された公職選挙法によりまして、この7月に実施される参議院議員通常選挙からいよいよ18歳選挙権が適用されることから、長野県下でも実際に新有権者が生まれる高校現場におきまして、主権者教育が取り急ぎ実施されているところでございます。新聞等によりますと、各高校におきまして、指導方法については試行錯誤をしながらも、有権者になることの意義や投票行動の重要性が教えられ、実際に当の高校生の関心も相当に高くなっているとのことでございまして、選挙の投票行動を通して社会に参画する大人に育ってくれることを期待いたしたいと思っております。

さて、小・中学校における主権者教育につきましては、学習指導要領に従いまして、小学校では6年生の社会で、また中学校では3年生の社会科公民の授業におきまして、民主主義や地方自治、議会制度、また選挙などにつきまして学習をいたしているところでございます。

文部科学省では、主権者教育を子どもたちが社会の中で自立し、他者と連携、共同しながら社会を生き抜く力や社会の一員として地域の課題を主体的に担うことができる力を身につけさせることとしております。この地域の課題解決に向き合う力をつけるためには、身近な地域に関心を持つための教育が不可欠でございまして、小学校での総合学習や中学校でのキャリア教育の一環として行われる職業体験などがよい機会となっていると思います。

また、地域で行われている行事、公民館活動や育成会活動に主体的にかかわることで、地域や社会につながっていることを実感し、そして継続していくことが必要でございまして。このような地域への関心を育てる活動や学習が、ひいては国や社会を形成する一員としての主権者意識を育む基本であると考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 受付番号6、横山好範議員の6次産業化の取り組みについてのご質問につきまして、市長に代わりお答えいたします。

初めに、市内での6次産業化に取り組んでいる事業者の実態はどうかについてですが、6次産業化法で設けられている認定制度に沿って、総合化事業計画を作成し、農林水産大臣に申請、認定を受けた、いわゆる総合化事業計画認定事業者は、平成28年5月31日現在、県内では92事業者、うち東信地区においては17事業者が、そのうち当市においては自社生乳を用いた乳製品の加工・直売、あるいはブドウを原材料とした新商品の開発、ワイン等の醸造・販売と言った分野において、5事業者が認定を受けている状況であります。

そのほか認定を受けていないものの、味の里とうみや北御牧村味の研究会といった団体をはじめ多くの農家が、生産するだけでなく加工・直売といった広い意味での6次産業化に取り組んでいるものと理解しております。

次に、市町村、1次、2次、3次産業各分野の関係者が協力して進める体制づくりが必要と考えるが、どうかにつきましては、6次産業化等の取り組みを推進していくためには、農業者と地域の

様々な事業者等が結びつきを強め、ネットワークを形成することにより、事業者間のマッチングを促進し、消費者のニーズに即した新たな商品の開発、販路の開拓などの取り組みを行うことが必要であります。

市としましても、その取り組みを地域の活性化等につなげていくためには、地域の創意工夫により地域が持つ魅力を最大限に生かしながら進めていくことが重要だと考えております。

次に、具体的な取り組み方針はどうかにつきましてですが、6次産業化の推進は農業、農村分野だけでなく、地域全体を活性化することに目的があることから、地域の資源、人・もの・金をいかに農業と有機的、総合的に融合していくかが重要と考えております。

具体的には、今後取り組みを進める際に地域で生産される農産物の加工、販売、更には観光、医療、福祉分野と食料、農業分野との連携等が考えられますが、どの分野に力を入れていくかにつきましては、事業主体の意思を尊重する中で、地域の特徴が十分発揮され、かつ利益が地域に還元され、循環されるようなシステムを念頭に取り組んでまいります。

最後に、推進の成果目標はどうかについてですが、まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけられているとおり、ワイン、クルミといった特産物のブランド化に向けての支援とともに、販路の拡大、観光との連携強化等を推進することにより、最終的には東御市という産地そのものが商品の付加価値につながるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 横山好範君。

○3番（横山好範君） それではこれから一問一答で再質問をしてまいります。

まず選挙投票率向上対策についてなんですけど、投票率が大変下がってきているという事実がありますが、これ、こういうことについては集票力の強い、いわゆる組織票など一部を除き、多くの意見が政治に反映されないという、こういう結果になるということでもあります。そういうことはひいては偏った政治が行われていくということにもつながり、政治不信とか、選挙をやってもしょうがないなという選挙不信とかになり、投票率がまた下がるという負の連鎖となることも心配をされるわけであります。

東御市においても、年々投票率が下がっているというような数字が発表されましたが、また今、問題になっているといいますか、話題になっているのは若者の政治への無関心さが先ほどもちょっと申し上げましたが、言われているところであります。

東御市の全体でなくて20代、30代の人たちの投票率というのは、どうなってきているのでしょうか。

○議長（櫻井寿彦君） 選挙管理委員長。

○選挙管理委員長（柳沢廣幸君） ただいま横山議員からのご質問でございますが、20代、30代の若年層の投票率に関する再質問でございます。

若年層の投票率が低いことにつきましては、全国的にも問題となっておりますが、東御市も同様の状況でございます。過去3回の選挙における投票率を年代別に見ましても、20歳代につきましては全体投票率の5割から6割、30歳代の投票率は全体の7割から8割程度にとどまっている状況で

ございます。特に20歳代の投票率につきましては、最も高い60歳代、70歳代の半分以下という状況でございます。

○議長（櫻井寿彦君） 横山好範君。

○3番（横山好範君） 先ほど投票率が低下をしている原因について、明るい選挙推進協会が棄権者を対象にしたアンケート調査の結果の説明がありました。面倒だからとか、選挙にあまり関心がなかったとか、仕事があったから行けなかったとか、適当な候補者も政党もなかったからという3点が上位の理由ということでございました。これは何か20代、30代の若い皆さんについても同様の数字が出てきているようであります。

そのほかは自分1人が投票しなくても、どうせ同じではないかとか、あるいは選挙によって政治はよくなるかとか、政党の政策や候補者の人物などの違いがわからなかったといったことも理由に挙げている、そういうようなものも書いてありました。

1人でも多くの人に投票に参加してもらうためには、こうした原因を取り除いていくということが必要であります。このことは1人選管だけの啓発ではだめだと思います。市をはじめ我々議員も含め、市民総体で協力、努力していかなければ前進はしないのではないかと、こんなふうに思っております。

そこで啓発活動についてですが、事業者の皆さんですね、市内の事業者の皆さんに協力をいただき、事業所内での啓発も力を入れていただいて、有権者の皆さんが投票に行くのが義務だと、行かなければいけないんだと、こういうふうを感じるような、そして投票に行かない人は何か後ろめたさが残るような、そんな意識改革を進めていく必要があるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（櫻井寿彦君） 選挙管理委員長。

○選挙管理委員長（柳沢廣幸君） ただいまの2番目のご質問でございますが、事業者の協力のもと、工夫した啓発活動ができないかということでございますが、市内事業所の皆様に対する啓発活動につきましては、今のところ行っていない状況でございます。投票は政治参加するための1つの権利であり、有権者が主体的に投票していただくための啓発活動を行うことが、将来につながっていくものと考えております。投票率の低下を防ぐには、これまでと違った取り組みを検討する必要もございます。いただきましたご提案につきまして、事業所の働きかけは検討の余地があると考えておりますので、今後の投票率向上の取り組みを進めるに当たりまして、参考とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（櫻井寿彦君） ここで10分間、休憩します。

休憩 午後 4時06分

再開 午後 4時16分

○議長（櫻井寿彦君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。一般質問を続けます。

横山好範君。

○3番（横山好範君） 次の選挙から18歳以上に選挙権年齢が引き下げられたということでありませうけれども、世界ではこういった潮流はもう90%以上、ほとんどが18歳以上だというふうな感じのようでございます。中でもオーストラリアは16歳以上と最も低い年齢となっているわけでありませう。

選挙権を得て初めて行われる選挙に行くか行かないかで、選挙は行くのが当たり前と考えるか、行かなくともよいものと認識するか、大きな分かれ目だと言われています。早いうちからの働きかけが大切であります。

長野県では、昨年6月24日に県教育委員会と県選挙管理委員会との協力連携に関する協定が締結をされています。選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたことに鑑み、主権者教育に関して相互に協力、連携することとしています。これによってどんな連携が図られてきているのでしょうか。

また先日の新聞には、高校生の新有権者のアンケートがありました。70%以上の人は投票の意思があるというふうに答えているようです。大変ほっとした気持ちがあります。この気持ちを高校生の有権者に持ち続けていただく、更に70%、80%、90%に向上する取り組みが大切になるかと思ひます。先ほどの答弁で新有権者に対して工夫した取り組みを検討するという答弁がありましたが、その内容についてどんなものか、お知らせをいただきたいと思ひます。

○議長（櫻井寿彦君） 選挙管理委員長。

○選挙管理委員長（柳沢廣幸君） ただいまの横山議員からの再質問でございますが、まず県教委と県選管の協定に関する質問についてでございます。

昨年6月、長野県教育委員会と長野県選挙管理委員会との間で締結されました協定につきましては、主権者教育に関して相互に協力、連携して取り組むためのものでございます。

主な取り組みとしましては、学校教育における模擬投票や高校における選挙出前授業等が挙げられております。

こうした具体的な取り組みを通じて、特に高校生の政治意識の向上と主体的な政治参加の促進につながっていくものと期待しております。

市選管としましても、地元の高校等で選挙出前授業等が開催される場合には、県選管と協力してまいりたいと考えております。

また、新有権者に対する工夫した取り組みに関してでございますが、最初に答弁しました新有権者に対するメッセージは、政治に次世代の若い力が必要であり、ぜひ投票をお願いしたい旨を呼びかけるものでございました。

今後は、メッセージとあわせて、投票時間や投票場所、期日前投票や不在者投票の方法など、実際の投票の仕組みなどについてもお知らせしまして、新有権者の皆さんが安心して投票をいただけるような啓発も考えてまいりたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（櫻井寿彦君） 横山好範君。

○3番（横山好範君） ぜひ力を入れた取り組みをしていただきながら、投票率向上をしていただ

くようによろしく願いをいたしたいと思います。

主権者教育についてご質問をします。

選挙年齢の引き下げが行われる中で、義務教育の段階から主権者教育を進めることは必要なことであると思います。

選挙権年齢になった、18歳になるからと、あるいは近くなってきたからというようなことで、集中講義のような積み込みの教育では、場合によってはかえって混乱をする可能性もあります。義務教育から選挙制度や政治の勉強もすることも重要なことでもあります。

また、地域における活動を通して、社会の様子を体験することも大切であります。しかし主権者教育で最も重要なことは、ものごとや現象を自分で判断し、自分の考えをまとめ、決定する力をつけていくことだというふうに思います。振りかえれば、勉強をして体験する上で、物事の正しさを判断できる力、そして自分の考えをまとめる力、意見の対立を解決する力を養っていくことが大切であると考えます。この点について、学校現場では主権者教育ということではないかもしれませんが、どのような考えで教育が行われているか、お尋ねをいたします。

また、諸外国においては、初等教育の段階から、年齢に応じた取り組みがいろいろなされているようでございますが、内容的には特に申し上げませんが、市においてもこういった先進事例を参考として、主権者教育を進めることが大事である、大切ではないかと思いますが、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 教育長。

○教育長（牛山廣司君） 主権者教育が大切であることは、ご指摘のとおりであります。また、小・中学校において、主権者教育の基礎につながる部分を重視していくべきとのご趣旨のご指摘もそのとおりであります。

そのために小・中学校の学校現場では、教科の授業では思考力、判断力、表現力等を育成する観点から、言語活動の充実を大切にしており、基礎的、基本的な知識及び技能の活用を図る学習活動を重視しています。これは自分の考えを整理してまとめ、他の人の意見を絡めて、関係づけて議論したり、調整したりする力を養うことにつながります。

また、教科以外の学習、これも大事ですが、よりよい人間関係の構築を図ることを大事にしております。友達等のトラブルがあっても、それをどう解決するかというところを大切に考える学級集団、学級経営に力を入れているところであります。

また、市内全小・中学校で信州型コミュニティスクールを導入して、地域の力をおかりして、活動していきたいということ、子どもたちに地域の一員としての自覚を高めていくことも考えています。

それから諸外国のことでもありますけれども、スウェーデン等諸外国の先進事例を参考にして取り組むということは、単独ではしにくいことかなということを思います。それは国における教育制度や、もっと基本的な国民の価値観が違うからであります。

ですが、一部これまでも取り入れてきているというふうに感ずるところがあります。それは特色ある教育活動ということで、学校づくりを進めているという。

それから先のお答えにも出てきましたが、総合的な学習の時間、総合学習と言っておりますけれども、これは自ら課題を見つけ、解決していく力を身につけるといような狙いで定められた時間でございます。こういうようなことは、できる範囲の中で取り入れてきているかなということを思っています。

現在の小・中学校で取り組んでいることを、更に充実させていくことが、今の議員おっしゃる判断力をつける等の力につながっていくのではないかと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 横山好範君。

○3番（横山好範君） なかなか義務教育期間内のそういった特に主権者教育といいますか、大人の教育のような感じになるんですが、難しい表現になるかと思えます。今、ご答弁があったような形、そもそもが人間形成につながるような教育をしっかりといただいているというようなことで、了解をいたしました。

最後に、ちょっと質問にはならないんですが、こういう選挙の、今回質問の勉強をしながら、これ選挙に参加するには自分の支持者をしっかりと決めて、名前を覚えて投票に行くわけなんですが、今の投票、場合によったら丸をつけるような投票の仕方の場合によってはあるんですが、やっぱり氏名を記載するという投票の仕方というのが本来のやり方ではないかなと、こういうふうなことをちょっと感じましたので、最後に大変恐縮ですが申しました。

それでは6次産業化の取り組みについて、再質問をしてみたいです。

6次産業化の事業者の数なんですが、国では6次産業化総合調査というのが行われていまして、平成25年度分が1月に確報が公表されましたが、それによると長野県内には990の事業者があるということでありまして。1事業者当たり3,468万円の売上となっているというような統計がありました。

市町村別には公表されていませんので、ちょっとわからなかったんですが、市の状況についてわかりでしたら、教えていただきたいと思えます。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 市内の6次産業化の事業認定者の売上状況ということでございますが、市では把握しておりませんが、今後明らかになる「2015農業センサス」の結果などを参考に分析できればと考えております。

また、本年度東御市の6次産業化推進計画を策定する予定であり、この作業段階で現状分析等を行う中で、事業認定者の売上について、できる限り把握し、計画に盛り込んでまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 横山好範君。

○3番（横山好範君） 6次産業化につきましては、ずっと以前から農家の女性グループが各種の

加工に取り組み、農村の活性化を図ってきた多くの例があるわけであります。地域の農産物を加工し、付加価値をつけて販売する、ウメやブドウ等の果物、野菜などのジュースや漬け物など、多く取り組まれていました。そうした多くの取り組みを踏まえて、今の6次産業化政策というのが位置づけられてきていると思うわけであります。

農業と加工、流通が一体となった取り組みがなければ、もちろん成功はしません。国では市において6次産業化、法律の名前もそうらしいんですが、6次産業化地産地消推進協議会というものを設置をし、5カ年程度の取り組み方針、戦略というふうになっているらしいんですが、それを定めた場合に地域活動に対する支援や戦略に基づいて取り組まれる事業者への支援の増強、上乘せですが、それが28年度予算化をされてきています。

重点事業として位置づけ、6次産業化推進室を設置しているわけでありますので、6次産業化戦略の中で明確な方向づけを示し、取り組んでいく必要があると考えますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 6次産業化への取り組み方針ということでございますが、今年関係機関等の代表者による協議会を設立し、アドバイザーからの意見を取り入れながら、東御市6次産業化推進計画を策定する予定でございます。

この計画を策定することにより、議員からもお話がありましたとおり今後6次産業化に取り組む方に対する支援メニューの拡充、及び交付金メニューの一部においては交付率の加算などのメリットが生まれ、取り組みが促進されることが期待できます。

6次産業化推進計画の具体的な内容につきましては、現状と課題の洗い出しから、それを踏まえた6次産業化等への取り組み方針、成果目標の設定、重点的に活用すべき農産物、また、それらを活用した商品開発への取り組みや販路開拓等の方向性、更には人材育成や荒廃地対策等といった多面的な検討を行うことが必要とされていることから、この計画が今後の6次産業化の方向性を示すものにしたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 横山好範君。

○3番（横山好範君） 今年度から新たに取り組まれます厚労省の委託事業、実践型地域雇用創造事業では、新規の雇用を120名ですか、創出し、ワインを軸として地域産物を利用した食開発を図って、観光客と結びつけていくとしているわけですが、農産物加工の6次産業化の計画が非常に大きな部分を占めてくるのではないかと、こういうふうにするわけでありますが、もちろん密接な連携が必要であると思いますが、どう連携をしていくお考えでしょうか、お伺いをします。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 実践型地域雇用創造事業との連携についてでございますが、本事業の事務局は事業推進員3名と実践支援員4名の計7名で、このうち実践支援員の2名が農林分野として6次産業化を目指し、地域食材を活用した新たな料理の開発等に取り組んでいく予定でござ

います。

事業の推進に当たりましては、本事業は6次産業化への取り組みにおける重点関連事業であることから、実現に向けては他の実践支援員や関係団体等の既存組織とも結びつけ、一体的に推進する必要がございます。

また、東御市雇用創造協議会は、関係団体の代表者に、市の関連部署も加えておりますので、計画段階から一緒に一体的につくり上げていくという協働の立場に立って、一步踏み込んだ形で連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 横山好範君。

○3番（横山好範君） 大変6次産業化を成功させるということは、厳しい部分もありますし、なかなか現場では大変なところがあるかと思いますが、6次産業化の成功のための基本的な課題といえますか、ことについて6次産業という名づけの親は今村奈良臣先生ですが、5項目を指摘をしているわけでありまして。1つは消費者に喜ばれ、愛されるものを供給していくんだと。それから販路を確保し、所得と雇用の場を増やし、農村の活力を取り戻すことであると。2つ目には、安全・安心、健康、新鮮、個性などをキーワードに、消費者に信頼される品物を提供することであると。3つ目には、企業性を追求し、可能な限り生産を高め、コスト低減を図り、収益の確保を図ること。4つ目には、農村環境の維持・保全、創造、緑資源とか水資源を大切に、新グリーンツーリズムの道を開いていくことであると。5つ目には、農産物や加工食料品販売を通じて、先人の培った知恵の蓄積、村の命を都市に吹き込むという都市農村交流の新しい姿をつくり上げていくことであると。これが6次産業化を成功するための基本的な課題として挙げているわけでありまして。

こうした基本的なところをしっかりとみんなで共有をしながら、取り組みを進めていくための方針を具体化してほしいと思います。基本計画をつくっていくということでありまして、そういった考え方の中で、いかがお考えになりますでしょうか、お願いをいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 6次産業化の具体化への取り組み方針ということでございますが、6次産業化を成功させるためには、明確な戦略を持って地域内での連携にしっかり取り組み、大手企業が手がけない、手がけることができないような需要創出を目指すことが大切であり、また共通していえることは、6次産業への取り組みを個別、分散的に行うのではなく、地域の面的振興と捉え、地域と一緒に推進していく仕組みづくりが大変重要であると考えております。

今後6次産業化への取り組みを進めるための方針、6次産業化推進計画を策定する中で、いただいたご意見を踏まえながら、作業を進めてまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 横山好範君。

○3番（横山好範君） それで推進計画の中で、推進の成果目標というのを定めるようになっているわけでありまして、これはあくまでも理念的なものでなくて、今後整備される市の戦略策定時には参加事業体の数とか、どういったものをどういうふうに取り組んでいく方向をつけるのか、売上

など具体的な成果目標を定めて、関係者で共通の認識を持ちながら、推進をしていくことが必要だと思いますが、その辺についてはいかがお考えですか。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 6次産業化推進計画の中の成果目標についてでございますが、6次産業はビジネスと捉え、取り組むことが必要であり、その上で成果目標、売上額等を可視化、見える化することは大変重要なことであります。今後策定予定の6次産業化推進計画が交付金をもらうためだけの推進計画にならないよう、関係者等を交え、現状分析を十分行った上で、計画を立案してまいります。国で示されている今後5年後程度を見据えた中で、成果目標とその達成に向けての具体的な取り組み方針、手段といったものを明確にしていきたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 横山好範君。

○3番（横山好範君） ぜひ関係者でよく協議をしながら、そういった方向性をしっかりつけていっていただきたいと思います。

最後市長にお聞きをしたいと思います。6次産業化推進室は4月に設置をされ、具体的な活動、準備の段階にまだあるかと思うんですが、非常に多忙な時期を迎えているかと思います。東御市のブランド農産物の振興をはじめ、地域農業の活性化に向けて、主体的になっていく業務は非常に多岐にわたってくるのではないかと考えられます。まず最初に必要なのは市内の6次産業化の取り組みの実態を把握したり、あるいは課題を整理するといった、そういった初歩的なことがまず必要でありますし、そして基本計画の策定をしていく、そういうものを持って、基本計画の策定をしていく必要があります。

また、先ほどの話の実践型地域雇用創出事業の推進にも、推進室は非常に重要な役割を担うものであります。

こうした業務を進めるためには、体制の充実を図る必要があると思います。6次産業化推進についての市長の思いをあわせてお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 横山議員の6次化産業室の設置と、そして今、それがしっかりと仕事をしていくことの大切さの私の思いを述べよというふうにご質問をいただきました。6次化産業という言葉が、議員おっしゃったように今村奈良臣先生が初めて日本で使われたと。今回、横山議員に6次化に関する5項目をご指摘いただいて、おさらいをさせていただいたこと、大変よかったなというふうに感じています。

当時先生は6次化産業ということに関して、1足す2足す3ということで、6次化産業を提唱され、そしてたしか2年後だったと思いますけれども、大きく反省されて、1掛ける2掛ける3による6次化産業というふうに訂正されたわけでありまして。つまり1が0、ない場合、2足す3で5次産業が成立するかといった場合に、それは5ではなくて0になるんだと、地域にとって1次産業がベースにあること、それら2次産業、3次産業を掛けることを通して、6次化になっていく、それ

が地域をしっかりと活性化し、発展させていく、そういう重要な課題であるというふうに言われたわけであります。あくまでも農業をベースにして、この地域をしっかりと守っていく。祖先から受け継いだ農地を未来につないでいくための基本的な施策としての6次化産業という位置づけをしっかりと位置づけ切れなければいけない。更には今、言われましたようにコストパフォーマンスがしっかりとできていく。つまり1次産業の持っている極めて生産性の悪さを2次産業の持っている利益率のよさで補うと同時に、何よりも1次産業のコストをしっかりと下げ、生産性を上げて、そこから収益が上がるような体制をつくっていくという極めて6次化産業が持っている課題を解決することは、地域課題を解決するところにつながってくるというふうと考えております。

現在、設置したばかりで、しかも周りの課長、係長がサポートする形で生まれたばかりでありませぬけれども、これをしっかりと推進室を成長させていくことが、何よりもこの地域にとって大切なことであるというふうに思っています。

何度か繰り返させていただきましたが、18歳の崖ということ、この崖は私どもは18になつた子どもたちが世界に羽ばたいていく、都会を目指していく、それ自身を否定するものではなく、喜びを持って送り出したいと思ひますけれども、帰つてこれる地域であるための準備をこの6次化産業を通して、また実践型雇用創成事業を通して、実現していくという背水の陣で、この事業に取り組んでいく必要があるというふうに認識いたしております。必ずやこの事業を成功させて、この地域の魅力をより高め、より発信し、しっかりとした宣伝の手法を身につけ、多くの皆様方に来ていただき、帰つてきていただき、移住していただける、そういう地域になる、そういうためにこそ6次化推進室を設置したというふうに認識しておりますので、ご指導、ご協力を賜りますようお願いしまして、答弁にかえさせていただきます。

○議長（櫻井寿彦君） 横山好範君。

○3番（横山好範君） 終わります。

○議長（櫻井寿彦君） 本日の一般質問はここまでとし、通告に基づく残りの一般質問は明日22日の午前9時から行います。

以上で本日の日程はすべて終了しました。

◎散会の宣告

○議長（櫻井寿彦君） 本日はこれをもって、散会します。

ご苦労さまでした。

（午後 4時48分）

平成28年東御市議会第2回定例会議事日程（第4号）

平成28年6月22日（水） 午前9時 開議

第 1 一般質問

出席議員（19名）

1番	窪田俊介	2番	佐藤千枝
3番	横山好範	5番	蓮見喜昭
6番	山崎康一	7番	若林幹雄
8番	阿部貴代枝	9番	平林千秋
10番	依田俊良	11番	長越修一
12番	井出進一	13番	青木周次
14番	三縄雅枝	15番	町田千秋
16番	依田政雄	17番	柳澤旨賢
18番	堀高明	19番	清水新一
20番	櫻井寿彦		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	花岡利夫	副市長	田丸基廣
教育長	牛山廣司	総務部長	掛川卓男
市民生活部長	土屋一夫	健康福祉部長	山口正彦
産業経済部長	北沢達	都市整備部長	寺島尊
病院事務長	武舎和博	教育次長	清水敏道
総務課長	横関政史	企画財政課長	岩下正浩
生活環境課長	塚田篤	子育て支援課長	坂口光枝
福祉課長	柳澤利幸	農林課長	金井泉
建設課長	土屋親功	教育課長	小林哲三

議会事務局出席者

議会事務局長	堀内和子	議会事務局次長	野村伸弥
書記	正村宣広		

◎開会の宣告

○議長（櫻井寿彦君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（櫻井寿彦君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第 1 一般質問

○議長（櫻井寿彦君） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。順番に発言を許可します。

受付番号7 公共施設等総合管理計画について、受付番号8 防災について、受付番号9 憲法について、受付番号10 人権平和都市宣言について。窪田俊介君。

窪田俊介君。

○1番（窪田俊介君） おはようございます。日本共産党の窪田俊介です。

一般質問3日目を迎えましたが、個人的には日程の最初に質問に立つというのは初めてでございまして、若干緊張しておりますが、お付き合い願いたいと思います。

冒頭に今日取り上げるテーマには、熊本地震に関連して防災についての質問を行います。いまだ余震が続き、昨日の未明にも被災地には記録的な大雨が降り、自宅敷地内で溺死したり、土砂崩れに巻き込まれるなどの被害が出ております。改めて九州熊本地震で亡くなられた方々のご冥福をお祈りし、被災されたすべての皆様にお見舞いを申し上げます。

それでは通告に従い、質問に入っております。

最初に、公共施設等総合管理計画についてであります。

今、全国でこの総合管理計画づくりが取り組まれています。その目的は簡単にいってしまえば高度成長期につくった公共施設、いわゆる箱ものや道路等とかのインフラ、これの更新時期がこれからピークを迎えようとしている、そういう中でもともと財政的にも課題だらけだったんですが、更に少子高齢化、人口減少が進んでいる。限られた財源の中で更新問題、この全体像をつかまなくてはいけないという、そういうわけです。政府のかけ声でこの総合管理計画づくりは進められているわけです。既に同僚議員の質問で、財政や学校改修のテーマで取り上げられており、重なる部分もございしますが、私は計画づくりの取り組みに事項を置いて質問をいたします。

まず、この総合管理計画の計画づくりのスケジュールはどのようになるのか、お聞きします。

2つ目に、総合管理計画の位置づけについて、ほかの長寿命化計画等との関連はどのようになるのか、お聞きします。

3つ目に、住民との共有をどのように図るのか、質問いたします。

次に、防災についてです。

今なお強い揺れに見舞われ、洪水や土砂災害の危険もある中で、災害対応、避難生活、生活再建に多くの方が奮闘されている最中に、こうした問いを立てることにためらいはありましたが、最初に熊本地震の教訓は何かお聞きいたします。私自身、連続して強い揺れがまちを襲う様子を衝撃を受け、この防災のテーマを質問に取り上げました。最初に、熊本地震の教訓というか、所感といったものを質問させていただきたいと思います。

次に、市内の公共施設、住宅の耐震化の現状はどうか、お聞きします。

続いて、避難所等の情報や避難方法の住民周知はどのようになっているか、また福祉避難所等の情報共有はできているか、お聞きします。

次に、今回の熊本地震の様子を私自身の身に置きかえたときに、災害が起こったら避難行動やその後の安否確認などの行動は思いつくんですが、その後はどうしたらいいものかとイメージできなかったという感じがあります。防災訓練では、訓練が終われば自宅に戻って、またもとの生活に戻ればよいのですが、もちろん災害では自助、共助でまず命を守る行動が重要になります。しかしその後、自宅での生活に戻れないとき、避難所での生活が必要になったときどうしたものかという疑問がわきました。なかなか防災訓練で炊き出し訓練まではするんですが、避難所運営のような経験はありません。すべて自己責任になっても困りますし、行政としても手が足りない状況で、そうした状況の中では地域で助け合ってほしいと考えるはずです。

4つ目の質問になりますが、発災直後の住民の安全確保に関しての情報共有、それ以外に生活、なりわいの再建に関する情報共有が必要ではないか。若干もやっとした内容ですが、質問させていただきます。

次に参ります。次のテーマは憲法についてです。

今日はちょうど参議院選挙の公示日であります。直前の19日夜、つまりこの間の日曜日の夜ですが、インターネットの動画サイトでネット党首討論が行われました。その際、安倍首相は討論の冒頭で、この選挙においても我々は憲法改正を目指していくことを選挙公約にちゃんと書いていると強調したそうであります。今度の参議院選挙は、憲法改正問題が争点になっています。それ以前からも安倍首相自身が自民党の憲法改正案を国民にお示ししたいとしてきました。しかしその自民党改正案は九条を全面的に改廃し、国防軍や緊急事態情報を盛り込んでいます。現行憲法の国民主権、基本的人権の尊重、平和主義とはほど遠い内容となっています。どのようにお考えか、市長にお聞きします。

次のテーマは人権平和都市宣言についてです。

市長の所信表明において、人権平和都市宣言に向けた礎を築き上げる行動を進めるとされました。その考えと行動は何か、市長にお聞きします。

以上で最初の一括質問といたします。

○議長（櫻井寿彦君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） おはようございます。

受付番号7、窪田俊介議員の公共施設等総合管理計画についてのご質問につきまして、市長に代わりお答えをいたします。

公共施設等総合管理計画とは、厳しい財政状況や人口減少等の状況を踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点を持って更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減、平準化や公共施設等の最適な配置を実現することを目的としております。

国からの要請を踏まえ、市といたしましても必要性を認識し、現在、平成28年度中の計画の策定に向け取り組んでいるものでございます。

そこで1点目の計画づくりのスケジュールはどのようになるかについてでございますが、今年度においては現在、ワーキンググループを中心に施設ごとに施設状況調査表、施設カルテの作成に着手しております。公共施設等の老朽化の現状や利用状況、稼働率、耐震対応を含めた施設等の維持管理、修繕、更新等に係る中長期的な経費見込みと、その経費への充当可能財源の見込み等を把握するための作業を行っている段階でございます。

現状分析と将来推計ができた時点で、ホームページ及び市報により公表するとともに、無作為抽出による市民アンケートも実施いたします。また平成29年1月末には、施設類型ごとの維持管理、更新等に関する基本的な方針及び計画の素案をお示しし、パブリックコメントを実施した上で、3月末には計画策定及び公表を行う予定でございます。

次に、2点目の総合管理計画の位置づけについて、他の長寿命化計画等との関連はどのようになるのかのご質問についてですが、公共施設等総合管理計画は地方公共団体がインフラの維持管理、更新等を着実に推進するために中長期的な取り組みの方向性を明らかにする行動計画であり、その計画をもとにした施設ごとの長寿命化計画等は個別計画として位置づけられます。よって、本計画策定に際して個別計画との整合を図ることはもとより、国の各省庁による補助事業等の採択基準においてもそれぞれの計画策定が要件となる方針が示されております。

3点目の住民との共有をどのように図るのかのご質問についてですが、公共施設等総合管理計画の策定に至る過程では、より多くの皆様のご意見をお聞きすることを旨として策定を進めたいと考えております。

続きまして、受付番号8 防災についてのご質問につきまして、市長に代わりお答えをいたします。

初めに、1点目の熊本地震の教訓は何かについてですが、最も大きい震度階級の震度7を観測する地震が連続して起きたことは、まさに想定を超えた地震であったと感じております。また、車中泊をするなど、指定避難所以外に自主避難された方々への情報伝達が難しかったことや、罹災証明の手続きに一部混乱があったことなども教訓として伝えられております。

長野県が平成27年3月に公表した第3次長野県地震被害想定調査報告においては、糸魚川－静岡

構造線断層帯地震が起こった際に、東御市では震度6弱の揺れによる被害を受けるといったことが最大規模として想定されております。想定を超えた災害も起こり得ることを教訓として、市民の皆さんに自助、共助を基本とした防災意識のさらなる向上が図れるよう、情報提供、啓発を図ってまいりたいと考えております。

次に、2点目の市内の公共施設、住宅の耐震化の現状についてお答えいたします。まず前段の市内の公共施設の耐震化の現状についてでございますが、本庁舎や保育園、小学校等を含む主な公共施設88棟のうち、耐震化が必要な施設は34棟ありますが、16施設は既に耐震補強工事や建替えにより対応が完了しております。耐震化が未実施であります体育館1棟と市営住宅17棟についてですが、そのうち日向が丘団地など15棟は建替えや解体等により対応中でございます。また市営住宅2棟と北御牧体育館1棟につきましては、今後の施設の利用見込み等について検証中であります。

次に、住宅の耐震化の現状ですが、平成27年におきます市内の住宅総数は1万2,270戸であります。このうち新耐震基準で建築された昭和56年以降の住宅と、耐震改修により耐震性を有するものなどを合わせた住宅数は8,263戸となっております。市内における住宅の耐震化率は現状で67.3%と推計しております。

次に、3点目の避難所等の情報や避難方法の住民周知はどのようになっているかについてですが、市では地震、洪水、土砂災害の災害種別ごとに指摘基準を満たしている避難場所、避難所について市内137カ所を指定し、市民カレンダー等で周知を図っているところでございます。

風水害等の災害が発生するおそれがある場合は、市から避難準備情報、避難勧告、避難指示等を状況に応じて発令し、市民等の皆様に避難していただくこととなりますが、災害種別に応じて適切な避難情報をメール配信@とうみ、エリアメール、市の防災ラジオ、とうみケーブルテレビ等で発信いたします。また避難準備情報では、お近くの安全な避難場所へ自主避難していただき、避難勧告発令の際はどこの避難所を開設するかなど、早めに情報を発信し、安全な避難誘導を図ってまいります。

また、福祉避難所等の情報共有はできているかのご質問でございますが、福祉避難所につきましては東御市地域防災計画で一般の避難所では生活が困難な障がい者等の要配慮者のため、介護福祉施設、障がい者支援施設等を指定することになっており、市では市内6法人、1株式会社と災害時における要援護者の緊急受け入れに関する協定を締結しており、20施設が対象となっております。災害時には市からの要請により、施設内に福祉避難所を開設し、最大で119名の受け入れが可能となっております。

なお福祉避難所の開設の情報につきましては、東御市地域防災計画において避難支援者等関係者となる東御消防署長、市の消防団長、上田警察署長、市の民生委員、市社会福祉協議会長、区長の皆さんと情報の共有を図るということになっております。

続きまして、4点目の発災直後の住民の安全確保に関しての情報共有以外に、生活、なりわいの再建に関する情報共有が必要ではないかについてでございますが、大規模災害が発生した際は、避

難生活が長期化することが考えられるため、被災された方々の生活再建に向け、住まいの確保やなりわいや就労の回復、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細やかな支援を講じる必要がございます。災害公営住宅の建設による住まいの確保、被災者生活再建支援法の適用による生活再建の支援、職業紹介等による就労の回復などが考えられますが、相談窓口の設置等、被災情報を一元管理するほか、市が行う支援対策についての情報をケーブルテレビ、エフエムとうみをはじめとする報道機関や市の広報等を通じて発信し、被災された方々が速やかに支援を受けられるように努めてまいります。

○議長（櫻井寿彦君） 市長。

○市長（花岡利夫君） おはようございます。窪田俊介議員の受付番号9番、10番のご質問にお答えします。

憲法についての質問につきまして、憲法改正にかかわる認識についてということですが、憲法改正の議論につきましては、社会の変化に応じて改正すべきとの意見や現行の規定を擁護すべきとする意見、憲法は変えてもよいが、九条は守るべきというような意見など、様々であります。

また、自民党が示している憲法改正素案において、国防軍や緊急事態に対する規定が盛り込まれていることも承知をしているところでございます。素案でありますので、今後どのように自民党内の議論を経て成案として自民党案が出てくるか、注視してまいりたいと考えております。

私自身、昨年6月議会の一般質問で答弁しましたとおり、社会の変化の中で必要な憲法の改正についてはしっかりと議論することが肝要という考えに変わりはありませんが、いずれにいたしましても憲法改正案の発意権を有する国政の場において、議論が尽くされることが必要であると認識いたしております。

続きまして、人権平和都市宣言についてのご質問にお答えいたします。

合併以前の東部町でなされた核兵器廃絶と平和を願うまち宣言は、その趣旨を新市において継続し、必要に応じて新たに宣言していくとの方針で、個別具体的な施策を進めてきております。しかしながらこの間、世界各地では今なお武力紛争が絶えず、テロの脅威は世界各地に拡散しており、アジア地域では核兵器開発すらも顕在化している状況にあります。あわせて地球温暖化のさらなる進展や東日本大震災などの自然災害の脅威も増しております。

そうした中、オバマアメリカ大統領の広島訪問は、歴史の転換点となり得る出来事であり、核兵器廃絶に向けた一筋の光とも感じているところでございます。

反戦、反核はもちろん、自然との共生の大切さや安全・安心で暮らしやすい郷土づくりを進めることなど、足元の平和を具体的な行動を通して市民の皆様とつくり出していく大切さが高まっていると痛感しております。

つまり、一人ひとりの人権が尊重され、互いを認め合える社会を築くこと、誰しもがその人として自由に、しかも輝いて社会生活を過ごすことこそが平和の具現化であると考えます。

安全・安心・平和とは、核兵器廃絶や戦争のない、自然豊かな郷土愛に支えられた地域社会の確

立なくしてはなりません。しかも経済活動のグローバル化や情報通信機器の急速な発達により、全世界の人たちとのきずなくしては一地域の平和も成り立ちません。そうした地道な活動を通じて、新たな東御市人権平和都市宣言につなげてまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 窪田俊介君。

○1番（窪田俊介君） それでは、ここからは一問一答になりますが、一定程度まとめられるところはまとめて質問いたします。

最初に、公共施設等総合管理計画について、計画づくりのスケジュールについて質問しまして、具体的な作業内容と1月末には素案、年度末には完成して発表という答弁でありました。

再質問ですが、先に答弁の中に出てきた用語で、「施設類型」というのがありましたが、それは何か説明をお願いしたいと思います。

そして答弁の中では、現状分析と将来推計ができた時点で市民アンケートを実施したいとのことでした。まだこれから考えることだとは思いますが、どんな内容でアンケートを行うのか、現在わかるところでお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 再質問2点いただきましたが、初めに施設類型とは何かという内容でございます。施設類型につきましては、公共施設等大まかな目的、種類ごとに大別したものでございまして、例えば庁舎等については行政施設、分館を除く公民館、コミュニティセンターなどにつきましては市民文化施設、体育館、温泉等につきましてはスポーツ・レクリエーション施設、保育園につきましては子育て支援施設、小・中学校などにつきましては学校教育施設などと分類するものでございます。

次に、アンケートの内容ということでございますが、アンケートについては内容につきましては現状分析や将来推計を行った結果によって、多少異なる場合もございますけれど、現時点で想定している項目といたしましては、施設類型ごとの利用の有無を含む利用頻度について、また利用する方の年齢層を確認する項目を設ける予定でございます。そのほかに社会状況の変化や限られた財源の中で公共施設等の在り方を見直していくことをどのように考えますかといったもの、また長寿命化や施設の総量縮減への考え方、将来優先的に維持すべきと考えられる施設等について、ご意見を伺いたいというふうに考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 窪田俊介君。

○1番（窪田俊介君） アンケートの内容は、施設の維持に関する優先度といったものだったことでした。

次に、総合管理計画の位置づけについての再質問をしたいとも思います。最初の答弁では、総合管理計画の位置づけについて、中長期的な取り組みの方向性を示す行動計画であり、その下に施設ごとの長寿命化計画が個別計画として位置づけられるということでした。全国でこの計画づくりが取り組まれていることは先に紹介しましたが、既に総合管理計画や公共施設白書をつくり、具体的

行動にかかっている自治体もあります。議会でも委員会や会派で先行する自治体に視察研修を行っておるところです。

これらの先行している自治体では、総合管理計画に基づいて今後の財政状況等から、公共施設の床面積の削減などに数値目標を示して、総量規制の方向を打ち出すなどしています。ですが実際にはこうした数値目標のとおり施設の再編、統廃合は進んでいないというのが実態のようであります。東御市ではこの点どう考えるのか、また、ほかの自治体での事例があれば紹介をしていただきたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 再質問にお答えいたします。

先進自治体において、公共施設の総量規制計画が困難である事例を踏まえて、こういった規制による施設の統廃合が進んでいないことを東御市としてどう考えるか、また他の自治体の事例を紹介してほしいというような内容かと思いますが、お答えをいたします。

東御市におきましても、今後の財政状況等から公共施設の床面積の総量規制等の数値目標を示す必要が生じる可能性が考えられます。先進自治体において、施設の総量縮減は計画どおりに進んでいない例が少なくないとお聞きしております。公共施設マネジメントの先進自治体である、さいたま市、秦野市、流山市におきましても、施設の廃止、統廃合、複合化は困難であり、総量縮減はなかなか進まない状況の中で、トータルコストの縮減という観点は保持しつつ、民間にできることは民間へ任せる、包括的な施設管理業務委託を行うなどの維持管理経費の縮減や歳入確保に取り組んでいると聞いております。できることから着手し、徐々に機能集約や時代のニーズに応じた用途変更を図っていくことが自治体経営、まちづくりの観点からも有効であると考えております。

現時点では明確なことは申し上げられませんが、現状分析、将来推計ができた後は、その状況をしっかり見極め、先進事例も参考にし、まずは維持管理経費の縮減や長寿命化による財政負担の軽減、平準化などを検討してまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 窪田俊介君。

○1番（窪田俊介君） 東御市においてはまだ現状分析に取り組んでいる段階とのことで、計画に数値目標を示す必要があるかもしれないとの答弁でありました。

続いて、住民との共有についての再質問に移ります。公共施設等総合管理計画は、既に答弁のあったとおり公共施設の老朽化の現状、利用状況、維持管理、更新に係る中長期的な経費の見込みなど、今後の市政に係る重要な基礎情報がまとめられるわけであります。先ほど計画づくりのスケジュールの中で、市民アンケートをする予定も答弁にありましたが、私はこの計画策定後においてもその全体像や各施設で策定する個別計画について、住民との共通認識が必要だと、重要だと考えております。

公共施設は市民全体の資産であり、どういった公共施設管理をしていくかは住民の理解が必要となります。現実には大きな課題となるのが先ほどの事例の紹介でも予想されるわけです。先進自

治体の秦野市では、基本的な考え方を市民に繰り返し示して、長い時間をかけながら取り組んだようであります。この点について、東御市はどのように考えているか、お聞きしたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 公共施設等の総合管理計画の策定後におきましても、個別計画の策定に際して住民との共通認識と理解が必要ということについてどう考えるかというご質問でございますが、議員がおっしゃるとおり市民の皆様との共通認識や理解は重要であると考えております。個別計画策定の際には、客観的かつ具体的な数値をお示ししながら、施設利用者である市民と行政が施設に関する情報と問題意識を共有し、課題解決に向けともに取り組んでいきたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 窪田俊介君。

○1番（窪田俊介君） 計画策定後も市民と行政が問題意識を共有して、課題解決に向けてともに取り組んでいきたいという答弁でありました。非常に重要なことだと思います。

総合管理計画についての質問は、これで終わりにしますが、随分あっさりとはしていますけれども、非常に重要な問題だと私も認識しております。別の視点でこの課題について懸念されることもあります。今、政府が進めている地方財政制度改革の中には、歳出効率化の項目として、公共施設に係るものもあり、ともすれば問答無用に公共施設の統廃合を進めるてこになりかねない内容も含まれています。東御市では、先ほどの答弁のように、住民と行政が問題意識を共有し、課題解決とともに取り組む、そのことを強く求めます。それはこの課題、本当に先々の東御市の将来の形、しっかりした地域づくりのためにも重要なことだと私は考えます。その点を強調して、次のテーマに移りたいと思います。

続いて防災についての再質問であります。

今、気づいたんですけれども、先ほどの公共施設の更新問題と防災は、ある意味関係のあるテーマだと思っております。最初の項目では熊本地震の教訓について、震度7を観測する地震が連続して起きて、想定を超えた地震であったことや車中泊をするなど、指定避難所以外に自主避難された方々への情報伝達が難しかったことなどが挙げられました。実際に地震の記録を振り返りますと、4月14日夜9時台に熊本県熊本地方を震央とする地震が発生し、益城町で震度7を観測しました。その28時間後の4月16日、夜中の1時台には同じく熊本県熊本地方を震央とする地震が発生し、熊本県西原村と同じく益城町で震度7を観測しました。後から来た地震の方が95年に発生した兵庫県南部地震、いわゆる阪神・淡路大震災と同規模の地震だったということでもあります。今までの経験だと、14日に発生した地震が本震で、その後に発生するものは余震であり、地震の規模で上回るとは恐らく誰もが思わなかったと思います。実際にそのことが人的被害、避難も建物ではなく、車の中に避難する人が増える原因となりました。繰り返す強い揺れに対して建物の耐震の考え方や避難の在り方も今後、変えなければならぬのかなと個人的には感想を持ちました。そう考えると避難所やその後の行動について、疑問がわいてくるわけです。続いてそうした点について再質問をして

まいりたいと思います。

2つ目の耐震化の現状についての再質問から行います。先ほどの答弁では、個別住宅について耐震化率は推計で67.3%とのことでした。そこで住宅の耐震化の取り組み、今、どのように進めているのか、質問いたします。

○議長（櫻井寿彦君） 都市整備部長。

○都市整備部長（寺島 尊君） 窪田議員の住宅の耐震化の取り組みについてのご質問でございますけれども、市では平成18年度から木造住宅の耐震診断及び耐震補強工事費に対する補助を行っております。耐震につきましては平成56年（後刻、訂正あり）以前に建てられた木造住宅で、耐震診断については所有者の負担なしで実施しております。診断評価に基づき、耐震補強案を作成し、ここで概算工事費についても算出されます。また、この耐震診断に基づき実施される耐震補強工事費に対して、2分の1限度額60万円でございますけれども、補助をしております。

市民の皆さんには、広報で周知するとともに、「木造住宅の耐震診断を無料で実施できます」と記載したPRチラシを固定資産税の納税通知書に同封いたしまして、市民への周知を図って、木造住宅の耐震化の促進を図っております。

○議長（櫻井寿彦君） 窪田俊介君。

○1番（窪田俊介君） 今、答弁で耐震の対象が平成56年、28年先をおっしゃっていたんですが、昭和56年だと思います。

耐震化について、推計で67.3%、この数字がほかと比べて見ていないので、何ともいえないんですが、やはり個々の家庭の事情とか、災害に対する意識が全体として薄れてきているのかなど、やっぱり課題を感じるような数字ではあります。

次に進んでしまいますが、今まで取り上げてきたのは主に地震災害のことであります。当然そのほかの風水害、豪雨災害、雪害なども、この東御市の地域防災計画では対策が立てられています。同僚議員も昨日詳しく取り上げておりましたが、土砂災害警戒区域も市内にあります。

そこで確認しておきたいと思います。福祉避難所について、警戒区域などに立地している施設はあるのか、お伺いいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） おはようございます。窪田俊介議員の再質問にお答えいたします。

福祉避難所の警戒区域の中に立地している施設はあるのかというご質問でございますが、災害時に福祉避難所として開設の対象となる20施設のうち、地域防災経過にあります土砂災害のおそれのある区域に立地している施設は5施設ございます。

○議長（櫻井寿彦君） 窪田俊介君。

○1番（窪田俊介君） 警戒区域などに立地している施設が5施設あるとの答弁でありました。もちろん東御市の防災計画では、そうしたことへの対応も組み込まれているんですが、そうするとやはり先日堀議員が指摘したとおり、災害時の避難には災害の種類や集落の実態に合った行動がとれ

るよう、周知や住民同士の取り組みが重要になってくるのではないかと私も考えるものです。

余談ではありますが、福祉避難所についても今回の熊本地震で課題が浮き彫りになりました。被災した熊本市では、福祉避難所としているスペースは十分あったそうです。ところがマンパワーが足りず、当初まともに機能しない状態になったそうであります。福祉現場の恒常的な人手不足に加えて、非常時においては更にマンパワーが不足する、それが顕著にあらわれたそうです。こうしたことも我々今後頭に入れていく必要があるのかなと考えるものです。

次に、生活、なりわいの再建に関する情報共有の点で再質問してまいります。6月7日付の「信濃毎日新聞」で、県内17市町村が災害時の仮設住宅建設候補地を未決定と報道されておりました。東御市は候補地が決定されているようではありますが、具体的にどこなのか、お聞きしたいと思います。

また、昨今災害廃棄物の仮置き場なども重要視されており、災害廃棄物の仮置き場は既に事前に候補地があるのかどうかもお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 都市整備部長。

○都市整備部長（寺島 尊君） 窪田議員の仮設住宅の候補地ということでございますけれども、県が平成27年3月に公表いたしました第3次長野県地震被害想定調査報告におきまして、想定被害の内容に変更が生じておりますので、応急仮設住宅建設候補地につきましても、現在、内容の見直しを行っているところでございます。

候補地といたしましては、市民プール南側にあります東御中央公園第1駐車場、芝生駐車場であります東御市中央公園第3駐車場、八重原の白樺池南にあります稚蚕飼育所跡地を候補地としております。

○議長（櫻井寿彦君） 市民生活部長。

○市民生活部長（土屋一夫君） ご質問にございました災害の廃棄物の仮置き場についてお答えを申し上げます。

国におきましては、平成26年3月に都道府県及び市町村における災害廃棄物処理計画の作成に資することを目的に、災害廃棄物対策指針が策定され、平成28年3月には県において同指針を踏まえ、県地域防災計画との整合性を図りながら、災害廃棄物処理計画が作成されたところでございます。

市におきましても、国の指針や県の計画を踏まえ、近隣市町村や広域連合と協議、連携を図る中で、市の災害廃棄物処理計画の作成について検討を行う必要があると考えております。

国の指針におきましては、実効性のある処理計画の策定を求めており、その重要な要素の1つとしてお話の仮置き場の候補地の検討が挙げられておきまして、災害廃棄物処理計画の作成の段階で、他の課題も含め、総合的な見地から検討する中で行う必要があるというふうに考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 窪田俊介君。

○1番（窪田俊介君） 仮設住宅、災害廃棄物の仮置き場においても、両方とも見直し中ということでありました。

最初の一括質問でも述べましたが、やはり地域の防災力というか、そうした助け合っって難を乗り切る力の必要性を今回熊本地震を見ていて痛感しております。

そこでお聞きしますが、地域の自主防災組織への助成制度が幾つか東御市にもあります。例えば地域防災組織育成助成事業の活用状況などはどうなのか、お聞きしたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 再質問にお答えいたします。

自主防災組織の防災活動に必要な設備の助成につきましては、自治総合センターの事業であります地域防災組織育成助成事業がございます。この事業におきましては、各区等のAEDや無線機、ヘルメットなどの購入にお使いいただけます。例年ほかの自治会関連の補助金制度と一緒に各区長さんにご案内をさせていただき、お問い合わせもいただいておりますが、活用は現在のところされてはおりません。

なお同様の事業といたしまして、社会福祉協議会が実施しております赤い羽根共同募金を活用した安心・安全なまちづくり活動支援配分においても、防災物品の整備助成がございまして、例年数区においてAEDや発電機、テントの購入にご利用いただいておりますとお聞きしております。

○議長（櫻井寿彦君） 窪田俊介君。

○1番（窪田俊介君） 自主防災組織の活動の補助、結構あるんですが、なかなか当事者というか、住民自身が課題、これからどうしたらいいんだろうというのが見つけにくいのかなというのも、今の制度があってもなかなか使われていないのかなと少し考えております。

防災に対する質問最後になりますけれども、熊本地震と、この引き続く地震活動を見ますと、長く強い余震が続き、車中避難をせざるを得ない状況になり、このことは当初は行政の実態把握にも時間を要してしまいました。これはその後の生活再建に向けた取り組みにも影響したと考えます。仮設住宅への入居が始まったのは、熊本県の甲佐町で発生から52日だったそうです。これは阪神・淡路地震での最初の入居が16日後、発災から16日後、東日本大震災の岩手県では29日後だったのに比べてかなり遅れていることがわかります。

懸念されるのは、生活再建への歩みが遅れる、そのことはあり得るんですが、その期間に住民がこの土地で再建することをあきらめてしまわないかということでもあります。災害に関して、紀伊半島ですか、2011年の3.11の半年後に豪雨災害が襲いました。あそこは土砂崩れが非常に多く発生して、十津川村ですか、十津川町だったか、ちょっと記憶がうろ覚えですけども、本当にまちじゅうが山崩れ、しかも深層崩壊という形ですべて埋まってしまうような大災害になりました。実はあの十津川というのは100年前にもそうした災害に遭っていて、そのときには村の再建をあきらめて、ちょうど明治政府だったんですか、北海道への開拓、移民をしたそうです。新十津川町というのが今、米どころで有名ですけども、そこが実は村を捨ててそちらで再建したという、その土地を捨てるといった歴史もありました。ですが今現在、今回も被災した紀伊半島の十津川、そこはその土地に残って再建した、皆さんがまちをまた、今回また被災をしたんですけども、頑張っって再建し

ているということであります。

実際にこの東御市で想定されている災害、特に地震災害などではここでもあり得ることだと私は考えます。東御市の地震被害想定は、主に糸一静構造線断層帯の地震で震度6弱の揺れであります。ですがこの糸一静構造線断層帯での地震は、歴史的には近いところでは安政東海地震、その約30時間後に行ったのが安政南海地震であります。連動した発生で、日本、関東一帯に被害をもたらした歴史があります。安政東海地震のおよそ70年後の関東大震災まで、関東一帯は活発な地震活動を続けていました。繰り返しの強い揺れというのは実際に歴史的にもあったということです。

昭和4年に出版された「長野県震災史」、昨日図書館でちょっと見たんですけども、関東大震災では滋野村で1つ、住居ではないけれども建物が壊れたという記録があるぐらいの被害です。実際に震度6とかそのぐらいだったようですけれども。ですが軽井沢方面に行くほど土蔵が壊れていたり、被害が大きくなっていったそうです。つまり東御市が地震災害に遭うときは、周辺地域もかなりダメージを受け、援助の手も少ないということはあるのではないのでしょうか。

実際、南海トラフ、今、災害対策がとられていますけれども、ここで想定されているのは、実際に被害状況、東日本大震災のときに助ける側と助けられる側の比率が12対1だったのに対して、南海トラフでは5対2になると考えられています。また、こうした繰り返し起こる地震、その間に豪雨災害も緩んだ地盤のもとで起こるとも限らないということが想像できるわけです。もちろん私、専門家ではないので、あくまでも想像の範囲で、あまり暗い話をするなど言われたんですけども、参考している歴史も数百年という地球の歴史上からするとほんのわずかな時間のことです。ただ、今、私、想像で話はしましたけれども、実際はこの間でき上がった東御市の国土強靱化計画で既に想定されている内容でもあります。

いずれにしても災害に対して、地域の力をつけていくことを怠ってはならないというのが今回の私が強く思ったことでもあります。その意味で、災害があってもこの土地で生活を再建し、住み続けていけるよう事前に生活再建のロードマップ、住民と共有というか、共有という言い方が正確かどうかはわからないんですけども、そうした取り組みが必要ではないかと私は思います。こういった取り組みを検討すべきではないか、改めてお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 再質問にお答えをいたします。生活再建のロードマップ、取り組みを住民と共有しておくといった取り組みを検討すべきではないかというご質問でございます。

被災された方々が安心して、東御市で生活再建をしていただくためには、罹災証明の取得から仮設住宅への入居といった手続きがスムーズに行われることが重要であり、また、そういった生活再建に必要な情報を速やかにお知らせすることが、避難生活における不安を少しでも和らげるために必要なことであると考えております。

被災された方々が、この土地での生活再建をあきらめてしまわないよう、災害時にはどのような支援がいつ受けられて、生活再建のめどがいつ立つのかといった情報を適切な時期にきちんと情報

発信していくほか、きめ細やかな支援が受けられる相談窓口の設置に努めてまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 窪田俊介君。

○1番（窪田俊介君） やっぱりいろいろ住民自身が災害についてイメージが持てる、そういったことを土台にすれば、やっぱりやるべきことというのも住民同士でも見えてくるのではないかというのが私の考えです。

先日、うちの区長さんも9月というか、防災の日に「何か勉強になるようなDVDとかないの」と言われて、消防署に聞いたりもしました。そうした取り組み一つ一つ、いろいろ知恵を出しながらやっていくことが、やっぱり地域の防災力というか、強い地域づくりになっていくのかなということで、この防災の質問を終わりにいたします。

次に、憲法についての市長の答弁をいただきました。様々な議論が必要だということでありました。冒頭述べたとおり、私の考えでは安倍首相、自民党の憲法改正案を国民にお示ししたいとしてきました。直前まではアベノミクス選挙だと繰り返し、もちろんアベノミクスの是非は争点の1つでありますけれども、そこだけに争点を絞ってはならないという気がしております。2013年の参議院選挙でも、アベノミクス一本に絞って議席を増やしたんですが、その後やったのは秘密保護法、集団的自衛権行使容認の閣議決定の強行でした。14年の選挙でも、アベノミクスで戦い、その後やったのは安保法制の強行でした。そうした事実を見てくると、やはり憲法議論、そもそも今の暴走する安倍政治、憲法の立憲主義そのものに逆行する、そうした姿勢をやはり問わなければならないのではないかと私は思っております。

次に、人権平和宣言についてですが、新市において、新しい、合併して合併前のそれぞれの町村で核兵器廃絶の取り組み、そうしたものが行われてきて、東御市になってもその行動は継承してきたということでした。その中で、オバマ大統領の広島訪問、そうしたものを見る中で、やはり一人ひとりの人権が守られて、そして地域社会なくして平和はないという、そうしたことをおっしゃってございました。私も同感であります。平和への取り組み、非核、核兵器をなくそう、そうしたものを北御牧時代、東部町時代、住民の皆さんが力を合わせてあそこの平和の像をつくったり、そうした歴史があり、やはりそれを大切にして、人権が守られる平和な世界をつくるために、地域から発信していくことを私も歓迎しまして、私の質問といたします。

以上です。

○議長（櫻井寿彦君） 受付番号11 小学校改修計画について、受付番号12 小学生の放課後の居場所について、受付番号13 不登校対策について。山崎康一君。

山崎康一君。

○6番（山崎康一君） 議席番号6番、さわやかな風の会、山崎康一です。今、私が返事をしたとき、皆笑いましたので、普通に、あまり元気を出しすぎますと、マイクも割れると思いますので、普通にいけばいいかと思っています。

通告に従い、質問をします。本日、一般質問最終日、同僚議員と質問が重複する場合もあるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

今議員の任期も残すところわずか半年を切りました。4年余りの議員生活の中で私にはたまたま小中高と子どもがいたこともあり、現場での声も多く、学校教育中心に一般質問をしてきました。一番下の子ども今年から中学生となり、小学校に足を運ぶ機会も減ってしまいましたが、納得するまで根気強く、今回も小学校を中心に質問をしたいと思います。

まずは小学校改修計画についてです。

この小学校改修計画については、トイレの改修を中心に2回取り上げさせていただきました。昨年9月の議会では、田中小のトイレと普通教室の天井の老朽化の質問をし、教室の天井については教育委員会の方ですぐ調査をし、春休み中に塗装工事に入り、対応をしていただきました。保健室のシャワー室についても同様です。

4月に小学校に行く機会がありましたので、玄関を入ると保健室の先生が駆け寄ってきて、設置されたシャワー室を見せていただきました。教室の天井は数人の先生方と一緒に見てきましたが、先生方は子どもたちの表情がとても明るくなったと喜んでいました。私もきれいになった天井を見上げると、子どもたちの笑顔が目に見えられました。先生方との会話の中で、「あとはトイレだね」と言っていました。

今回、4月に市長選挙があり、公約の中にも小学校改修計画がありました。そして市長も3期目の当選をし、今議会の補正予算書には、市内小学校施設整備計画策定の予算もありました。言葉がいよいよ文面になり、取り組みがスタートすることになります。

そこで2点お聞きします。所信表明の中にある市内5小学校の改修や長寿命化を含めた老朽化対策とあるが、具体的にどう進めていくのか。

2点目、トイレの改修と具体的に言っているが、別枠で考えていいのか。

続きまして、小学校の放課後の居場所についてです。この問題は、年間1回のペースで質問をさせていただいています。

家には誰もいない、1人で留守番をするのは心細い、また1人で留守番させるのは危険だといった声が多くある中で、私は4年間、議員にさせていただいたときより最重要課題として取り組んできました。昨年より児童クラブの高学年の受け入れが可能になり、児童クラブを利用する皆さんのニーズにはこたえることができ、一定数の放課後の居場所は確保できました。児童館の方は、スペースの問題もあり、難しいと思いながら取り組んできました。

教育委員会とのやりとりの中でも、平行線のまま進んできましたが、昨年第1回定例会の教育次長の答弁では、和については当時から高学年を受け入れている。北御牧についても全員預かっている。田中、滋野、祢津については容量の問題さえ解決できれば、高学年の受け入れもやぶさかでない。1年生から6年生が混在すると、指導員の指導力、あるいは人員体制にも問題があるので、そういった問題がクリアできれば受け入れる方向で検討していきたいという前向きな答弁でした。

そこで2点、お聞きします。小学生、児童館、児童クラブの利用状況は。

2点目、高学年の児童クラブの利用が可能になり、ある程度のニーズにこたえることができたと思うが、今後高学年の放課後の居場所を確保するための取り組みをするのかについて、お聞きします。

続いて、不登校対策についてです。

私は昨年より田中地区の育成協議会会長という立場で、いじめ・不登校対策委員を務めさせていただいております。今議会の一般質問もそうですが、私は学校教育を中心に、いじめ問題、インターネット問題、部活動、放課後の居場所など、様々な問題に取り組んできました。その中で、今回初めて不登校対策について質問をしたいと思います。

学校に行かなくなる理由については、一般的に勉強についていかれなくなる、友達関係がうまくいかない、いじめに遭う等が考えられますが、委員会でのやりとりやPTA役員を通じて聞こえてくる声は、もっと奥が深く、子どもも一人ひとりの考え方や受けとめ方が違い、簡単に解決できる問題でないように思います。

仮に小学校に通う子どもが学校に行くことができなくなり始め、休む回数も増え、そのまま中学校に上がったとき、中1ギャップにもなってしまう、不登校になってしまうと思います。中学校で不登校になってしまうと勉強にも差し支え、高校進学が困難になってしまうと思います。今の学歴社会の中で、中学を卒業する15歳という年齢は、これから歩む人生を8割を決めてしまうといっても過言ではないと思います。未来ある子どもたちのために、1人も残さず不登校をなくさなければならぬと思います。

そこで2点、お聞きします。市内小・中学校の不登校の現状は。

2点目、不登校は何が原因で、それに対してどのような取り組みをしているのか。

以上、3項目6点についてお聞きします。

○議長（櫻井寿彦君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） おはようございます。

受付番号11、山崎康一議員の小学校改修計画のご質問につきまして、市長、教育長に代わり、お答えをいたします。

市内5つの小学校につきましては、建築後三十数年から40年を経過しておりまして、老朽化してきているところでございますけれども、各小学校とも構造体の耐震補強工事、また非構造部材の耐震補強工事を完了していること、また児童・生徒数の動向予測を踏まえまして、昨年11月の総合教育会議におきまして、中期的には現小・中学校の通学区及び学校配置はおおむね現状どおりとすることを前提として、施設の維持及び長寿命化を図ることを決定いたしました。

施設の長寿命化を図るために必要な改修工事やリフォームを行いながら、将来における5小学校の建替えペースを緩やかにして、費用負担の平準化を図ってまいりたいと考えております。

長寿命化に当たりましては、よりよい教育環境を確保するため、トイレの改修を最優先と捉え、

更にはバリアフリー化、給食施設の拡充、学校ICT教育環境の整備など、学校施設の機能維持と今後の機能拡充を考慮して、長期間有効に使用できるよう必要な整備内容を盛り込むこととなります。

また、改修にも多額な費用を要することから、その財政準備もしながら、維持管理費やメンテナンスサイクルの見通しを整理して、効率的、効果的な施設改修を行うことで、トータルコストの縮減にも努めたいと考えております。

なお計画の策定に際しては、学校関係者や地域の要望、意見も十分にお聞きをし、整備計画に生かしてまいりたいと考えております。

続きまして、受付番号12 小学生の放課後の居場所のご質問につきまして、教育長に代わり、お答えをいたします。

1点目の小学生の児童館、児童クラブの利用状況でございます。まず児童館でございますが、5つの児童館の合計で、昨年度の1日当たり平均利用児童数は295人でありました。本年度は4月と5月の2カ月において、平均321人の児童が利用しており、利用人数が増加しております。

次に、児童クラブでございますが、昨年度は4つのクラブ合計で1日当たり平均108人の利用でございましたが、本年度は同じく133人の利用となっております、こちらも増加しているところでございます。

2点目の高学年の児童クラブの利用が可能になり、ある程度のニーズにこたえることができたと思うが、今後高学年の放課後の居場所を確保するための取り組みをするのかについてでございますが、田中と和の児童クラブにつきましては、新たな場所を設けて高学年の受け入れを行っているところでございまして、その他の児童クラブにつきましては教室にスペースの余裕があることから、低学年と一緒に受け入れとなっております。今年度の高学年児童の利用状況でございますが、1日平均で申し上げますと、田中10人、滋野4人、祢津6人、和5人と、希望する児童全員の受け入れができています。

児童館と児童クラブは、放課後の居場所としての中核的施設でございまして、現状では充足していると判断はしておりますけれども、今後も希望者の増加が予測されることから、地域での活動の場づくりといったものも期待をしつつ、対応してまいりたいと考えております。

一方で、各小学校施設の長寿命化のための改修を鋭意進めてまいりますので、あわせて老朽化が著しい児童館の建替えにつきましても、具体的に検討する時期になってきていると考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 教育長。

○教育長（牛山廣司君） 受付番号13 不登校対策について、お答えします。

1点目の市内小・中学校の不登校の現状についてであります。これまでの不登校児童・生徒数の在籍比率は、中学校では県下ワーストでありました平成22年度の4.97%をピークに、その後は4.03%、3.19%、2.07%、平成26年度は2.57%（後刻訂正あり）と減少して、平成25年度以降は長野

県平均を下回り、平成27年度は2中学校で合計23名、2.62%という状況でありました。

小学校におきましては、以前から県平均と同水準で推移しているところであり、平成27年度は5小学校合計で6人、0.37%でありました。

2点目の不登校の原因と、それに対する取り組みについてお答えいたします。原因としては、様々な点が考えられるところであります。まず環境要因としては、友達関係をめぐる問題、学業不振、教師との関係をめぐる問題や家庭環境などであり、また本人自身の要因としては、不安などの情緒的混乱や無気力、病気などであります。

対応についてであります。中学校における不登校在籍率の改善については、学校応援団編成による個別対応のほか、心の教室相談員や支援員の配置、臨床心理士を含め、教職員が連携を図り、またスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる相談活動と、きめ細かな対応をしてきた結果と考えております。

小学校においても、中学校と同様に対応しているところでありまして、今後においても早い段階でのきめ細かな対応により、不登校児童・生徒が増えないよう留意してまいりたいと考えております。

更に今年度から新たな取り組みとして、心の教室相談員が地区公民館を活用し、学校に行きがたい児童・生徒のニーズに応じた支援を始めたところであります。

また、未然防止が重要であることから、Q-U調査、学校満足度調査をもとに、よりよい学級運営に努めるとともに、学級での様々な活動を通して、各自が自己肯定感を高めたり、集団として取り組むことのすばらしさを実感させながら、個人と集団を結びつけるような働きかけを行っております。

今後も早期発見、早期対応により、配慮を要する児童・生徒への個別対応と未然防止に向けた人間関係力を築く学級集団づくりによって、不登校児童・生徒の対策を進めてまいります。

○議長（櫻井寿彦君） 山崎康一君。

○6番（山崎康一君） 再質問をします。ここからは一問一答で質問します。項目ごとまとめていきますが、よろしく願います。

小学校の改修計画についてです。私自身も大規模な改修については、少し反対な面もあります。中学校がまだまだきれいに保たれていて、保育園は建替えができ、唯一長い年月を子どもたちが過ごす小学校が古いというのは、本当にかわいそうに思います。しかし市内5つの小学校を大規模に改修となれば時間も相当かかりますし、財政的にも相当な負担がかかると思います。また、今回の熊本地震で、大きな被害をテレビ等で見ましたが、特に宇土市役所の上層部がつぶれた映像を見たとき、東御市の市役所をはじめ学校、体育館と耐震化に対し、より早く取り組み、万が一に備え、市民の避難できる場所がしっかりとできていることの大切さを改めて思い知ることができました。

今、現段階で学校施設は快適さに関しては少し足りないと感じますが、安心さは確保できているので、不自由な部分をスピーディに直していくことが一番だと思います。

ここからはトイレの問題に入りますが、このトイレの問題についてはにおいの問題と洋式化の問題、2点の質問をしてきましたが、においの問題に関しては、十分理解をしていただいていると思いますので、洋式化の面で少しお話をさせていただきたいと思います。

ここにいる皆さんの自宅に置きかえて考えてみてください。洋式でないお宅はどのくらいありますでしょうか。今や和式のトイレというお宅はほとんどないと思います。築年数がたっている家でも、トイレだけは洋式にかえるというお宅も多いように思います。それどころか、ウォシュレットというのも当たり前になっており、外に出かけたときでさえ、ウォシュレットのついたトイレを探すのが現状です。市役所も中央公民館も快適になりましたし、大人だけ使い心地のいい場所に入れて、生まれたときから洋式で育った子どもたちが、使ったことのない和式トイレを使うというのは、ちょっと不憫に思います。においの問題とは別に、洋式化には当然すべきだと思います。

それから1つつけ加えさせていただきますが、このことはもちろん教育委員会も把握されていると思いますが、田中小学校のトイレは男女の入り口が一緒で、先生方もそのことに関して、とても懸念されていました。今の時代ですから、いろんな面で子どもたちの成長も早いですし、高学年ともなれば男女が同じトイレに入るというのは本当に苦痛だと思います。トイレのことは別枠で何とか早急に対応していただきたいと思います。今の答弁で、トイレは最優先事項とのことでしたが、具体的にいつごろからできるのか、はっきりとした時期を教えてくださいたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（櫻井寿彦君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） トイレの改修時期を明示せよとの質問でございますけれども、その前に議員の方で大規模改修反対というような発言がございましたけれども、私どもは長寿命化で考えておりますのは、全面改築については先送りをすると、そのための長寿命化計画を立てるわけでございます。長寿命化をするためには大規模改修が必要である、その第1弾としてトイレの改修を予定しているという位置づけでございます。

とりわけ田中小学校、滋野小学校につきましては、2、3年前から申し上げておりますように、まずすべき改修、大規模改修工事であると認識をしております。ただ、それぞれ今の概算で1億円近くはかかるであろうということございまして、工法につきましては自来、実は別棟で建てなければ現状の改良はできないという認識でございましたが、今年になりまして建築専門家に現地を見ていただきましたところ、現在のトイレ施設の位置で改修ができそうだという見込みが立ちましたので、その旨で設計の準備をしているところでございます。

改修の時期につきましては、予算配分ですとか、あるいは国の補助の採択という壁がありますので、確実にとは申せませんが、平成29年度、田中小学校、滋野小学校とも改修する予定で今、準備を進めているところでございます。

○議長（櫻井寿彦君） 山崎康一君。

○6番（山崎康一君） 理解しました。

私はこの4年間の中で、小学校のトイレ問題、次に触れる児童館の問題は最重要課題として任期中に解決できるように取り組んできました。4月に市長選挙があり、そのときには子どもたちに係る問題としては、市民プールの話もありました。市民プールは流水プールを直し、スライダーはやめる方向との話があります。スライダーを直してほしいとの意見もありますが、私個人的にはプールに来る子どもたち全員が使う流水プールは直していただけるので、スライダーを直す費用があるなら、小学校のトイレに回していただきたいと思います。

東御市民のほとんどの大人がいる家でも、外出先でも、洋式トイレに入ります。小学校は古くて、くさいトイレを使っているという現状を私たちは理不尽に思います。何とか最低限トイレだけは早急にきれいにしていただきたいと思います。

最後に、市長にトイレを含めた小学校改修計画の考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 山崎議員のご質問にお答えします。

スライダーを改修するのに約8,000万円ぐらいかかるというふうに言われています。補助事業が入ってくるかどうかわからないという状態の中で、確かに小学校のトイレの方が優先順位が高いというふうに市でも認識いたしておるところでありますけれども、やはり長寿命化という考え方の中で、国の理解を得たり、それから複合化という考え方の中で、どこまで市民のご理解を得ながら、規模縮小、もしくは共用という説明をしきって、国の協力が得られるかということがプールの課題になっているということでありますので、まず利用者が減っている現状に鑑みて、市がそのための努力をし、市民がそれを各論まで納得していただけることが、国の支援を得ていく重要な要素かなというふうに思っています。

いろんな議論がトイレに関してもありました。議員のおっしゃることは私もそのとおりであるというふうに思っています。ただ、災害時に水洗トイレが使えない状態の中で、子どもたちがサバイバルという形の中で、野山で穴を掘って、用を足せる能力を身につけていくというようなことも、また公衆便所がすべて洋式にかわっていない現状の中で、そういう習慣を身につけさせる必要もあるという議論もかつてはあったわけありますけれども、それも今となっては時代の流れの中で洋式化という形を歩んでいくという形になってきているというふうに考えております。

いずれにいたしましても財政的に厳しい状況の中で、今、5つの小学校を大規模改修でしので、更にその先の人口減少が落ちつく時代を見越した計画的な建替えをも眺望しつつ、それまでのつなぎをしっかりとやっていくということが優先課題としてあるというふうに考えております。

財政的措置もコンセンサスを得ながら、基金に関して、そのための基金造成等も考えながら、総論賛成各論反対にならないように、しっかりと説明責任を果たしてご理解をいただくと。それから教育機関としてだけでなく、地域にとって小学校というのはふるさとの中心的施設であるというふうに認識いたしておりますので、地域の皆様方と小学校のありようを考えていくということも、地域づくりにつながる重要な要素であるというふうに思っておりますので、一日も早くということ

と同時に、より多くの地域住民の皆様方が小学校のことをおもんばかっていただける、そういう体制づくりをつくりたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解、ご協力をお願いいたします。

○議長（櫻井寿彦君） ここで15分間休憩します。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時43分

○議長（櫻井寿彦君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。一般質問を続けます。

山崎康一君。

○6番（山崎康一君） 小学校の居場所についての再質問をします。

足りているというとの答弁でしたが、また最初の質問の繰り返しになる部分もありますが、当然児童クラブは法改正により6年生まで受け入れることが可能になったため、ニーズにこたえられるようになったのはわかります。ただ、児童クラブ100人に対して、児童館は300人以上の利用があります。3倍ものニーズがあるということです。放課後の居場所をまだ相当必要としている高学年の子どもがいます。

東御市児童館運営委員会の資料の中には、児童館と児童クラブの違いが記されています。児童館は児童に健全な遊びを与えて、健康の増進や情操を豊かにすることを目的とする児童厚生施設、児童クラブは児童の健全育成を図る事業です。内容は保護者が労働等により家にいないとき、放課後、または学校の休日に生活の場を与える、いわゆる学童保育をすることです。

私なりに解釈すると、児童館は親が迎えにくるのを待っている場所、児童クラブは親が迎えにくるまで預かってもらう場所のように感じます。児童館と児童クラブでは、全く別物だと思います。

昨年の次長の答弁も前向きだったと思いますが、また2年前の答弁でも全小学校の児童を対象にする方針となったこととも重なり、放課後児童の在り方、居場所については検討しなければならないと言っています。児童館運営委員会の資料に目を通した限り、高学年の受け入れを検討したことは載っていませんでしたし、児童館運営委員会の会議でも、そういった話は全くありませんでした。どこかで検討されましたか。また、本当に高学年の受け入れが無理なようなら、ほかの措置を示す必要があるかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（櫻井寿彦君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 小学校高学年の居場所につきましては、ここ2、3年特に何人かの議員がご質問いただいているところございまして、教育委員会といたしますと本来的には、子どもたちは学び、育つものでございますので、どこかで預かるということが一番いいことだという認識はしておりません。特に小学校高学年になりますと、1人では過ごせない、家に帰れない、家庭はもちろんあるかと思いますが、すべての児童を家庭とは別の場所で預かることが最善の策だというふうには考えておりません。それぞれ子どもが自立していくための過程でございまして、

早く育つ子もいれば、育ちが遅い子もいます。それぞれ大人に向かって自立するための経過期間という認識でありまして、そのような中で、市とすれば児童館、児童クラブという2つの施設を用意しております。それぞれ違いにつきましては、議員今、ご説明のとおりでございます。更には地域で運営する放課後子供教室、更には既にそれぞれご努力をいただいております地域の育成会、公民館、スポーツサークル、クラブ、あるいは塾といった放課後の過ごし方はそれぞれの家庭によって様々であります。それをもちろん否定するわけではなくて、様々な過ごし方の中の場所として児童館、クラブは位置づけられるのであろうかなど。検討は十分いたしております、これからも必要であろうと思います。時たま児童館運営委員をお務めいただいて、その中で説明がなかったということでございますけれども、教育委員会とすれば常に放課後の居場所、その在り方、施設の今後につきましては、議論を常にしているところでございます。

○議長（櫻井寿彦君） 山崎康一君。

○6番（山崎康一君） 私はこの4年間、児童館、放課後の居場所について取り組んできましたが、そろそろ自分の中でも結論というか、そういう考え方をあれしなければいけないなどは思っています。

私は、この4年間、児童館を利用したい保護者の意見を聞き、質問をしてきました。今回、児童館運営委員会の委員になり、児童館側の取り組みや先生方の思いなども少しだけ勉強することができました。あの狭い施設の中で、大人数の子どもたちの面倒を見て、なおかつ1人に目を配り、いろいろな行事も企画されています。もしあの場所に高学年の児童を受け入れてしまえば、今以上に大変で、何より安全面の不安が大きくなると思います。そういったことを考えると、今の現状では、高学年の受け入れというのは不可能な気がします。

だからといって、地域と協力してということも不可能に近いと思います。しかし依然放課後の居場所を必要としている子どもたちは多くいます。このことについては、これ以上は無理なんだと説明することも行政の役割だと思います。私個人的には、小学校のPTA総会等で、児童館の取り組みや現状等を児童館の先生から、保護者の皆さんに伝えてもらうことができれば、少しでも理解してもらえるのではないかと思います。

その上で、以前教育次長がおっしゃった1人で家に帰り、留守番をしながら勉強する子どもたちを育てていくことが、教育委員会の役割ではないかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（櫻井寿彦君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 特に児童館につきましては、場所、スペース、あるいは指導員の制約があるということがございまして、なかなか子どもの人数が多かったり、あるいは高学年混在の場合に、実は事故等も相当ございますので、理想的な環境ではなくなりつつあるということも現状認識しておりまして、先ほど申し上げました和児童館の移設、改築に当たりましては、そのようなことも考えながら、これからの在り方の第一歩にしていきたいと思います。

それから繰り返しになりますけれども、子どもたちはあくまでも家庭を基本に育つもの、また、

学び、あるいは社会性は学校において学ぶもの、そして子どもたちが自由に遊び、また学びながら自主的に自立して育つということも大変重要なことをごさいます、私どもとすれば小学校低学年、高学年、中学、そして高校へと、それぞれの過程において子どもたちの過ごし方というものを時代の移ろいもごさいますけれども、しっかりと把握をしながら対応してまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 山崎康一君。

○6番（山崎康一君） 続いて、不登校についての再質問をします。

私も昨年より、いじめ、不登校対策委員をしていますので、いじめ、不登校の原因、対策等少しは理解しています。

昨年第3回いじめ・不登校対策委員会の資料の中に、「長野県県民新聞」の記事が載っていました。少し紹介させていただきますが、「平成22年度本県中学校の不登校比率は2.8%、長欠者比率は4.0%、不登校比率は前年に比べ減少したが、長欠者比率は増加、全国8位の高さにあった。全国的に危機感がつのる中、東中の不登校率は5%、長欠者は6.2%と危機的状況にあった全県平均1.5倍以上の高い比率であった。このような状況を受け、東部中は地域の応援を得ながら、不登校対策に取り組み、結果、26年度の不登校率は2.8%、長欠者は3.6%と26年度全県平均の不登校率2.6%、長欠者比率4.2%を大きく下回る現状にまで減少した」と書いてありました。その取り組みの内容も細かく記事になっていました。

数字にもあらわれ、取り組みがうまくいっていることがわかります。また、第1回不登校委員会の中で、東部中学校の教頭先生だったと思いますが、本年度も長欠者を中心に、力を入れてやっていきたいとの話もありました。

そこで1つお聞きします。保健室登校、また保健室の役割について、教育委員会の考え方をお聞きします。

○議長（櫻井寿彦君） 教育長。

○教育長（牛山廣司君） 再質問にお答えする前に、先の私の答弁で、平成26年度の中学校の在籍比率2.57%と申し上げましたけれども、正しくは2.52%で、平成26年度は2.52%、訂正して申し上げます。

保健室の役割についてお答えします。保健室は、学校保健安全法に基づいて運営、経営されるものというふうに認識しておりますけれども、児童・生徒の心身の健康保持・増進、安全の確保、これが大きな業務というふうになります。

学校の中では、更にそれに基づいて細かく保健室の業務の内容、あるいは実施することを決めだしております。大事なことは、日々の健康観察であり、その状態を心、体の状態を把握するという業務であります。

そういう中で、健康と疾病等含めまして、心の状況についても把握するのは相談に乗っていく等、大事な役目というふうに考えています。

保健室登校につきましては、児童・生徒を見ますと多様な問題や課題を抱えてくるわけでありますので、そのことを否定することは全くいたしません。保健室を選んで相談にくるわけでありますので、養護教諭中心に相談に乗って、先に申し上げた心の問題を把握し、自ら解決できれば一番いいわけですが、そういう方向に導くこととしております。保健室登校についても、これは登校扱いということは考えているところであります。

○議長（櫻井寿彦君） 山崎康一君。

○6番（山崎康一君） 今、保健室登校に関しての教育長のお考えをお聞きしました。

私は第1回のいじめ・不登校対策委員会のときに、保健室登校については、どうお考えですかと教頭先生にお聞きしたところ、保健室は1時間しかいられないようになっていたとお答えでした。新聞記事に、保健室の先生は生徒にとって何の利害もなく、何でもできる、相談できる存在と書いてありましたが、いい意味では子どもの支えになっていると思います。保健室に集まる子どもは、不登校に当てはまらないということだと思いますが、私からすると不登校のように思えるんですね。保健室を見ると毎日生徒がたくさんいることが異様に思います。

また、私は子どもたちのつながりも多く、LINEでやりとりする子どもも何人かいますが、毎日のように頭が痛いと言って、早退する子もいます。そういった子どもは教室から保健室に行き、帰る、また、この学校側も不登校にさせないため、1時間でもいいから学校に来るように促す、そういったことは数字に出てきませんが、不登校と私は同じだと思うんですけども、これに対してはどう思いますか、お答えください。

○議長（櫻井寿彦君） 教育長。

○教育長（牛山廣司君） 保健室登校は不登校かどうかということでありますけれども、結論的には学校に来ているわけですので、そういう考え方は持たないということであります。よく学校に来たねという中で、その悩んでいる様相を十分指導する者、養護教諭、あるいは学級担任にそのことを伝えて、連携をとって行くわけでありますけれども、心を読み解いて、やはり自分の今の力で解決し、自分の学校における在り方につなげていければいいかなというふうに思っております。

多様な課題を持ってくる生徒であります。抱えている生徒でありますので、じっくり時間をとって、やはり心を読み取っていく必要があるかなと、重ねるようでありますけれども、そこが大事なところだと思います。

その上で、不登校というふうに保健室に来る生徒を見ていくのは、やはり様々な理由があるので、必ずしも不登校に移行するとは限らないわけでありまして、その理由を読み解いて、やはり本当に健康上の問題であれば、医師、医療へつなげてまいりますし、心の問題であれば、心の教室相談員につなげていく、あるいは学級内の問題で、少し悩んでいるということになりますれば、きちっと担任を踏まえて、それはケース会議なり支援会議といいますけれども、そういうところで共通理解をして、対応していくということになるかなと思います。そんな対応の仕方が大事であって、一概に不登校に移行する等という考えは持たないことが肝要かなということをおっしゃっております。

○議長（櫻井寿彦君） 山崎康一君。

○6番（山崎康一君） わかりました。保健室に行き始めたころから、何らかの対策をとっていただければと思います。ゆっくりと、時間をかけてとありましたけれども、3年でものすごく短いんですね、やっぱり。

最後に、我が家の体験を少しだけお話をさせていただきます。私には今年中学校を卒業した娘がいます。私の娘は高校受験はしませんでした。通信学校に通いながらバイトをしています。娘は明るい性格で、少し正義感の強い、どこにでもいるような普通の女の子です。

3年前に中学校に入ると、運動部に所属し、しばらくは普通に中学校生活を送っていました。しかし夏ごろ、友達との折り合いが悪くなり、部活動を休みがちになりました。2年生でクラスがえがあり、学校も休みがちになりましたので、私は何とか学校に行かせようと厳しく言い聞かせ、学校に行かせていました。

2年生のころは、担任の先生も娘が学校を休むと家に足を運んでくれ、それにこたえる意味でも親としては最大限の努力をしましたが、学校に無理やり行かせるとその日の夜、娘は自分を傷つける。親として学校に行かせる手段はなくなってしまいました。

3年生になり、進路を決める時期になり、私は高校には何とか行ってくれるだろうとかすかな望みを持っていましたが、そのときは全く学校に行かなくなり、結果、高校受験をすることはありませんでした。また、担任の先生も一度も足を運ぶことはありませんでした。

中学校で不登校になってしまったら、社会に出たとき引きこもりになってしまう可能性も相当な確率であると思います。また、社会からも見放されてしまうような気がします。

不登校対策は、数字をゼロにすることではなく、取りこぼしをせず、子どもたち一人ひとりに合ったやり方で不登校をなくしていただきたいと思います。

私は学校が好きでしたので、娘がなぜ学校を嫌がったのか、正直今も理解できません。親として本当に情けなく感じます。しかし時代の変化とともに、子どもたちの環境も変わり、子どもたちの性質も変わりました。不登校という問題は、本当に難しいと思います。よりよい取り組みができることを願い、私の質問を終わりにします。

○議長（櫻井寿彦君） 受付番号14 東御市におけるW i - F i の整備状況について、受付番号15 東御市への視察の受け入れ状況について。蓮見喜昭君。

蓮見喜昭君。

○5番（蓮見喜昭君） 議席番号5番、太陽と風の会、蓮見喜昭です。本日も元気に一般質問を行ってまいります。

今回は2つの項目について質問いたします。1つ目が市内におけるW i - F i の整備状況について、そしてもう一つが東御市の視察の受け入れ状況についての2点です。

まず最初に、W i - F i の整備状況についてですが、インターネットを使うのが当たり前の普通の時代になってきて、W i - F i というものもネットを使う方にとっては必要不可欠になってきた

と思います。

Wi-Fiとは改めて何かと申し上げますと、簡単に説明しますとパソコンですとか、スマートフォンなどのネットワークの接続に対応した機材を無線、いわゆるワイヤレスでLANシステムに接続する技術のことです。ですのでいわゆる無線LANとWi-Fiとは同じものと考えてよろしいかと思えます。

諸外国と比較して、我が国はWi-Fiの整備というものが大変遅れているようでして、日本にいと実感がないといえますか、これが当たり前だと感じるわけでありませけれども、海外に行くと至るところで誰でも使える無料のWi-Fiがありまして、海外から来た訪問客にとっては非常に便利なわけでありませ。

私も海外に行ったときに、まず現地に到着して、飛行機をおりて一番最初にやるのが、パスポートを出すとか、入国審査とかをする前に、まず飛行機をおりてスマートフォンを出して、Wi-Fiを探すということをやります。現在はほとんどの空港では公共のWi-Fiがありますので、それを利用していただいて、メールチェックをしたりですとか、人と連絡をとったりするわけです。

最近では飛行機に搭乗上にも使えるWi-Fiというものも出てきて、飛行機に乗りながらインターネットをやって、外部の方と連絡をとったりする、そういったことが可能な時代になりまして、日々の技術の進歩というものに目を見張ったりするわけでありませ。

今の時代はスマートフォン1台だけでキャッシュとか、現金を持たずに電車に乗ったりですとか、飛行機に乗ったりですとか、支払いを済ませたりということもできてしまします。

やはり海外からの日本への訪問客にとっては、行き先を探したりですとか、観光地の情報を集めたりですとか、あと電車の乗り方を調べたりとか、そういった訪問に関連する小さなこともスマートフォンで調べることが多いものですから、Wi-Fiにアクセスできるとできないということは、すごく大きな違いになるわけです。

昨日の同僚議員の一般質問の中でもありましたけれども、海外から日本を訪問される方々が、日本に来たときに困ったことのベストスリーというのが、1つがクレジットカードが使える場所が少ない、もしくは両替ができないといった支払いやお金に関すること、そしてもう一つが言葉が通じないというか、コミュニケーションに関すること、そしてもう一つが昨日の一般質問でもありましたが、我が国のこのWi-Fiの整備が不十分なものですから、なかなかインターネットにアクセスできる環境が少ないといったことだそうです。

確かに日本国内における公共Wi-Fiというものが少ないということは、海外に実際に行って比べてみれば確かにそのとおりだなというふうに思うんですが、そして仮にあっても、アクセスがあったとしてもログインの手続きが難しかったりですとか、快適な公共無線LANへのアクセスがないということが切実な問題ともいえる感じでして、海外からの訪問客が増加する中で、やっぱり国内のスムーズにインターネットにつなげることができるという環境整備は大きな課題になって

きているというふうに感じます。

地域で誰でもアクセスできる公共Wi-Fiというものを整備することによって、地域の交流人口を増やし、いわゆるインバウンドと言われている訪日外国人や観光客を呼び込んで、地域全体の活性化に結びつけることができるというメリットもありますし、更には観光振興といった面だけではなく、Wi-Fiは災害に強いというメリットもありますので、実際に地域で災害が発生したときに、避難場所等に整備することで、その後の活動をよりスムーズにできるという点も考慮すべきだと思います。

更には今後の展開として、近い将来に市庁舎内で無線LANを飛ばしたりとか、あと日々の業務も市役所内の業務もWi-Fiを活用したりすることもできるのではないかとこのように思っております。そういったことで今までとは全く違う、新しいまちづくりというものができるとは思っていないかとこのように考えております。

そこで東御市の現在の状況をお聞きします。現在の東御市におけるWi-Fiの整備状況はどのようになっていますか。そして東御市内にWi-Fiを整備するに当たっての課題、問題等は何があるのでしょうか。

続きまして、東御市への視察受け入れに関する質問です。

この視察受け入れということに関して、以前にもこの一般質問で数年前に私は質問をしたことがあります。その当時もそれなりに東御市への視察はあったと思いますが、それから数年たって、現在の状況を改めて質問したいと思います。

全国的に行政、そして民間を問わず、多くの視察が行われていると思います。そして多くの方々もこの長野県に視察にいらっしゃるわけです。我が東御市も年間を通じてたくさんの視察研修を受け入れていると思います。

そこで現在の市における視察受け入れの状況についてお聞きをします。東御市には毎年どのくらいの方々が行政視察にいらっしゃっているのでしょうか。

そして東御市では、どのような事業に対しての視察希望が多いのでしょうか。

更には市が把握している中で、市内の民間関係の視察状況はどのようになっているのでしょうか。

以上が私の最初の質問です。

○議長（櫻井寿彦君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 受付番号14、蓮見喜昭議員の東御市におけるWi-Fiの整備状況についてのご質問につきまして、市長に代わりお答えをいたします。

まずWi-Fiとは無線LANを利用したインターネットへの接続を無料で提供するサービスであるという定義で答弁をいたしますので、よろしくお願いたします。

1点目のご質問の現在の東御市内におけるWi-Fiの整備状況はどのようになっているかですが、現在、市の公共施設においてWi-Fiの環境は海野宿にございます「うんのわ」と、湯の丸自然学習センターに整備されております。また民間事業者においては、コンビニエンスストアなど

のサービス業の店舗等において、アクセスできるポイントがあることを認識しております。

W i - F i の活用は、観光面での活用のほか、災害時の通信手段として有効であると考えており、公共施設、観光施設等への整備を進めるため、今議会でW i - F i ネットワーク整備事業として補正予算を上程しているところでございます。

設置場所につきましては、指定緊急避難場所である市役所の南側駐車場に、観光・防災W i - F i スターションを整備するほか、湯の丸高原、海野宿、田中駅、道の駅雷電くるみの里、芸術むら公園内などの市内の主要観光地及び観光案内所等にアクセスポイントを整備することといたしまして、市内11カ所への整備を予定しております。

2点目のW i - F i を整備するに当たっての課題、問題点等は何があるかについてでございますが、2つあると考えております。1つは整備費及び維持管理費に多額の費用を要することでございます。今回、補正で提案いたします整備費用は約3,400万円でございます。これについては国の補助金によりまして、整備計画を立てることができました。しかしながら維持管理費については、補助制度がないため、今後の費用への対応が課題となります。

2つ目は、利用者の安全確保が課題であると考えます。W i - F i は利便性が高い一方で、セキュリティの強度が低いと、通信内容が盗み取られたり、盗み見られたり、なりすまし被害に遭う危険性が懸念されます。そのため市は設置者として犯罪利用を抑止しながらも、利便性が高められるよう設備の運用に配慮をする必要があると考えております。

続きまして、受付番号15 東御市への視察の受け入れ状況についてのご質問につきまして、市長に代わりお答えをいたします。

1点目の東御市には毎年どのくらいの方々が行政視察に来るのかについてですが、平成27年度東御市に視察に訪れた方は、自治体関係者、議会議員、住民団体など、県外から28団体280人、県内では18団体から168人、延べでは46団体448人となっております。内訳は行政関係で21団体172人、議会関係18団体203人、教育機関で3団体21人、それら以外の民間団体等の皆さんは4団体52人となっております。

次に2点目のどのような事業に対して視察希望が多いのかについてですが、保育園の現地視察、ワイン、クルミ振興事業、上下水道事業における業務委託内容に関するものなどが視察希望の多かった主な事業となっております。

3点目の民間への視察状況はどうかについてでございますが、平成27年度の実績を聞き取りにより調査ができた範囲ではございますが、視察に訪れた団体数と人数は、身体教育医学研究所において5団体76人、みまき福祉会において10団体150人、道の駅雷電くるみの里が6団体160人とお聞きしているところでございます。

○議長（櫻井寿彦君） 蓮見喜昭君。

○5番（蓮見喜昭君） 時計が動いていない。

それでは再質問させていただきます。まず東御市におけるW i - F i の整備状況についてですが、

本議会でも補正予算が3,400万円ですか、上がっておりまして、国からの補助金を使ってというお話なものですから、東御市内に11カ所ですか、整備するというのは本当に大きな前進だというふうに思います。

同じように、東御市に限らず、ここ数年全国の自治体のW i - F i の整備状況というものが少しずつ進んでいるようでして、総務省の資料もいろいろ調べてみたんですけども、大きく分けて設置の仕方というのが3つあるようでして、1つ目が自治体独自整備方式、自治体が独自でやる方法ですね。例えば青森県の弘前市なんかは、公園ですとか、観光施設に23カ所ほどの無線LANのステーションをつくって、観光客が終日無料で使うことができるといった方法です。

2つ目が、官民連携方式というのがありまして、これは自治体と商工会議所ですとか、あとは地元の公社ですとか、N P O 法人等が協議会をつくって、無線LANを設置する方法。

そして3つ目が、民間のサービスを利用する方式というのがありまして、これは栃木県の日光市なんかが使っているそうなんですけれども、民間のサービスをそのまま活用して、期間限定で無料で使えるようにするといった、そういった3つの方法があるそうです。

というわけで全国のW i - F i にアクセスができるステーションというものが増えてきているようなんですけれども、それと同時にスマートフォン等からW i - F i にログインする手続きの簡素化というものも要求されてくると思うんですね。つまりせっかく公共W i - F i にアクセスできる環境があっても、ログインするのが難しい、または時間がかかってしまう等で、せっかくの機会を逃してしまったり、まさにもったいないなというふうに思うわけです。

私も海外とかで経験したことがあるんですけども、ログインするのに名前ですとかメールアドレス、そういった個人情報をいろいろ打ち込んだりして、数分かかってやっとログインできる、そういったものも多いんですね。なりすましですとか、そういった不正防止、そして運営されている方もどういった方々が利用しているのかという、そういったマーケティングの側面、いろいろログインに時間がかかる理由はあるとは思いますが、それはそれで対策をしていただいて、ネットのセキュリティというものと、利便性というものが同時に追求できないかなというふうに思うわけです。

というわけで、W i - F i を設置、W i - F i のステーションを設置するときに、アクセスするときの簡素化、つまりセキュリティに支障のない範囲で、できる限り簡単にアクセスできるようにしないと、せっかくの意味をなさない部分もあるかもしれないものですから、そのことについてどのようにお考えか、お聞きします。

○議長（櫻井寿彦君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） W i - F i の整備をする際に簡便性といいますか、利用手続きの利便性をどのように考えるかというご質問かと思いますが、利用手続きに関しましても、できるだけ簡単なものとしたしまして、利便性を高めていくということが必要かと考えております。しかしながらセキュリティの問題もありまして、一定の手続き、例えば利用する端末、スマホ等の端末から識

別番号をサーバーに保存するというような利用方法を検討していきたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 蓮見喜昭君。

○5番（蓮見喜昭君） やはり最終的にはセキュリティの問題に行き着くと思うんですが、やはりインターネットを使っている限りはセキュリティというものは、もう現代社会では回避できない問題だと思いますので、そこはしっかり研究をしていただきたいというふうに思います。

ログインの際の簡素化というものにプラスして、あとは実際にどのエリアで公共のWi-Fiにアクセスできるかということ自体も、周知しなくてはならないかというふうに思います。先ほどの答弁では東御市内に11カ所Wi-Fiのアクセスステーションをつくるというお話だったんですけども、東御市以外のほかの場所でも民間事業者によってアクセスできるWi-Fiの環境整備も進んでいますけれども、その場所というのが意外と知らない方が多いような気がいたします。セキュリティの問題もありますけれども、Wi-Fiのやっぱり使い勝手というのがアクセスポイントの多さと、利便性によるものだと思うんですね。海外なんかではやはりよく見かけるんですけども、Wi-Fiが接続できる場所にはフリーWi-Fiといったステッカーといますか、看板といますか、そういった表示があつて、一般のユーザーにここでWi-Fiが使えますよというのを伝える努力をされているところが多いなというふうに感じます。

それを含めて、民間も含めて、多くのステーションが出てきていると思いますけれども、やはり行政側としてもせっかくステーションを設置するわけですから、よりこういった場所で無料のWi-Fiが使えますよと、そういった働きかけというものが必要だというふうに感じます。というわけで、実際にやっぱりユーザーにWi-Fiを使用してもらわなくては全く意味がありませんので、Wi-Fiにアクセスできる、そういった表示等も含めて、そのポイントの周知活動というものも力を入れていただきたいと思うんですが、どのようにお考えか、お聞きをします。

○議長（櫻井寿彦君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 市が設置する場合のアクセスポイント等の周知といったことについてのご質問でございますが、今回、市でこれから設置を計画しておりますWi-Fiステーション、あるいはアクセスポイントにつきましては、広報等で周知するとともに、Wi-Fiの接続スポットにはポスター、あるいはステッカーを表示するなど、利用拡大を図ることによりまして、観光客、あるいは市民の利便性向上、更には災害時の情報伝達手段の1つとしても整備を進めていきたいというふうに考えております。

なお民間の事業所の部分につきましては、市では対応する予定はございません。

○議長（櫻井寿彦君） 蓮見喜昭君。

○5番（蓮見喜昭君） ぜひ利便性の向上に努めていただければと思います。

今の答弁でもありましたけれども、やっぱり観光とかそういった方に目が向きがちではありますが、もうWi-Fiということに関しては、今日も同僚議員からも防災に関する質問がありました。やっぱり災害時の情報確保、そういった面でも非常にメリットがあるように感じており

ます。もちろんWi-Fiが整備されて、訪問人数の増加ということも期待はできると思うんですけども、災害に強いという点を認識すべきだという思いで、また質問させていただきますが、これは訪問者のメリットというよりも、現在この地に住んでいる市民の方々が災害時に活用できるというふうに考えています。東日本大震災ですとか、先日の熊本での大きな地震のようなときに、Wi-Fiにアクセスをして、インターネットによる情報収集ですとか、メール等で連絡を取り合うことができるといった環境、そういった非常にやはりメリットがあると思うんですね。もちろん東御市にはエフエムとうみといった防災でも使えるラジオ局もありますし、ラジオを通じてリアルタイムで情報を聞くことができるということもありますが、Wi-Fiが避難場所等に整備されてくれば、スマートフォンを通じて画像や映像や文字を通じて災害時の情報を得るといふ、そういったことも可能になるわけです。

そういった意味で、災害に対してもWi-Fi利用に関して、防災にも強いという認識の中で、市役所の中、避難エリアに指定されている市役所にWi-Fiのステーションができるというお話でしたが、将来的に市役所以外の公共の建物とか、避難場所にWi-Fiステーションの設置というものを将来検討してみたらどうかということでお聞きをします。

○議長（櫻井寿彦君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） Wi-Fiについて、更に拡大していったらどうかというご質問かと思いますが、今回整備するWi-Fiについて、実際に整備しますので、その利用状況、また今後のさらなるニーズ、あるいは財政状況、費用対効果を今後総合的に判断しながら、今後の整備について研究、検討してまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 蓮見喜昭君。

○5番（蓮見喜昭君） これからの情報化社会において、Wi-Fiの整備というのは必要不可欠になってくると感じております。私が思うに、この東御市役所の内部でも、将来的に本当に無線LANで行うような、業務を無線LANで行うようなことがあるかもしれませんし、市内の小中学校や中学校でもWi-Fiが将来的に整備されるようなことがあって、今とは違う教育のやり方というものになってくるかもしれません。そういったことも踏まえて、様々な情報収集ですとか、先進地の視察等も行っていただいて、よく研究していただいて、快適な無線LAN、Wi-Fiの環境整備というものを目指していただきたいと思います。

続きまして、東御市への視察状況に関する質問です。現在の東御市への視察の状況についてはわかりました。これからより多くの方々がもっとこの東御市を訪問していただいて、東御市で取り組んでいることにより関心を強めてくれたら、非常にうれしいわけでありませうけれども、そこでちょっと気になったのが、全国にある多くの自治体、視察受け入れをされている自治体は、視察受け入れのときの条件として、市内での、その自治体内部での、自治体の中での食事とか宿泊を義務、もしくはお願いしている場合が多いのですが、東御市ではどうなっているかということについて、お聞きをします。

我々議員も様々な機会を通じて視察に行くということが年に何回かあるわけですが、視察する前にいろいろ調べてみると、大体の自治体が市内での宿泊とか食事をお願いしますというふうに書いてあるわけですね。自治体によって本当にそれが条件としているところも多くて、もちろん少しでも視察に行ったついでに、その自治体にお金を落としてもらって、地域の活性化に貢献してもらいたいというふうに、そういった思いがあるというのはどこも一緒だと思うんですけど、私はこれは本当に自治体による視察受け入れも何かビジネス化してきているなというふう感じた次第です。

ビジネス化して、視察受け入れをすることによって、地域に対して経済効果ですとか、知名度アップ、そういった効果は当然期待できますし、もう自治体自身がそれをチャンスと捉えて、集客活動をされているのではないかなというふうを感じる次第です。

私の経験から申し上げますと、東御市議会にも年数回、ほかの議会から視察がありまして、私が以前議会広報の副委員長をやっていたときに、視察受け入れを数回経験したことがあるんですけど、そのときに県内の某自治体だったんですが、視察自体は無事終わりました。終わってエレベーターの中で下までおりて玄関先でお見送りをしたんですが、ちょうど午前中だったので、お昼はどちらで召し上がるんですかということをお聞きしたんですね。そうすると東御市でなくて上田市に行って食べるというお話だったので、すごく残念に感じたんですね。せこい話といえばそれまでなんですが、せっかくですから、やはり東御市で食べていただきたいかなという思いは非常にあります。

こういう話をすると、半ば強制的に市内での食事や宿泊を条件にするのはいかがなものかという意見も当然あるとは思いますが、ぜひ東御市に来ていただけるわけですから、市内でのお食事をお願いしますということは、そういうことをお願いすること自体は多くの自治体も実際にそういうことをされていますので、全くおかしくないというふうを感じるわけです。

というわけで我が東御市の場合は、そのあたりはどのようになっているか。東御市内に行政視察にいらっしゃる方々に、実際に宿泊とか食事というものをお願いしているのでしょうか。そしてもしお願をしていない場合は、これからホームページ等を通じて、そういった1行をつけ加えてみてはどうか。そのあたりについてお聞きします。

○議長（櫻井寿彦君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 東御市の視察の受け入れの際の条件につけたらどうかというご質問でございますけれども、東御市の視察を受け入れるに当たりまして、現在は市内での宿泊などを義務づけ、またはお願いはしてはおりません。他の自治体の受け入れ条件などを拝見いたしますと、議員おっしゃるとおり当該自治体以内での食事、または宿泊、お土産の購入などを要件としている自治体もございます。視察受け入れの決定をするに当たっての条件、または要件とすることは、東御市としては難しいものと考えておりますが、東御市でも視察を受け入れるに当たっては、市内でのそういった経済活動をお願いしていくことは可能であると考えますので、今後お願いしていくとい

う方向での検討をしていきたいというふうに考えております。

また、視察の受け入れをホームページ等でPRしたらどうかというご提案でございますけれど、行政視察に多くの方が当市を訪れてくださるということは、他からも注目されている、あるいは先進的な市であることのPRはシティプロモーションにもつながることでもありますので、過去の視察受け入れ実績、それから視察のメニュー等も含めまして、ホームページを通じた情報発信について、これも検討していきたいというふうに考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 蓮見喜昭君。

○5番（蓮見喜昭君） そうですね、ぜひ、やはりせっかく東御市に来ていただくものですから、東御市での滞在時間というものを少しでも長くしていただいて、東御市の食べ物もおいしいものがたくさんありますので、そういったものも食べてもらって、東御市、せっかく視察に来ていただいたということで、もっとこの地を知ってもらって、好きになってもらうような努力というものも必要だというふうに感じております。

今、ホームページの中でシティプロモーションの一環として視察をこれからPRするということが、お話もありましたけれども、ほかの自治体、我々も視察先を探すのって結構苦勞といいますか、いろいろ調べるんですけど、やっぱり自治体によってすごくPRが上手なところと、何も書いてないところがあったりとかして、電話をかけて聞かないと詳しいことがわからなかったりとか、探すのにいろいろ時間を要するわけなんですね。やっぱりホームページとかを見ていて、あ、これはいいなと思うのが、視察の受け入れ実績のリストみたいなのがあるとすごく助かるわけなんです。例えば平成何年に何々議会がどういう項目できたみたいな、そういうリストみたいなのがあったりすると非常にわかりやすいんですね。

例えば、私もいろいろ今回調べたんですが、お隣の上田市も同じようなページでアピールをされていまして、上田市のホームページ、上田市議会のホームページですね、正確には。「行政視察のご案内」という欄が上田市議会のホームページにありまして、そのトップには「上田市に視察にお越しくください」というのがあります。先ほどの質問ではないんですけど、一番下のところには必ずちゃんと、「ぜひ上田市での宿泊施設、お食事ところをご利用ください」と、そういったこともしっかりと書いてあるわけです。更には行政視察の申込書と、記入例とかもリンクが張ってあって、すごく親切だなと思ったんですが、それによってファクスでもメールでも視察の依頼をすることができる。事務局側に対してもすごく管理がしやすいのかなというふうに感じました。

これは議員相手の視察関連の情報なんですけれども、行政視察に関しても、行政側にとっても同じだと思うんですね。そのページの一番下には先ほど申し上げたように過去の行政視察の受け入れ実績がPDFで張ってありまして、ちょっとプリントアウトして持ってきたんですが、平成22年から27年まで一覧で示してあったと。これを見て、どこの自治体がいつ、どういった項目を視察に来たということが一目瞭然なんです。そして我々のように視察をする先を探している者にとっては、こういった表示を本当にしていただくとわかりやすいですし、情報をととも探しやすいというふう

に思っています。

これはお隣の上田市の例なんですけれども、いろんな自治体が様々な工夫をされて、ぜひ我がまちに来てくださいと、視察に来てくださいと、そういったアピール合戦、集客競争と申しますか、そういったことをやっています。

先ほどからシティプロモーションというお話も総務部長の方からありましたけれども、そういった細かいこともぜひ工夫をしていただけないかなということ、そのあたりについて改めてどのようにお考えか、お聞きをします。

○議長（櫻井寿彦君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 視察の受け入れを市の宣伝と申しますか、シティプロモーションに使えないかというご質問でございますけれども、議員の提案のとおり今後ホームページで過去の視察の受け入れの実績ですとか、あるいは視察メニュー、東御市ではこういった視察を受け入れますよといったような内容も含めまして、情報発信に努めていきたいというふうに考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 蓮見喜昭君。

○5番（蓮見喜昭君） そういったホームページでの情報発信は、視察受け入れに関してはそんなに費用がかかるものとも思いませんし、やろうと思えばすぐできると思いますので、ぜひ進めていただきたいなと思います。

最後にちょっと市長にこの視察の件についてお伺いをしたいんですけれども、先ほどから申し上げているように行政の視察受け入れというものは、半ばビジネス化してきているというふうに私は感じてはいるんですけれども、やはり全国からより多くの方々に東御市に来てもらって、東御市を知ってもらって、それを地域活性化に何とか結びつけることができないかということで、市長もいろんな日本各地、いろんな場所に行かれることがあると思いますが、そういったチャンスにもぜひ東御市に行政視察に来ていただきたいということを様々な機会でもっともっとアピールしていただけたらというふうに思います。こういった活動も東御市をやっぱり全国の自治体に知ってもらおうといったことにつながる大切な機会だと思いますので、最後に市長にそのあたりも含めて、東御市の行政視察の受け入れに対するお考えというものをお聞きします。

○議長（櫻井寿彦君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 蓮見議員の再質問に私の方からお答えしたいと思います。

ほどよく暮らしやすい地域ということが、この地域のほどよく田舎であって、そしてここに生活しておられる方々の性格が非常にある意味では明るくて、ある意味では優しい、そういう地域を特徴として、一歩一歩進んできた地域だというふうに思っています。

私が就任8年前にしたときに、何とか特区を1つでも獲得して、この地域の売り、この地域を世に売り出していくための手段として、特区というものに関して職員を挙げて考えていこうじゃないかという話をさせていただきました。折よく蓮見議員はじめ皆さんから、ちょうどどぶろく特区が果実酒まで拡大されていくという、そういう時期を得まして、ちょうど私の思いと軌を一にするこ

とができ、それが1つの契機の1つとして、ここまで来ることができましたけれども、そのプロセスを見てきても、アピールすることの不得意さというか、今、シティプロモーションでありますとか、観光でありますとか、またインバウンドということに関して、少しずつ慣れてきたんですけれども、ある意味では大変慣れていない、また、こんな時代が本当に来たんだという感触を持って、Wi-Fiにしろ、そして視察の受け入れにしろ、戸惑いながらも何とか時代についていこうとしてきたというプロセスであったかなというふうに思っています。

でも、もう、そんなことは言うておれません。シティプロモーションこそ、そして東御の名前を世に売っていくことこそ、私の、そして市役所の、そして市民のみんなの仕事になってきているというふうに認識していますし、また、来ていただいた方に泊まっていただける場所であるとか、食事をしていただける場所だとか、少しずつではありますけれども、充実してきました、買って帰っていただけるワインもチーズも菓子も、少しずつできておりますので、ぜひ私も先頭に立ってシティプロモーション、そして視察の受け入れを頑張ると同時に、ぜひ地元での消費をお願いしてまいりたいというふうに考えております。

大変素晴らしいご提案をいただいたことに感謝申し上げます、答弁にかえさせていただきます。

○議長（櫻井寿彦君） 蓮見喜昭君。

○5番（蓮見喜昭君） 非常に力強いご答弁をいただきましてありがとうございます。職員の皆様も市長も、そして議員も市民の皆さんも、やっぱりこの東御市をもっともっと売り出したいと、プロモートしていきたいという思いは1つだと思いますので、これからの東御市、期待をしたいと思っております。どうもありがとうございました。

○議長（櫻井寿彦君） 受付番号16 災害の対応について、受付番号17 子どもを豊かに育てられる東御市に、受付番号18 人権平和都市宣言の取り組みと女性の活躍について。阿部貴代枝さん。

阿部貴代枝さん。

○8番（阿部貴代枝さん） 6月議会の一般質問の最後になりました。8番、太陽と風の会の阿部貴代枝でございます。

市長の招集のごあいさつに、物事を成功に導く3つの目のお話がありました。それを念頭に置き、東御市から巣立っていく子どもたちに「世界一住みやすいふるさとに帰っておいで」と言える市になるように結ばれました。私はここで心がきゅんとなりました。外へ出ていても必ずふるさとに戻るのだと心に命じられる、そんな伸び伸びとした少年時代が過ごせるまちづくりをしていかなければと思いました。

6月12日から15日まで、しげの里づくりの会、青少年育成部会が中心になり、32名の児童と一緒に通学合宿を行いました。開会式では、市長に心に残るごあいさつをいただきました。児童の皆さんには、集団生活で家庭では感じていただけないことをたくさん味わっていただけたことと思います。

3日目の夜の反省会の中で、目の前にいた5年生の児童の感激的な言葉は、「家ではいつもスマ

ホヤゲームをやり、テレビを見ているけれど、それがない生活もあるんだね」と気づいてくれました。私はそれ前に準備とかいろいろでとても忙しかったんですけど、この言葉、このことに気づいてくれたことで、もう、それまでの疲れが飛んでいってしまったように感じました。

4回目の通学合宿でしたが、地域のボランティアの皆さんは250名以上にも上りました。非常に多くの皆様にご協力、ご支援いただいて初めて成し遂げられた大きな事業でございました。この場をおかりして、本当に皆様に感謝申し上げます。ありがとうございました。

それでは初めに、災害の対応についてお聞きいたします。

熊本県、大分県の大きな地震災害が、多くの皆様の生活を覆しております。心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。新聞やテレビでは、「想定外に被災地混乱」と報道されていまして。大地震が連続した例は過去にもある、そんなに安易に想定外というべきではなく、過去の教訓を生かし切れていないと力説する専門家もおりました。熊本県での地域防災計画では、耐震性、耐火性の確保に努めて、平時から体制を整備する、また仮設住宅も用地を事前に確保するようにとしながら、各地でその候補地を選ぶところから作業が始まったと報じられました。また、熊本県の企業誘致のホームページでは、大規模地震と無縁の土地柄と安全性をPRしていたそうです。

幸い、東御市は地震災害が少ないところですが、しかし過去の土砂災害などを考えれば、東御市でも大災害があり得ないとは言いきれません。想定、あるいは想定外に起きるかもしれない災害に対する備えはいかがでしょうか。次の3点について、お聞きいたします。

①過去の災害の教訓ということで、江戸時代に起きた戌の満水などを教訓にした災害対策をどのように考えていますか。

②毎年9月に市内全域で総合防災訓練が行われていますが、その状況はいかがですか。特に力を入れて実践的訓練をしている区がありましたら、その内容をお聞かせください。

③高齢者や障がいのある皆様の避難対策はどのように考え、実施しようとされるのでしょうか、この質問ですが、熊本では障がいがあり、大きな声を出すので避難所には入れずに、崩れかけた今にも倒れそうな家で過ごしているという、そんな悲しい話が伝わりました。また認知症が見え始めた高齢の方が、大きな環境の変化で認知症が大変ひどくなったり、今まで傾向が見えなかった認知症の方が認知症になったりして、それを抱える家族の大変さが伝わりました。障がいのある方や認知症が出ている高齢者など、支援が必要な皆様の避難対策はどのように考え、実施しているのでしょうか。

次に、子どもを豊かに育てられる東御市についてです。

長野県の昨年の国勢調査の県内の人口は210万を割り、前回の調査より約5万人減ったとしております。人口減少がはっきりわかる今の時代に、子どもの数の増加は欠かせないものです。先日発表された厚生労働省の人口動態統計によると、合計特殊出生率が2015年は前年微増の1.46となり、県内の合計出生率は1.58です。豊かな自然の中の子育てに東御市はとても最適であると考えますが、経済的に成り立たなければやっぱり子どもは増えてきません。

本年から第3子の保育料が所得制限がありますが無料となりました。皆さんは今の保育園児や児童・生徒にかかる必要なお金の家族の負担額がどのくらいであると思いますか。毎回議会の質問でも、日々の報道でも、頻繁に取り上げられる貧困が大きな社会問題となる中、長野県においては長野子ども子育て応援計画の中で、施策の方向性を示し、来年度には貧困対策に特化した計画もつくりたいということが示されていました。

東御市内で生きていく子どもには、伸び伸びと素直に生活できる豊かな環境を提供し、多くのことを学び、心豊かな大人に成長されることを願いながら、次の3点を質問します。

①東御市の合計特殊出生率はどのようなのですか。その率に対して今、行われている政策と合わせてどのようにお考えでしょうか。

②2人以上児童のいる家庭への支援はどのようなことがされ、これから行う支援をどのように考えていますか。

③東御市では貧困対策に係る具体的な詳細計画を作成する予定がありますか。

次の④ですが、2020年の東京五輪・パラリンピックに合宿誘致や交流に関係のある市町村は9割を超えると報道がされました。佐久市では、読み方が同じ「SAKU市」と友好提携を結んでいる縁で、エストニアのホストタウンになっています。2020年の大会までは子ども同士の交流を行い、本番中はエストニアの選手の競技を中継したり、競技会場に向いて応援するなど、エストニアの選手を市を挙げて応援すると言っています。上田市でもホストタウンに名乗りを上げたとかです。長野県内でも高い関心がある市町村が多いのです。

登録自治体では、合宿誘致などの際に政府から50%の交付税負担とか、施設の改修に当たっても地方債で後押しをしてくださるとのことです。諸外国を知り、世界に目を向け、国際感覚を養い、子どもの心を豊かにできる期待が持てる、いい機会として東御市ではホストタウンに取り組む予定はありますか。いろいろ設備的に課題はありますが、合宿誘致や交流の計画はございますか。お聞きいたします。

次に、人権平和都市宣言の取り組みと女性の活躍について、お聞きいたします。

女性団体連絡協議会の行政懇談会に、毎年平和都市宣言の制定についての要望の提案がありました。市民の盛り上がりをもっとなければというご回答でした。しかし今年の女団連の総会の市長のごあいさつに、「市民とともに人権平和都市宣言に向けた行動を」とありました。何とすばらしいことではありませんか。所信表明の市長のごあいさつに、人権平和都市宣言に向けた行動をと女性の活躍についてのお話がありました。そこで2つお聞きいたします。

①今回の補正にあります人権平和都市宣言を考える懇話会は、どのような体制で、いつごろを目安に進めていかれるのですか。

②昨年制定がされた女性活躍推進法に基づく、女性の個性と能力が十分発揮できる社会の実現のために、市としての責務を全うしていくということは、具体的にどのようなことでしょうか。

初めの質問は以上でございます。

○議長（櫻井寿彦君） 昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後1時00分

○議長（櫻井寿彦君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。一般質問を続けます。

総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 受付番号16、阿部貴代枝議員の災害の対応についてのご質問につきまして、市長に代わりお答えをいたします。

1点目の江戸時代に起きた戊の満水などを教訓にした災害対策をどのように考えているかについてですが、過去の災害を教訓とした治山治水事業によるインフラ整備や、気象観測技術の進歩等により、現在は当時のような被害までは起きにくいものと考えておりますが、大雨、集中豪雨による洪水、土砂災害を想定し、各区における防災訓練等の機会を通じて、日ごろから災害に対する備えをしておくことは重要ですので、市民の皆さんへの周知に努めているところでございます。

局地的な集中豪雨や土砂災害対策については、市内5地区と湯の丸に雨量計を設置し、リアルタイムでホームページにより確認できる市防災気象情報を昨年7月から運用開始しております。10分間雨量、1時間雨量、累積雨量、そして6時間先までの降雨予測、土壌雨量指数などの気象情報を確認できるため、土砂災害の危険が予測される際は、避難準備情報、避難勧告、避難指示等を状況に応じて発令し、市民の皆様が避難していただくこととなりますが、人命を第一に市として早めの対応に努めてまいりたいと考えております。

2点目の総合防災訓練の状況についてですが、防災訓練における災害の想定として、大雨による河川氾濫の危険性と合わせて、地震による被害が発生したとの複合災害を想定して行っております。昨年は66区、4,228名の皆さんにご参加いただきました。

参加者は東日本大震災後の平成24年度をピークに、年々減少傾向にあるため、防災意識の低下を懸念しているところでございますが、各区の実情に応じ、実践型訓練などを取り入れていただいているほか、区内に居住する看護師による応急手当の訓練、まきを使用した炊き出し訓練、毛布、シートを活用した簡易担架作成訓練、公民館以外を想定したテント設置訓練、災害用DVDを活用した防災研修など、工夫を凝らした取り組みをいただいている区がでございます。

いつ起きるかわからない災害を最小限に食い止めるため、自助、共助を基本とした地域防災体制の確立や防災意識の向上を目的に実施しておりますので、1人でも多くの方に参加していただけるよう各区の工夫した訓練等も周知、情報提供などをいたしながら啓発を図ってまいりたいと考えております。

3点目の高齢者や障がい者の避難対策についてのご質問でございます。東御市地域防災計画の中で、自ら避難することが困難であり、避難の確保を図るために特に支援を要する方を避難行動要支援者と位置づけており、高齢者では要介護認定3から5の方、身体障害・精神障害者保健福祉手帳

1、2級を所持している方、療育手帳Aを所持している方などが対象でございます。

当市において、避難行動要支援者の名簿策定は平成27年2月に完了しており、毎年更新しております。避難行動要支援者の避難に当たっては、各区で作成いただいている災害時支え合い台帳に要支援者の登録をお願いしているところです。この災害時支え合い台帳は、平成28年3月末現在で20区で作成をいただいております。30年度末までに市内全区で作成していただくよう推進を図ってまいります。

大規模な自然災害が各地で発生しており、高齢者や障がい者が災害に巻き込まれるという事例が多数発生していることから、市民の皆様と連携しながら、さらなる支援協力体制を確立、防災教育、訓練などの充実の強化に努めてまいります。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 受付番号17、阿部貴代枝議員の子どもを豊かに育てられる東御市のご質問のうち、1点目から3点目のご質問につきまして、市長に代わりお答えいたします。

1点目の市の合計特殊出生率はどのくらいか、それに対して行われている政策をどのように考えるかのご質問でございます。市の合計特殊出生率につきましては、平成21年1.61であったものが、23年には1.50まで減少し、その後若干増減しながら27年には1.68となっております。27年の長野県平均は1.58と当市より0.1ポイント低く、全国平均は当市より0.22ポイント低い1.46という状況でございます。

これらの状況を踏まえ、市の政策としましては、まち・ひと・しごと創生総合戦略において、基本目標3に、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」を掲げたところでございます。晩婚化を改善するため、結婚に向けて出会いの場の創出事業と結婚相談事業等を充実させ、出産、子育て、ワークライフバランスを実現するために、適切な情報発信を行います。更に地域の子育て力の向上を促し、地域全体で子育てに携わる事業を推進いたします。

2点目の2人以上児童のいる家庭への支援のご質問でございます。昨年度までの保育園の多子世帯に対する支援対策としましては、同一世帯で2人以上同時入園の場合に、2人目の保育料を半額に、3人目以降の保育料を全額免除しております。また、市独自の支援策としまして、同時入園でない場合であっても、18歳未満の子どもが3人以上いる世帯の場合には、第3子以降の保育料を半額としております。今年度からは、子ども・子育て支援法施行令の改正により、年収360万円未満相当の世帯の場合、子どもの同時入園要件が撤廃され、第2子は半額、第3子以降は無料となりました。市では保育料を算定する電算システムの改修が整い次第、改正後の保育料を適用してまいります。

なお市の独自支援策として実施している軽減につきましては、来年度からは所得制限を設けることなく、第3子以降の保育料を無料とし、家庭への支援を拡充したいと考えております。

3点目の貧困対策に係る計画のご質問でございます。子どもの貧困対策につきましては、県において長野県子どもの貧困対策推進計画が作成されており、県と共同する中で子どもの貧困対策に取

り組んでまいりたいと考えております。また、市では現在、平成29年度からの第3次地域福祉計画の策定を進めており、その中に子どもの貧困対策を含めて考えていく次第であります。

○議長（櫻井寿彦君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 受付番号17、阿部貴代枝議員の子どもを豊かに育てられる東御市にのうち、4点目の子どもが世界に目を向ける国際感覚を養う機会としての東京オリンピック・パラリンピックの合宿誘致や交流の計画についてのご質問につきまして、教育長に代わりお答えをいたします。

東御市では、国際友好協会が主体となりまして、中学生はオーストラリア、また高校生は友好都市でございますアメリカのマドラス市へホームステイに派遣をいたしまして、国際化時代の中で豊かな国際感覚を養い、自主的に自身の可能性に挑戦する意欲的な人づくりを目指しております。

また、小・中学校におきましては、ネイティブスピーカーであります外国人外国語指導助手、ALTを4名配置するなど、英語を中心に子どもたちの言語や異文化の感覚醸成に努めているところでございます。

なお先週17日から本日まで、マドラス市の高校生4名、市の職員1名がホームステイに、ちょうど来日、来市しておりまして、本日小・中学生との交流も行われているところでございます。

東京オリンピック・パラリンピックの合宿誘致や交流につきましては、現在、ホストタウンなどの具体的な計画はございませんが、またとない友好、国際交流のチャンスでもございますので、機会があれば検討してまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 市民生活部長。

○市民生活部長（土屋一夫君） 受付番号18、阿部貴代枝議員の人権平和都市宣言の取り組みと女性の活躍についてのご質問につきまして、市長に代わりお答えいたします。

最初の質問の人権平和都市宣言を考える懇話会は、どのような体制で進めていくのかですが、市民の幅広い意見を文案づくりに反映させるため、関係する団体等の市民の皆様をお願いをして、懇話会を組織し、市が考えております宣言の骨格をお伝えして、あわせて今、考えられる具体的な活動等についてもご意見をいただきながら、宣言案をまとめてまいりたいというふうに考えております。

また、2番目の女性活躍推進法に基づく女性の個性と能力が十分発揮できる社会実現のため、市としての責任を全うしていくことの具体的なことは何かですが、第1に担当窓口における相談業務の充実です。職業についている、またはつこうとしている女性からの相談に応じ、関係機関の紹介、情報の提供、助言等の必要な措置を講ずるよう努めてまいります。

第2に、優良認定企業の優遇措置です。市の役務や物件の調達に関し、女性の職業生活の推進に関する取り組みの実施状況が優良な事業主として、国の認定を受けた企業等への受注機会の増大などの施策を実施するよう努めてまいります。

第3に、市民の関心と理解を深め、協力を得るとともに必要な啓発活動を行ってまいります。

第4に、本年度中を目途に、市町村推進計画を策定してまいります。市内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての市町村計画の策定、公表に努めてまいります。具体的には、本年度市の男女共同参画基本計画の見直しの年となっておりますので、作成いたします後期計画の中に章立て等して、女性活躍推進法の基本方針を勘案した市町村計画を位置づけし、策定してまいります。

済みません、それと宣言に係る時期のご質問がございました。本議会でご承認をいただいて、予算が成立後、できるだけ早めに速やかに懇話会を開催してまいりたいというふうに思っております。

○議長（櫻井寿彦君） 阿部貴代枝さん。

○8番（阿部貴代枝さん） いろいろご答弁いただきました。ここからは一問一答、関連質問一括で質問いたします。

初めに、災害の対応についてですが、熊本は明治22年に大規模直下型地震があり、天災は忘れたころに来る言葉のようでした。さきに東部中学校の放送委員が制作した「郷土の歴史に学ぶ お地蔵さんが語るもの」というビデオを見ました。そのビデオの中で生徒さんは、「寛保2年の戊の満水の災害をよく知らなかった。郷土の歴史を学び、防災を考えなければいけない」ということを話しておられ、その後、最後に「忘れられようとしている悲しい歴史があったことをよくわかった」と話しておりました。

近ごろ市町村においては、災害の跡を保存し、後世に教訓として残そうとする動きが広がってきております。市内各地にも災害についてのいろいろな語り伝えがあり、特に寛保2年に起きた戊の満水にあつては、金井区内をはじめ田中区、祢津地籍などに関係した石塔や八間石があります。中央公園の配水タンクの東側の墓地に、戊の満水を免れて残っている寛保元年の銘のあるちっちゃなお地蔵さんや墓石があります。放置されている状態のものもあります。このいにしえからの貴重な災害の遺跡を一連の市の史跡として保存管理し、災害から学び、災害に備える市民の意識づくりの場として整備をしたらいかがでしょうか。

また、今回の災害で、災害時の仮設住宅の建設候補地を決めておく必要性を今回強く学びました。仮設住宅は災害の場所によりまるで想定できないこともあります。県内ではこの前の報道では県内の選定箇所数は市町村により1カ所から41カ所と報じられておりました。数多くの場所を選んでおけば万が一の場合を考え、機敏に対応できます。

先の答弁で、東御市では137カ所を指定しているということで、えっ、さすが東御市だと思いました。違いました。済みません、さっきそんな答弁だと思ったので、あれです、仮設住宅の場所、済みません、違ったようです。そうするとちょっと質問もまた違っちゃうんですけれども、137カ所とさっき聞いてしまったので、えっ、すごいな、東御市はと思ったので、違う、済みません、どうも。

ただ、ハザードマップを配付いただいておりますが、大方の市民の皆さんはその存在を意識していない現状があります。避難所も第1次避難所ではたしか区の公民館、それから学校とか、そうい

うふうにうつっているんですが、そういうことの意識もなかなか市民の皆さんは認識していないと思われま。毎年行われている9月の市内一斉の避難訓練を義務的に行うのではなく、先ほどご回答いただきましたが、より実効性のある訓練にしていくことがとても大事だと考えます。今回の熊本地震の場合、熊本県益城町の自主防災組織の会長さんの言葉ですけれども、そこでは自主防災の組織があつて、救急法や消火訓練、炊き出しなどの講習会や訓練を年4回も5回も重ねてきた。だけれど今まで差し迫った感覚がなかったので、今回の災害のことになって頭が回らなかったと悔しそうなコメントがしてありました。また、その会長さんは、更に大規模災害に動じず、即応するための踏み込んだ訓練と若い人の参加が必要だということをお話されておりました。

ここ東御市も、意外と災害が少ないという気持ちから脱して、長野県や上田広域などの連携も含め、市民一人ひとりの自助や区民同士の共助も改めて見直しをする必要を感じます。特に要支援者の避難は、災害や住宅状況等により様々ではありますが、支え合い台帳を作成しているということにとどまることなく、スムーズに誘導できるために具体的に消防や隣組単位まで、名簿や状況を伝え、実際に可能な限りの訓練を実施する、そんな防災の日の取り組みが行われることが大切なのではないかと考えます。

福祉避難所も先ほどのご答弁の中に6法人、1株式会社といろんな提携をされて、20カ所だかあるというお話をお聞きしましたが、その支え合い台帳にある避難を必要とされる人々や、そのご家族はそのことをどこまで知っているかということですね。そういう施設があるということまで、なかなかそこまで知っている皆さんは少ないのではないかと、また支援をしなくちゃいけない、そういう皆さんの周知はどのようにされているのでしょうか。

災害が起きて、ああするこうするのではなく、災害がない今だからできる備えがあると考えます。少しでも減災につながるための市側の配慮としてはいかがでしょうか。

○議長（櫻井寿彦君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 再質問、何点かいただきましたが、順次お答えしたいと思います。

初めに、貴重な災害の遺跡を市の史跡として保存管理し、災害に備える市民の意識づくりの場として整備したらいかがかというご質問でございます。寛保2年、1742年に起きました戊の満水に関する痕跡や石碑については、市内各地に残っておりまして、被災者の霊を弔う意味を込めた金井の火祭りについては、東御市の無形民俗文化財に指定されており、毎年7月下旬に金井区の住民により開催されております。また東町の八間石も戊の満水の象徴として、既に東御市天然記念物に指定しているところでございます。

これらの残されたものを活用いたしまして、時宜を捉えて市民に広報、市報などでお知らせすることで、防災意識の高揚に役立てていきたいと考えております。

続きまして、災害時の仮設住宅の建設候補地は、東御市では何カ所、どこに選定しているかというご質問でございますが、県が平成27年3月に公表いたしました第3次長野県地震被害想定調査報告におきまして、想定被害の内容に変更が生じてきておりますので、応急仮設住宅建設候補地につ

きましても、現在、内容の見直しを行っているところであります。

市の候補地といたしましては、3カ所ございまして、市民プール南にあります東御中央公園第1駐車場、芝生駐車場である東御中央公園の第3駐車場、八重原の白樺池南にあります稚蚕飼育所跡地を候補地と今、考えております。

続きまして、総合防災訓練の中で、更に県や広域などとの連携を含めて自助、共助の見直しの必要を感じるという中で、減災につなげるために市側の采配での防災訓練につなげたらどうかというご質問でございます。防災対策、災害対応には、自助、共助、公助の3つの力の連携が必要でございます。特に共助において、隣近所が助け合い、地域の安全を守るという地域の自主防災組織の役割が重要となってきております。

市の防災訓練は、平成16年から平成22年まで、市内全域と一部モデル地区を決めて救助訓練等を実施してきました。1カ所に集合して見学が中心の防災訓練よりも市内全域で各区の実情に即した参加型訓練を継続的に行うことが重要であるとの観点から見直しを行い、現在の実施方法となっております。

また、消防団が組織されていない区等に対しまして、上田広域消防本部の東御消防署から職員を派遣していただいて、各種の訓練を行っているところですが、今後も防災関係機関との連携を図りながら、実効性のある訓練を実施し、市民の皆様の防災意識の高揚に努めてまいります。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 阿部貴代枝議員の再質問にお答えいたします。

福祉避難所について、災害時支え合い台帳に要援護者として登録されている皆さんや家族、あるいは支援者への周知に関するご質問でございます。福祉避難所は、東御市防災計画で一般の避難所では生活が困難な障がい者等の要配慮者のため、介護福祉施設、障がい者支援施設等を指定することになっておりまして、災害時における要援護者の緊急受け入れに関する協定を締結している対象20施設の中から、災害時には市からの要請により施設内に開設することとなっております。したがって開設した時点で避難支援者等関係者の皆様をはじめ、要支援者として登録されている皆さん、ご家族にも開設情報をお知らせしていくことになります。

○議長（櫻井寿彦君） 阿部貴代枝さん。

○8番（阿部貴代枝さん） お答えいただきました。本当にただ台帳があるということだけでなく、みんなが常にそれを意識して、何かことがあったら行動に移せるということは、やっぱり日ごろのそういう何ていうんですか、訓練が大事かと思います。東日本の大災害のときに、岩手県の大船渡市のやっぱり自治組織で一生懸命やっていたところの、そこの会長さんは、本番を想定した日常活動が非常に大事だと。支援が必要なひとり暮らしの高齢者や障がいのある方の家を地図にして、近所で共有し、練習をいつも積んでいたのが、大震災の当時はその組織のメンバーがすぐに対象者の家に駆けつけられたので、次々と避難させられた。普段からの訓練や住民の意思疎通ができていたことが大きかったと言って振り返っていました。また、地域ぐるみで備えていれば避難所生活でも

トラブルが少ないというお話もしておりました。ぜひ本気で災害のことを考えていこうではありませんか。

それから今回の熊本地震で、いつ大きな震災に襲われるかわからないということを日本中で共有したのではないかと思います。ここで改めて強固な自主防災の整備と、防災体制を真剣に点検するときと考えます。想定外の災害にも対応できるように、市の職員の皆様が検討、管理するばかりでなく、東御市のことをよくわかっていただいている、そういう地震の専門家だとか、山崩れの、土砂崩れの専門家とか、そんなような皆さんにも参加していただき、更に緻密な強固な防災体制を検討する必要があるかと考えますが、どのような体制で今までは検討されてきたのでしょうか、お聞かせください。

○議長（櫻井寿彦君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 今までの防災体制の検討をどのようにしてきたかというご質問でございますが、東御市地域防災計画において、災害対策基本法の規定によりまして、県、市の関係部局の職員や警察、消防団、指定公共機関の職員、社会福祉協議会や日赤奉仕団の学識経験者、自主防災関係者など30人の方による防災会議をつくりまして、こちらの委員として委嘱をいたしまして、東御市の地域防災計画の作成をしております。また、この会議によって実施の推進を図っていただいているところであります。

例年、この東御市の地域防災計画の見直しを行っているところでありますが、熊本地震を受け、想定外の災害も考慮しながら県の計画とも整合を図りつつ、さらなる体制の強化を図ってまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 阿部貴代枝さん。

○8番（阿部貴代枝さん） 防災会議、三十何名の皆さん、いらっしゃるということなんですが、福祉的なものとか、こういうものの専門性はあるかもしれないけれど、地震のことだとか、そういうような、そういう意味の専門性の皆さんを入れて、もうちょっと考えていくということが大事なのではないかなと思って、今、お聞きしたら、何かそういう意味の専門の方はあまりいらっしゃらないんですかね。でも県の方の何か、そういうので指示されているのでいらっしゃるかなと思いますが、いずれにせよ、やはりここでまたふんどしを締め直すというわけではありませんけれども、しっかりと防災体制をよく検討していくことが必要なのではないかという思いで質問をいたしました。

ちょっと時間が押し迫ってしまったので、次に2人以上児童がいる家庭への支援と貧困対策についてですが、4月に私、乙女平で8カ月のお子さんの乳母車を押している若いお母さんと話をしました。その方は夫が自営業で、夫婦の国民年金3万2,520円も毎月とても大変ですとおっしゃっていました。私は子どもも2人、3人ではないのとか言ったんですけど、とても保育料とか学校の教育費などを考えると、子どもは欲しいけれども、もう2人目以上はもう考えられませんという、そんなお話を聞きました。

この話を聞いて私、改めて家庭で支出する学費がどのくらいかかるか、近所の人に聞いてみました。この間、先輩議員も子育ての学費はもう本当にかかるというお話をされておりましたが、私の近所のご家族はこの4月に高校1年生と中学1年生と小学校5年生になった子ども3人がいます。高校生はいろいろなことがありまして、県立に入れればよかったんですけど、県立でなく私立高校に入学しました。3月から4月にかかった支払いは、入学金や制服代、定期代、そのほか少しいろいろあったようですが、約50万円、毎月の授業料は助成金を引いても月約3万円、ほかに教科書や辞書、タブレット代、部活の道具などは別に必要だとか。高校は義務教育ではありませんが、現在は義務教育のようなものです。

中学生は女子中学生で、制服ほか4月にそろえた上履き靴、運動具など、また最初は1着だったんですが、1着では汗をかいてだめだということで、洗いがえを追加して8万1,280円、それから通学バッグ、国語の辞書、英語の辞書も買って1万2,912円、別府の人なので、自転車通学で自転車の後の修理などを考えて自転車の専門店で購入して5万円、給食費は年10回払いですが、月6,380円、学級費は年9回払いで旅行の積み立ても含めて月1万円、4月の支払いはいろいろ、給食費、学級費等含めて16万572円だったそうです。

また、5年生の小学生は、いろいろなものは必要なかったもので、今のところは給食費月5,900円、学級費は修学旅行などの積み立てなどを含め月3,000円、あえてこの聞かせていただいたこの金額を見ると、本当に現代の子どもにはお金がかかります。中学生の女子には、そのお母さんが言っていました、高校は必ず県立だからねと、今から強く念を押しているそうです。

ある学者が、日本の貧困の問題は豊かさの中の貧困が問題とされ、貧困率が16%と言われる中で、84対16では16の人々の声は簡単には上がりません。この16の人々は毎日の生活が必死です。全体の豊かさの中ではなかなか実態が見えにくく、この16%の人々の経済的痛みは理解されていないと話しておりました。確かにこのことはあると思います。

東御市では、都会ほどではないので、貧困問題はあまりと感じている皆さんも多いかもしれませんが、具体的に先ほどあえて言わせていただきました学費を考えていただくと、なかなかひとり親家庭では非常に厳しい出費です。この月曜日に久しぶりに母子家庭の友人に会いました。ちょうど子どもさんが中学1年に入学したという話がありまして、お金がかかって大変だったと言っていました。「だけれど、阿部さん、頑張るしかないんだよ、いろいろ工夫しているけれど、それも限界だけだね」と話しておりました。

また夫婦であっても、派遣社員やパートの家庭などでは、日々の生活の中に、生活に追われている中でとても大変です。

今年から在園していない場合でも、保育料の第3子の無料化が行われるようになりました。国の制度の就学援助費を東御市としては援助費の収入の部分で、対象者を拡大しているとの話です。その中で多子世帯への支援という考え方は、どの程度考慮されているのでしょうか。また、給食費ですが、この間の所信表明で市長が述べられた自校給食を大切にしたい学校給食を進める上で、施設整

備や人件費に係る費用は市で、材料費である給食費については自己負担でというお話がありました。この給食費を子育て支援の保育料と同じように、2人目は半額、3人目以降は無料とするような、そんな多子世帯への経済的支援対策としてはいかがでしょうか。何か考えがあったらお聞かせください。

○議長（櫻井寿彦君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 義務教育における就学援助につきましては、財政的な支援策として国の基準に2割増しといたしますか、1.2倍して子どもは対応させていただいている、また、その算定に当たりましては世帯の子どもの数もカウントされておりますので、その中では配慮されていると認識をしております。

保育料はその世帯の所得に応じまして、多くの階層に分かれて、園児数によりまして減免等、個別に算出をされているわけですが、学校給食費につきましては、ご案内のように施設費、人件費は公費で、また原材料費はご負担いただくという一律のルールによりまして、定額でちょうどいしているものがございます。

また、徴収につきましては、市の会計ではなく、PTAでお集めをいただいておりますので、給食費の金額に差を設ける、減免するという事はなかなか実務上も困難であろうというふうに思っております。

給食費につきましては、ほかの議員の皆さんからも何回かご質問いただきまして、東御市の給食費高いのではないかなという指摘がありますが、私もつぶさに分析したところ誤解があるようですので、ここで申し上げておきたいと思います。

給食費の単価につきましては、例えば隣の上田市と比べますと小学校低学年では4円、1食当たりですね、高学年では5円、東御市の方が高いのですが、中学生になりますと東部中学校では3円安く、また北御牧中学校では13円安い。合計しますとある意味とんとんでございまして、小・中学校9年間、給食費は実は数十万円に及ぶわけですが、その総額で比べましても東部中学校で3,600円多い。北御牧中学校は逆に2,900円安いという、非常に数十万円に比較しますと、わずかな差でございます。

東御市の学校給食は自校給食を堅持する中で、温かく顔の見える心のこもった給食を提供しておりますし、食育という観点、また一昨年になりますが、東部中学校の給食は長野県下の学校給食コンクールで最優秀賞をいただくなど、非常に質の高い給食を提供しているところでございまして、この点に関しましては、このわずかな差を踏まえましても、栄養士並びに学校の調理員の日々の努力をむしろたたえるべきであろうというふうに考えております。

総額としまして、学校徴収金の中で給食費が県下では高い位置にあるということでございますが、これはとりもなおさず学校における給食の提供日数が多い。これは高いということではなくて、児童・生徒、また保護者にとっては学校でいただく給食の数が、日数が多いということですので、これはむしろマイナスではなくて、うれしいことなのではないかなというふうに感じているところで

ございます。

多子世帯への経済支援を給食費の減免という形でしたらどうかというご提案でございますが、以上のような理由から、私どもはそれは適切ではないと判断しております。

○議長（櫻井寿彦君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 多子世帯に対する支援と、あとシングルによる子育ての状態、議員ご指摘のとおり県で現在、調べておりまして、貧困率が8%という数字でありますので、国全体と比べると長野県全体では半分ぐらいというような数字が今、把握されていまして、国も県もこのシングルによる子育てに対する支援策ということに関して、考えていこうという方向で出てきておるところであります。

ただ、今、必要経費を一般論ではなくて、具体的に述べられたわけでありましてけれども、やっぱり貧困対策というのは、画一的なものでなくて、収入に対してどういうふうに対応していくかということがベースにあるべきであって、しかも児童手当という形で、もちろんこれは子ども手当を経て、再び議論されて児童手当になっているわけでありましてけれども、そのような形で対応していくことであるので、子どもたちが給食を気兼ねなく、しっかりと平等に食べていくという環境は守りつつ、ほかの形でセーフティネットを張った方が、子どもたちにとって気兼ねがない状態があるのではなかろうかと。つまり一律で安くするということは市の財政上からも極めて厳しい状況の中で考えられないけれども、貧困対策として考えるとした場合、ほかの方法と、その給食費の減免ということに関しては、多方面から検討して結論を導き出していないと、それも難しいというふう考えておるところであります。

したがって収入という問題を抜きに、一律でやるとしたら、国、県が基本的に担うべきであって、市の単独事業としては現時点では財政上も非常に厳しいというふうには言わざるを得ないという状態であります。

○議長（櫻井寿彦君） 阿部貴代枝さん。

○8番（阿部貴代枝さん） 市の財政とか、本当に無料なんていうと、すごい莫大なお金が私もこの間、何となく単純に計算してみたら、それは非常に無理だということはわかっています。学校の給食なども私、市に就職、一番最初したとき、東部中学校の給食士でした。そのときは1,200から1,300人食ぐらいをつくっておりました。割かし何ていうの、既製で冷凍食品なんかを揚げたりとか、そういうことが多かったんですけど、今はそうではなくて本当に自校給食をやっているために、一つ一つ手づくりでやっていると、もう、普段、それだけでなく子どもたちはコンビニのお弁当とか、あれの生活が多い中で、本当に学校給食は私はとてもありがたいものだと思います。でも、あえて子どものお金がすごくかかるということを今回、ここでちょっと言わせてもらいました。こんな細かいことまでと思ったけれど、本当にその近所のうちでは、そんなにぜいたくしているわけではありません。2台ある車なんかそんなに、中古車で買って、1台の軽自動車なんてもうじき10万キロになるような、そういう自動車しか買えないようなつましい生活を

しているけれども、やっぱりすごく大変だと、2人いてですよ、大変だという、そういう現状が世の中にはあるということを今回あえて数字でちょっと言わせてもらいました。しつこいようですが、あれです。

本当に市長が回答で、3人ぐらいという希望がかなう子育てを考えていくとおっしゃっていました。今も違う形でそういうふうにはやっていけなくちゃいけないということを、みんなでそういうことを共有して、いい方向でぜひ子育てしやすい、いつも市長がお話しされる子育てしやすいまちということをみんなで考えていかなければいけないと思いました。

ただ、今の子どもへのいろいろな投資は、東御市の未来への投資だということもあるので、まるきりこういうのはだめだ、お金がないからだめだということではなくて、また考えていっていただければありがたいと思います。

次に、オリンピック誘致の関係ですが、また何か機会があれば考えてくださるということ、ぜひお願いしたいと思います。私、規模は全然ちっちゃいですが、以前のスペシャルオリンピックの長野大会のときに、香港のアスリートと監督をホームステイしました。とてもそのときにいろんなことがありまして、それは忘れられない、いい思い出になりました。孫たちもそれ、とても何か今でも話が出るほどなんです。本当にぜひどこかでそういうことが、東京オリンピック・パラリンピックがはるか遠いことのようなことではなくて、現実に肌で感じられるような、そんな何かができるればいいなと思って要望しておきます。

それから平和都市宣言の関係なんです、私たちサンフレンドの会では、毎年8月の初めの早朝に現在、中央公民館前にあります平和の像の周辺の草取りを行って、白石みさよ先生がつくっていただいた平和の像の歌を歌いながら、その平和の像の建立についての話をし、それから平和についての話し合いを毎年行っております。合併前に、それぞれの町村でありました都市宣言が、また実現されようとしていますが、本当に市長がおっしゃっていました足元の平和と一人ひとりの人権が認められる、そんな大勢の皆さんのご意見やお心、思いをくみ取っていただき、本当に一人ひとり大事にされる、そんな平和宣言がされることを心から望んでおります。

それからまた女性の活躍に関してですが、先ほどのお答えで仕事の相談の充実とか、優良企業への働きかけとか、いろいろの話がありました。私はちょっとここであえて市役所のことをちょっと考えてみました。市役所の中で、女性が活躍できる働きやすい職場というのは、男性にとっても必ず活躍でき、働きやすい職場であると考えます。いつの時点までに女性管理職を何%という目標などが目立ちますけれども、私はそれ以前に女性も男性も働きやすい職場づくりをすることが大事だと思っています。働きにくい職場では、管理職になりたいという、そんな気持ちが男性も女性もわいてこないのではないのでしょうか。職員の皆様が生き生き働き続けられる、そんな職場づくりのために、例えば女性活躍推進チームなどという、そんなようなものを設置して、どこに仕事の中に課題があるか、いろんな点検をしたり、お互いに提案をしたりしながら推進すると、より効果的に女性も男性も活躍でき、働きやすい職場が見えてくるのではないかと思います、その辺最後にいか

がでしょうか、お聞かせください。

○議長（櫻井寿彦君） 市民生活部長。

○市民生活部長（土屋一夫君） それでは私の方から手短にお答え申し上げて、また市長の方からもあろうかと思えます。

まず宣言の関係でございます。市といたしましては、人権平和都市宣言に向けた活動の1つといたしまして、終戦の日であります8月15日に、平和の像の前におきまして、市職員を中心に、また成人者の代表にも出席をお願いし、戦没者慰霊及び平和祈念の式を行う予定でございます。一例ではございますけれども、平和を具体的な行動を通して市民の皆様とともにつくり上げていきたいというふうにも考えておるところでございます。

また、女性の活躍についてでございますけれども、女性活躍推進法は女性の職業生活における活躍を推進するというを主な目的としておりますけれども、基本的には男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり制定されたものでございます。議員のおっしゃるとおり、女性も男性も働きやすい職場づくりという観点からも、指標としての各数値目標を定めての取り組みが必要だというふうに考えてございます。

また、推進組織についてでありますけれども、現在、庁内組織であります男女共同参画行政推進委員会等を活用する中で、男女双方の働き方に関する意識の改善や仕事と家庭の両立に対して理解のある職場づくりなど、今まで以上に一層取り組んでまいりたいというふうに考えております。よって、今、ご指摘のありました女性活躍推進チーム等の新たな組織は今のところ設置をすることは考えてございません。

以上でございます。

○議長（櫻井寿彦君） 阿部貴代枝さん。

○8番（阿部貴代枝さん） 女性の活躍のことを市の職員のことだと思いましたが、市内全体の女性も男性も輝いて、この東御市でいろいろ活躍されることを希望します。また、市の職員の皆様が、心豊かにご活躍され、働いてくださることは、市民にとっても有益なことであり、市民が住んでいてよかったな、そんな幸せなまちづくりにつながっていくことだと思います。いろいろお答えいただきました。

以上で終わります。

○議長（櫻井寿彦君） 以上で通告に基づく一般質問はすべて終了しました。

◎散会の宣告

○議長（櫻井寿彦君） 本日はこれをもって、散会します。

ご苦労さまでした。

（午後 1時52分）

平成28年東御市議会第2回定例会議事日程（第5号）

平成28年6月23日（木） 午前9時 開議

- 第 1 議案第50号 平成28年度東御市一般会計補正予算（第2号）
- 第 2 議案第51号 東御市工場立地法準則条例
- 第 3 議案第52号 東御市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第53号 東御市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第55号 財産の処分について
- 第 6 議案第54号 平成28年度東御市一般会計補正予算（第3号）
- 第 7 陳情の上程

出席議員（19名）

1番	窪田俊介	2番	佐藤千枝
3番	横山好範	5番	蓮見喜昭
6番	山崎康一	7番	若林幹雄
8番	阿部貴代枝	9番	平林千秋
10番	依田俊良	11番	長越修一
12番	井出進一	13番	青木周次
14番	三縄雅枝	15番	町田千秋
16番	依田政雄	17番	柳澤旨賢
18番	堀高明	19番	清水新一
20番	櫻井寿彦		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	花岡利夫	副市長	田丸基廣
教育長	牛山廣司	総務部長	掛川卓男
市民生活部長	土屋一夫	健康福祉部長	山口正彦
産業経済部長	北沢達	都市整備部長	寺島尊
病院事務長	武舎和博	教育次長	清水敏道
総務課長	横関政史	企画財政課長	岩下正浩
生活環境課長	塚田篤	子育て支援課長	坂口光枝
福祉課長	柳澤利幸	農林課長	金井泉
建設課長	土屋親功	教育課長	小林哲三

議会事務局出席者

議会事務局長	堀内和子	議会事務局次長	野村伸弥
書記	正村宣広		

◎開会の宣告

○議長（櫻井寿彦君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（櫻井寿彦君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第 1 議案第50号 平成28年度東御市一般会計補正予算（第2号）

（質疑、討論、採決）

○議長（櫻井寿彦君） 日程第1 議案第50号 平成28年度東御市一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

平林千秋君。

○9番（平林千秋君） それでは何点かお願いします。まず29ページ、一般質問の中でも質疑にありましたが、実践型地域雇用創造事業に関連してです。これは新しいタイプで地域の仕事おこし、地域おこしにつながる形で注目しているんですが、何点かお尋ねします。

この事業の貸付金2,500万円、貸付というふうになっています。この貸付金の原資はどのようなものを充てるのでしょうか。21ページの歳入の欄では、同額が回収金というふうになっております。この相互関係はどういうふうになりますか。そしてこの事業は3カ年計画というふうになっております。毎年この運転資金ということの歳出を予定しているということなんでしょうか。これが1点目です。

それから2点目は、この事業を説明したこのチャートがありますね。このフローのチャート図では、厚生労働省から委託料として3,900万円を予定しているというふうに書いてあります。これは単年度でそうなのか、3カ年計画ですが、単年度でそうなのかということと、それからこの会計処理はどういうふうになるかということです。一般会計を経由してやるのか、また別な形でこの雇用創造協議会というところに支出されるのか、その辺の関係はどうなっているかということを質問します。それが1点目です。

それから2点目は、35ページになりますが、東御市文書館整備事業に関連してです。この事業で収蔵を予定している文書群は、それぞれの類型でどのくらいになるのでしょうか。それでこの計画の中では閲覧室も設けて、市民の皆さんが利用できるようにするという施設が計画されていますが、それぞれの文書群については、整理をされて、インデックスがつけられて、市民が閲覧しやすいような形に既に整理されているものなのか、これからそういう作業をしなければならないものか、そ

の辺はどうなっているか、お聞きします。

それからごめんなさい、戻りますが33ページ、市内小学校施設整備計画策定事業に関連してですが、一般質問で質疑がありました。内容はいいんですけど、この整備計画では長寿命化計画を立てるというものでございます。それでこういう方向を出した、総合教育会議、昨年11月総合会議の整備方針の内容という文書がございます。これではこの長寿命化計画により、将来の建替えのペースを長期化することで財政負担の平準化を図るということで、建替えペースを長期化ということを狙いとしております。そこで今回の長寿命化計画の策定で、大体现在の市の小学校、どのくらい先に、建替えを検討したい場合、どのくらいもたせるかということを中心に考えておられるかということをお聞きします。

それから最後に、37ページの市民プールの実施計画の委託料に関連してですが、これは各プールごとにどういう形の形態にするのか、現況維持というのが前提なんです、どういう補修工事が必要だということで設計に当たるか、どういう対応になるかということをお伺いします。

以上、1回目の質問です。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 29ページの実践型地域雇用創造事業につきましてのご質問でございますが、まず1点目のこの貸付金についてでございますが、本事業は厚生労働省が東御市雇用創造協議会へ委託契約を締結し、事業を進めることとなりますので、経費はすべて国が負担することとなりますが、委託料の支払いは業務完了後の年度末となります。しかし協議会を運営するに当たっては、事業着手の段階から、事務用品から始まって人件費等の支払いが待たないで始まりますが、協議会には資金はございませんので、国からの委託料が支払われるまでの間の運転資金を国と協議会の契約の締結を条件に、市が協議会へここに支出として掲載させていただきます本年度は2,500万円を貸し付けるものであります。あくまでも貸付金でございますので、年度末に国から委託料が支払われた際は速やかに市へ同額を返還していただくこととなります。したがって原資につきましては、一般財源で対応するということとなります。

また、今後の基本的には3年間という計画でございますが、今後あと残りの2年間につきましては、その都度その年の委託額等を考慮しながら、予算計上を同じような形で進めていくような形になる予定でございます。

次に、会計処理の関係でございますが、会計処理につきましては先ほども申し上げましたとおり、国と協議会との契約でございますので、協議会がその業務内容に沿ってそれぞれ協議会の中で事務処理を進めていくということとなります。したがって市を経由して委託料が協議会に支払われるというのではなくして、直接協議会へ支払われるというような制度になっております。

以上でございます。

○議長（櫻井寿彦君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 35ページ、文書館につきましてお答えをいたします。文書館のうち、

書籍をおさめる旧議場のスペースでございますが、書類の種類といたしますと行政文書と古文書がございます。古文書につきましては私どもの所管でございますが、現在、所有しておりますのが寄贈、寄託含めましてボリュームでいいますと段ボール10箱程度（後刻訂正あり）でございます。その文書、古文書の目次、リストはほぼできておりますので、それを再整理しておさめるという内容であります。

それから学校施設、小学校施設の長寿命化計画につきましては、教育課長から申し上げます。

4点目、37ページ、市民プールの今回改修設計を計上しておりますが、その内容でございます。まず管理棟であります。耐震強度もないということで、中の機械室を含めまして平屋につくり直す。位置につきましても多少ずらす可能性がございます。加えまして、グラウンド利用者のトイレがありませんので、グラウンド側の外便所もこの際、あわせて増設といえますか、機能を加えたいと考えております。

それから流水プール、これは昨年からは止めておりましたが、水漏れが起きているということで、表面だけでなく本体にもどうも漏水箇所がありそうだということです。表面の部分を一旦そぎ取って見ないとどの程度傷んでいるかわかりませんので、修繕で済めばできるだけお金をかけないで修繕でまいるたい。最悪の場合、本体のステンレス部分まで直すとなると更にかかるかもしれませんが、これはちょっとやってみないとわからない部分もありますので、やや流動的でございます。

ウォータースライダーにつきましては、基準を満たしていない、あるいは本体につきましても老朽化しているということで、解体撤去であります。

循環ろ過設備は、それぞれの機能を維持するための更新、それからその他の工事といたしましてはプールサイド、タイル等傷んでいるところ、あるいは日よけの施設等も傷んでいる部分については直すといった5つの内容を考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 教育課長。

○教育課長（小林哲三君） 平林議員の小学校の長寿命化の計画の中で、現在ある建物をどのくらい延命化していくかというご質問でございます。

専門家の意見を聞きながら、そのところを決めていくところでもありますけれども、少なくとも20年から30年の延命を図っていきたくないと計画をしているところでもあります。

○議長（櫻井寿彦君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 文書館の収蔵の量についてですが、行政文書についてはこちらの所管になりますが、行政文書の関係につきましては、どの範囲の行政文書までこちらの文書館に保存すべきかということも含めまして、先進事例も参考にして、今後検討してまいりたいという段階でございます。よろしく申し上げます。

○議長（櫻井寿彦君） 平林千秋君。

○9番（平林千秋君） 再質問を何点か。

実践型地域雇用に関連してですが、資金のことはわかりました。それでこの事業では雇用を120人増やすということで、非常に注目しているんですが、この説明文章によりますと、新規就労（創業）者数120人（新規卒業を除き常勤と非常勤等を含む）というような説明になっていて、ちょっと実体がなかなかつかみにくい。もうちょっとこの事業効果としてどの程度のことが望めるのか。新規就労という場合は、新たな就労ということなんですけれども、既存の事業体が新しい事業を起こしたときに、それも新規就労というふうにカウントするのかなどなのか、その辺ちょっとこの事業効果についてご説明いただきたいと思います。それが1点です。

それから図書館の整備に関連してですが、既存の文書、そういう今、ご報告があったとおりです。今後、施設の規模を考えた場合、この古文書とか、収蔵する文書等を今後積極的に収集して、東御市の財産として残していく、そういう施設に充てるというような構想がとおりでしょうか。

それからアケボノゾウに関連しては、今、収蔵しているものの保管場所としてこちらに持ってくるという趣旨の説明がありましたけれども、注目されるアケボノゾウですから、展示機能というのをどういうふうにやるかというのが課題だと思うんです。旧北御牧庁舎の一定のスペースに常設ないしは今、希望者があつたら見せるよという格好になっているんですけれども、利用状況によるんですけれども、展示機能というのを拡充して設けるということはどういうふうにお考えでしょうか。

それから最後に、市民プールに関連してですが、今、ご報告があったように具体的な対応はスライダーを廃止するという、総合教育会議の検討に基づく具体だというふうになっております。一般質問でも提起しましたけれども、体育施設在り方検討委員会の結論、流水プール、スライダープールを規模を縮小しても存続するということと、総合教育会議で決めたご決定とは少しかい離があります。これはきちんと説明する必要があるんだということをご指摘したんですが、利用者は一般市民にとどまらず、子どもたちなんですね。子どもたち、非常に期待していた、再開することを期待していた、それに対して市としてはこういう結論に至ったんだよということを少なくとも子どもたちにわかるようにご説明するということが当然必要になると思います。私はパブリックコメントをとるなり、もう一過程を置いたらどうかという提起をしたんですが、説明責任をどう果たしていくかということについて、どうお考えですか。これは市長に伺います。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） まず今回の実践型雇用で雇用者の数というのですか、内容につきましてですが、今回の事業で各種のセミナー等を行っていくわけですが、その中でセミナーなどに参加していただきます参加企業による雇入れ数や人材育成メニューのセミナー等の参加者、面談会の参加者で市内において就業、創業した方のほか、実践員として雇用した方も計上されるということで、その中には常勤の場合もあるでしょうし、非常勤もあるでしょうしという中で、それも雇用人数としてカウントしていいという国の目標数値の設定になっておりますので、そんな形で計上させていただいて、3年間で120人の雇用を図ってまいりたいということでもあります。

今回のこの事業によりまして、いずれにいたしましても地域求職者等による人材等の育成を図り

ながら、再就職、創業支援というようなことに努めまして、最終的には雇用拡大につながるものというふうに考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 再質問、まず古文書について、先ほど私、10箱程度と言いましたけれど、記憶違いでございまして50箱程度あるようでございます。大変失礼をいたしました。

それから旧町村時代に町誌、村誌を編纂しておりますが、そういったものの資料が100箱以上あるようでございますけれども、あるものを全部収納するというのではなくて、この際にきちんと整理して、中身を精査して必要、また保存の必要なものだけ取捨選択する必要はあろうかというふうに思っております。

それから古文書を積極的に収集するのかということですが、非常に難しい問題でございまして、古文書というのはただとっておけばいいというものではありませんで、内容を解読して、理解する必要があります。また、特に古文書、個人のお持ちのものにつきましては、宗教人別ですとか、相当プライベートな部分、あるいはお金の貸し借りですとか、身分等にかかわるものもありますので、私どもの正直手に負えない部分もありますので、何でもいただくというわけにはいかないというふうに思っております。歴史的に、あるいは文化財的に価値の高いものをよりすぐってということになるかと思っておりますけれども、基本的には今のところ大きな方針はまだ立てておりませんので、今後の課題であらうというふうに思います。

それから2点目のアケボノゾウでございますが、一般質問でも申し上げましたようにアケボノゾウ、県の指定になれば更にきちんと整理して皆さんに見ていただく、あるいは学習の用に供するという必要が出てまいります。現在でも各小学校すべてアケボノゾウの見学はしていただいておりますけれども、今回は北御牧庁舎の3階をどう利用するかということで方向が出たということでありますが、それ以外、周辺も含めましてアケボノゾウの展示についてはこれからきちんと考えていかなければいけないというふうに思います。現状の保存、河川敷になっておりますけれども、その保存ですとか、あるいは今あるものだけでいいのかということも含めて、今後検討しなければいけないというふうに思っております。

○議長（櫻井寿彦君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 東御市として市民プールに関しまして、維持するかどうかというご意見もあるわけでありまして、広域的に佐久にも上田にも類似の施設がありますので、広域的に市単独で維持するということが困難なものに関しては、そういうふうに考えていく、そういう考え方を住民が持っていただかないと、これからの人口減少化社会を地域が生き抜いていくというのは非常に困難になってくるという状況がありますので、そのような意見を踏まえる中で、規模を縮小してでも市民プールに関しては残していくという結論をいただきましたので、今回の選挙で公約に掲げて残させていただきたいというお願いを市民にさせていただいて、そして許可を得たというふうに認識いたしております。

そしてそういう中で、これからいくらかかるかということを検討していくという予算でございますので、まずこれをお認めいただきたいということであります。先ほど申しましたように流水プールに関しては、はいでみないと現実にどれぐらいかかるか、正確にはわからないという状況がございますし、50メートルプールに関しては廃止してもいいんじゃないかという在り方懇（体育施設あり方検討会）の考え方もありましたけれども、基本的には水泳でまちおこしをやっているという状態の中で、また、大会が開けるとしたら、どこかに大会が開ける50メートルプールがあった方がいいというような考え方もありまして、残していく方向で今、検討をしているところであります。

長寿命化計画によって、国の補助金が考えられるわけでありましてけれども、最近の状況にありますと3割に満たない、50の補助金が条文上はあるわけでありましてけれども、現実的には予算の配分上3割に満たないという状況では、大変な状況にあるということでもありますので、そういう中で規模縮小、もしくは複合的に活用するという事業における補助事業を採択を目指していくとしたら、規模縮小と、そして複合的な活用ということを国に説明せざるを得ないという状態でもありますので、それが国と交渉してみないとどういう方向で改修の予算が立ってくるかわからないという現状でありますので、これに関しては負託を受けた者として、議会に提案させていただいて、そして議会でご審議いただくという方向で動いていくということでございますけれども、説明責任に関してはそういうことも踏まえて、進捗状況で方向性が一定程度見通した時点で、市民に説明をしていくということが、これまでのやり方でありまして、希望をすべてかなえれば財政的に非常に、国の補助が非常に見込めないという状態が見通せますので、そこまでは在り方懇（体育施設あり方検討会）で規制されたというふうには考えておりませんので、流水プールを何とか残すという方向で検討させていただきたいということでありますので、よろしく申し上げます。

○議長（櫻井寿彦君） 平林千秋君。

○9番（平林千秋君） 私が申し上げたいのは、プールに関連してですけれども、市はいろいろ検討してそういう結論に至ったということは今、市長の説明を聞きました。同時に方向性が見えてから市民にご報告するという形になっていますが、市長選挙の争点になったり、市民が求めたのは、流水プール、それからスライダープール含めて存続してほしいというご意見だと思います。市長も選挙の中で触れられましたけれど、市民の使い勝手が、喜んでもらう施設として存続したいという趣旨のお話でありまして、スライダーをなくしますからよろしくねということは多分おっしゃっていらなかったと思うんですよ。ですからいろいろ検討した結果、在り方検討委員会で文面上見る限り、両方とも残しますと、規模を縮小してでもという条件がついていますけれども、そういうご結論でありました。総合教育会議はもっと細分化して、スライダープールについては廃止しますという結論を出したので、明らかに検討委員会と結論と反するわけですね。ですからそういう方向を出しましたと、これに関して。だとすればその時点でやっぱり大きな方向の違いがありますので、市民の皆さんにお知らせして、ご意見を伺う等の機会をつくって、その中で市も財政上こういうことだと、全体計画はこういうふう考えるんだということを示して、最終的にご決定なさるとい

のが私は行政の筋だと思うんです。そういうプロセスをぜひとるべきだと。結論は市民の皆さんが市の説明に対してご納得するかどうかということは、それはやっての上のことですから、少なくともそういうプロセスをとるべきだというふうに思いますので、改めてご見解を伺います。

○議長（櫻井寿彦君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 在り方懇（体育施設あり方検討会）は教育委員会のもとで設置されて、教育委員会とあわせて市長部局も関連するというところで財政的に、また市の方針としてどうするかということでもありますので、私も白紙委任したということもありますので、報告書をいただいたところでもありますけれども、あくまで在り方懇（体育施設あり方検討会）というのは教育委員会の設置であります。

そして教育委員会としての1つの一定の方向が出されて、そして私、市長部局も検討させていただいて、何度かの意見交換をやって、教育会議でこういう状態に今のところなっていますということを確認したにすぎません。総合教育会議で決定する場所でもありませんし、基本的にはお互いの合意を得たというプロセスでありますので、議員がそこに立ち会われたということでもありますので、そこで決まったというふうに思われたということは、議員のお考えでありますけれども、私どもとしてはそこで決定していくという性質のものではございませんので、今後この方向で専門家の意見を詰めていくし、県や国と調整を図って行って、一定程度の見通しが立てたときに、こういう方向でいきたいというお話を市民にしていくということで、やめた方がいいのではないかとのお話になれば、それはそれでまた別の方法を考えていかなければいけないということでもありますので、できるだけ早くということで、動かすためにはこういうことが必要だというふうに考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 三縄雅枝さん。

○14番（三縄雅枝さん） 1点だけお尋ねをいたします。今の37ページのプールの件でありますけれども、現状と今後の対応ということで、今、説明をいただきました。この補正予算書を見たときに、設計委託料2,300万円、多額だなというふうに感じたんですね。私はもう、こういうことに関して素人ですので、2,300万円が妥当だよという、あ、そうなんだという説明をいただければというふうに思います。

○議長（櫻井寿彦君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 今回、設計の補正予算をお願いいたしているわけでございますけれども、先ほども申し上げましたように内訳といたしまして、建築物があり、機械設備があり、またプール本体ということで、5つの内訳の合計額でございます。

それから実際には2,300万円全部かからないかもしれませんが、流水プールにつきまして先ほど申し上げましたように非常に流動的な部分があるということで、一旦補正をしてまた足りないから追加というわけにいきませんし、それから本件につきましては国の補助を得て実施したいということもありますので、タイミングの問題もございまして、今回は2,300万円という積算をさせていただいて、ご提案申し上げているわけでございます。

○議長（櫻井寿彦君） 三縄雅枝さん。

○14番（三縄雅枝さん） それぞれ5つの項目で、それぞれ設計をする、それに対して1つのこの項目に対していくらです、2項目めに対していくらです、それを積み上げていったら2,300万円にはならないけれども、そのくらいにはなるのではないかということですよ。そうすると一つ一つが約400万、500万円、単純に計算してなりますよね。だけれどもプールという、私は今、そういうお話を聞いたら別々にやるんだというふうに思いましたけれども、いわゆるあそこのプール全体の設計というふうに理解をしたときに、この2,300万円、一般の庶民の経済、財政感覚からいってらすごい大きいなというふうに、家が一軒建ってしまうじゃないというふうに思ったんですね。でもそういうふうに1項目、1項目何百万ずつ出して、設計することが妥当なのか、それとも全体のプールとして1つのプールという、市民プールという設計をすると、それほどにもならないのではないかというふうに思うんですけれども、担当としてはそれが妥当だということでこういう数字が出てきたというふうに思うんですけれども、ちょっと高いなというふうに感じたのは事実なのですけれども。

○議長（櫻井寿彦君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 管理棟は面積を少し減らしてもいいかとは思っていますけれども、外便所もつけたりということで、内容的には機能を増やす部分もあります。それから各施設、数百万程度という高いのではないかとということでございますけれど、事業費の総額からいたしますと6、7%の割合でございますので、ちょっと金額までは今、申し上げられませんが、1億や2億の事業費ではない、相当額かかるということで、更にスライダーまでやると更にまた伸びるということで、一部については我慢いただきたいという内容を持って、今回の設計額を積算してございます。

○議長（櫻井寿彦君） 三縄雅枝さん。

○14番（三縄雅枝さん） 市的財産のことなので、いくらという金額が私たちには想像もできませんけれども、そういう感想を持ちましたということを申し上げておきます。

○議長（櫻井寿彦君） よろしいですか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第50号を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

議案第50号は原案のとおり可決されました。

お知らせします。これからの議案につきましては、委員会に付託される議案であります。自己の所属委員会の担当部門にかかわる議案の質疑については、原則として委員会でお願ひすることが例となっておりまゝるので、申し添えます。

◎日程第 2 議案第 51 号 東御市工場立地法準則条例

(質疑、委員会付託)

○議長(櫻井寿彦君) 日程第2 議案第51号 東御市工場立地法準則条例を議題とします。

これから質疑を行います。

平林千秋君。

○9番(平林千秋君) 本条例は、工場立地法第4条にかかわって、市が独自に準則を決めるという中身ですが、そもそも工場立地法の緑地規制というのは、どういうものなんですか、どういう目的なのかということをお知らせ願ひたいと思います。

今回、この数値に見ますように大幅な面積率の緩和ということになっておりますが、基準の最低基準を選んだこととなりますよね。これはどういう考え方でそういう決定をしたのか、そしてこれに伴うメリット、それから環境上の規定でありますから、伴うデメリット、それはどんなふうにかけてこういう提案に至ったかお聞かせ願ひたいと思います。

○議長(櫻井寿彦君) 産業経済部長。

○産業経済部長(北沢 達君) まず工場立地法の目的でございますが、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようにするため、工場立地に関する調査、実施をするとともに、工場立地に関する準則を公表し、これに基づく勧告、命令等を行うことにより、国民経済の健全な発展と国民の福祉の向上に寄与するものとされております。したがいまして初めに述べましたように、環境保全というのが大きな目的となっております。

今回の改正の面積率等の考え方でございますが、いずれにいたしましても先ほど申し上げましたように、法の趣旨により、工場の立地は環境の保全を図りつつ適正に行われる必要がございます。また、市の総合計画の施策にもありますように、豊かな自然の継承と共生の実現を目指していくことから、この点を考慮しながら進めていく必要があるというふうを考えておりました、区域につきましては限定して定めさせていただいているところでございます。

面積率につきましては、法により国が定める基準の範囲内におさめる必要がまずございます。また、今回の制定の目的が市内の商工業の発展でございますので、近隣市の状況を踏まえ、できる限り緩和し、工場用地の有効活用や設備投資を積極的に促すため、国が定める基準の範囲の最小値を採用したところでございます。

デメリットということでございますが、いずれにいたしましても緑化率等を緩和しますので、その敷地内におきましては緑化率、緑化面積が小さくなるということでございますが、今回区域を限定して対象と、緩和する対象となる面積は用途区域外の工業団地等も、済みません、今回対象とな

る面積につきましては、特に定める用途区域外の工場団地も含めると約224ヘクタールの見込みでございます。これは市全体の面積1万1,230ヘクタールに対して約2%ということでございますので、環境等に及ぼす影響については限定的というふうに考えているところでございます。

○議長（櫻井寿彦君） 平林千秋君。

○9番（平林千秋君） ついでに3つほどまた追加でお聞きします。

工場立地法については、幾たびかの改正がありまして、1997年に全国一律でなくて地方自治体の実情に合わせて地域準則を決めていいという改正がありました。それでもう、かなりたったんですね、地方で決めてもいいとなってから。今日、今の時点でこの改定を提案したのにはそれなりの動機があると思います。商工会から陳情もあったという事情もあるかもしれませんが、今回改定に踏み切ったのはどういう事情があったのかということが1点です。

それから今回の改定で区域区分というのを、今まで全域で一律の基準だったんですが、3つに分けました。準工業地、工業地域及び工業専用地、それから用途地域外で工業振興を図るために市長が認める地域と、3つに区分をいたしております。この条例の適用は敷地面積9,000平米以上、または建築面積3,000平米以上の工場が対象というふうになっております。それで現況で結構ですので、地域的にその3つの地域、市内ではどういう地域が該当するのかということをお聞きします。

それから3番目に、今度の条例改定で既存の工場に適用されるようになるのでしょうか。つまり新規立地だけでなく既存の立地、既に立地しているところで工場の増改築等が当然あり得るんですが、その際にも新基準が適用されるという解釈でよろしいでしょうか。

以上3点です。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） まず1点目の、なぜこのタイミングでの制定かということでございますが、今回の改正に当たりましては、地方分権改革の第2次一括法の中で工業立地法も昭和24年に地域の実情により緑地面積等を独自に定めるようになったが、市では従来から環境保全を重点事業として進めてまいりましたことから、独自の基準については見合わせてきたところでございます。

しかし昨年度より取り組みが始まりました人口減少に歯止めをかけるために、地方創生事業等による企業の事業規模を拡大し、雇用確保をするための取り組みを行っているところでございます。この取り組みに伴いまして、既存敷地内では増築しようとした場合、今回の緑地面積等が支障になり拡大できないことが予想されます。

また、近隣の市町村では、上田市が平成27年の施行でございます。小諸市が今年度、28年度からの施行ということで、緩和されての基準を定めているところでございます。本市も企業誘致を推進するに当たりましては、他市町村との競争に遅れをとらなくする必要もございまして、また議員からもお話がありましたように、市の商工会からもご陳情をいただいているということでありますので、このような社会情勢等を踏まえる中で、市の商工業の発展のためには独自の基準を早期に

定める必要があるということをお判断させていただきまして、今回提案させていただいたものでございます。

2点目の今回の緩和対象となる区域でございますが、まず都市計画の準工業の地域が50ヘクタール、工業地域につきましては97ヘクタール、工業専用地域については39ヘクタール、そのほか特に定める地域として、羽毛山工業団地、上川原工業団地等の用途区域外の工場団地が38.7ヘクタールほどございます。合計としては224ヘクタールほどの対象面積になるのかなというふうに考えているところでございます。

3点目の既存の工場に適用になるのかということでございますが、公布の日から既存の工場についても今回の緩和の緑化率等の基準が適用になるということでもあります。

1点、説明が抜けたところがございます。今回の市内で敷地面積が9,000平米以上、または建築面積3,000平米以上の工場はということでございますが、現在、正確ではございませんが、おおむね調べた中では大体20社ほどが該当するのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（櫻井寿彦君） ほかにございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は産業建設委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

議案第52号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

◎日程第 3 議案第52号 東御市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

（質疑、委員会付託）

○議長（櫻井寿彦君） 日程第3 議案第52号 東御市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。

横山好範君。

○3番（横山好範君） この条例の出された背景について、ご説明をいただきたいと思っております。

○議長（櫻井寿彦君） 市長。

○市長（花岡利夫君） これまで私は市長選挙の公約として退職金に触れてまいりました。1期目に関しましては、当時宮城の知事が退職金を辞退されているというような状況もありまして、私も退職金をなしで働かせていただくということで、2期目のときはいろんなご批判も実は市長さんから個人的にはいただきまして、そういうこともありまして、それでも理事者と相談をさせていた

だいて、5割減という形で整合性をとる形で市長選の公約にさせていただきました。

今回は基本的に公約という形ではなくて、襟を正すという形でしっかりと、どこかで隗より始めよということで、税の使い道ということに関して、襟を正す意味を含めて2割減という形で条例を提出させていただいて、お認めいただきながら、丁寧な市政運営をやっていくことのお約束にしていきたいというふうに考えて提案させていただいたところでございます。

○議長（櫻井寿彦君） ほかにございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は総務文教委員会に付託したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

議案第52号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

◎日程第 4 議案第53号 東御市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

（質疑、委員会付託）

○議長（櫻井寿彦君） 日程第4 議案第53号 東御市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

窪田俊介君。

○1番（窪田俊介君） 家庭的保育事業等の設備の政省令の改定による条文の改正なんですが、これ具体的に4階以上の保育所の避難用の排煙設備のところ若干書き方が変わったんですが、実際に何か排煙設備に要するに避難用の付室に関する何か条件が変わったのかどうか。

あとこの対象になるのは大体事業所内保育とかの、要するに駅前保育みたいなことをやっている生命保険会社とか、そういったものの対象になる条文なんですが、多分東御市にはそういうところはないと思えますけれども、一応確認で対象になるようなところがあるかどうか聞いておきます。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） ただいまの窪田議員の質問につきましては、子育て支援課長からお答えいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（坂口光枝さん） 窪田議員の質問にお答えいたします。

今回、こちらは建築基準法施行令が改正になりまして、それに伴うものです。構造的には、以前は4階以上の建物については、階段室とはまた別に付室という、排煙施設をつくらなければいけなかったんですけど、今回の改正で階段室、または付室両方に火災時に生ずる煙が、外に排煙設備

を設けることで大丈夫ということで、付室をわざわざ設けなくてもよいということになりました。

東御市におきましては、こちらは小規模保育事業A型を行う、おもいやり乙女平が経営していますおひさまこども園が認可外として事業を行っておりますけれど、こちらは1階部分を保育施設として使用中ですので、該当とすればこの施設だけです。あとは事業所内保育事業については、東御市については該当はございません。

○議長（櫻井寿彦君） ほかにございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は社会福祉委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

議案第53号は社会福祉委員会に付託することに決定しました。

◎日程第 5 議案第55号 財産の処分について

（上程、説明、質疑、委員会付託）

○議長（櫻井寿彦君） 日程第5 議案第55号 財産の処分についてを議題とします。本案に対する提案理由の説明を求めます。

産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） ただいま上程となりました議案第55号につきまして、提案説明申し上げます。

本日配付の議案書の1ページをお願いいたします。

初めに、本議案は上川原工業団地内で現在、IPDロジスティクス株式会社が市から賃借している土地を取得したいという申し出があったことに伴い、売却するものでございます。

なお去る6月16日に、土地売買の仮契約の調印を行っております。

それでは説明に入らせていただきます。

議案第55号 財産の処分についてでございます。

工業用地として土地を処分するため、東御市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議決をお願いするものであります。

売却の相手方は、長野県東御市加沢88番地12、IPDロジスティクス株式会社代表取締役、岩下貴。

売却する土地の表示及び価格につきましては、東御市加沢字大長田122番15、宅地5,270.44平米。価格は5,797万4,840円でございます。

次ページは売却する土地の位置図でございます。ご確認ください。

以上、議案第55号につきまして提案説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定賜りますようお願い

ろしくお願いいたします。

○議長（櫻井寿彦君） これから議案第55号について質疑を行います。なお本議案につきましては、委員会に付託される議案であります。自己所属委員会の担当部門に係る議案の質疑については、原則として委員会をお願いすることが例となっておりますので、申し添えます。

よろしいですか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

お諮りします。本案は産業建設委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

議案第55号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

◎日程第 6 議案第 5 4 号 平成 2 8 年度東御市一般会計補正予算（第 3 号）

（上程、説明、質疑、委員会付託）

○議長（櫻井寿彦君） 日程第 6 議案第 54 号 平成 28 年度東御市一般会計補正予算（第 3 号）を議題とします。本案に対する提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） おはようございます。

ただいま上程となりました議案第 54 号 平成 28 年度東御市一般会計補正予算（第 3 号）につきまして、提案説明を申し上げます。

お手元の平成 28 年度東御市一般会計補正予算書の 1 ページをお願いいたします。

初めに、今回の補正予算の主たる財源となります交付金の内容について若干説明を申し上げたいと思います。国庫補助金でございます地方創生加速化交付金でございますが、地方版の総合戦略に基づく各自治体の取り組みについて、先駆性を高め、レベルアップの加速化を図るため自治体の自主的、主体的な取り組みを支援する交付金でございます。

この事業に採択が見込まれる事業を国と協議の上定め、本補正予算に提案するものでございますので、よろしくをお願いいたします。

それでは説明に入らせていただきます。

議案第 54 号 平成 28 年度東御市一般会計補正予算（第 3 号）。

平成 28 年度東御市の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによるものでございます。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 億 9,945 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 152 億 4,413 万 5,000 円とするもので、第 2 項補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正によるものでございます。

2 ページをお願いいたします。第 1 表歳入歳出予算補正につきましては、ご覧のとおりでござい

ます。

ちょっと失礼します。

3ページから5ページにつきましては、省略をさせていただきます。

8ページをお願いいたします。歳出から説明申し上げます。

款2総務費項1総務管理費目6企画費2,552万円の増額につきましては、湯の丸高原高地トレーニング施設誘致関連業務に関する節予算の組みかえ及び減額補正、これにつきましては施設整備推進委員会負担金への予算の組みかえ等でございます。またスポーツツーリズム調査、企画等の費用の補正につきましては、湯の丸高原の施設整備に係る企画費等の費用に関する委託料等についての補正でございます。これにつきましては先ほど申し上げました地方創生加速化交付金の対象となるものでございます。

続きまして、款5農林水産業費項1農業日目3農業振興費1,380万円の増額につきましては、(1)の産業クラスター推進事業費でございます。市の農産物のブランド化を図るための調査及び広告宣伝等に要する費用の補正でございます。これにつきましても地方創生加速化交付金の対象となるものでございます。

款6商工費項1商工費目2商工振興費748万1,000円の増額につきましては、10ページをお願いいたします。(3)商工業振興助成事業費でございます。東御市商工業振興条例に基づく助成に要する補助金の増額補正でございます。(4)観光費2,300万円の増額につきましては、(2)の湯の丸高原観光対策事業費でございます。湯の丸自然学習センター周辺及び登山道等の整備に要する工事請負費の補正でございます。これにつきましても加速化交付金の対象になるものでございます。

続きまして、款10公債費項1公債費目1元金3億3,190万6,000円、につきましては、増額のうち(1)の市債償還元金(経常分)2,259万円の減額につきましては、地方債の繰上償還に伴う元金の経常分の減額補正でございます。(2)市債償還元金(臨時分)3億5,449万6,000円の増額につきましては、地方債繰上償還金の補正でございます。目2利子224万9,000円の減額は、地方債繰上償還に伴う利子、経常分の減額補正でございます。

以上が歳出でございます。

6ページに戻っていただきたいと思います。歳入について申し上げます。

款14国庫支出金項2国庫補助金目5総務費国庫補助金6,292万円の増額につきましては、地方創生加速化交付金の増でございます。なお、この交付金につきましては、交付金事業の申請に当たりまして国との事前協議が調い、事業計画書の提出を行った段階でございます。交付決定はまだされておりませんが、事業実施について交付決定後速やかに着手し、実施するためにこのタイミングで補正予算をお願いするものでございます。

款16財産収入項2財産売払収入目1不動産売払収入5,797万4,000円の増額は、上川原工業団地に係る土地売払収入金でございます。

款18繰入金項 1 基金繰入金 2 億7,856万4,000円の増額は、地方債繰上償還に係る減債基金繰入金でございます。

以上が歳入でございます。

以上、議案第54号 平成28年度東御市一般会計補正予算（第3号）につきまして、提案説明を申し上げます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第 7 陳情の上程

○議長（櫻井寿彦君） 日程第7 陳情の上程をいたします。

陳情第49号 人にやさしい地域づくりの会、谷口博から提出されました、次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する陳情書は、社会福祉委員会に付託します。

陳情第50号 信州言友会東御支部共同代表、井口昌一及び同共同代表、久保康彦から提出されました、ことば・きこえの通級指導教室設置の陳情書は、総務文教委員会に付託します。

なお陳情第48号 東御市商工会、清水初太郎ほかから提出されました、工場用地の緑地面積等について緩和を求める要望書に関しては、本定例会に上程された議案第51号 東御市工場立地法準則条例と趣旨が重複するため、議席配付のみといたします。

以上で本日の日程はすべて終了しました。

◎散会の宣告

○議長（櫻井寿彦君） これで散会します。

ご苦労さまでした。

（午前10時06分）

平成28年東御市議会第2回定例会議事日程（第6号）

平成28年6月29日（水） 午後1時30分 開議

- 第 1 選挙第 2号 上田市東御市真田共有財産組合議会議員の選挙
- 第 2 議案第51号 東御市工場立地法準則条例
- 第 3 議案第55号 財産の処分について
- 第 4 議案第52号 東御市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第53号 東御市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第54号 平成28年度東御市一般会計補正予算（第3号）
- 第 7 陳情第49号 次期介護保険制度改正における福祉用具・住宅改修の見直しに関する陳情書
- 第 8 陳情第50号 ことば・きこえの通級指導教室設置の陳情書
- 第 9 議員提出議案第 4号 次期介護保険制度改正における福祉用具・住宅改修の見直しに関する意見書の提出について
- 第10 議員派遣について
- 第11 市長閉会あいさつ

出席議員（19名）

1番	窪田俊介	2番	佐藤千枝
3番	横山好範	5番	蓮見喜昭
6番	山崎康一	7番	若林幹雄
8番	阿部貴代枝	9番	平林千秋
10番	依田俊良	11番	長越修一
12番	井出進一	13番	青木周次
14番	三縄雅枝	15番	町田千秋
16番	依田政雄	17番	柳澤旨賢
18番	堀高明	19番	清水新一
20番	櫻井寿彦		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	花岡利夫	副市長	田丸基廣
教育長	牛山廣司	総務部長	掛川卓男
市民生活部長	土屋一夫	健康福祉部長	山口正彦
産業経済部長	北沢達	都市整備部長	寺島尊
病院事務長	武舎和博	教育次長	清水敏道
総務課長	横関政史	企画財政課長	岩下正浩
生活環境課長	塚田篤	子育て支援課長	坂口光枝
福祉課長	柳澤利幸	農林課長	金井泉
建設課長	土屋親功	教育課長	小林哲三

議会事務局出席者

議会事務局長	堀内和子	議会事務局次長	野村伸弥
書記	正村宣広		

◎開会の宣告

○議長（櫻井寿彦君） 皆さん、こんにちは。

これから本日の会議を開きます。

（午後 1時30分）

◎議事日程の報告

○議長（櫻井寿彦君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第 1 選挙第 2号 上田市東御市真田共有財産組合議会議員の選挙

○議長（櫻井寿彦君） 日程第1 選挙第2号 上田市東御市真田共有財産組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

議長が指名することに決定しました。

ただいまから指名します。

上田市東御市真田共有財産組合議会議員に、町田千秋君、堀高明君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました諸君を当選人に定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

ただいま議長が指名しました諸君が、上田市東御市真田共有財産組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました諸君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

◎日程第 2 議案第51号 東御市工場立地法準則条例

◎日程第 3 議案第55号 財産の処分について

（委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（櫻井寿彦君） 日程第2 議案第51号 東御市工場立地法準則条例、日程第3 議案第55号 財産の処分について、以上2議案を一括議題とします。本2議案に対する審査報告を求めます。
産業建設委員長。

○産業建設委員長（井出進一君） 産業建設委員会審査報告をいたします。

本委員会は、6月23日に付託された議案について、24日に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告をいたします。

議案第51号 東御市工場立地法準則条例、原案を可決すべきものと決定。

審査経過、特に申し上げることはございません。

議案第55号 財産の処分について、原案を可決すべきものと決定。

審査経過を申し上げます。

今後、新たな企業を誘致し、雇用を確保していくためには新たな工業団地の造成を検討する時期になっているのではないかとの意見がありました。

以上、報告終わります。

○議長（櫻井寿彦君） これから委員長に対する質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 質疑なしと認めます。

産業建設委員長、着席願います。

これから議題51号の討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第51号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものとの決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

議案第51号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第55号の討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第55号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものとの決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

議案第55号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第 4 議案第52号 東御市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

(委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（櫻井寿彦君） 日程第4 議案第52号 東御市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案に対する審査報告を求めます。

総務文教委員長。

○総務文教委員長（長越修一君） 総務文教委員会審査報告を申し上げます。

本委員会は、6月23日に付託された議案について、24日に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定によりご報告申し上げます。

議案第52号 東御市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例、原案を可決すべきものと決定。

審査経過、特に申し上げることはございません。

以上、報告を終わります。

○議長（櫻井寿彦君） これから委員長に対する質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 質疑なしと認めます。

総務文教委員長、着席願います。

これから議案第52号の討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第52号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものと決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

議案第52号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第 5 議案第53号 東御市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（櫻井寿彦君） 日程第5 議案第53号 東御市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。本案に対する審査報告を求めます。

社会福祉委員長。

○社会福祉委員長（阿部貴代枝さん） 社会福祉委員会審査報告を申し上げます。

本委員会は、6月23日に付託された議案について、24日に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告いたします。

議案第53号 東御市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、原案を可決すべきものと決定。

審査経過、子どもの安全を第一に考えるべきであり、質を落として保育所を確保するという事は時代に逆行する。安全面が担保できるか、市として検証を行い判断すべきという意見がありました。

採決の結果、賛成多数で原案を可決すべきものと決定しました。

以上、報告終わります。

○議長（櫻井寿彦君） これから委員長に対する質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 質疑なしと認めます。

社会福祉委員長、着席願います。

これから議案第53号の討論を行います。

平林千秋君、委員長の報告に反対ですか、賛成ですか。

○9番（平林千秋君） 反対です。

○議長（櫻井寿彦君） 横山好範君、委員長の報告に反対ですか、賛成ですか。

○3番（横山好範君） 賛成です。

○議長（櫻井寿彦君） ほかにございませんか。

まず委員長の報告に反対者の発言を許します。登壇の上、討論願います。

平林千秋君。

○9番（平林千秋君） 日本共産党の平林でございます。ただいま議題となりました家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例案を可決すべきとする社会福祉委員長の報告に反対する討論を行います。

本改正案は、小規模保育事業及び事業所内保育事業に利用する建物のうち、保育室等を4階以上に設ける建物の避難設備に関する基準を緩和するものであります。現行基準では、避難用設備について、屋内と避難用階段室とはバルコニー、または外気に接する窓、もしくは排煙設備のある付室を通じて連絡することとされています。本改正案は、ここで言う付室について、窓及び排煙施設がなくてもよいとするものであります。自力では脱出し得ない乳幼児を預かる保育施設の安全基準は万全なものであることが求められます。

厚生労働省も災害避難の観点から、保育室は原則として1階に設けることが望ましい。やむを得ず2階以上に保育室を設ける場合は、防災上必要な措置をとることが望ましいとしてきました。こ

の観点から従来、4階以上の保育室の設置は煙に巻かれず、救難に当たる消防隊などが外から確認できる屋外避難階段のみを許可条件としてきました。これが高層階に保育室を設ける歯止めともなってきたものです。

ところが2年前の子ども・子育て支援新制度の論議の中で、財界人などをつくる規制改革会議などが、保育分野をマーケットとして株式会社等の企業進出を容易にし、高層ビルや雑居ビルにも事業所内保育所を容易につくれるようにするため、これまでの基準を阻害要因として攻撃し、緩和を求めてきました。

こうした圧力の中で、これまでと同等の安全性と代替手段を前提として基準を緩和するとして、屋内の特別避難階段でも可能とする現行基準になったものです。しかしその際にも、当該建物の中において乳幼児や避難誘導のための保育士等が安全に避難し、外部から救助を待つことができる広さのスペースの確保、このために避難階段前の付室や区画された部屋、保育室とは別の外気に接する安全なスペースの確保が必要だとして、現行規定のように付室には窓ないし排煙施設を具備することを要件としてきたものであります。

今回の提案は、これまでと同等の安全性を確保するとしている付室における外気に接する窓や排煙設備をなくしてしまおうということです。これでいざというとき、子どもたちの安全は確保できるのか、根本的な検討が必要であります。なぜわずか2年で問題になってきた基準を緩和するのか、その説明も必要となります。

今回の改定提案は、国の政令が変わったからと読みかえ規定の提案のようであります。しかしこの実施については、いわゆる参酌基準であり、自動的に右へ倣えというものでもありません。小規模保育事業等の許認可権は市町村の権限であり、国の基準を参考にしながらも自治体として決めることができる分野であります。既に東御市では、この小規模保育等の設備、運営に関する基準について、保育士の配置では小規模保育A型、B型、C型及び事業所内保育施設のいずれでも保育の質を確保するためとして、すべて資格を持った保育士が当たるという国の緩和基準と異なる基準を採用しております。

今回の避難設備の基準についても、子どもの安全確保を第一に、十分に検討して決めるべきものだと考えます。

また、今回の改定案は、保育所待機児童解消のために必要だとの議論もありますので、これにも若干触れておきます。全国の待機児童数は2万3,000人余に上り、5年ぶりに増加しております。確かに状態は深刻です。入所を申し込んだが、前年より13万人も増えたのに、保育所増設、設備の速度と規模が親の希望に追いつかないという実態が浮き彫りになっています。今、求められているのは、公立、認可保育園の計画的、安定的な増設整備、保育士不足解消へ向かって国の責任による抜本的な処遇改善を行うことでもあります。安上がりに済む基準緩和ではないと思います。また事業所内保育所の推進になるとの議論もあります。しかし少なくとも現行基準で行えばよく、子どもの安全を後景に押しやれば犠牲は子どもたちにしわ寄せされるということをよく考えるべきだと私は

思います。

東御市は、小規模保育施設等の許認可権を持ちます。地域の子どもたちが安全に、健やかに育つ環境を整える、このことを第一に考え、その権限内で自主的に十分検討して対応すべきだと思います。

以上指摘して、本条例改定に反対する討論といたします。

○議長（櫻井寿彦君） 次に委員長の報告に賛成者の発言を許します。

横山好範君。

○3番（横山好範君） ただいまの委員長の報告に賛成の立場で討論をいたします。

家庭的保育事業等の設備、運営につきましては、児童福祉法において市町村は条例で基準を定めなければならないとされています。また、条例を定めるに当たっては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準、これは厚生労働省令であります。これに従って、あるいは参酌するものとされており。児童の身体的、精神的、社会的に必要な保育の水準を確保することを目的としていると、こういうことであります。

省令の一部改正が28年6月1日に施行されたことに伴い、市条例の改正が提案されたものであります。今回の改正される内容は、保育室が4階以上に設けられている場合に、屋内の避難用階段へ通じる付室の構造を変更し、排煙設備の設置規定を除く等のものであります。屋内の避難用階段及び付室の構造は、耐火性を十分に考慮した構造となっており、付室の出入り口も耐火構造とされていることから、安全性は保たれていると考えられます。

また、このほかにも周辺市町村における改正の動きにも考慮する必要があります。

以上のことから、この条例改正は委員長の報告のとおり可決することに賛成をします。

以上です。

○議長（櫻井寿彦君） これで討論を終わります。

これから議案第53号を採決します。本案は挙手により採決します。本案に対する委員長の報告は可決すべきものとの決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○議長（櫻井寿彦君） 挙手多数であります。

議案第53号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第 6 議案第54号 平成28年度東御市一般会計補正予算（第3号）

（質疑、討論、採決）

○議長（櫻井寿彦君） 日程第6 議案第54号 平成28年度東御市一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。

平林千秋君。

○9番（平林千秋君） それでは何点かお伺いいたします。

9ページ、これは湯の丸高原施設整備促進事業に関連したもので何点かあります。1つは、湯の丸高地トレーニング施設関連業務委託料150万円の減額であります。これは当初予算から見て150万円、皆減というふうになっております。それでその下の施設整備推進委員会負担金、これに組みかえるという中身ですが、その経緯をお知らせ願いたいと思います。

それと湯の丸関連でまとめてお伺いします。スポーツツーリズム調査等委託料ですが、この調査によってどういう回答というのですか、どういう実態、答申を得ようとしている、それを想定しているかという具体的中身をお知らせ願いたいと思います。

それから同じく同じ欄の散策路等調査測量委託料ですが、これはまた板平というふうに聞いておりますが、この調査の着手によって今後の開発、どんなことを展望しているための調査なのかということをお伺いします。

それと湯の丸に関連してですが、11ページの湯の丸高原観光対策事業費の登山道環境整備工事事業、これは池の平の遊歩道の整備だと思いますけれども、具体的にどんな規模で、どの箇所をやるようとしているのか、それをお伺いします。

それから追加でもう1点、9ページに戻りますが、農林水産業費の（12）クラスター推進事業のうち、土壌成分等分析業務委託料、この事業目的、どんな成果を期待しているか、それをお知らせ願いたいと思います。

以上です。

○議長（櫻井寿彦君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 湯の丸高原施設整備推進事業費の内容等につきまして、企画財政課長からお答えをいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（岩下正浩君） それでは平林議員のまず湯の丸高原高地トレーニング施設誘致関連業務委託料150万円皆減しまして、負担金等で再補正をさせていただいた中身について説明をさせていただきます。

まず6月10日、高地トレーニング拠点・プール施設整備推進委員会が開かれました。第1回の会議が開かれました。これ以前の会議からこの会議に移行していくということにつきましては、これまでも会議の中で説明をさせていただいてまいったところでありまして、今回6月10日の会議で日本水泳連盟が中心となった推進委員会というものが立ち上がりまして、日本水泳連盟から2名、長野県水連、長野県水泳連盟障害者水泳協会、そして長野県、そして有識者が2名、それと東御市長ということで、8名の委員が水連から委嘱を受けまして、そして検討の段階に入ったというものであります。

当初予算の中では150万円を委託料として上げてありまして、それは以前の誘致推進委員会とい

う中の使用を見込んでおりましたので、委託料ということで見込んでおりましたけれども、今後は推進委員会ということで進めていくということになりましたので、今回150万円は皆減をさせていただきます。

今後の中身につきましては、19の負担金にあります施設整備推進委員会負担金60万円、これを東御市も水連が進める中身に協力をしていくということで東御市が半分、水連が半分、それぞれ持ち合まして、この推進委員会を運営していくということになっています。

それと9の旅費、普通旅費30万円を見込んでおりますけれども、これは委員、また職員が水連と打ち合わせ等、また会議に出席する旅費ということで東御市分の出張旅費ということで見込んでいるところでありまして、水連と東御市、協力をし合いながら今後、誘致、建設推進活動を進めていくということでございます。

続きまして、スポーツツーリズム調査企画等委託ということで1,362万円を今回上げさせていただきました。それとあわせて散策路等調査測量等委託料ということで1,250万円、この2つの事業につきましては、歳入で見込んでございますけれども、国庫支出金で地方創生加速化交付金ということで、総額では6,292万円を見積もってあるところですが、そのうちのこの2つの事業ということになってきます。地方創生ということで国の事業、国の交付金100%ということで見積もっているところでありまして、この事業の目指すものといいますのは、湯の丸高原の観光地整備をそれぞれのところで施設をぽつぽつと点で整備をしていくということではなくて、面的に観光地を運営していくという、一般的にいいますとDMOというような言い方をしますけれども、観光地を運営するという観点から湯の丸高原全体を整備していく、そのような考え方の中で取り組んでいくものであります。

今回、スポーツツーリズムの調査につきましては、高地トレーニング環境を生かしたスポーツツーリズム、エコツーリズム、ヘルスツーリズム、健康増進のためのツーリズムですね、エコ・ヘルスツーリズムというのは。そういうものを今後湯の丸高原に観光客を呼び込むための旅行商品、体験プログラム、そういうものを企画、開発、設計をしていただくということで考えているものであります。

また、湯の丸高原山岳観光も誘客が盛んなわけでありまして、そのための山岳観光用のショップ、山登り用品とか、そういうものですね、そういうショップ、アンテナショップを湯の丸に誘致する、そういうことがどうやったら可能なのか、また今後どういうふうに進めていくのか、そのところを誘致するために調査委託をしていきたいという考え方でありまして、それがスポーツツーリズム調査企画等委託料であります。

続きまして、散策路等調査でありますけれども、湯の丸の第6リフトの南側に位置します一般的なまな板平という、少し平らになったところがございますけれども、そのところに散策路、あわせてジョギングができるトレイルランロードを整備したいということで、湯の丸高原施設整備基本構想の中で位置づけてある場所でありまして、今後このまな板平にランニングロード、散策路を整

備するに当たりまして、どのような道をどういう、傾斜とかいろいろありますので、どういふふうにやったらいいのか、その辺を調査、測量を委託していきたいというふうに考えています。

ただ、今後どのようにその事業化を図っていくのか、これについてはまだ未定の段階であります。以上です。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） まず9ページの農林水産業費の土壌成分等分析業務委託料につきましては、後ほど農林課長の方からご説明いたします。

私の方からは、11ページの湯の丸高原観光対策事業費のうちの登山道環境整備工事費の関係につきましてご説明させていただきます。

まず今回この工事におきましては、池の平駐車場から池の平までおりていく道路が約440メートルほど特殊舗装になっております。その部分が経年劣化等によりまして、修復が必要になったということで、部分的に改修をするものでありまして、おおむね延長440メートルのうち半分ぐらい、220メートルほどを舗装のやりかえをしたいというふうに考えております。

あとこの登山道等整備工事費の中には、登山道の既設の案内看板等の取りかえ設置として、52基ほどの看板の取りかえをあわせて行いたいということで予算を計上させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（櫻井寿彦君） 農林課長。

○農林課長（金井 泉君） 9ページの産業クラスター推進事業の委託料のうち、土壌成分分析業務委託料500万円につきまして、その事業内容と事業の目指すところということに関してお答えいたします。

これにつきましては市の特産物でありますクルマミ、それから八重原米、ワイン用ブドウ等につきまして、科学的根拠に基づく機能性食品的な側面を明確にすること、また土壌分析等によりまして、今後予定しております地理的表示保護制度への登録などに向けた基礎データの収集等を行っていききたいということで実施するものであります。

具体的な事業内容としましては、作物のつくられております土壌、それから先ほど申し上げた農産物の成分の分析の委託業務と、土壌分析の結果、市内そこらじゅうの畑を行う予定、300カ所ほど行う予定にしておりますけれども、それを地図上に落としまして、データを整理して、今後の資料としていくということを目的としております。

以上でございます。

○議長（櫻井寿彦君） 平林千秋君。

○9番（平林千秋君） 1点だけ追加してお聞きします。高地トレーニングプールに関連しての委託ですが、150万円皆減して、今回新しく設置した推進委員会の負担金ということで、そのほかに関連旅費ですね。それと予算歳出項目は高地トレーニングプールの構想推進というこの項目しかあ

りませんで、水連が中心になった推進委員会に業務委託する、そのほかに東御市として引き続き今年度の事業で、何か事業として、推進事業として行う予定はないということ、そういう理解、予算上はそういう理解であります、そういうことになりますか。その関係はどうなんでしょう。

○議長（櫻井寿彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（岩下正浩君） 高地トレーニング用プール関連に関してはないということでございます。

○議長（櫻井寿彦君） ほかにございませんか。

若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） それでは2点ほどお願いしたいと思います。

9ページのところでございます。先ほど話がありました産業クラスター推進事業費の特産物ブランド化促進業務委託料、それからその下の特産果樹生産実態等調査委託料、これの目的と、どのようにそれを活用するのかについてお尋ねします。

それから11ページのところですが、公債費、今回地方債の繰上償還ということで3億5,400万円ほど計上されています。ときによって公債、地方債の繰上償還ということは好ましいわけですが、今回これは予定されていたのか、あるいは今後の繰上償還の予定なんかがわかりましたらお願いしたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 8ページ、9ページの産業クラスター推進事業費の特産物ブランド化促進業務委託料、及び特産果樹生産実態等調査委託料につきましては、農林課長の方からご説明いたします。

○議長（櫻井寿彦君） 農林課長。

○農林課長（金井 泉君） 特産物ブランド化促進業務委託料の300万円でございますけれども、事業内容的にはICTを活用したプロモーションとブランド力向上につながるマーケティング調査という内容でございます。

具体的な事業内容としましては、ICTを活用した市や、農産物のプロモーションの実施ということで、今現在、考えておりますのは、スマホ用のシティプロモーションのアプリケーションの開発の委託を予定しております。それともう1点でございますが、今後の農産物の商品化計画や販売戦略の参考にするためのマーケティング調査の委託を考えております。調査の場所としましては、湯の丸のサービスエリア内にみえるお客様、それから大田区等での調査の方を予定しております。

それともう1点、委託料で特産果樹生産実態等調査委託料の400万円の関係でございます。これにつきましては特にクルミの関係を想定しております、クルミの生産実態、どうなっているか、どのくらい畑があるか、どんな品種が生産されているかという内容を委託しまして、特産物であるクルミの実態をつかみたいということが1点と、もう1点につきましては現在クルミの黒斑細菌病という病気がございます。これに関しまして、その病気に耐性のある品種やら病原菌の遺伝子分析

を行いまして、今後の栽培振興につなげたいということで、これも委託を予定しております。

費用につきましては、地方創生加速化交付金を使いまして、それを全額財源としまして、それを充てて事業を実施する予定でございます。

以上でございます。

○議長（櫻井寿彦君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 11ページの地方債の繰上償還の関係につきましては、企画財政課長からお答えいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（岩下正浩君） 地方債の繰上償還に関しましてですけれども、この繰上償還を当初から予定していたのかということですが、まずこれは当初には予定はしていなかったものです。この繰上償還をするに当たっては、市が所有している土地、土地開発公社からの買い戻しの土地とかが売れた場合、その場合につきましてはその分を順次繰上償還するということになっております。そのために今回繰上償還をするものでして、それとあわせて今回は利率の高い、今回繰上償還をするものは1.283%ということで、今、借りている中では一番利率の高いものでありまして、それを今回の土地売却代金と合わせて減債基金を活用して繰上償還をするものであります。

今後のことでありますけれども、今後これによりまして1%以上の起債についてはありませんので、今後につきましては今後の財政の状況、また運用状況、そういうものを検討しながら運用していくということになると思います。

以上です。

○議長（櫻井寿彦君） ほかにございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第54号を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

議案第54号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 7 陳情第49号 次期介護保険制度改正における福祉用具・住宅改修の見直しに関する陳情書

（委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（櫻井寿彦君） 日程第7 陳情第49号 次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する陳情書を議題とします。本件に対する審査報告を求めます。

社会福祉委員長。

○社会福祉委員長（阿部貴代枝さん） 社会福祉委員会審査報告を申し上げます。

本委員会は、6月23日に付託された陳情について、24日に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告いたします。

陳情第49号 次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する陳情書、採択すべきものと決定。

審査経過は特に申し上げることはございません。

以上、報告終わります。

○議長（櫻井寿彦君） これから委員長に対する質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 質疑なしと認めます。

社会福祉委員長、着席願います。

これから陳情第49号の討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 討論なしと認めます。

これから陳情第49号を採決いたします。この陳情に対する委員長の報告は、採択すべきものとの決定であります。

お諮りします。この陳情は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

陳情第49号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎日程第 8 陳情第50号 ことば・きこえの通級指導教室設置の陳情書

（委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（櫻井寿彦君） 日程第8 陳情第50号 ことば・きこえの通級指導教室設置の陳情書を議題とします。本件に対する審査報告を求めます。

総務文教委員長。

○総務文教委員長（長越修一君） 総務文教委員会陳情審査報告を申し上げます。

本委員会は、6月23日に付託された陳情について、24日に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定によりご報告申し上げます。

陳情第50号 ことば・きこえの通級指導教室設置の陳情書、採択すべきものと決定。

審査経過、特に申し上げることはございません。

以上、報告終わります。

○議長（櫻井寿彦君） これから委員長に対する質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 質疑なしと認めます。

総務文教委員長、着席願います。

これから陳情第50号の討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 討論なしと認めます。

これから陳情第50号を採決いたします。この陳情に対する委員長の報告は、採択すべきものとの決定であります。

お諮りします。この陳情は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

陳情第50号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎日程第 9 議員提出議案第 4号 次期介護保険制度改正における福祉用具・住宅改修の見直しに関する意見書の提出について

（上程、説明、質疑、討論、採決）

○議長（櫻井寿彦君） 日程第9 議員提出議案第4号 次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書の提出についてを議題とします。本案を書記に朗読させます。

○書記 議員提出議案第4号 次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、厚生労働大臣あて、別記のとおり提出するものとする。

平成28年6月29日。

東御市議会議長、櫻井寿彦様。

提出者、東御市議会議員、阿部貴代枝。

賛成者、横山好範、平林千秋、依田俊良、三縄雅枝、町田千秋。

別記

次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書。

記

平成27年6月30日に閣議決定された「骨太の方針」の中で、次期介護保険制度改正に向けて軽度者に対する福祉用具貸与等の給付の見直しを検討することが盛り込まれました。現行の介護保険制度による福祉用具、住宅改修のサービスは高齢者自身の自立意欲を高め、介護者の負担軽減を図る

という極めて重要な役割を果たしています。

例えば手すりや歩行器など、軽度者向け福祉用具は、転倒、骨折予防や自立した生活の継続を実現し、重度化を防ぎ遅らせることに役立っています。また、安全な外出機会を保障することによって、特に一人暮らしの高齢者のとじこもりを防ぎ、社会生活の維持につながっています。

仮に軽度者に対する福祉用具、住宅改修の利用が原則自己負担になれば、特に低所得世帯等弱者の切り捨てになりかねず、また、福祉用具、住宅改修の利用が抑制され、重度化が進展し、結果として介護保険給付の適正化という目的に反して高齢者の自立的な生活を阻害し、給付費が増大するおそれがあります。

以上の理由から、次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しにおいては高齢者の自立を支援し、介護の重度化を防ぐといった介護保険の理念に沿って介護が必要な方の生活を支える観点から検討を行うことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○議長（櫻井寿彦君） 本案に対する提案者の趣旨説明を願います。

阿部貴代枝さん。

○8番（阿部貴代枝さん） 議員提出議案第4号につきましては、ただいま書記が朗読したとおりでございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井寿彦君） これから提案者に対する質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 質疑なしと認めます。

阿部貴代枝さん、着席願います。

これから議員提出議案第4号の討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 討論なしと認めます。

これから議員提出議案第4号を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

議員提出議案第4号は原案のとおり可決をされました。

◎日程第10 議員派遣について

○議長（櫻井寿彦君） 日程第10 議員派遣についてを議題とします。

お手元に配付しました議員派遣日程のとおり、地方自治法第100条第13項及び会議規則第160条の規定により議員を派遣したいと思います。

お諮りします。別紙議員派遣日程表のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(櫻井寿彦君) 異議なしと認めます。

よって、議員派遣日程表のとおり議員を派遣することに決定しました。

これで本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

◎市長閉会あいさつ

○議長(櫻井寿彦君) ここで市長からあいさつがあります。

市長。

○市長(花岡利夫君) 平成28年第2回定例会の閉会に当たり、一言御礼のごあいさつを申し上げます。

6月3日に開会されました今定例会は、本日まで27日間にわたり、提案させていただいた諸議案について慎重なるご審議をいただきました。いずれの議案も原案どおりご承認、ご決定を賜り、厚く御礼申し上げます。

今定例会は、4月の市長選挙後の初の定例会でありましたので、初日には今後4年間の市政運営の基本方針と施策の一端を所信表明として申し述べさせていただきました。ご審議いただく中で、議員の皆様から市政に対する貴重なご意見やご提言を賜り、誠にありがとうございました。今後の市政運営に生かしてまいりたいと考えております。

先日、東洋経済新報社から全国813の市と区を対象にした「住みよさランキング2016」が発表されました。昨年全国で52位であった本市は、今回51位にランキングされました。「住みよさランキング」は、公的な統計をもとに、それぞれの市などが持つ都市力を安心度、利便度、快適度、富裕度、住居水準充実度の5つの観点から偏差値を算出し、これらの平均値で総合評価としてランキングづけされたものであります。長野県内では、2番目であったものの、全国では昨年よりも順位が1つ上がったことで、改めてバランスのとれた市政運営の重要性を感じるとともに、2年続けての高い順位に本市の住みよさは本物であると確信したところでございます。

本市は、豊かな自然と日当たりのよさ、更に空の広さと景観のすばらしさ、住む人の明るさと優しさ、都心や県内主要都市からの近さ、アクセスのよさ、そして近隣の市への通勤距離が短く、住むにはちょうどいい環境にあり、まさにほどよく田舎でございます。標高差を生かした観光資源や農産物に加え、6次産業化の推進等により本誌の魅力を更にアップさせることで、東御市のすばらしさや住みよさを全国に知っていただき、移住者を誘ってまいります。

また、市民の皆様が暮らしやすさをより実感できるまちづくりを進めるため、職員のみならず市民の皆様や議員各位がともに手を携え、一人の百歩より百人の一步で東御市発展のためにお力添えをいただきますようお願い申し上げます。

時節柄、遠く沖縄では梅雨明けが報じられ、本格的な酷暑の季節を迎えることとなります。議員

の皆様におかれましては、健康に十分ご留意いただき、いよいよご活躍をご祈念申し上げ、簡単ではございますが、閉会のごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（櫻井寿彦君） これをもちまして、平成28年東御市議会第2回定例会を閉会とします。
ご苦労さまでした。

（午後 2時24分）

○事務局長（堀内和子さん） お知らせいたします。ただいまより表彰の伝達式を行いますので、しばらくそのままお待ちください。

去る5月31日、東京国際フォーラムで開催されました全国市議会議長会第92回定期総会の席上におきまして、堀高明議員が表彰状を、櫻井寿彦議長が感謝状を受けられましたので、ここで表彰状並びに感謝状の伝達を行います。

堀高明議員、恐縮ですが、前にお進みください。

それでは堀高明議員への伝達を議長から申し上げます。

○議長（櫻井寿彦君） 表彰状。東御市、堀高明殿。

あなたは市議会議員として15年市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第92回定期総会に当たり、本会表彰規定により表彰いたします。

平成28年5月31日。

全国市議会議長会会長、岡下勝彦。

（拍手）

○事務局長（堀内和子さん） 市議、おめでとうございます。

○18番（堀高明君） どうもありがとうございました。

○事務局長（堀内和子さん） 続きまして、櫻井寿彦議長への伝達を清水副議長から申し上げます。
副議長、前へお願いいたします。

○副議長（清水新一君） 感謝状。東御市、櫻井寿彦殿。

あなたは全国市議会議長会地方行政委員会委員として、会の運営の重責に当たられ、本会の使命達成に尽くされた功績は誠に顕著なものがありますので、第92回定期総会に当たり、深甚な感謝を表彰します。

平成28年5月31日。

全国市議会議長会会長、岡下勝彦。

（拍手）

○事務局長（堀内和子さん） 櫻井議長、誠におめでとうございます。

それでは改めまして、お2人に拍手をお願いいたします。

(拍 手)

○18番(堀 高明君) 一言、お礼を申し上げたいと思います。

北信越議長会に続いて、全国議長会から表彰状をいただき、非常に光栄に存じております。本当にありがとうございました。

議員生活20年になりますが、この間、ご支援いただいたすべての皆様に感謝を申し上げ、お礼いたします。ありがとうございました。

(拍 手)

○事務局長(堀内和子さん) おめでとうございます。

以上をもちまして、表彰等の伝達を終わりといたします。散会してください。ありがとうございました。